

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成28年3月4日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成28年 3月 4日
2. 閉 会 平成28年 3月17日
3. 会 期 14日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

2. 不応招議員

な し

## 平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 平成28年3月4日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 総務常任委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

#### 平成28年3月7日（月）

- 日程第1 一般質問（三留満 薄幸一 小柴敬）

#### 平成28年3月8日（火）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 伊藤一男 三留正義 長谷川義雄 渡部憲）

#### 平成28年3月9日（水）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 荒海清隆 青木照夫 清野佐一）
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 平成28年3月10日（木）

- 日程第1 議案第7号 西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第8号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第3 議案第9号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第10号 西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例
- 日程第5 議案第11号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第6 議案第12号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第13号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第8 議案第14号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第9 議案第15号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第16号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第17号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第18号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第13 議案第19号 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第14 議案第20号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第21号 平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第16 議案第35号 西会津町過疎地域自立促進計画の策定について

**平成28年3月14日（月）**

- 日程第1 議案第22号 平成28年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第23号 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第24号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第29号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第30号 平成28年度西会津町介護保険特別会計予算

日程第10	議案第31号	平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第32号	平成28年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第33号	平成28年度西会津町本町財産区特別会計予算

#### 平成28年3月16日（水）

日程第1	議案第22号	平成28年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第23号	平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第24号	平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第25号	平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第26号	平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第27号	平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第28号	平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第29号	平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第30号	平成28年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第31号	平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第32号	平成28年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第33号	平成28年度西会津町本町財産区特別会計予算

#### 平成28年3月17日（木）

日程第1	議案第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第2	議案第36号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
日程第3	陳情第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
日程第4	意見書案第1号	公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書
日程第5		総務常任委員会の継続審査申出について
日程第6		議会運営委員会の継続審査申出について
日程第7		議会広報特別委員会の継続審査申出について
日程第8		議会活性化特別委員会の継続審査申出について
日程第9		小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月4日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第4 総務常任委員会陳情継続審査報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を開会  
します。 (10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 28 年度当初予算をはじめ、条例の制定、計画策定の審議など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 36 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会に受理した陳情は 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長からは副町長、各課長等及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、長谷川義雄君、8 番、渡部憲君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの14日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、総務常任委員会の陳情継続審査報告を行います。総務常任委員会から陳情にかかる継続事件審査事件について、調査が終了したことから、報告したい旨の申出がありましたので、これより報告を行います。総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、総務常任委員会の陳情継続審査報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(11時50分)



平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月7日(月)

開 会 13時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月7日 午後1時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 三 留 満  | 2. 薄 幸 一  | 3. 小 柴 敬  |
| 4. 猪俣 常三  | 5. 伊藤 一男  | 6. 三留 正義  |
| 7. 長谷川義雄  | 8. 渡 部 憲  | 9. 多 賀 剛  |
| 10. 荒海 清隆 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成28年第1回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、三留満君。

○三留満 1番、三留満です。本定例会に2件の質問事項を提出しておりますので、順次質問をいたします。

最初に、西会津小学校にプールの必要性について伺います。西会津小学校が新校舎に移転し1年が経過しようとしています。真新しい素晴らしい校舎で、児童たちは元気に過ごしていると聞いておりますが、一方で課題もあるようです。今回はプールの問題に絞って質問をいたします。

昨年、夏休みに入って、保護者の方々より、子どもたちの夏休みのことで相談や要望を受けることが何度かありました。新校舎になる前は、夏休みになると学校のプールに週何回か通えていました。新校舎にはプールがないので、さゆり公園のプールを利用していますが、週1回の利用だけになってしまい、子どもたちは時間を持て余して、テレビやゲームに時間を費やしている、何とか対応を考えてほしいと。このような内容でありました。また、学校の授業の内容においても、プールで泳げる時間は思ったほど取れていないとの指摘もございました。

そして、先般の子ども議会において、学校にプールをつくってほしいとの質問がありました。このままでは水泳のレベルがどんどん落ちてしまうとの心配もあるとのこと。子どもたちや保護者にとっては、切実な問題ではないでしょうか。

そのような経過を踏まえ、次の3点について伺います。

1番、さゆり公園プールを利用した水泳の授業については、現状をどのように認識されているのか伺います。

2点、夏休みのさゆり公園プールの利用については、現状の問題点と今後の改善点について、どのように考えているのか、特に夏休みの利用回数を増やす方法はないのか伺います。

3点目、町は小中連携教育から一貫教育と、新しい方針を示しております。小学校や中学校、両方で使えるプールを設置することを検討する考えはありませんか。当町では、中学校の統合から始まり、小学校の統合がなり、今日、幼児教育においては認定こども園が来年4月に開園となります。幼児教育から義務教育までの、町の唯一、そして最後の拠点であります。長期的な視点に立った前向きな判断と賢明な決断を強く期待をするものであります。

次に、空家対策法における特定空家等について伺います。空き家問題が全国的に深刻となり、国においては、空家等対策の推進に関する特別措置法、当町では、空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。当町でも特別措置法における特定空家等に該当すると思われる空き家が見受けられます。特定空家等の定義については、そのまま放置すれば

倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態。また、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。著しく景観を損なっている状態。周辺的生活環境の保全を図るために、放置しておくことが不適切な状態ということになっております。

当町にも早急に対策を必要とする廃墟と化した危険な空き家が少なからず存在しております。把握状況と今後の対策について伺います。

1、特定空家等に該当すると思われる件数は把握しておりますか。いれば、その件数、いなければ、今後の調査の予定について。

2、これまで条例による補助金を利用して、解体、撤去した例はありますか。また、今後の具体的な計画についてはいかがでしょうか。

3、町が今後検討していく木質バイオマス計画の中で、空き家の解体等で発生する木材等を産業廃棄物としてではなく、木質エネルギー資源として活用し、空き家の解体、処分費用の低減を図ることを検討できないか伺います。空き家が解体処分されないまま、そのまま経過し、廃墟と化している最大の要因は、処分に多額の費用を要することであることは誰もが認めるところであります。

今、所有者不在、高齢化による負担能力の問題等、取り巻く環境は今後ますます厳しくなっていくと見えます。早めの対策が求められますが見解をお伺いします。

以上であります。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 1番、三留満議員のご質問のうち、西会津小学校のプールについてお答えします。

はじめに、平成27年度に実施した水泳の授業についてであります。1学年は屋外の幼児用プールを利用して実施いたしましたが、雨や低温のため利用できない日がありました。これにより計画どおりの授業時間は確保できなかったものの、指導の目的はおおむね達成できたとの報告を受けております。また、2学年から6学年までの授業は、計画どおりにできました。

次に、夏休み期間中のプールの利用についてであります。今年度はプールの施設管理者などの協力をいただき、さゆり公園屋内プールの定休日である月曜日に校内学習会と併せたプール指導を実施してまいりました。なお、実施に際しては、低・中学年も利用できるよう水位調整が必要であることから4回のみの実施となったところであります。

今年の夏休みにつきましては、日数の増加や安全確保の方法などについて、学校やプールの施設管理者などと協議を進め、できるだけ児童や保護者の希望に沿った対応に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、プールの建設についてのご質問であります。これにつきましては、子ども議会でも同様の質問がございました。小学校のプールにつきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、町小学校統合推進委員会において、小学校にはプールを設置せず、さゆり公園プールを使用する。という基本方針が決定されたことから、これに基づき進めてきたところであります。

しかしながら、今年度さゆり公園プールを使用した結果、さまざまな課題が浮上してきたことから、再度、町民の皆さんにご検討いただく場を設けてまいりたいと考えておりま

すので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 1番、三留満議員のご質問のうち、空家対策法における特定空家等についてのご質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、議員が申されましたように、1つ目として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある常態、2つ目としましては、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある常態、3つ目として、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損ねている常態、4つ目として、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不相当である常態、これらを特定空家等と定めております。

法に定める特定空家等として適用する場合は、空き家所有者の意向確認や、建築の専門家による空き家の危険度評価を行ったのち、助言または指導・勧告・命令の手続きを、順を経て行うこととなっておりますことから、現在、件数の把握はしておりません。今後の調査につきましては、今年度実施いたしました空き家調査データを精査しながら、建築の専門家からのご意見をいただき、建物の危険度判定を行う予定でありますので、ご理解願います。

また、ご質問のありました条例による補助金を利用して解体、処分した例につきましては、これまでありません。

空き家の解体は、所有者に第一義的な責任管理がありますが、所有者の方が経済的な理由で取り壊すことが困難な場合、補助金を利用し解体することができることとなっておりますので、ご理解願います。

次に、木質バイオマス計画の中で、空き家の解体された材料を資源として利用できないかのご質問であります。町が計画しております木質バイオマス計画は、主に広葉樹を活用し、オガ粉活用のシイタケ栽培や、ペレット燃料材の生産を図るなど、山の再生及び森林資源の有効的な活用を図ることとしております。空き家の解体により発生した材料の処分は、産業廃棄物となり、廃棄物運搬業者により、産業廃棄物処理業者に持ち込まなければならないこととなっております。中間処理業者がチップに再生し販売することはできますが、町が計画しているバイオマス計画でのチップ化など直接的な利用は、現在の法律上できないこととなります。

町といたしましては、空き家解体の費用の低減が図られるよう、空き家所有者と連絡を取りながら、空き家等の適正管理に努めてまいりますので、ご理解を願います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは再質問をいたします。まず水泳の授業に関しては、概ね計画どおり遂行されたというようなことではありますが、私が保護者の方々からお伺いしたその内容によれば、2時間の時間割の中で、実際にプールに入って泳げている時間は、半分か、もう少し多いか、そのぐらいだと。このままいけば、子ども議会でも出ましたけれども、水泳のレベルがどんどん落ちてしまう。あるいは下級生の子どもたちの将来が心配だというような、そんな意見も出ておりました。私は、このプール問題については、2つ問題点といたしますか、課題があると思っております。

1つは、授業として十分、子どもたちの満足度といいますか、対応できているのかということと、さっきも言いました夏休みの件ですね。まず最初に授業としてのプール、水泳のことなんですが、子どもたちは、どうも自分たちの思うほどの、やっぱりことができているという気持ち、そして保護者の方もそういう気持ちがいぶんどい、私はお話を聞いておりますが、その点については、まずどうでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 今ほどのおたしでございまして、小学校の授業につきましては、1、2年が水遊び、3、4年が水に浮くとか、5、6年がある程度の距離を泳ぐと、そういった流れで進んでおります。だいたい1年、2年は水遊び、3、4年が水に浮く、5、6年が水泳と。そういうことで、2年計画で授業を行っております。ですので、単年度でなかなかうまく進まないという場合がございます、翌年度できっちりと、そこはもとの目的に向けて到達していくと、そういった流れになります。それで、結果、5、6年になりまして、最終目的であります25メートルから50メートル、クロールとか平泳ぎで泳ぐと。そういった流れで授業は進んでおりますので、そこにつきましては、なおご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 統合前の小学校の時代、あのころは夏休みに入ると5つの学校で町内水泳大会というのがありました。上級生は6月末頃から、もう毎日のように放課後プールに入って、練習をして、それぞれが自分の記録や、あるいは泳げるようになりたいとか、あるいはより速いレベルに達したいという、随分、目標を持ってやっていたというふうに。また、学校の先生方も随分熱心にそういう指導をされていたというふうに私は記憶しております。

また、今の子どもたちの保護者の方々の世代、この年代の人たちも、やはりそういうところで育ってきた世代です。学校の授業だけですべてが思うように、なかなかいかないような感じを受けているようで、いまの、このプールのない状態のままいくと、小学校で、要は今言われたような25メートルの泳ぎができない子も出てしまうのではないかというような、保護者の中の危惧もあるようです。

そして、伺いますが、今、学校の授業としては、6年生になったときに、まず全員泳げるようになっているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに現在、6年生全員が目標に到達するという、到達しているという段階ではございません。中には、やはりどうしても水になじめないというお子さんもおられます。そういったお子さんにつきましては、水泳のみならず、水泳の部分というよりも、球技だったり陸上だったり、そういった部分で独自の能力の発揮する場ががんばっていただいているという形もございまして、100パーセント、25メートル、50メートル泳げていると、そういった状況にはないことは確かでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 さっきもちょっと申し上げましたけれども、今の子どもたちの保護者の世代というのは、本当に学校の先生方が随分と熱心な指導をされて、必ず卒業するとき、あるいは

は6年生になったら泳げるようにするんだというくらい、やっぱりそういう指導者としての、あの当時の熱意といいますか、情熱を感じておりました。そしてたぶん子どもたちも、そういうことに応えて、今の保護者の中では泳げないなんていう人はほとんどいないんじゃないかなと、私は思っております。

それで、やはり6年生になって泳げないというのは、私はそれ以前に、やっぱり3年生から5年生ぐらいの中で、きちっと泳げるところまでいっていない。特に、いわゆる4、5年生のゴールデンエイジといわれる、もっとも子どもの伸び盛りのときに、やはりそこが一番大事な時期に、ただ学校の授業だけでは、なかなか覚えきれないところがあるのかなと、たぶん先生方はそういうことを十分ご承知でしたから、やはり放課後、そうやって大会ということもあったでしょうけれども。子どもたちに何とかしてあげたいという、みんな泳げるようにしてあげるんだという、強い思いがあったと私は思っていますが、今、学校の指導方針としては、例えば放課後、そういう別メニューで指導するというようなことは、基本的にはやらないということなんでしょうか、ちょっとそこをお伺いします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに5校の小学校が各地区にあったころは、町内の子どもたちで水泳競技大会と、ございました。統合以降、そういった場がなくなったということから、平成25年度から会津坂下町と一緒にしまして、水泳記録会に西会津町も加わらせていただいております。この記録会、この内容でございますが、通常の学校で泳ぐというか、教わるのがクロール、平泳ぎ、そういった部分でございますが、この競技会ではバタフライとか、メドレーリレーとか、そういった非常にハイレベルな部分で、みんなで競い合うと、そういったところもございます。実際、西会津町の6年生につきましても、課外授業で、これだけではないんですが、水泳の能力の向上という部分で課外授業も実際は実施してございます。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 先ほども申し上げましたけれども、私は子どもたちの一番伸びる時期というのは、小学校の4年生、5年生、この時期だと思っております。私も一時期スポーツ少年団に関わったときがあります。本当に4年生に入った当初、試合に出せるようなレベルになるのかなという子どもも、やはり一生懸命やっていると、必ずそれらしく選手の試合で出られるような、ほとんどの子はなります。やはりこの時期にやることが一番大事だと思うんですね。6年生になると、むしろ体も大きくなる。あるいはプライド、そういうものが出てきて、下級生にバカにされたくないとか、そうなると、とことん嫌いになってしまう。むしろ私は、本当にやるべきは、やっぱり4年生、5年生のときにしっかり泳げるように指導、教える、そういうことが本当は必要ではないのかなと考えております。

それで、夏休みのさゆり公園のプールについてですが、今、週1回という利用で、このことについては、今の返答の中では、やはり検討するということですがけれども、やはり保護者の方々からすれば、到底やはり子どもたちにとっても納得できない、週1回ではね。そういう声が随分と多いです。ここにですね、ある市民プールでの、古くなった市民プールを廃止するというときに、学校のプールを開放したときの、ひとつの理由付けといいま

すか、ここにこんな文章があるんですね。夏休みの子どもの居場所づくりとしてプールは必要だと、ここだと思っんですよ、私は。かつてのように隣近所に仲間や友達がいっぱいいた時代と違います。子どもたちは孤立してしまっているという保護者の声です。友達が近くにいないと、結局テレビやゲーム三昧になってしまう。やはりここに保護者の方々は一番危惧をされている。そして、やはり行き場を失ってしまうというのが保護者と。それでもまだ周りに面倒をみてくれる保護者がおる家庭は、子どもたちはまだいいでしょう。でも、家の中に1人残されたり、あるいは2人で残された子どもたちは、結局、この時間をどう過ごして、プールだけの問題ではないと思いますけれども、そういうことに対して、やはり私は夏休みは、思いっきり子どもたちがプールで遊べるような環境を町につくっていただきたい。このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 まず一番伸びるであろう4年生、5年生のプールの授業という部分ですが、平成27年度の実績でみますと、学校で当初予定した授業数が12時間ございました。ただ、伸びが著しい子どもたちですので、それに対しまして、実際プール時間を設けたのは16時間ということで、この学年については手厚く、その能力を開花させるべく努力しております。

あと夏休みのプールの関係であります、確かに居場所づくりという部分もございます。学校では、これまでもプールの開放という形ではなくて、学習会と合わせたプール指導というものを行ってまいりました。勉強をしながら、勉強が終わったあと、じゃあみんなでプールに行きましょうということで、ただ預かるというか、プールで遊ぶだけではなくて、しっかりと教員OBの先生方とか、そういったボランティアの方々に勉強を教えていただきながら、そのあとはみんなでプールに行って、そこもPTAの皆さんのご協力をいただきながら、しっかりと安全確保のもと、プールを実施してきたというのがございました。ただ、実施回数がどうしても少ないと、低学年の児童に合わせますと、水位の調整をしなくてはいけないということで、さゆり公園のプールは普通ですと110センチ程度、2年生のだいたい立って肩の高さですと、85センチになりますので、25センチの水を抜かなければいけません。抜くのは早いです、またそれをプラスしていくという、加水をしていくのに時間がかかりまして、どうしても27年度は、月曜日、一般の方々と重複しないときに開放というか、プールの指導を行ったわけなんです、この夏につきましては、火曜日に向けてというか、より使用回数ができるような形で進めていきたいということで、施設の管理者、あと町民の皆さんにもご協力いただきながら、回数を増やしていきたいなと、そのように考えております。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それで、今後、検討していくという答えもありましたけれども、やはりこの辺については、やはり子どもたちの希望、どんな希望を持っているのか、やはり聞いていただきたい。それから、保護者の方々に、やはりアンケートを取るなり、あるいは夜でもいいですから集まっていただいて、その意見を聞いていただく。そういう機会をぜひつくっていただきたいと、これは強く要望いたします。



水泳の授業については、これさゆり公園を利用するとした西会津小学校統合推進委員会の答申と、これは大変重いものがあります。しかし、それは小学校単独の統合に際しての答申であって、今、町が進めようとしている小中一貫教育体制ということに立つならば、私は新しい視点に立って、小学校、ひいては中学校も使えるようなプールをつくることができないのか、このことについてどのように考えておられますか、お伺いします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

小中一貫校に付属するプールという部分につきましては、現在のところ考えてございません。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 ちなみに、中学校の水泳の授業はどのような体系になっておりますか、伺います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

27年度の中学校のプールの授業でございますが、9時間、1年、2年、3年、すべて9時間を予定してございました。実際、実施されましたのは6時間ということで、1回、3時間で授業を進めておりましたので、1回は天候の状況でできなかったということで、6時間の授業ということになりました。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 西会津中学校、そして西会津小学校、認定こども園、西会津の幼児教育から義務教育までの、あの場所は唯一の、そして最後の西会津の拠点です。今後どのようなことがあっても、あの学校は残ります、残らなければならないし、残す責任はわれわれにあります。私は、あそこに、やっぱり長期的な視点に立てば、やはりプールは必要ではないのかなと考えておりますが、これについては、町長の直接の回答をいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一般的に学校が新しくなった場合、3点セット、前にも言いましたけれども、体育館、グラウンド、プール、こういうのが併設されているのが教育施設の一環だというふうに思っております。そこで、今回、小学校が新しく建築する場合に、やはりこういった3点セットということについても十分、この中でも検討をいたしました。統一的に使えるものは、やっぱり共同で使おうということになって、グラウンドは、もう全天候型になっておりますから、あるいは野球場も別にあるということもあって、これ十分であろうと。そして新しい小学校の園庭という部分も、これは設置をするということになりまして、これはここで完備をされた。体育館も、クラス、あるいは学年ごとに授業体系を変えれば利用できるであろうと、そして小規模な集会とか、集まる場合については、これは小学校にあるところも広場を使うこともできるというようなことで検討してきたわけです。

プールについては、これは25メートルプールと、それからいわゆる建屋内にあるプールがありましたので、こちら、どちらかを使えば、何とか使えるんじゃないかということで、当時、いろいろ時間帯の問題や送迎の関係も何回か質問の中で出てきて、お答えをし、じ

やあ実施してみようということに実はなっております。

それで、この実施経過でありますけれども、それは今ほどいろいろやり取りの中で聞かせていただいたわけです。プールがないことによって、学力が低下した、あるいは水泳力が落ちた、競技力が落ちたということが一番懸念をされるわけでありますので、これから、やっぱり本当にプールが必要かどうかということについて、もちろん子どもたちの意見、そして保護者、それからいろいろ各界、各層、こういった方々の意見を聞いて、そして今回の、今年の28年度の夏を乗り切って使用してみていただくと。そこで、いろいろさらに課題が出てきて、検討するという過程において、これはどうしても学校にプールが必要だと、こういう結論にした場合については、町としてもその旨、尊重しながら対応していきたいということでありますので、今度の夏の状況を十分に把握をしてみたいというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今年の夏を試行して、答えを出したいということでありますが、ぜひ前向きな答えをいただけるよう、私は期待を申し上げます。

次に、空き家の問題についてちょっとお伺いします。再質問いたします。特定空家というものについて、調査はまだされていないということでありますが、やはり町内を歩いてみますと、現実的に極めて危険な状態にある場所、何箇所かそういう、私は空き家と思っていないですね、廃墟です。廃墟、廃屋です。そして、今年はたまたま雪が少なかったからいいんですが、そこに雪降ろしに、ある程度雪が積もって、登った方のお話を聞きますと、もう上がっただけでゆさゆさして、もう恐ろしいというような、そんな返事もありました。やはりそういう、ましてや中には道路のすぐそばと、隣近所の方々も大変苦慮されている。困り果てているんですけれども、その所有者はこの地方にはいらっしやらない、そしてなおかつ高齢化されていて、解体するにも負担能力がないと、そういうことで何とかしなければならぬ、しなければいけないという声はありますけれども、なかなか出口が見えてこない。今、先ほどの返答では、やはり、もちろん最終的にはそれは所有者の負担、責任ではあるんですが、現実的には、そのような状態のまま推移してしまっ、万が一、それが災害に発展したと。あるいは場合によっては人身事故等の起きかねないようなものが私は見受けられます。

このようなものに対しては、町の中では、空き家条例では、緊急措置ですか、というようなものもありましたけれども、これについては、そのような危険なものに対しては、対応は考えておられるのかどうか、伺います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

今年度、空き家等の調査を自治区長さんを通して行いました。その結果、745戸の空き家があるというのが、この把握している現在ですけれども、判明してございます。おっしゃいましたように、特定空家にいたるまでのその経過というのは4項目ございまして、それも順序を経て、指導、助言、勧告、命令というような手続きを経て、はじめてなるわけです。議員おっしゃいましたように、町内、空き家の中でも、特にその廃屋とみられるようなものもあるというのは十分認識してございます。

その責任ということでございますけれども、これもおっしゃいましたように、所有者の責任というのが第1次的にくるわけではございますけれども、そのやはり、危険な部分、おっしゃいましたように落雪とかという部分もありますけれども、現在のところ、その町では特定空家等までのものはないということでございますので、やはり所有者の方と連絡を取りながら対処していくようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 本年度予算の中で、1件予算を計上されていたように記憶しているんですが、具体的に、まずそういうことの取り組みをやってみるという予定はありませんか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

すみません、私ちょっと答弁のほうで、ニュアンスがちよっとはき違ひまして、緊急措置ということでございますので、緊急措置、そういう危険なものにつきましては、町でも予算を計上しておりますので、そのような物件があったときには対処してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今年は本当に雪が少ないことによって、そのような倒壊の危険はなかったのかなと思いますが、そこを通った人たちから言わせると、もう恐怖感を覚えるというような状態であったそうです。雪が1メートル以上も積もって、それが落ちてきたら、もうそれこそ本当に命に関わると、そして家屋そのものがこっちと一緒に崩れ落ちる。そんな危険性さえ地元の人たちも感じておられたそうです。やはり、ぜひ、そういうことに、1件でもいいですから、まず取り組んでみて、その課題、そして問題点を洗い出して、ぜひ取り組んでほしいと思っております。

それで、この空き家の問題については、先日、そういうことに関わっている方にお話をお伺いしましたら、空き家問題はこれからが本番ですと、よほどその対策をしっかりと取っていかないと大変なことになると。そんなことを申しておられました。

それともう1点、これはなかなか法律的にバイオマスのほうで、そういうことができないのかなというような、ごく簡単な考え方といいますか、産業廃棄物であるということは重々承知しておりますが、それを何らかの形で利用するような方法を取っていかないと、結局、空き家ばかりが増えていって、みんなその処分をするお金が少子高齢化し、またこの地域に住んでいない人たちなんかにとっては知らんぷりと、やろうと思えばできる。そしてなおかつ、まだそこに縁がある人たちならまだいいでしょう。しかしそれが、世代が変わって、まったくこの町と付き合いもなくなった人たちにとっては、ただの負の遺産でしかない。まったく関わろうとしないというようなことが起きかねない。この問題については、やはりいかに最終的には、お金をかけないで、危険になる前に処分をするかということについて、こういう方法はできないのかなと思って質問をしましたがけれども、いずれにせよ、この空き家問題は、今後ますます大きな問題になるということだけは事実でありますから、十分な対応を今から取っていただき、そのことを要望して、私の質問とさせていただきます。終わります。ありがとうございました。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、こんにちは。2番、薄幸一でございます。今回、2問の一般質問をさせていただきます。今回、定例会において提案理由の説明書より質問させていただきます。

全国的に少子高齢化の時代が到来しております。高齢者が尊敬されない社会であれば、若者が自分の将来や老後に希望を持てるはずもなく、若者の西会津離れ、その根底にあるもの、全て自分の生活の先行きに対し不安があると思います。老後に不安があれば、消費意欲も減退しますし、少子化を加速させる一因につながると思います。

今年度は雪が少なく、生活もしやすかったと思います。例年ですと雪処理に多くの時間を費やし、大変な労働でもあります。自然に恵まれ、食べ物にも恵まれ、雪に心配がなければ、住みよい町だと感じております。安全安心で暮せる西会津町であれば、人口減少も少し抑えられることと思います。

今回、2問の質問をさせていただきます。

1つ目、安全安心な暮らしの確保に向けての町の取り組みについてであります。

1点目、高齢化率が42パーセントを超え、冬期間の除雪が困難な世帯に雪処理支援隊が活躍された状況について伺います。

2点目、除雪作業にあたり、安全管理、作業時間、除雪範囲など、どのような規則があったのか伺います。

2点目であります。地域おこし推進と人材の育成についてであります。

1点目、近年、飛躍的に来場者が増加している西会津国際芸術村で、移住相談などの拠点施設として機能を加えるとありますが、今現在、移住者の希望があれば、すぐにでも移住できるか伺います。

2点目、移住された方に、町として新しいサポートをどのように考えているか伺います。

3点目、以前、国際芸術村に海外からの芸術家が住み、国際交流をしながら芸術作品をつくっていましたが、今後、海外からの芸術家の受け入れはあるかないか、伺います。

以上であります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 2番、薄幸一議員の雪処理支援隊についてのご質問にお答えします。

本町は、高齢化率が42パーセントを超え、高齢者のみの世帯や、ひとり暮らし世帯が増加しており、冬期間の除排雪対策は、高齢者の皆さんに安心して安全に暮らしていただくため大変重要な課題であります。そのため今まで、社会福祉協議会やボランティア活動サポートセンターなどと連携しながら、ボランティアによる雪処理や、除排雪協力員による安否確認、除雪機械の貸出しなどを実施するとともに、豪雪対策本部が設置された際には、除排雪費用助成事業により雪降ろし費用の一部を助成してまいりました。

しかしながら、地域全体が高齢化し、地域での支えあいも困難になってきていることから、除排雪支援の新たな体制を構築することが急務であると考え、今年度から、雪処理支援隊を配置し、除排雪支援を開始しました。

その支援状況であります。まず、支援対象者につきましては、民生委員の皆さんから、高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等で自力での除雪が困難で、子どもや兄弟等からの支援が受けられない世帯を支援対象者の候補として報告をしていただき、関係機関による

判定委員会で家族構成や、隣近所の支援状況により、Aとして、常に支援や見守りが必要な世帯。Bとして、除排雪協力員が見守っている世帯。Cとして、平常時は必要ないが豪雪時には支援が必要な順に、3つに区分付けしました。今年度は降雪量が少ないことから、そのうちの常時支援や見守りの必要な世帯を中心に支援しております。

その支援内容であります。基本的には、安否の確認、玄関から道路までの除排雪、機械除雪後の残雪処理を行っています。なお、豪雪時には軒先の雪処理や避難路の確保もすることとしております。

現在、支援隊員として4名の方を町臨時職員として雇用し、毎週月、水、金の3日間、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分として活動していただいておりますが、降雪の状況や野沢町内の流雪溝の流水時間などにより、曜日や時間は臨機応変な対応をしております。

安全管理につきましては、毎朝作業前に当日の作業内容を確認し、安全運転、作業中のヘルメットの着用、作業中の安全確認の徹底をしながら作業にあたっております。

この支援制度は、町民の皆さんが、冬期間でも安心して暮らせるまちづくりのためには必要な支援策であると考えておりますので、今年度の実施状況を検証し、より良い制度となるように改善をしながら継続してまいりますのでご理解願います

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、地域おこしの推進と人材育成についてお答えいたします。

現在、定住や二地域居住の推進につきましては、空き家情報の提供のほか、首都圏で地方への定住を支援している、ふるさと回帰支援センターとの連携を強化し、住宅団地の販売等に努めてきたところであります。また、近年、飛躍的に来場者が増加している西会津国際芸術村の魅力を活用し、来場者に対する移住相談等の拠点施設としての機能を加え、移住者の増加に向け取り組んでいくこととしております。

ご質問の移住希望者への受け入れ及びサポート体制については、従来までの行政による支援に加え、町外からの若者の移住、定住者の確保を図るため、都市部等への町の情報発信から、仕事や住宅の紹介などをワンストップで行うため、定住移住総合支援センターを芸術村に設置し、体制の強化を図っております。

土日休日を問わず、芸術村の来館者へ町の魅力を伝え、担当スタッフが相談者の現状や希望を聞き取り、行政や仕事、住まい等の関係者間等とのマッチングを行い、移住に際する制度などのきめ細やかな案内を行うなどの支援をするほか、将来的には、移住希望者が事前に町の暮らしを体験するための、移住体験住宅の運営についても検討して行きたいと考えております。

また、住宅購入者への最大190万円の補助が受けられる、県空き家・ふるさと復興支援事業、最大150万円の補助が受けられる、町定住促進助成事業、空き家バンクでの住宅斡旋に加え、移住定住住宅の建設なども今後検討してまいります。

次に、海外芸術家の招聘事業につきましては、現在、大使館を通じた招致を再開する考えはありませんが、国内外を問わず芸術活動で芸術村を訪れ、また滞在する形態を今後も

継続してまいりますのでご理解願います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 内容はたまか、だいたいわかりましたが、安全安心に暮らせる確保に向けてについて、ちょっとご質問します。町民には内容的には周知されているのでしょうか。雪処理支援隊があるということ。テレビでやっているのはわかりますが、本当に高齢者の方、雪処理が必要だという人に、本当に周知されているのか。

あと、予算は、今年度はいくらほどかかったのでしょうか、その2点伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

まず周知の件でございますが、これにつきましては、全員に周知というものはしておりません。ただ、町内、先ほど言いましたように、この該当者を決める際には、民生委員の皆さんに町内全体をみていただきまして、支援の必要な方々のリストアップをしていただいて、その方々のリストの中で、町としては課税、非課税のことを考えまして、非課税世帯という方で限定させていただいたわけですが、そういった非課税世帯の方に限定して、なおかつ、その近所の状況ですとか、近所からどのくらい支援を受けられるのかという、そういったものを勘案しながら、今回、支援すべき方々を選定したというような状況でございますので、全世帯に周知をしたということではございません。

それから、予算でございますが、今年度につきましては、臨時職員の予算ということで、特別この雪処理支援隊として予算措置はしておりませんでした。総務課の全体の予算の中で臨時職員の予算がございましたので、その予算を使って、今、必要な金額を出しているというようなところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 予算もわかりました。今年度は雪が少なく、予算も総務課の中でやれるということですが、毎年こんなに雪が少ないわけではなく、本当に数十年ぶりといいますか、初めてといった感じで私も体験しておりますが、来年度また、今回4人の体制であります。来年度は、もし大雪が降ったら、何人体制で、何班くらいまで編成が可能なのか、そういう検討はなされておりますか。雪が降らないと、はっきり言ってわかりませんけれども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

今年度につきましては、本当に今、議員がおただしのように、本当に雪が少ないということで、現在、4名体制で十分な支援体制ができているのかなというふうに感じております。来年度に向けましては、当然こんな雪が少ないという想定はできませんので、ある程度の雪が降っても支援できる体制づくりというようなことで、考えております。来年度、予算的には2班で、全体では5名で、2班体制のような体制を組みながらやっていきたいということで考えておりますが、今年、今までやった分、それから3月まで予定しておりますので、そういったものの状況を検証しまして、来年度に向けて、どういう体制がもっと必要なものがあるのか、というようなことも含めて、きちっと検討していきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 作業にあたって、やはり作業する人の絶対、危険でない場所で作業されていると思いますが、どの程度といいますか、屋根に上って除雪するのか、下に、屋根から落ちた雪を除雪するのか、そういう範囲といいますか、そして、4人が4人、一生懸命やっていると、埋もれてしまってもわからないときがあるじゃないですか、誰が1人、安全管理みたいな、笛を持って立っていると、そういう管理者みたいな人はいないわけですか。全員が、4人が一生懸命その場で作業をしている。それは現場の人じゃないとわからないかもしれませんが、体制的にはどんな感じでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず除排雪の範囲でございますが、基本的には自宅の玄関から道路まで、除雪をしている道路までの除排雪でございます。屋根に上がっての雪おろしですかと、そういった危険なものは考えておりません。

それから、今年は雪が少なかったんですが、豪雪になったときですと、屋根とこう雪がつながってしまうというようなことも、雪が多ければそういう状況も考えられますので、そういった場合は屋根先の雪の除去なんかと、あとは避難路の確保とか、そういったものも含めてやっていければなというふうには考えております。

それから、安全対策であります。当然、今回は4人体制で、4人が一緒にこう動いて、行動してやっております。その辺、作業する際は、やはり周囲の安全ですとか、そういったもの、それから声を掛け合いながらやってくださいよというような、注意事項としては申し伝えながらやっていたという状況でございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 次、地域おこし推進と人材育成について、再度質問させていただきます。本当に国際芸術村も飛躍的に来場者が増えたということでありましたが、こんなに来場者が増えることを予想されていたのか、そして今後、前回もこのような話だったと思いますが、これからどのような芸術村の方向性をアピールしていきたいのか、そして、私が行ったときもそうですけれども、地元の人が意外に少ないものですから、地元の人が芸術に対する認識が少なく、県外から来る若者が結構多かったんですね。そういった点はどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 質問にお答えいたします。

まずはじめに、これまでの来場者が飛躍的に伸びるのかと、予想しているのかということでございますが、今年度に入りまして、今までで、やはり2月末までで、約3,500の方が今まで芸術村のほうに来町されたというふうになっております。この要因と申しましては、やはり今年、さまざまなイベント、森のはこぶねアートプロジェクトとか、さまざまなワークショップがあった関係で伸びてきたと。それに伴いまして、情報発信もしっかり行ったことによりまして、芸術村の知名度が上がったという部分が非常に考えられるものでございます。

今後ですが、これから大規模改修に入っておりまして、今後、施設の整備を強化いたし

まして、今後、もう少し、今まで、これから移住定住事業の部分も加えるわけですし、あとそのほか、森のはこぶねアートプロジェクトの事務局もやるという部分もございますので、これからますます、また来場者は増えるのかなとは予想しております。

そのほか、今後の方向性といたしまして、やはりあそこを拠点として、今後、町の移住定住の拠点、そして芸術、アートの拠点、あとアートインレジデンスということで、芸術家を呼ぶ拠点ということで、多方面な形で利活用していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 西会津国際芸術村は、本当に興味を持たれて、本当にわざわざこの人口の少ない、本当に山の中とっては、本当に山の中ですとけれども、本当に興味を持ってこられる方が本当にたくさんいらっしゃいます。本当にこの西会津をアピールする発信の場所になってほしいなと思っております。

今回これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 4番、小柴敬でございます。大震災から間もなく5年を迎えようとしております。復興の足跡はだんだん大きくなってきているものの、風評被害等はまだまだ払拭されておられません。今後も西会津町の地域資源を活かした特産品の開発や交流の推進に力を注がなければと常日頃思っております。

今回の一般質問におきましては、3項目、通告しておりますので、町当局からお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、平成28年度当初予算の特徴と重点項目についてであります。平成28年度当初予算が3月議会に提出をされております。総額63億9,700万円。今まで、かつてない大型の予算が計上されておりますが、以下の3点について特記してお伺いをするものであります。

まず1つ目ですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の予算は、どの程度計上されておりますでしょうか。

2点目、今回の予算配分の中で、特に町独自の重点施策はどのような項目でしょうか、お伺いいたします。

3点目、よく言われますが、最少の予算で最大の効果が期待できる、そんな項目はあるのでしょうか。

以上、項目1点目についてお伺いします。

質問項目の大きな2点目は、西会津町創生総合戦略策定後の今後の計画についてであります。西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について、2月の広報にしあいづに、いざ、地方創生と題しまして、大きく取り上げて、今後の取り組みを町民の皆さまに紹介しております。先日読んだ本の中に、所得のないところに定住なし。これは奥出雲からの挑戦という、よみがえった過疎の町、この本に載っている前奥出雲町長の岩田一郎氏の一貫したスローガンであります。

今後5年間で本格的な人口減少対策に取り組んでいくとありますが、これらの取り組みの中で、昨年度策定しました西会津町総合計画、基本計画後期の31年度までの中に記載さ



れている項目と重なる部分もあります。新たな所得を得る場所の構築という点からも、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

今回の創生総合戦略の早期実現に向けて、私も注目した次の3点についてお伺いをいたします。

(1) キノコ大規模産地化推進のための、町・実施計画への新たな位置付けについて、計画の見直し、あるいは新たな追加を含めた町の考えはいかがですか。

(2) 木質バイオマス生産施設の整備については、平成27年度の2月の西会津町木質エネルギー産地消計画が既に策定されております。この計画書の位置付けを町はどのように考えて、さらに活用していく方針なんでしょうか。

(3) 創生総合戦略実行のため、予算確保を含めた町長の取り組み及び方針についてお伺いします。

質問項目3点目は、安全安心な快適生活環境づくりのための町の取り組みについてです。安全安心な快適生活環境づくりで、特に私たち町民が目に見えて感じる事柄として、生活道路の改修や白線の引き直しなどがあげられます。町内の道路が新しく普請されたり、白線がきれいに整備されていれば、目に見えて町の取り組みが感じられるのではないのでしょうか。平成25年12月の私の一般質問で、町道の白線整備について質問を行いました。その答弁書の中で、白線については冬期間を迎えるので、春に危険箇所を優先的に引いていきたいとの答えをいただきました。町道の修繕と同時に白線の整備も安全運転のために重要であると考えます。新しい白線は、町外からのお客さま方に対しても、西会津町のきれいな景観を印象付ける、おもてなしの心の1つではないのでしょうか。

そこで次の2点についてお伺いをいたします。

(1) 町が考える白線整備の優先箇所等の整備計画及び予算について。

(2) 地区を結ぶ生活道路の危険箇所等について、各自治区の区長を通しての申告や要望による白線の整備に反映させるお考えはないのでしょうか。

以上、できるだけ具体的な答弁をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、私からは、平成28年度当初予算の特徴と重点施策について及び創生総合戦略実行のため、その予算確保を含めた町長の取り組み方針についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成28年度当初予算の編成にあたっては、総合計画、後期基本計画に基づき、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心安全を基本方針として、各種施策に取り組むこととしております。また、昨年策定いたしました、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方である、町内にある自然や風土、歴史、文化遺産などの豊富な資源や、これまで培ってきた人材などを活かし、平成28年度を地方創生の実質初年度として位置付け、人口減少対策や地方創生に向けた事業に積極的に取り組んでまいります。

まず、まち・ひと・しごと総合戦略の取り組みに係る平成28年度予算額については、14億6,644万1千円を計上したところであります。

次に、町独自の重点施策についてであります。まず、新たな産業と雇用の確保に向け

て、本町の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス生産施設整備に向けた計画策定に取り組んでまいります。

次に、交流人口の拡大、移住、定住者の確保に向けては、昨年、福島ホープスの公式戦や慶應義塾体育会野球部の合宿も行われるなど、さゆり公園の利活用が図られており、今後も交流人口拡大の拠点施設として、さゆり公園施設利用者などが合宿や研修などができる、セミナーハウスを整備するための調査事業に取り組んでまいります。

また、国際芸術村には、年間3千人を超える来館者が訪れており、今後も安全、安心な施設として利用されるよう施設改修を行い、交流人口の拡大につなげるとともに、移住・定住総合支援センターの併設により、町への移住・定住者の確保に努めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊の増員や西会津高校生による商品開発事業、若者リーダー育成事業などに取り組み、次代を担う若者の育成と定住を図ってまいります。

次に、子育て支援の取り組みではありますが、次代を担う子どもの保育環境整備は大変重要なことであることから、平成29年4月の開園に向けて、認定こども園の整備を進めてまいります。また、出産祝金については、第1子目、第2子目の出生時にそれぞれ20万円を支給するよう制度を拡充して、子育てに係る経済的な支援をしてまいります。

次に、健康づくりと安全安心の取り組みでは、町民の健康づくりの習慣化を目指してのポイント事業の実施や、道路網の整備については、町道野沢柴崎線橋立3号橋の上部工工事などを実施し、全線の早期完成を目指してまいります。

以上、主な事業について説明させていただきましたが、これまで実施してきた事業についても、一過性のものではなく、持続継続して取り組み、さらに実効性を高めながら、「住んでみたい、行ってみたい町へ」の具現化に向けて、事業推進を図ってまいります。

次に、最小の予算で最大の効果が期待できる取り組みについてではありますが、町では行政執行にあたっての基本的姿勢として、こうした考えのもとに、各種事業に取り組んできたところであります。

平成28年度事業においては、ハード事業ではさゆり公園施設の改修にあたり、長寿命化計画を策定することにより、国の補助制度の活用が可能となったほか、認定こども園の施設整備における県の補助制度の活用や、町道野沢柴崎線の県代行工事などにより町の財政負担を大きく軽減できたところであります。また、ソフト事業では、総務省の事業により配置しております、地域おこし協力隊の幅広い活動により、町の魅力発信による交流人口の拡大や、集落の活性化が図られております。

今後とも事務事業の見直しや国県補助の活用など、最小の経費で最大の効果が発揮できるように事業の推進を図ってまいる考えであります。

次に、総合戦略の事業実施にあたっての予算確保についてではありますが、平成26年度の国の補正予算で先行型交付金と消費喚起型交付金、合わせて5,250万円の交付を受けたところであります。

また、平成28年度に新設される新型交付金の具体的内容については、現時点で示されておりませんが、地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費として普通地方交付税により措置されており、今後も、その他の国県補助金や有利な起債の活用に向けて、国、県に対して強力に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたい

と思います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 4番、小柴敬議員の西会津町創生総合戦略策定後の今後の計画についてのご質問のうち、キノコ大規模産地化の推進のための町実施計画への新たな位置付けと、西会津町木質エネルギー地産地消計画の位置付けについてのご質問にお答えいたします。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成28年度からの新たな取り組みの1つとしまして、町内の豊かな森林資源の有効活用と菌床キノコ類の大規模産地化を目指すことを目的とした森林資源活用型新産業づくり計画の策定を進めることとしております。この計画の策定にあたりましては、外部の専門家を含めた検討委員会や庁内のプロジェクトチームを立ち上げ、菌床キノコ類の大規模産地や原料となるオガ粉等の生産施設の視察研修を行いまして、本町における菌床栽培用オガ粉等の生産施設の整備方法や運営方法について調査・検討を行うこととしております。町実施計画につきましては、この検討結果や整備等の方針を踏まえ、木質エネルギー利活用計画全体を中・長期的に見通し、調整していきたいと考えております。

次に、西会津町木質エネルギー地産地消計画の位置付けについてであります。本計画は、町有施設等における木質燃料ボイラーの導入検討を目的としまして、木質資源エネルギーの利用に主眼を置いた計画となっております。来年度、森林資源活用型新産業づくり計画策定時におきまして、菌床栽培用オガ粉等の生産施設の検討に取り組むとともに、あわせて、木質エネルギー地産地消計画に位置付けられておりますチップ・ペレット等の木質バイオマス燃料生産施設も検討し、町独自の循環型産業の構築を目指しながら、地域の雇用の創出も図っていききたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、小柴敬議員の町道の白線整備についてのご質問にお答えをいたします。

平成25年12月の町議会定例会におきまして、同様のご質問をいただきまして、その際には、交通量等を勘案しながら、計画的に対応していくということでお答えをしております。道路区画線、いわゆる白線は、道路法45条の規定によりまして、運転者の視線誘導と交通の安全性の確保を目的として設けております。本年度は、小学校が新校舎に移転したことを踏まえ、町道野沢中央線や町道本町森野線など、児童生徒が通学する路線を重点的に整備をいたしました。新年度も引き続き必要な予算を確保しながら、本年度に整備をいたしました区間の延長を整備をまいります。

次に、生活道路の危険箇所等の要望につきましては、適宜、自治区長さんを通していただいております。現地調査をさせていただきながら対処しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは再質問をさせていただきます。第1項目目の当初予算の特徴についてであります。3月1日付けの新聞発表で、会津若松では地方創生にかかる先行型基礎交付、これが1億7千万うんぬんが交付されるそうですけれども、わが西会津町に、町長が

言われるような次年度の交付決定、これについては、いつごろされるというような情報をお持ちでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長が答弁の中でも申し上げましたように、平成 28 年度の新型交付金については、まだ今のところ、国のほう、または県のほうからは、具体的にどういう形で交付になるのかとか、また、どういう形で申請したらいいのかとか、その辺の詳しい通知等が入っておりませんので、今のところ金額的なものも未確定だということでございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、この会津若松の新聞発表というのは、これ先行して行われたわけですが、情報によると、何か追加交付という項目ですけれども、今月中過ぎうんぬんということを知っていますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議員ご質問の、若松市の交付金ですけれども、おそらく平成 27 年度に、いわゆる総合戦略の基本計画、本町も策定したわけですが、その策定が、10 月末までに策定した市町村に対しては、先駆的事業ということで、上乘せ交付金というのが国のほうで示されていたわけです。おそらく今おっしゃったのは、若松市は、10 月末までには計画書をつくっておりましたので、それに対して申請したものであるというようなことでございます。

本町の場合は、10 月末までには間に合いませんでしたので、結局、12 月の議会で報告したような形で成文化ということでしたので、その上乘せ交付金のほうには申請できなかったというような状況でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の予算の、当初予算の資料の中に、「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとした事業を重点施策として位置付け取り組む。こういうふうにして載っております。これは予算書の概要の説明の中でありまして、じゃあちょっとご質問をしたいと思いますが、住んでみたいというような町に関して、具体的にどのようなお考えをお持ちでしょうか。具体的にもしあればお願いしたいと思うんですが、私が考えるものは、まず 1 つ、生活できる、仕事がある、所得ですね。それから、気候が温暖である。あと、生活費があまりかからないだったり、これは概ね社会保障が充実している。あと医療が充実している。それから、教育環境がある程度整備されている。そして、安全安心が担保されている。それから、おいしいものが食べられたり、楽しい買い物ができるような環境が整っている。あるいは近くにある。概ね 30 分から 1 時間で運転して行ける。など、自分として考えたわけですが、町長、いかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 小柴敬議員とまったくそのとおりであります。それがイコール、住んでみたいという環境づくりになるかと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、私が 1 つ注目して、また今回、非常に町の取り組み方がよいという

ことを褒めるわけではありませんが、気候が温暖であると、ここは若干、冬期間あてはまらない。じゃあどうするか、いま町は、雪対策事業をしっかりと行っていく、中長期的にしっかりと西会津町の将来を見越して、老人が雪対策で困らないようにしていくんだというような取り組みをなされております。じゃあこれは、いつごろ策定して、中長期の中期はいつごろなのか、そしてわれわれが、10年先、私は73になります。73になったとき、果たして自分のまわりで融雪溝がしっかり完備されたり、あるいは雪の心配が冬場なく、女房と2人でゆっくりと朝起きられる。そんなような夢をみているわけですが、その辺の具体的な計画、何年先、私、早急に答えを求めがちなんです、やはり町としても、そういった計画に基づいて、5年先、あるいは3年先、こういうことをやっていくんだというような計画が見えれば、われわれもそれに対して住民に報告できる。それで、この議場に立って一般質問ができる。こう思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 雪対策基本計画についてのおただしですけれども、お話のように、うちの町では雪というか、克雪が最大の課題かなということでもありますので、これに向けていろいろと対応していかなければいけないということで、2月ですか、雪対策計画をつくるということで、策定委員会を立ち上げて、基本的には28年度中の11月くらいまでには計画書を策定したいというようなことでもあります。

この策定の趣旨につきましては、町ではこれまでも克雪計画というのはつくっていたわけです。それは昭和63年度につくりまして、そのあと平成13年に改定というようなことでやっているわけですけれども、それから10何年見直しをしていないというようなことで、実際問題として、今、議員おっしゃったように、うちの町も人口減少しているというようなこと、それから高齢者が増えているなんていうこと。それから空き家等が増えているということで、宅地まわりの雪処理もなかなか進まないというようなこと、またそれから、ハード的にも流雪溝なり、そういうハードの施設なんかも十分、今後検討しなければいけないだろうというようなことで、そういうようなことで、ソフト面、ハード面からいろいろとどんな形でこれから雪処理対策を町全体として考えなくてはいけないのかというようなことを策定委員会の中で検討していただきまして、そういう計画をつくっていただくということでございます。

実際は、その中長期的に、じゃあ具体的にどういう内容かというのは、これからその策定委員会の中で具体的に決めていきまして、その内容をもとに実施計画の中で、やはり中長期的にこんな施設整備が必要だとか、こういう体制が必要だとか、そういうのを打ち出していきたいなと思っておりますので、その辺はもう少し委員会の検討の内容を踏まえまして、また議会のほうにご説明したいなと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の土木費の中に、野沢町だと思っておりますが、流雪溝整備計画策定委託料、326万3千円。これが計上されております。これは要するに、野沢町内の流雪溝を今後どういうふうに計画していくのかというような計画を作成するという旨の調査費というように考えておりますが、これを鑑みますと、やはりこれから先を、1年先、2年先、予算がある程度確保される、担保される。これが重要かと思っておりますけれども、これでだいたい、概

ね何年先に流雪溝等が改善していききたいというふうにして町は考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 具体的な流雪溝の整備ということでのご質問ですので、私のほうで答えたいと思います。

平成28年度、新年度の予算の中に、流雪溝に関する調査をするための委託費ということで、議員おっしゃったようにあげております。これは現在の野沢にあります流雪溝、ここにつきましては、毎年使っていただいてやっておるわけですが、毎年流雪溝の塗装をしたり、そういった面で少しずつ改善をしながら使用していただいておりますが、やはり根本的な面で、この流雪溝の傾斜、俗にいう水の流れ、そういったものを一度根本的に調査をいたしまして、その中で、より改善していこうということで今回あげたものでございます。

実際のその整備、工事につきましては、この調査をした結果、どういう点を改善すればいいのか、どういう点を整備すればよくなるか、それがわかり次第、実際の計画をつくりながら、それで計画的にちょっと進めていきたいということですので、まだいつまでできるということとはちょっと、現段階ではちょっとお答えすることはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の広報にしあいつの3月号、皆さんご覧になったと思いますけれども、前回、私が提案した、町、町民の方々に、少しは経過等を発表してくれというようなことで反映されて、横町館跡、この試掘調査、これの計画、それから今後の予定、非常にわかりやすく具体的に説明されていると感じました。やはりこの雪対策含め、まち・ひと・しごと、これらの進捗状況、これについては、町の持っている情報伝達手段、広報にしあいつあたり、あるいはNCTテレビだったり、身近に町民の皆さんに発表していけるわけですから、今後やっていただきたいと思います。その辺、いかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今、小柴議員おただしのおり、情報発信につきましては、本当にいろいろな計画等も含めて、具体的にお示ししまして、町民の方にわかりやすくお伝えしながら、町民の方のご理解とご協力もいただきながら、いろいろな施策を進めていきたいと思っておりますので、その点については、十分、今後も留意しながら進めていきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、2項目目の総合戦略策定後の今後の計画というようなことに質問を変えさせていただきます。町の中で、産業育成のために、今回、柴崎の高久さんが菌床シイタケの部で、2年連続日本一、こういった快挙をされております。そして、今後キノコの大規模産地化、今後の西会津町にとっても、やはり重要だと思っております。

先ほど農林課長の答弁の中で、計画に取り上げていくための、これから調査をしていくんだというような答弁がありましたが、これ、中長期的に調整していききたいというふうな答弁であります。やはりだんだん高齢化も進んでおります。町の予算もなかなか思うように使えない状態もきていくことも考えられます。そういった中で、やはりこの計画、どのくらいな時期を目途に、早急にといたしますか、策定していくおつもりなんでしょうか、

お聞かせください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

菌床キノコの大規模産地化につきましては、現在も実施計画の中で、菌床栽培用のパイプハウス、これのリース事業につきましては、実施計画は2棟掛ける5カ年ということで、すでに計上済みでございます。これに合わせまして、先ほど来、新たな計画に基づく、検討計画に基づく施設整備等について計上するものでありまして、まさにそれを来年度、検討して計上することになりますので、まだ具体的な目途については申し上げられませんが、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 なかなかその日にち、何年先というような計画、難しいかと思っておりますが、しっかりとそれについては検討をしていただいて、ここの議会で逐一発表していただくというようなことについてはお約束いただけるのではないかとこのように思っております。

同僚議員、この27年の9月に一般質問をしております。その中で、町長の答弁の中で、今後、町と生産者と一体となって組織してまいりたいと、いろいろ検討したいと、学習、勉強し、先進地視察も含めて、より具体的な方向性を互いに見出していきたいと、これは町の生産組合との協議の関係でお話をさせていただいたというようなことでは承っておりますが、そこで、27年12月21日に、町長は、副町長も、それから三留議員もですが、いわきのゴールドしいたけ、これの先進地視察研修、これを行ったわけではありますが、やはり町長はどのような印象を持って、またそれを今後町にどう活かしていきたいというふうにお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに昨年、菌床シイタケを工場型で、そして民間で大規模に行っているところの視察をしてまいりました。まさに工場生産とっていいほど立派な施設を持って、この復興予算もある程度使ったのかなとこう思いますけれども、一貫した体制の中で、キノコの出る工場とっていいほどの施設でありました。

そこは、どういう印象を持ったかといいますと、まず質よりも、質も私は悪いとは言いませんけれども、質よりも勝負はがさで、量で勝負をしようということでもあります。西会津の場合は、やはり適時、このいいものを出して、商品として素晴らしいものを生産をして、質で勝負をしているということの違いが、そこでちょっとわかってきたんですが、いずれにしても、そこでの課題は何かといいますと、今は、原木生産というよりも、菌床シイタケというのが主流になってきているわけです。その本当のもとになるオガコ生産というのが、まさに福島県でやられていないということが大きな課題であった。それで、その社長さん曰く、この一番大元になるオガコ生産を福島県でやっていただけるところがあれば、私たちはそこから仕入れたいということも検討に、視野に入れたいということなんです。

それで、その原木をどういうふうにしてルートをたどってきているかという、秋田のほうだと思いますけれども、原木を南相馬とか、そこに工場に持ち込んでオガコ生産をしていただいて、それから搬出しているというこの工程がくるわけです。それが福島県で、

そのオガコ生産というものがあれば、直接そこのつながりも出てくるだろうということが1つと、もう1つは、やっぱり地元のキノコ生産組合との協議の仕方を取って、やり方を取って、ここでコスト的に下げるにはオガコ生産の事業所を立ち上げるということも一番大事なことではないか、それイコール生産量の拡大と雇用につながってくるだろう。そして、そのそれが他のところにも、いわゆる支出ができるということになるわけでありますので、そういった総合的なことが西会津でできはしないかということを見たときに、今の広葉樹林を活用すれば、そこまで大規模にできるかどうかはこれからの検討ですけれども、ある程度の工場生産というものも可能になってくる、将来的には可能になってくるのではないかなというふうな印象を持ってきたところであります。

ですから、ただ見てきたというだけではなくて、この計画も、2年も3年も計画づくりに費やすということは、私はしたくない。計画というのは、やっぱり1年ぐらいでしっかりと計画をつくって、次年度からは、いつ、誰が、どのようにしていくべきなのかという、やはり実効性のあるものでなければならぬと。この5年間の中で、やっぱりしっかりと立ち上げてみたいなというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 また、その9月の答弁書の中で、今、町長が申されたような新規就農者、あるいは新たな雇用の確保とともに、菌床の原材料からキノコの出荷まで、すべて町内での一貫生産体制を構築できる理想の将来像であるというようなお言葉も、そのときに発せられております。

今また、1年で計画をつくり、実効性を伴って、私が聞こえるには、心の中では5年ぐらいではやってくれるのかなというふうな形でもって思っておりますが、なるべく早期にそういった計画、そして、このような大規模な施設というものは、一般の企業の進出、これを待っていては、建設の選定、場所の選定とか、従業員の要件、確保、いろんな面で、なかなか進出していただけないんじゃないかというふうに考えております。

町が将来を見越して、こういった建築計画、そして販売計画をしっかりと立てていただいて、4、5年先には、これが実現できるんだというようなことで、私は捉えているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど申し上げましたように、10年もかかる計画であってはならない。やっぱりこういうことも地方創生という意味からしても、その5年後には、やっぱり生産がしっかりと行なわれているなというような現実性のあるものに取り組んでいくべきだろうというふうに思っておりますから、確約といえば確約、そんなに簡単にしていけないかということはなかなかこの難しいと思いますけれども、目標をやっぱりしっかり持って対応していきたいというふうには思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 答弁、ありがとうございました。

それでは一番最後の安心安全な生活環境づくり、これについて質問させていただきます。課長が答弁していただいたような進学路優先、これは子どもたちの安全安心、こういった交通安全ですね、そういった面からは、ぜひ今後とも優先させていただきたい。しかしな



がら、まだ引いていないところが若干あるように見受けられるんですが、これはいつごろ完成をする予定でいらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 質問にお答えいたします。

白線の引き直しということでございまして、先ほど答弁申し上げましたように、基本的には道路法に基づいて交通の安全の確保のために引いているものでございますので、交通量等を勘案しながら、特に子ども、児童生徒の通学路、そこは大変重要でございますので、そこを中心にやっております。この白線の引き直しについては、いつまで完成で、いつまでが終わりというものは実際のところございまして、そういうところを中心としながら、順次計画的に延長を伸ばしながら引き直していくという形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは再質問させていただきます。白線の予算というのはどのくらい、年間あるものでしょうか、お聞きします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の補修関係の予算につきましては、この白線の整備、あとは実際のいろいろな補修、道路関係、すべて含めて補修ということで修繕費なり、また工事費なりを取らせていただいております。じゃあ具体的に白線にいくらかというのは、実際のところ、その状況をみながら、ある程度引かなければならない延長等がございますから、それに合わせて予算を使っていくというような方法にしておりますので、はっきりいくらというふうに決まったものではございません。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど私、おもてなしの1つということにして考えているというふうな形でお話をしましたが、おもてなしという感覚からすれば、商工観光課の課長にもちょっとお伺いしたいんですが、やはり町に入ってきた瞬間に、さっと白線が引かれている。きれいだなどやっぱり思わざるを得ないと思うんですが、商工観光課のほうからも積極的に建設課のほうにお話をさせていただいて、それで、町の出入り口は、しっかりと印象付けるように、町外から来た方々、それで、また交通安全のために、路肩、これはやはりはっきりしたほうが、本当に安全安心、特にだんだん年齢を取ってきますと、夜の運転が非常に左が不安でしょうがないです。やはりその辺の観点から、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 商工観光課長という話もございましたが、白線の話ですので私のほうでもう一度お答えしたいと思います。

白線のもともとの主たる目的は、安全性という観点で引いているというのは、先ほどご答弁を申し上げたとおりですが、副次的な効果という面からは、きれいな景観という観点から白線がきれいに引かれているのは、やはり景観上いいということは、議員おっしゃったとおり、間違いないと思います。

だから、そういう観点から、町には町道だけではなく、県道、国道ということで、特に国道、県道は一番町の中心部になる道路が多いことから、うちの町としましても、国、ま

た県に、できるだけ白線、安全性も含めて、白線については引いていただきたいということで要請をしております。それで、これは県道の話でございますが、県道大久保野沢停車場線、いわゆる駅前からよりっせ脇、あそこは大変交通量も多いですし、また、ほかから来るお客さんが多い道路でありまして、かなり舗装等が荒れているということから、喜多方建設事務所の所長さんに、実際見ていただきまして、白線もなくなっているし、舗装もだいぶ傷んでいるということで、平成28年度に補修をいただくということで、やはり安全性のために白線、見た目の関係で舗装という形でやっていただくというようなことで、町としましても、町道だけでなく、県道、国道についても要請をしながらやっていただいておりますので、議員おっしゃったように副次的な効果という、景観という観点からも総合的に考えながら進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 以上、さまざまな質問をいろいろとさせていただきました。町の将来を考える町民の方の意見だったり、私個人の意見だったりしたわけではありますが、やはり町の将来、そういったものを豊かな町、そういったものを見越しての私の質問でありました。

実施に向けた、ある程度、町長からのさわりというか、具体的な年数、そういったものもお聞きできましたし、以上を待ちまして私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時03分)

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月8日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
2番	薄 幸 一	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
3番	秦 貞 継	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		
6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫		

欠席議員

4番 小 柴 敬

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 部 峰 明 議会事務局主査 薄 清 久

第1回議会定例会議事日程（第5号）

平成28年3月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 伊藤 一男 | 3. 三留 正義 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 渡 部 憲 | 6. 多 賀 剛 |
| 7. 荒海 清隆 | 8. 青木 照夫 | 9. 清野 佐一 |

○議長 平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。4 番、小柴敬君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。今次の議会は、本町の新年度予算や事業の取り組みなど、町民の生活に関わる重要な課題が盛り込まれております。身近な課題といたしまして、3 月議会において一般質問の通告をしております。随時質問をしてみたいと思います。

今夏の参議院議員選挙から、18 歳以上の方に選挙権が与えられ、政治に対する意識の動向が注目されております。今回の国勢調査の結果が出され、全国的に人口が減少することから、国、県、地方自治体において、さらに人口減少対策への施策、歯止めや、地方への人の流れづくり、地方での雇用の創出、若い世代の結婚、出産、子育て支援策など、課題に取り組もうとしております。

本町において、西会津町まち・ひと・しごとの創生総合戦略の策定の素案が示され、取り組む内容となっております。教育では、教育行政の法律が改正されるに伴って、教育委員会制度が変わり、学校教育法の改正により、義務教育学校の制度を創設するものとなっております。学力の向上には、多くの時間と、また財源が必要となっております。児童生徒は未来を担う宝であり、優秀な生徒を育む教育に成果を期待するものであります。

そこで、県学力調査は、本県の課題を分析するため、県教育委員会が平成 24 年度から実施されました。今回から中学の理科を加え、数値を全国平均値から、全国平均を基にした目標値に変更したことを受けて、平成 27 年 11 月に実施された県学力調査、小学 5 年生、中学 2 年生の結果を踏まえ、お伺いいたします。

1 点目は、公表された結果では、平均正答率が小学 5 年生、国語、算数、理科の 3 科目は、国語、中学 2 年生、国語、数学、理科、英語の 4 科目は国語と英語が目標値を上回った一方、算数、数学、理科では下回り、算数、数学が特に低かったと分析されております。さらに県内の学力の調査の結果を、県北、県南、県中、会津、南会津、相双、いわきの県内 6 地方で見ると、地域差も生じているように思われます。今回、本町の小中学校の学力調査の結果はどのように分析しているのかお伺いいたします。

2 点目は、本町の教育環境が整ってきているなか、教育大綱が策定されましたが、学力向上のための具体的な方策をお伺いいたします。

3 点目は、学習効果を確認するために、どのような方法を用いているのかをお伺いいたします。

4 点目は、教育専門員や教育支援員の配置人数が少なくはないか、お尋ねをいたします。

次に、会津防災事業についてであります。平成 22 年 12 月下旬ころに、会津坂下町と

西会津町間の高速道路と国道 49 号において、豪雪により 300 台の車が通行止めとなったことは記憶に新しいと思います。さらに平成 26 年 12 月下旬から、平成 27 年 1 月初旬にかけて、同じく 10 数台が立ち往生したことも通行の支障になりました。

そこで、国道 49 号の冬期間の難所となっている藤峠付近、柳津町と西会津町間のバイパス整備が進められることから、本町が特に進める事業ではありませんが、住民の生活重要道路であるのでお伺いいたします。

国道 49 号のバイパスを新しいトンネル化によって急勾配や急カーブを解消できるとして、藤トンネル手前に接続される計画内容が示されました。この計画では、急勾配の解消に不安が残り、冬期間の通行の課題解消にはつながらないことから、新しいトンネルの勾配を緩やかにし、トンネルの延長など、町が国に対して要望する考えはないかお伺いいたします。

次に、県道奥川新郷線の整備状況についてであります。まず、道路の整備については、本町において重要となってきております。主要道路の重要性は、地域住民のみならず、町民の皆さんの通行の足として、また緊急時の緊急車や施設利用者の搬送車、そして日常業務に利用されている方々の車など、経済や生活道路として重要な役割を果たしているため、整備が確保されなければなりません。そこでお伺いいたします。

1 点目は、平成 27 年の 3 月 25 日に、西会津町縦貫道路にかかる県施工事業箇所の説明があった際、中町工区の整備は見通しが立っていないとの内容でありました。その後 1 年が経過しようとしておりますが、整備計画の進捗状況を把握されていればお伺いいたします。

2 点目は、早期整備完了に向けて、要望活動の状況と今後の方針などについてお伺いいたします。

3 点目は、中町峠付近では、路面が盛り上がり、通行に支障を来たしていたため、平成 27 年 3 回修繕がなされました。調査を行い、根本的に改善する必要があると思うので、今後、町は県に対してどのように要望していくのかお伺いいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6 番、猪俣常三議員の会津防災事業についてのご質問に、私からお答えをいたします。

本事業につきましては、去る 3 月 4 日に国土交通省郡山国道事務所より来町され、全員協議会で説明いただきましたが、そもそも、本事業のきっかけとなったのは、おただしのとおり、平成 22 年 12 月に甲石から藤峠間に約 300 台もの車が立ち往生した。そうした事態を受けて、柳津町藤地区と本町の睦合地区における冬期間の難所を解消するために、国土交通省等の関係機関と、これまで幾度となく協議を重ね、そして要望してきた箇所であります。

本事業は、通常の改築事業、いわゆるバイパス道路ではなく、防災事業として採択をいただきました。これは、今ほどの難所区間をいち早く解消を図る必要があることから、防災事業としたものであります。具体的には、藤トンネルを下げるのではなく、急勾配である藤トンネルから西側は、約 3 キロメートル区間をトンネルと橋梁で結び、藤トンネル

から東側は、勾配がやや緩やかであることから、付加車線で整備をするというものであります。

本事業計画は、マスコミ等でも公表され、地元縄沢自治区では昨年8月に用地の説明会も実施され、同じく11月には用地幅杭の設置式も行われたところであります。

町といたしましては、冬期間の難所解消のために、本事業を早期に完成していただくことが最優先であることから、今後も整備促進に向けて要望活動を引き続き行っていく考えであります。また、郡山国道事務所からの協力要請に対しても、町として積極的に、これに対応していくこととしております。

なお、本事業の完成後、さらに改築の必要性については、改めて要望をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、学校教育の学力向上についてお答えいたします。

昨年11月に実施された福島県学力調査の結果であります。西会津小学校の5年生は、理科の知識分野での正答率は県平均を上回ったものの、他の教科については県平均を下回りました。一方、西会津中学校の2年生は、数学・理科・英語の3教科及び国語の知識についてはいずれも県平均を上回っており、国語の活用だけがわずかに下回る結果となりました。

また、各教科の正答率を領域別に見てみますと、小学校の国語においては、話すこと・聞くことが、算数においては、量と測定、数量関係が、理科においては、生命・地球が県平均を下回っておりました。一方、中学生については、ほぼ全領域で県平均を上回っていることがわかりました。

この調査結果を踏まえ、町教育委員会では、子どもたち一人ひとりの個に応じた指導と児童生徒が主体的に参加する授業を展開するよう努めております。

次に、学力向上のための具体的な方策についてであります。まず、一時間の授業の充実を図る、授業の流れスタンダードの徹底、今回の学力テストで明らかになった定着していない内容については、学校教育支援員を活用し、学びなおす活動を学校全体で行っております。また、家庭学習を定着させるべく、課題の出し方の工夫とその確実な確認を行っております。

次に、学習効果の確認方法についてであります。本町では、全国学力・学習状況調査、福島県学力調査及びNRTとよばれる標準学力検査を実施しております。また、学校においては単元テストや定期テストなどを実施し、学習成果の到達度確認を行っております。

次に、教育支援員等の配置人数についてのご質問であります。平成27年度は小学校に5名、中学校に4名、計9名を配置いただき、有効に活用させていただいております。学校教育支援員の配置による効果として、学級担任と緊密に連携をすることにより学習や集団生活などに支援を要する児童生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな指導ができることにあります。

町教育委員会では、これらの恵まれた教育環境を最大限活用し、本町の将来を担う児童

生徒の学力を、義務教育9年間を見通して、確実に高めていくことが重要と考えており、このためにも小中連携・一貫教育の一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、県道奥川新郷線の中町工区の進捗と要望活動の状況についてお答えをいたします。

本工区は、町の最重点事業である町縦貫道路整備の一部をなす区間であり、町及び西会津町縦貫道路整備促進期成同盟会が、毎年度、福島県に整備促進を要望しております。

工事を担当しております喜多方建設事務所に進捗状況を確認したところ、平成27年度は地質調査を実施しており、平成28年度は引き続き調査を進めていくとのことであります。

県道部分は現在、樟山バイパスの工事を進めており、中町工区は樟山バイパス工事の完成後に工事着手していく予定であり、それまでの間は、調査・設計などを計画的に進めていくとのことであります。町といたしましては、少しでも早く工事着手いただけるよう強く要望してまいりたいと考えております。

次に、中町峠付近の段差のご質問にお答えをいたします。本箇所は、県道奥川新郷線の中町峠の南側にあり、地すべりにより段差が発生しております。その解消については、喜多方建設事務所が、ただちに注意看板を設置するとともに、3度にわたる舗装補修を実施しております。また、今週にも舗装の修繕をする予定となっております。

喜多方建設事務所では引き続き監視を続けております、町といたしましても、県と連携を密にしながら、大きな変動等があれば直ちに補修していただくよう、また、次なる対策についても要請をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変わかりやすくご説明をいただきました。また、町長のほうから会津防災につきましての考え方などを承りまして、順次ちょっと質問のテーマを会津防災のほうから質問させていただきたいと思っております。

まず会津防災につきましては、3月4日、国土交通省の東北地方整備局郡山国道事務所のほうから、縷々ルートの詳細な説明をいただいたわけでありまして、今、町長のほうから縷々詳細に説明、また要望活動等につきましての内容をお答えをしていただきました。私が急勾配の中身を見た中で、約2,700メートルのトンネルを進めていくという説明がなされておりました。ただ、その場合の縄沢から入る部分が100メートル進んで2メートルくらいの高さで進む、その後、100メートル進んで4メートルを進む勾配が、4パーセントとなっているようなお話であった、記憶が間違っていなければそういうことになるかと思うんですが、最終的に藤峠の、今現在、手前に接続されるという内容であったために、こここのところの勾配がかなり急ではないのかなというふうに感じたわけでありまして。その間、接続する際の勾配がかなり急であるとすれば、なだらかなトンネルをそのまま無理なく延長していただいて、柳津町のほうの、今現在、藤峠付近にあるところの南手側のほうへと延長していただければ、あそこには堤が3つほどあるんですが、そこを通過して、そして49号線のほうへとつながれば一番いいのかなと、こんなふう感じたわけでありまして。

その要望については、非常に今後要望していかなければならないというお答えをいただ



いてはおるんですが、町長はじめ、そしてまた議会もともに協力をしあって、地区住民の皆さんとともに、この要望活動などを含めてお考えを持っておられるかどうかを、再度、町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先般、郡山国道事務所から来町していただいて、縷々皆さんからもいろんな考え方、あるいは疑問点などをお聞きしながら説明を受けたところであります。当初、私も直接、この路線発表前に、この基本的な考え方をお聞きしたときに、実はこういう発言をして、あるいは要望をしてまいりました。せっかくつくるトンネルでありますので、今の藤トンネル、現況の藤トンネルを使わずに、新しい藤トンネルを抜いて、そしてどちらからも、柳津からも西会津からも緩やかに、あるいは、そうした安定した道路をつくっていただけないのかというような話をいたしまして、それを直接、この担当である東北整備局局長、並びに道路局長と、道路部長と話をいたしました。そのとき、返ってきた返答というのは、確かにそういうことも話がわからないわけではありません。しかし今回のやつは、やつというか、今回の事業は、いわゆるそうなりますとバイパス道路という形を取って、新しい道路路線というふうになってしまうんですと、これはいわゆるこの危険箇所、あるいは急勾配をいかになくすか、あるいは道路が、この雪のために、また同じような結果を生むというようなことは、最悪そういうのを避けるために、いわゆる防災と、会津防災という事業名を使いながら、この難所を解消していくというのが目的なんです。ということであったんです。

そのために、いわゆるこの現在使われているところとドッキングをさせながら使っていくということであって、これの事業のいいところは、いわゆるこのバイパス道路であれば、この必要性、さらにはこの効果、検証、こういうことを重ねながら、相当長い時間をかけて議論されてしまいますと、そうなった場合に、もうこれからそういった議論をされてしまうと、もう5年、6年以上、結論が出てくるのにかかってくるんじゃないかと、そういう危惧がされますと。今回、せっかくこの交通省が、いわゆる自ら難所を指定して予算を付けると、事業名を付けて工事をやるというところにきましたので、とりあえずこれを進めていただいて、町長の要望があれば、これから第2段として要望したらどうですかと、こういうことであったんです。これは私だけではなくて、柳津の町長も、そういうことであるならば、付加車線も含めて、まずここからやっていただきましょうと、こういうことであるわけであります。

したがって、現在、路線名についてはこの前説明したとおりでありますので、ああいう形を取りながら、現在の藤トンネルを利用して対応するということになりました。やっぱり一番大事なのは、勾配というのはどのくらいが勾配なのかといいますと、7パーセント、これをなくすというのが国土交通省の取り組みだそうです。それがやっぱり、あの49号線の一番難所が7パーセントあるだろうと。ですから、それ以下にしていくというのは、さほど急勾配ということではないというような内容の説明でもありましたので、そうなれば、冬期間、そんなにこの前の、立ち往生するようなことにはならないのではないかなというのが説明でありましたので、これらをいち早く進めていくために、今後議会の皆さんも必要があれば、一緒にこれがいち早く完成できますように、町と一緒に努力をしていただき

たいなところ思っておるところであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長から懇切丁寧にご答弁をいただきました。懸命に要望活動をされてきておられたということに対しては、本当に敬意を表するわけでありますが、もちろん町の力をいただき、また議会の皆さま方の力も、ご尽力もいただかなければいけないだろうと、こんなふうに思います。ましてや町民の皆さん方のお力もいただきながら、すばらしい道路をつくっていただくことが、今回の大きな望みであります。

さらに、ここにお答えしていただいたように、このバイパス化というふうにされた道路を、まず通していただいて、次、要望箇所があるとすれば、2段階構えの要望活動でやってはいかかなものかということが残されているのであるとすれば、そのようにお願いをするところでもあります。非常に画期的な防災道路でございますので、できるだけ町民の、あるいは住民の皆さんが生活に困らないような道路を切望してならないわけなので、その点、今の熱意を感じたところでもあります。改めて要望をしておきたいと思います。今後さらにご尽力を賜りたいと思います。

次に、テーマを変えたいと思います。まず県の学力調査のほうの内容に移らせていただきますが、先ほどご答弁をいただきました内容をみますと、懸命に頑張っているなというふうに感じ取ったところでもあります。さらに今回、県のほうの内容をちょっと精査いたしますと、算数、数学が厳しいという内容が、報道がなされておりました。その点について、どのようにその厳しいのか、例えば記述式でことが進められていたという部分で難しかったのか、反面、国語であるとする、記述をすることによって、昨年の成績よりも今回がすごくよかったという内容にもなっていたところに目がちょっと届いたところがございますので、そこら辺のところを踏まえて、どういったところの要因があったのかなと、本来ですと、苦手意識を持たせはけないという部分があるんであらうと思いますので、そこら辺を、再度ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、本町の小学生の部分でご回答したいと思いますが、確かに本町の部分では、国語、あと算数で記述式が、やはり落ち込んでおりました。あと、理科につきましては、記述式の部分については、県を超えた形で進んでいると、そのような分析となっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容よくわかりました。とりあえず、今後この学力を向上させるということで、いろいろと西会津の小中学校において、それなりの考え方で向上させようとして努力をされているというのがよくみえておるんですが、さらに向上させていくというふうになったときに、まずはこの西会津町の学力向上をどうすればいいのかなと、そういったところを教育長、あるいは町長なり、知っているところがございましたらお尋ねをしたいと思えます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

非常にこれは難しい問題だと思います。ですが、今の子どもたち、大人になって実際に社会に出て、働くような時代、その時代のことを想定しますと、学力はしっかりと身に付けておかなければいけない。なぜかといいますと、今、世の中はものすごく激しく変化をしております。5年先、10年先がなかなか見通せない、どういうふうになるかわからない。どういうふうになるかわからない時代においては、やっぱり自分で必要になったときに、きちんと勉強できるという、その基本だけはしっかりと義務教育の中でつけておかなければいけないというふうには思っています。

それで、西会津町の教育について、これからどのように考えているのかということですが、これは教育基本法という法律の中に、義務教育についてこういう記述があります。義務教育は、体系的、系統的に行わなければならないと、つまり、小学校、中学校ということはっていないんですね。義務教育、その中で体系的、系統的にしっかりと学習を進めてください。そして学力をしっかりとつけてくださいというふうに書いてあります。

そういうことですので、西会津町では、その9年間を見通した教育課程をやっぱりつくる必要があると思います。これは連携教育だとか、一貫教育だとか、そういうことがなされる、なされないに関わらずです。そういう条件が整っていればそれに越したことはない。9年間を見通した教育課程をしっかりとつくって、そして教科指導の一貫性を基礎にした各段階での学び直しなんかもしっかりとしながら、できるような体制をつくりながら子どもたちに学力をつけさせていく。それには、今言ったような9年間を見通した教育課程、それから一貫した教育の指導のあり方、これがもともになるということですね。そして、1時間、1時間の授業をしっかりとやっていく。

これは昨年の11月でしたか、秋田県を視察させてもらったときに、秋田県の小学校、中学校の授業を見させてもらった。そうすると授業のレベルが非常に高いと、どの学校のどのクラスに行ってもそれを感じられたと、そういうような状況をつくっていかなければならないというふうに思います。一番の基本は、先ほどの話したことをベースにしながら、1時間、1時間の授業をしっかりとやるということです。

そのときに、じゃあ何を考えないといけないのかと、1時間、1時間の授業の中で、それぞれの時間で何を子どもたちにしっかりと身に付けさせるのかという、そこをしっかりとおさえていただくと。まずそれが基本です。そしてあとは、子どもたちを授業の中に参加させるということです。参加させるということは、自分で考えて、自分で判断して、いろいろな行動ができる。その基本になります。参加させる、授業にですね。そのための工夫を授業の中できちんとしていく。例えば1人でじっくりと考える場を授業の中で設定する。考えたことをお互いに話し合う場を設定する。そしてわからないところがあったら、それをきちんと話した人に聞くことができる。聞かれた人はそれに答えることができる。そういうことを通して授業の内容を深めていく。そういうふうな授業の流れを考えていかなければならないと。その考えを深め、共有させていく。いろんな言葉というのがあるんですけども、そういうのも先生方にしっかりと身につけていただきながら、授業を進めるということが大事かなと。例えば、いろんな話し合いの中で、話がいっぱい出てきます。そのときに、例えばよく聞いているかどうかは、誰々さんの言ったことの続きをあなたはというふうに説明できますかなんて、そういう質問をする。話を聞いていないとできま

せん。そういうふうなことをすると。あとは、あなたの考えと、あの人の考え方、違うところはどういうことですか。考え方の違いをきちんと認識できる。そういうことを通して授業内容を深めて、そして1時間、1時間を充実させた授業にしていく。

そして最後に、子どもたちは、その1時間の授業が充実していれば、やっぱり充実した、満足した表情を見せます。それを確認していくと、それが無いときは、やっぱりおかしいんです。その次のときに修正していくと、そういうことを繰り返して、それが非常に大事だと。そして、狙いを達成したかどうか、子どもの姿を見て確認して、そしてあと、それを家庭学習につなげていく、それぞれの子どもたちに合った内容の家庭学習の課題を出して、そしてそれを次の時間につなげていくという、そういうふうな視点を持った家庭学習をやる。それをやっぱり繰り返していくということで、子どもたちにしっかりと学力をつけさせていくということが大事かなと思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳しくご説明をいただきました。なおかつ、外れるかもしれませんが、子どもさんたちがいろいろとお話をする際に意見を述べる。この意見を述べるということに対しては、すごくいいことではなかろうかなと、こんなふうには思うんですけども、そこに本を読んだり、たくさん読む子というのは、どのくらいの正答率なのかはあるのかどうか、そこら辺のところをお尋ねさせていただきたいんですけども、できましたら。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 わかる範囲でお答えいたします。

確かにいろいろ調査によると、読書量の多い子どもの学力は高いというふうにいわれています。そういうことは確かだそうです。西会津町の子どもたち、今年、公民館でスタンプリーを始めましたけれども、小学生で読んだ冊数の一番多い子どもは200冊を超えています。中学生でも150冊は読んでいる子どもがいるということです。そういうのも本当に大事なことかなと思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 学習効果の確認の方法の中で、いろいろと県学力調査の内容に、NRTと呼ばれる、標準学力検査を実施したりしているというふうにお答えしていただいておりますけれども、ここにタブレット端末の利用、つまり教育システムを利用したところによって、非常に学力がぐんと伸びたということが耳にしたことがございます。それを人口知能、機能ということなんだそうですが、これは非常に1人の先生がいろいろとタブレット端末を持って、生徒さんに全部問題点を出しながら、そのところには先生がいないと、その問題を解決、あるいは解くことができないことにはなっているそうです。そういうようなタブレット端末を利用したところに、相当に学力を向上したということがありますが、これに対するところのお考えがあるんだとすれば、ひとつご提唱してみたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 タブレット端末の導入につきましてのご質問でございますが、確かにタブレット端末を学習場面に導入するということは、紙とは違う特性がございます。そういった部分、例えば紙ですと、メリットとしましては、文章を思い出しやすいとか、あと文

章を読みやすい。あとタブレット端末につきましては、学習意欲を伸ばすというのがあります。例えば外に出て、通常ですと紙ベースですと、絵を描くだけですけれども、タブレット端末ですと、動画を撮ったり、写真を持ってこられると、そういった部分がございます。そういった意味合いの中では学習効果がしっかりとつくのかなというところがございます。

本町でも今年度から、27年度からタブレット端末の導入に向けて、試験的に作業を進めております。まず中学校から27、28、29とこの3年間で、施設内に無線LANのアクセスポイントを設置して、あと今年度につきましては、理科の教材用ということで、15台のタブレット端末を導入しました。この事業を行った結果ですが、やはり先ほど申し上げましたように、紙媒体とは違うような、実際、理科の実験をした場合の動画の撮影だとか、あと写真、そういったものを持ち寄った最終的なまとめが、非常に効果的、学習の運用上、進める上で効果的であったということが、現場から報告はあがってきております。

ただ、これにつきましては、将来的に進めていくわけなんですけど、中に入れるソフト、その部分がなかなか高価な部分であるとか、あとは、教師の方々に対して、使えるようになる人的支援と、そういったものもございますので、十分にそこにつきましては、計画を立てながら、小学校、中学校がタブレット端末の導入に向けて、それを学習効果の向上に活用できるように、そのようなシステムを構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 人工知能のこの機能というのは、すごく素晴らしいものなんだろうと、そういうふうには私は受け止めてはいるんですけども、それだけ効果があるというふうには私も今、解釈したところであります。できることであれば、そういったものを大いに活用されて、先ほど冒頭に申し上げたのは、教育には何といても時間がかかる、そして財政も必要になってくるということでございますので、そこら辺のところも十分取り入れていただいて、優秀な生徒を育てていただきたいなど、こんなふうに思います。

先ほど支援員の関係で出ておりましたが、教育支援員の配置の人数については、5名と4名と9名ということでございます。この9名の方の能力をいかに発揮していただいて、できる限りの子どもへの教育を補っていただければと、こんなふうに思いますので、さらに教育長はじめ、お願いしたいと、こんなふうに感じております。期待をしているところでございます。

あとは、私のちょっと手元でございます。6方部がございまして、その中の県北、県南、あるいは県中、そして南会津、それから相双といわきということで6つあるわけですが、その中で、ちょっと私のほうで感じたところは、会津というところにおいて、小学校の部分でちょっとお話申し上げますと、かなり懸命に努力されているんだなと、こんなふうに感じているわけです。さらに努力していただいて、ほかの地区に負けないだけの力量がついていただければいいのかなと、こんなふうに感じているわけですが、小学5年生のところの国語というのは、平均値が68.7でありまして、会津が73.1ということなんです。県の見ているのが73.8、若干低いということであって、かなり接近してはいるようです。それからまた算数につきましては、会津は目標値が59.3から53.1になって、か

なりこれが低かったということのデータをちょっと見たものですから、参考にさせていただきたいと思うんですが、そこに理科というのが目標値が 65.7 なんですから、会津は 64.2、これは県の基準が 63.7 を上回っているということで、非常にいい結果が出ているということでもあります。

それから、中学 2 年生の結果で、国語の場合ですと、目標値が 62.2、これが県では 63.5 と見ていた部分で 60.9、それなりに会津は頑張っているんだなと、こういう結果なんですね。あと数学の部分で申し上げると、目標値が 56.3、県では 53.8 であるところ、会津では 52.4。あとほかのほうの、県北のほうで見ますと、だいたい同じようなレベルできているんですね。そこら辺もかなり懸命に努力しているという部分がみえてはおります。それからまた、理科でありますと、目標値が 53.7 のところ、会津では 51.2、これはちょっと下回ったということのようです。県のほうも 53.3 くらい見ていまして、ここら辺がどうしても下がったようですね。特に英語については、目標値が 58.1 のところ、県では 59.7、その中に会津では 54.5、それなりに下回ってはいるけれども、それなりの成果を出されているということですから、これはやはり、先ほど申し上げましたように、記述式というのが出てきて、今回、それが特徴のような気がしてならないんですけれども、そういったところでの記述式で、これだけの差が出てくるのかということに対して、私としてはちょっとなかなか理解のできないところがございます。

これは、ひとつ参考にさせていただいて、さらに学力の向上に努めていただくようなことを、このような姿で学習効果を検証しながらやっていただければよろしいのかなと、こんなふうに感じております。

時間も迫ってまいりましたので、テーマを道路網の整備のほうに移らせていただきたいと思いますが、まず、樟山バイパスを通過して奥川の奥川工区、これからバイパスが進むにあたっては、中町工区のほうにいきますよということで、計画的に進めているということでございます。これは、できるだけ要望どおり進めていただきたいなと、こんなふうに思います。さらに、中町の峠のところでありますけれども、今回もかなり盛り上がってきているというのが見えて、ちょっと車の方が、こちらのほうから行って、坂に上がったらドンと上がるんですね。むこうから下りてくるほうはガタンとくるんですけれども、そうすると、やっぱりバンパーに触るような状態であったようです。

以前、町長もそこのところに、非常に盛り上がったところに車を接触したというようなことがございましたそうで、ことが起きなくてよかったかなと、こんなふうにもありましたので、そういうことができないようにしてもらえたらいいなということでございます。ただ、中には若い人がおられて、妊娠しているとかということがあったときに、この段差が一番身に染みてくるというようなことがあるということですので、そのようにならないようにしていただいて、早めの手を打っていただきますことを重ねて要望をしておきたいと思います。いずれにせよ、地滑りだということがわかりましたので、今後も含めまして、合わせてご尽力を賜りたいと、こんなふうに思います。

要望を含めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。長時間にわたってありがとうございました。

○議長　　7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は、今議会定例会において、2項目について一般質問を通告しておりますので、これから順次質問をいたします。

まず1つ目として、高齢者福祉の充実について質問いたします。本町の高齢化率は年々上昇し、平成27年4月現在、42パーセントとなっており、国、県の状況と比較しても、著しく進行しています。それに伴い要介護認定者の増加、高齢者の1人暮らし、高齢者のみの世帯の増加などが大きな問題となっております。このようなことから、町では第6期介護保険事業計画、第7期高齢者福祉計画を昨年策定したところでありますが、その取り組みについてお伺いいたします。

1つ目として、計画の中で、認知症の人への対応を強化するため、介護老人保健施設、憩いの森に認知症専門棟20床を整備する計画ですが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

2つ目は、高齢者の1人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、自宅や地域で安心して住み続けるため、家事の援助や、除雪などの生活支援のニーズが高まっております。このようなことから、町では生活支援ハウスの有効活用と高齢者向けの共同住宅などの整備を計画しているが、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。

次に、阿賀町との交流促進と観光誘客についてお伺いをしたいと思います。昨年11月24日に、西会津町議会と阿賀町議会との初めての交流会が開催されました。当日は両町にまたがる国道459号線の視察を実施し、道路の現況についてお互いに認識を深めたところでもあります。その後、よりっせの会議室に移動し、西会津町で導入しているデマンドバスについて、また阿賀町議会で実施している通年議会の会期制について研修を行ったところでもあります。大変有意義な情報交換となりました。このように、議会と議会との交流も大変大事であります。しかしながら、両町の経済活性化や発展には、町と町との交流促進が最も重要であろうと考えております。ぜひ交流を進めていただきたいと思います。

次に、近年、少子高齢化や観光ニーズの多様化などにより、観光を取り巻く環境が変化し、町観光の中心である大山祇神社、鳥追観音の観光客数は年々減少しているようであります。このようなことから、町では従来の観光に加え、歴史的、文化的に価値の高い旧越後街道を活用した観光振興を図っているところでもあります。近年は、観光ニーズも変化し、隣接町村との広域的な連携による滞在型の観光ルートの開発が求められております。このようなことから、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目として、本町と阿賀町は、江戸時代、同じ会津藩であり、阿賀町と旧越後街道を共通テーマとした連携を推進し、滞在型の観光振興を図ることができれば、さらなる誘客につながると思いますが、町の考え方についてお伺いをしたいと思います。

2つ目として、町の各種イベントに阿賀町との交流を図る考えはないか、その点についてお伺いをしたいと思います。

以上で私の質問といたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、伊藤一男議員の高齢者福祉の充実についてのご質問に、お答えいたします。

はじめに、町の高齢者の現状であります。3月1日現在、65歳以上の高齢化率が42.8

パーセント、75歳以上の後期高齢者の率が、27.5パーセントと、高齢者人口そのものは緩やかに減っていますが、高齢化率は上昇しております。また、高齢者1人世帯が628世帯、高齢者のみ世帯が419世帯、全体で1,047世帯と、町内全世帯の38.2パーセントとなっております。

町では、このように高齢化が進展する現状を捉えて、高齢になっても、また、少し身体が不自由になっても、あるいは認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、いきいきと安心した暮らしが続けられるまちづくりを進めるため、第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画を策定いたしました。

ご質問の介護老人保健施設憩の森への認知症専門棟20床の整備計画の進捗状況についてでございますが、計画策定時は、待機者の解消と認知症対策の強化を目的に整備を計画したところであります。しかしながら今年度に入り、会津地域において入所定員の多い介護施設が開設したことにより、待機者が減少しております。

現在、憩の森の待機状況でございますが、町内で在宅で待機している方は7人となっております。その7人についても居宅介護サービスを利用しながら、自宅での介護が可能な方となっております。そのため、入所施設の整備につきましては、これらの情勢の変化を分析するとともに、診療所の医師等関係者からのご意見を踏まえ、今後、総合的に判断してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、生活支援ハウスの有効活用と高齢者向け共同住宅などの整備計画の進捗状況について、お答えいたします。

今年度、生活支援ハウスの入所希望を募ったところ、14人の定員に対して、21人の申込みがあったことや高齢者の1人暮らし世帯が増加していることを考えますと、今後、生活支援ハウスや共同住宅へのニーズは増えることが予想されます。その見込み量を的確に捉えたうえで、既存の生活支援ハウスの冬期間以外の活用や、旧奥川保育所などの遊休公共施設や空き家等を高齢者向けの共同住宅として利活用ができないかなど、早急に検討を進めてまいります。

いずれにしましても、町民の皆さんが、高齢になっても介護が必要になっても、できるだけ住みなれた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう、その環境づくりや支援を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の阿賀町との交流促進についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、かつて本町と阿賀町は同じ会津藩であり、特に旧津川町と野沢は旧越後街道の三大宿場として栄えた共通の歴史があるほか、お互いに親戚姻戚も多くいるなど、大変関係が深い町であります。阿賀町では、早くから街並み整備やガイド養成など、越後街道をテーマとしたまちづくりを進めていた一方で、本町においてはほとんど手つかずの状況でありました。

しかし、近年の街道ブームの中で、本町でも地域単位で少しずつ取り組みが進み、今年度は、にしあいつ観光交流協会と連携し、旧街道のウォーキングイベントや、沿線への案内看板や標柱の設置などを行ってきたところであります。また、昨年11月には、阿賀町、





ことも含めて、今後検討していただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 はい、わかりました。現在の老人保健施設には、認知症の方というのはどのくらい、全体の何パーセントくらい。そして、町外のそういう比率といいますか、そういうのもわかりましたら。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

現在、介護老人保健施設に入所されている方の認知症の割合ということではありますが、大変申し訳ありません。正確な数字はございませんが、介護認定を受けている方の、西会津町の場合ですと、92パーセントが認知症、何がしかの認知症の症状があるということですので、介護老人保健施設に入っている方のほとんどが、何がしかの、その程度の高い低いはございますが、何がしかの、その認知症の症状は持っておられるのかなというふうにご考えているところであります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうということではありますが、まだ建てる、建てないは、まだこれからだと、そういうことなので、あまりあれなんですけど、例えば整備する場合において、土地とかの確保なんていうのは十分できるのか。また、建設の費用なんていうのは、概ねどのくらい、言ってもしょうがないと思うんですが、まず土地の確保、そういったものについてはどのように考えておりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

増設の場合の土地の確保ということですが、介護老人保健施設、それから特別養護老人ホームのあるあの周辺につきましては、町の土地でございます。それで、道路の裏、裏の道路から河川に向かっての部分についても町の土地ではございますので、用地としては、その辺の用地を有効活用できるのかなというふうには考えているところであります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最近のこの現状といいますか、見てみますと、介護保険施設、つくった場合において、建設した場合において、やはりそれに関わる介護職員が確保できないというようなことで、かなりそのいろんなところで、全部を開所できないというか、運営できていないと、そのようなことが言われておりますが、またこの西会津しょうぶ苑においてもそういうことが、職員が確保できなくて全部を運営できないと、そういうようなことを言われておりますが、もしそういう整備する場合において、介護職員の確保、そういったものについてはどのように考えておりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

本当にその介護職員の確保というのが、今現在、介護職場、どこの介護職場、全国的にも問題になっておりますし、県内、会津でも本当に問題になっております。そのために、今ほど言われたように、西会津しょうぶ苑でも1ユニットが開所できないというような現

状もあるところでございます。

西会津町としましては、介護職員初任者研修という形で毎年、平成10年からずっと毎年続けているわけで、今年度についても10名の方がその資格を取ったというようなことがございます。今後もそういう町独自の施策を進めながら、県等にもその職員、介護職員の資格が取れるような体制づくりをしっかりとやってほしいというような、その要望なんかについても常に申し上げているところではありますので、そういったことを期待したいと思いますが、やはりなかなか、今日のニュースの中でもやっておりましたが、求人の関係で、介護職員は求人率が2.99倍だといわれています。3倍ほどの倍率というようなことが出ておりましたので、やはり介護職員になるという方がなかなかやっばり少ないのも現状でありますので、そういったことも総体的に勘案しながら施設整備なんかについては検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことで、なかなかこの人材を確保するということは大変難しいというか、いろんな養成講座をやったり何かして、こう町ではやっているわけですが、建設するにあたって、やはりその辺の人員確保を十分にとらえながらやっていただきたいなど、そのように思っております。

次に、老人保健施設の借入金というのが、建設当時の借入金というはあるはずなんですが、その返済はもう終わっておるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

介護老人保健施設の建設にかかる資金の返済については、基本的には終わっております。ただ、町とにしあいづ福祉会とのやり取りの中で、町が毎年少しずつ返済していくという、介護老人保健施設に支払っていくという部分はもう少し残っておりますが、基本的に借入金の償還は終わっているという状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ではその金額についてはわからないということですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

27年度末現在で1,866万5千円ということでありまして、平成30年度まで返済していくという形になっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 はい、わかりました。

次に、生活支援ハウスの有効活用と高齢者向けの共同住宅の再質問をしたいと思っております。今、先ほど答弁あったわけでありまして、今年の冬の希望者もかなり多かっただと、そういうようなことで、なかなか入れない人といいますか、入所を希望する場合、そういう優先順位みたいな、そういうところはあるのかどうか。また入所した場合に、長期にわたって入所することができるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 生活支援ハウスの入所の関係でございますが、答弁でも申し上げました

ように、14人の定員に対して21名の方の応募があったということで、当然、入れない方も数多くおられました。その優先順位ということにつきましては、まず町のほうで、その応募された方の生活状況等を調査をします。調査をして、その調査結果に基づいて各関係者、町、それからしあいつ福祉会の中でも、居宅介護事業所ですとか、地域包括支援センターですとか、そういった方々に集まっていただいて、その中で優先順位を付けて検討していくというようなことでやっているところでございます。

今回も数名の方、入所できなかったわけでありましたが、その方については、じゃあその方が冬期間在宅で生活するためには何を支援したらいいのかというようなことまでも、その検討会の中では話をしながら、ヘルパーさんの回数を増やしたりとか、見守り態勢については近所の人をお願いしたりとか、そういったことまでしながら決定していったというような状況でございます。

利用期間でございますが、今回、申込みをいただいた方については、冬期間のみの希望ということでございました。ただ、過去には冬期間ではなく、夏場の間も入所されている方がおられました。この方は、家が、なかなかちょっと、住む場所がないというとあれですが、住む環境がちょっと劣悪だということで、在宅では住めないというような方なんかについて、あるいは虐待等があって家では住めないというような方とか、そういった要件があれば、年間通しての入所も可能であります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは、入所者の地区別の入所者については、だいたいわかりますか、お答えいただきたいと思いますが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 地区別であります。尾野本地区が5名、それから群岡地区が1名、新郷地区が2名、奥川地区が3名というような状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりましたが、高齢者世帯数について、ちょっとお尋ねしたいんですが、この1人暮らしの世帯数、この中で、やっぱり高齢者については、奥川地区がやはり一番比率といいますか、高齢者の人口に対する比率は高いと思うんですが、そういう高いというか、例えば奥川地区が一番高齢者の比率が高い、その次にどこかとか、そういうあれはわかりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高齢化率の高い順序でございますが、おただしのおとり、奥川地区が一番高くなっております。2番目が群岡地区、3番目が新郷地区、4番目が野沢地区、5番目が尾野本地区というような順序になっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうあれだと、やはりこれからいろいろと、やはり高齢者の共同住宅、また生活支援ハウスの重要性というものがこれから出てくると思うんですが、近隣の町村で、そういう廃校を利用したり、空き家を利用したりして、その共同住宅、そういったものをやっているようなところはありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

近隣、県内ではちょっと空き家を利用したそういったものというのは聞いてございません。ただ、新潟県ですとか、山形県なんかでは、新潟県の十日町なんかではそういったケースもあるというふうには聞いております。

○議長　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今、課長の答えだとあまりやっていないというようなことでありますが、うちの町については、やはり生活支援ハウス、これの充実といいますか、これをやっぱり拡張しながら、もっと多くの人を入れてあげられればいいんじゃないのかと、なかなか現実、空き家といっても、廃校といっても、なかなか整備して入れるというようなことは大変難しいというか、それならば、やはり今の生活支援ハウスですね、そういうところを例えば増設するなり、例えばあそこは地域ふれあいセンターといいますか、またその下でデイサービスをやっていると思うんですが、そういうところを有効活用して、もっと部屋を増やすといいますか、そういうようなことも考えられると思うんですが、その辺について検討していただければいいのかなというふうに思いますが。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

現在ある生活支援ハウスでの増設といいますか、部屋の数を増やすというのは、ちょっと今、下のデイサービスセンターも、もう30人定員でやっております、ほとんど30人満杯で実施しておりますので、あの施設で部屋数を増やすというのは、ちょっと難しいのかなと、というかできないというふうに考えております。ですので、先ほど答弁しましたように、ほかの遊休の公共の施設であるとか、そういったものをうまく活用できるような方策を検討していければなということ考えているところでございます。

○議長　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いずれにせよ、まだ中間年度というようなことで、ちゃんとした結論というのは出ていないわけですが、とにかくいい計画をつくっていただいて、実効性のあまるものにしていただきたいと思えます。

次に、阿賀町との交流促進と観光誘客についての再質問をさせていただきます。まず、ちなみに西会津町には大山祇神社と鳥追観音、いろいろあるわけですが、昨年度、27年度のだいたいの観光客数、そういうのがわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

まず大山祇神社でございますが、27年は13万9千人という形でございます。鳥追観音につきましても、統計的には取っていないんですが、だいたい例年並みということでお聞きしておりますが、前お聞きした例ですと、7万8千人からの方々は来ていらっしゃるというような話で、約3パーセントn微増であります。

○議長　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私、質問のなかで、説明のなかで、年々減少しているだろうというふうに言ったんですが、減少はしているというようなことで理解してよろしいですか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 確かに最盛期から比べれば、年々減少傾向にあるということですが、福島デスティネーションキャンペーンとか、そういう形で現状を若干維持しているというのが正直な状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 従来の観光が、なかなか今、少子高齢化や観光ニーズによって、かなりこ厳しくなっていると、そういうふうなところで、阿賀町というか、旧越後街道を活用しての誘客というようなことで、今、町も一生懸命やっているわけですが、西会津町には、やはり3つの峠といいますか、東松峠、車峠、鳥井峠と、あと5つの宿場があって、野沢宿と上野尻、下野尻宿、宝川宿、白坂とあるわけですが、そういうこの辺にはなかなか例のない、そういう宿場であったり、峠の数だったりすると思うんですね。

阿賀町においても、やはりそういう旧越後街道に関しては、やっぱり会津藩の交易の川港の中心であったり、またそういう軍事的な、大変重要な要衝であったりというようなことで、そしてまた、阿賀町には、やはり吉田松陰が大変苦勞して峠越えをしたという、そういう今の諏訪峠というところがありますが、そういう、やはり阿賀町のそういう宿場と、西会津の宿場、また峠、西会津の峠、そして阿賀町の峠、そういうことを共通の、やはりそういうパンフレットなんかを作成して、これからの滞在型の観光につなげていければいいのかなと思うんですが、それにつけても、いろいろ町でもいろんな事業をとおして交流を図っているというようなことですが、もしできれば、そういう共通のパンフレットみたいなものを作成して、お互いに持っているというか、そういうようなことで滞在型の観光目指したらいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 こちらからいきますと越後街道、あと新潟側からいきますと会津街道という部分の中の、阿賀町と西会津町の中で共通のパンフレットを作成したらどうだと、所有したらどうだという部分でございますが、確かに、現在、阿賀町のほうはしっかりとした越後街道のパンフレットがございます。ちょうど私どもの西会津町の部分については、現状では、今のところないという部分でございますので、来年度以降、街道についてのパンフレットを作成するというので、今現在進めておりますので、それが連携できるかどうかという部分も、阿賀町と一緒に連携しながら考えていければなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。観光誘客についての関連質問として、議長にちょっとお許しをいただきたいんですが、阿賀町に豊実というところがあるんですが、豊実というところがあります。そこには、佐藤さんという方がいて、やはり自然を活かした野外田んぼアート、そういうものがあるわけなんです、そういう、そこにもたくさんのお客さんが来ております。また芸術村においても、やはりお客さんが、来客が急増していると、そういうようなことで、大変いいなというふうに思うんですが、やっぱりその、そういう田んぼアート、野外アートですね、そして町のそういう国際芸術村、そういったところをもっと線を結んで、やはり広域的な、やはり芸術、アートの活性化、そういったものも考えていかなければならないんじゃないのかと、そうしたら、もっと芸術村の幅が広がって、滞在型

のやはりそういう観光事業にも結びつくようなものになるのではないかと、そういうふう  
に思いますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 芸術村と旧鹿瀬町の方、佐藤さんという部分の交流という部分でござい  
ますが、佐藤さんも芸術村にも何度もおいでいただきまして、いろんな芸術分野のアート  
についての交流については、お話しているという部分もお聞きしておりますし、今度、佐  
藤さんのほうから、3月中に越後街道の部分についての集まりがあるので、ぜひ参加して  
いただけないかというような部分を観光交流協会にもいただいておりますので、お互い越  
後街道をとおして、重要性を皆さん認識しておりますので、そこら辺は連携しながら取り  
組んでいくとともに、アート分野においても、芸術村と、その佐藤さんと連携をしながら  
活性化していければなと考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。次に、町の各種イベントに阿賀町との交流を図る考えはない  
かと、このなかで、私、今回のこの質問の中で、やはり大事な点といたしますか、やはり今、  
西会津町も、どこもそうなんです、人口減少による経済の疲弊といたしますか、衰退とい  
うものが、やはり進行しているなど、そのように思います。

そういうなかで、やはり経済の活性化を図るには、やはり阿賀町、人口約1万2千人で  
ありますが、そここのやっぱり経済圏といたしますか、交流というのが、これから西会津に  
とって、人口減少に対する経済の活性化にとって、私はすごく重要なことであるなど、そ  
ういうようなところから、この交流について話を出したわけであります。

そういうなかで、西会津町のさゆり公園において、やはり雪国まつり、このあいだの。  
そして、ふるさとまつり、そういったところに、やはり議会もやったように、交流してい  
るように、町も首長を呼んだり、議会の議長さんと呼んだり、そういうようなことをやり  
ながら交流を図っていく、そういうことが必要だなど。そして、やはりこれから交流施設、  
いろんな販売強化施設なんかもできますが、やはり土曜、日曜においては、やはりそうい  
う県外とか、新潟から、あと会津のほうからも来るでしょうけれども、やっぱり平日、や  
はり商売をやるとなると、やっぱり近くのそういう阿賀町、そういったところを経済圏に  
入れて物事を考えていかないと、やはりこれからは、ますます疲弊していくと、そうい  
うようなことでもしたんですが、そういうことで、首長さん、議長さんなんかを呼んで、こ  
うやっていただければ、少しずつ交流が促進していけば、よくなるんじゃないのかと、そ  
の辺についてはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 阿賀町とのイベントをとおした交流という部分についてお答えしたいと  
思います。

確かに議員おただしのおり、現在、私どものふるさとまつり、雪国まつりについて、  
阿賀町様への招待というのは、正式には行っていない状況でございます。逆に、阿賀町か  
ら狐の嫁入り行列という部分に対してのご案内もないような状況ではございます。

ただし、昨年6月6日に福島ホープスの交流試合がございましたが、そのなかで、たま  
たま新潟アルビレックスとの戦いだという部分でございまして、そのなかで阿賀町の町長

さんにはご案内をさせていただいた部分はございます。このほか、町の公式行事といたしましては、町制施行の60周年記念式典、並びに津川で行われました開町400年という部分に対しては、お互いに呼ばれているというような部分もございます。そこまではございますので、今後、そういう交流を深める観点から、阿賀町の首長さんのほうにも、ご案内を出すような形で、ちょっと事務局レベルで調整しながら、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういふことで、いろいろ申し上げましたが、今、民間の町の商業業社、商業者に関しては、やはり以前より、昔から、そういう阿賀町とのつながりがあって、いろんなこう商売にそちらに行ったり、いろんなことをしながら、みなさんこう阿賀町の大切さというか、そういうことをわかっているんですが、これからやはり、町と町との交流をとおして、いろんなお客さんが西会津に来て、いろんなことでこうつながっていくようにやっていただきたいと思います。

そういふことで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

9番、三留正義君。

○三留正義 9番、三留正義です。通告して一般質問が許されましたので、通告どおり一般質問をしていきたいと思ひます。

1点目は、野沢まちなか整備・活性化についてというテーマのくくりの中で、西会津町の中心であり、象徴であるべき野沢まちなかは衰退しているように見受けられます。最近では多くの方から、野沢のまちなかは閑散としているといわれています。そこで、本町の顔でもある、首都でもあると言い換えてもよろしいかもしれませんが、野沢まちなかを、町ではどのような街並みを目指しているのかを伺ひます。

次に、これからの農業についてというくくりの中で、2つあります。

1つ目は、平成30年度には減反政策が解除になる。それまでに特色ある米づくりについて、どのような体制、体系を目指して整備していくのかを伺ひます。

2つ目は、多くの農業者が冬期間の収入に苦慮されています。雇用や所得安定化に向けた政策をどのようにされるのか伺ひます。

以上、大きな項目で2つですが、明快なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、野沢まちなかの整備・活性化についてのご質問にお答ひいたします。

おただしの野沢まちなかにつきましては、人口減少や少子高齢化に伴う消費者の減少による商店街の衰退、空き家や空き地の増加、冬期間の雪処理など多くの課題を抱えております。こうしたことから、町では野沢町内の再生に向け、野沢地区の商店や地域住民の皆さんの参加のもと、平成22年に、野沢まちなか再生プロジェクトを立ち上げ、野沢まちなかの活性化に向けて、ご意見やご提案をいただき、そのなかから六斎市の開催や屋号の設置、まちなかマップの作成など地域の活性化に向けて取り組んでまいりました。



また、プロジェクトで出された意見を盛込んだ野沢地区都市再生整備計画事業による原町ポケットパークや駅通り公園整備、上原地区への道路新設、商工会主催のイベントへの支援などを行ってきたところであります。

さらに、観光誘客の取り組みでありますが、道の駅との連携やふるさと自慢館の企画展示、旧越後街道を活用したイベントや宝探しイベント、コードF5などの取り組みにより、まちなかへの誘客を図ってまいりました。この結果、自慢館の利用者は平成26年度で約6千人、平成27年度1月末現在で約9千人と年々増加しているとのことであります。

商工会におきましても、こうした町を訪れる人たちの滞留化に向け、自慢館における飲食ブースの設置やスタンプラリーの実施、にぎわいまつりとフォルクスワーゲン大集合の中央通りでの開催などを、平成28年度に予定しており、商店街の活性化に努めていくとのことであります。

町としましても、道の駅への地域連携販売力強化施設の整備により、さらに道の駅利用客の増加を図り、町の観光施設や野沢まちなかへの誘客を進めて行きたいと考えております。今後も、商工会や商店街の皆さんとの連携を深め、まちなか活性化に向けたご意見やご提案をいただきながら、新たな施設の効果的な利活用や、これまで実施してきた事業の継続、磨き上げを行い、活性化に繋げていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、これからの農業についてお答えいたします。

国は、平成25年11月、米の生産調整や農業補助金の見直しを決定し、平成30年産から生産数量目標の配分をせず、合わせて米の直接支払交付金についても廃止することといたしました。

さらに、今年2月4日にTPP協定が調印され、今後批准に向けた手続きが進められますが、国の農業政策は改革・関連対策事業の実施など大きく変革することになり、町内稲作農家は一層厳しい状況が見込まれております。このため町では、小規模な個々の農業経営から農業機械の共同利用化や集落営農の組織化・法人化、認定農業者、担い手と連携した農地の集積など経営の大規模化により、地域農業を効率的で持続性のある農業経営体へと転換する取り組みを今まで以上に強力かつ加速度的に進めていく考えであります。

また、特色のある米づくり、売れる米づくりの取り組みとしましては、平成26年度より、西会津一、うまい米コンテストを開催しておりますが、西会津産米の食味の良さが実証され、町内外のイベント販売でも好評をいただいているところであります。毎年開催されている、米・食味分析鑑定コンクール・国際大会でも過去8年間で6回入賞するなど全国的にも評価されており、今後もうまい米コンテストの開催と、新たにその入賞者特典として全国大会等への出品支援を実施することにより、西会津産米の美味しさをPRしてまいりたいと考えております。

さらに、町内産米のPR活動としまして、これまでもJA・生産者団体と一体となって首都圏等でのトップセールスを行い、販売促進に取り組んできたところであり、今後も、引き続き販路拡大とPRに努めてまいります。

次に、2点目の、冬期間の雇用や所得安定化に関するご質問についてであります。

は米と園芸作物や菌床きのこの複合経営により農業所得の向上と通年栽培を目的に、平成16年度より耐雪型パイプハウスのリース事業を導入し、農家の支援を行ってまいりました。現在、菌床しいたけのほか、冬作については軟白ねぎ、寒締めホウレンソウなどの葉物野菜、促成アスパラガスなどの生産販売を行っているところであります。また、今年は道の駅よりっせの販売力強化施設がオープンすることから、取り組み農家数の拡大と多品目野菜の推進、雪下野菜や越冬野菜などの栽培を推進し、冬作の取り組み強化を図っているところであります。冬期間の農業所得の向上につなげていきたいと考えております。

さらに、農業所得向上の取り組みの一つとしまして、農業者が自分でつくった農産物に付加価値をつけて売ることができる6次化の取り組みがありますが、町では平成22年度より農林産物加工研修会を開催し、人材育成に取り組んできたところであります。加工品づくりは農閑期である冬期間にも作業ができ、冬期間の農業所得確保の有効な手段の一つであります。町内には現在、9つの加工所が年間を通して活動し、加工品は道の駅よりっせや町内外のイベントで販売され、好評を得ているところです。

今後は、さらなる人材育成と集落単位での6次化推進など、加工の輪を広げ、米・ミネラル野菜・きのこの町の三本柱に、プラス加工品づくりで、農業所得の向上を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 まず野沢まちなか整備、活性化についてから入っていききたいと思います。今ほど課長から、今まで町の取り組み、そういったものをお話いただきました。私が質問の中で、街並みをとという表現をしたのは、いま、実施されている事業、ポケットパーク、そういったものも確かに十分私も承知しております。ただ町の中全体、西会津町全域ですね、先ほど私が問いかけた質問というのは、ここ3年くらい、私ずっと歩いてくると、町の方たちから徐々に件数が、同じようなこの質問が、件数が増えてきている。ということはどうか、町の方たちに、ある程度ストレスが溜まってきているんだと私解釈して、今回は質問までいたったわけなんです。今、会津若松、喜多方、坂下、そういったところが弱ってくると、西会津町というのは、雇用で大きな問題を抱えてくる。それで、西会津町というと野沢、やはり下へスライドしていくにしたがって、元気がなくなっていくと、その影響力というのは、やはりみんな不安な、非常に不安な、不確定な不安な要素になってくる。そのストレスを私はこう感じて、特に、野沢まちなか以外の方から、最初にこれ言われたときには、野沢のまちなかが何だって非常に寂しいんじゃないのと、そのときにはたと、これは西会津町全体の問題だな、野沢だけじゃないと、やはり中核となる野沢、そこの中から小学校が森野に移転していく、そして今度は保育所、さらには町役場が、もとの我々が出た野沢小学校、やはり町の中から見ると辺地のほうに移動していく。そして空き家が増え、閑散としていく。商工会さんも絡んでくるんでしょうが、野沢のまちなみを、ある自治体では屋根と外壁の色を一定の定められた色にしていけば補助していくとか、研修先でそういうのもありましたけれども、何をどういうふうになっていくんだという見える化、将来の見える化が町の人たちにはないから、やっぱた不安なんだと思います。

それが、結局町長自身がどういうふうに、伊藤町政でわれわれをどこに引っばっていつ

てくれるんだ、どういうふうにしてくれるんだ、どういう姿になるんだ、現在、皆さん生活して、町の中、民地で生活しているお方も当然あります。そこに青写真でこういうふうにするというのは確かに言いにくい、言えないといったほうがいいんでしょうか。しかし、構想的に、町長ご自身の構想的に、将来的にはこういうふうな歩みで、今の局所的な開発もこういうふうに結び付くんだと、そういうった説明を求めている声だと思っております、その点についていかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 野沢は、これは西会津町の中心のまちだということで、古くから宿場文化が栄えたまちであるし、こういうことが、やっぱり衰退していくということについては、非常に寂しい思いがするということでもあります。昔から多くの文人墨客が訪れておりますし、それらを活かせば、本当にしっかりとしたまちに再生になってくるのかなというふうに思っています。

そこで、いま、まちづくりということで、いろいろ行っているわけですが、先ほど課長が答弁したのは、まさにまちを歩いてみて、今一番まちでハード的に整備しなければならない箇所を言ったわけではありますが、私はそれだけでは、やっぱりまちなかは活性化しないだろうというふうに思っています。一番大事なのは、やっぱり商店街の人、あるいはまちの町内会、これがやっぱりもう少しいろんな角度からアイデアを出していただいて、まず自らその町内会がどういうまちの、自らできるプロジェクトをつくっていくか、これが一番大事なことではないのかなというふうに実は思っています。

確かにじゃ町として何をするかというと、できることは、これから計画づくりを進めていきたいと思っていますが、景観づくり、まちなみ景観づくりというのは、これはハード的なものでありますから、例えば道路の整備をすると、雪に強いまちなかをつくるというのも1つです。それから、今までも取り組んできましたけれども、商店街、主に商店街にすれば、やっぱりシャッター通りをいかになくしていくかということとか、あるいは統一感のあるようなまちなみを、景観をつくっていこうと、こういうようなこと。さらには、一般的な町外から来た方々に対して、商店の皆さんでできること、例えば椅子を出しておもてなしをする、自由に休んでくださいというようなこと、できることはやっぱりやっていただければ、それだけでも私は町の温かさというか、まちなみの温かさというのは感じられてくるんじゃないかというふうに思います。

それからもう1つは、やっぱりこれは町内会の皆さんで、今までまつり等々については、この時期になりますと、盛んにいろんな町内会でまとまって対応しています。ああいうことがやっぱり平均的に、ずっと継続した形を取ってやっていくことができないかどうかということです。ですから例えば、一斉にやらなくても、その町内会では3月にはうちのほうの本町地区で何々をやる。あるいは何月は何々をやる。こういったような取り組みがまちなかの中で、やっぱりできてくるということが大事ではないかなというふうに思います。

それには、やっぱりそれぞれの若い人も中心になって、若い人だけというわけにはいきませんが、例えば、来てみて泊まろうプロジェクトとか、そういうことを自分たちの町内で何かできないかと、私はアイデアの1つで、関心を持って見ているのは、町とイベントを組んで、それは町がやれなんて言ったわけでもないけれども、雪国まつりのとき

に、何町内かな、10 町内、やっぱり町内会が、じゃあ集まって、このときには町内会で、あの冬、寒い中においても、そういう町のイベントとタイアップしながらいろいろ対応しているわけですよ。ああいうことが、やっぱり基礎的になってくれば、私はまちなかももう少し活性化してくるのではないかと。それは結果的に人を呼び込む力が出てくるというふうに私は思います。

ですから、そういうことを一つ一つ、この町内会で何かこうプログラムを組んで、あるいはプロジェクトを組んでやろうとしてやれば、そこに町も一緒に、ぜひPRの素材を出してくださいということであれば、これはパンフレットとか、あるいは今、まちなか活性化プロジェクト、若い人たちがいますけれども、あるいはいろんな大学生、こういった方々と連携を組んで、今はインターネットの時代ですから、そういったことを発信をしていくということが、やっぱり大事なことじゃないのかなというふうに思っています。

ですから、町ができることというのと、さっき言ったように、繰り返しになりますけれども、ハードな面はやっぱりこれはやらなければならないし、その中からぜひ、この分だけはしっかり町で対応してくださいということであれば、先ほど言ったようなものも、町として計画の中にしっかり対応していきななということでもありますので、ぜひ町内会ごとにプロジェクトをつくり、そして泊まっていただく、泊まろうというような一つのアイデアを出して、滞留をしていくようなまちなか態勢をぜひつくっていただきたいものだなというふうに思います。

ほかの地域はやっているんですよ、それね。新郷とか、例えば奥川でもそうでありますけれども、やっぱりそういうこうとをポイント的につかんで、やっぱり町中でもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 町長のお話、わかりました。下におろして、町内会、小さな単位でというお話だと思います。そこでいま、聞いていた中で、もっともだなと思ったんですが、ただ、小さな町ですけれども、その横の広がり、町内会が多い、そういった場合に、やはり町内会で集まるよと、ヒントだけでどうだというのもなかなか集まりにくい。区長会さんたちに動いていただくにしても、方向性、先ほど町長が申し上げられたように、事例、事案でプロジェクトのあり方というものを事前に調整しておく期間が必要なのかなと、それにはやはり野沢地区の自治区長さんたちに、事前にやはりその辺打診しておいて、こういうプロジェクト、ほかにはあるけれども、形を変えて、町内に適用するような方向でどうだろう、やはり町側のお手伝い、やっぱりそこで、起きたら町で手を出しましょうというのは確かにわかるんですが、本来の姿であればそうでしょうけれども。やはりある程度、町側から手を携えていただいて、ヒントがたくさんなければ、たぶん自分たちで決めたら出してくださいよ、このキャッチボールは確かにわかるんですが、なかなか投げたら返ってくるまでのレスポンスというのは非常に時間がかかって、相手側も困惑してしまう。その期間がかなり長くなってしまいうだろうと。やはり、だからそこで歩み寄りというんですが、ある程度、水は低いほうに流れるように、一定の方向性は頓挫しないように町側でも、お互いに手を携えて、そういったプロジェクトづくりというものを目指していくのであれば、やはりもう少し支援というか、お互いに寄り添った形でプロジェクトづくりに関与してい

っていただきたいなと思っています。

そして、いま、町内会ごとという話があって、1つは商工会さんも当然そのなかに絡んでくる、中央商栄会さん、上原にありますね、そのなかで、そうするとあれは商工会じゃなくて、上原中央商栄会と、組織がまた違うんですね。そういった全体のなかで、町内の区分を越えた、また組織もあるわけですから、その辺の組み立て方も各自治区ごとといわれても、やはり旧49号国道、中央線というか、あの絡み、それで上原、だから町内自治区をかなり連結させないと、どうするんだ、どうするんだということで、なかなか進んでいかない。そうすると、やはりプロジェクト作りといったものに、どこで区分、どこまでがどこの区分でどうするんだという、その自治区長さんに振られても、たぶんそこが最初の、一番最初の壁が出てくると思うんです。

それが、だからやはり、そのブロックを作る、くくりを作るにしても、ある程度こう、いくつかの、こういうあり方がいいんじゃないかというのを、やはり区長会の折にはある程度打診して行って、形づくりに、最終的には各自治区に落として皆さんの町内で判断してもらおうということになるんでしょうけれども、いきなり投げかけられても、なかなかレスポンスとして返ってくるというのは、ちょっと私も町内の一員として、なかなかそれは応えるのは難しいのかなと。

しかし、時間は確かに待っていてくれないので、やはり町側のそういった支援、厚い支援はどんどん惜しまず、そういったプロジェクトづくりに関与していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が言ったのは一つの事例でありまして、そういうことで進めるといっても、なかなかこれ進めるところについては、やり方、方法、いろいろあるかと思うんです。まちなかの大きなイベントの、野沢のまつりのくくりというのは、ある程度しっかりしているんだなというふうに、そのまつりのときにはわかります。ですから、できればああいう単位でもって対応するという。先ほど言いましたように、ただ野沢のまつりだけではなくて、やっぱり春、夏、秋、こういったことが各それぞれの単位で、町内ごと大きくくくってもいいんですけれども、なんかその中でいろいろ行事をやっているんだなと、こういうことをやっぱりぜひつくっていただくことが大事ではないかなというふうに思います。

ですから、それには、やっぱり何回か集まらなければなりませんし、一番大事なのは、中心になる人なんです。誰が、いつ、どこで、どういうふうにするかということを決めないでいったんでは、なかなか形になりません。どんなことがあっても、誰かが先に立ってやる人を決めていかなければ、決してこの事業というのは進んではいけないんですね。どんな事業でもそうですけれども、やはりそこをしっかりと、2、3人でもいいですけれども、こうやる人をまず見つけて、人を集めていくというような方法を取って、野沢のまつりだとね、ぐるぐるまわって役員が決まっているわけですから、否応なしにやるわけですよ。結果ああいうことなんです、やっぱりできるんです。

ですから、こういう自主的なものにすれば、やっぱり、いつ、どこで、誰が、何をするかというところまでしっかり組み立てていかないと形になってこないということでもありますので、そういうところも含めて、最初は20人も30人も私は集まってはこないと思うん

ですね。やっぱり3人、5人で始めて、対応して、そこからこれは自治区長さんに私は、やれということは私はこれは非常に無理だなと思います。私は自治区長とか、商工会とかという、そういう投げ方ではなくて、自主的な組織が結果的にそこに組織はついてくるといふふうにもっていかないと、こういったイベントというか、まつり、プロジェクトというのは成り立っていかないとということです。

ですから、町としては、私もそうですけれども、もしそういった取り組みをこれからしていきたいと、ただ投げかけるのではなくて、つくっていききたいなというふうに思いますので、そういう取り組みができるところについては、積極的に町としても商工観光課を通して、あるいはこれから西会津に来ていただけるような地域おこし協力隊、こういった方々を交えて、ぜひそういう組織をどこかからか出発してみたいなというふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 わかりました。少しそのおまつりの話が出て、野沢まちなかに1地区、2地区、3地区ありますけれども、あれも任意に輪番しているのではなくて、いまや自治区の区長さんからの推薦で実情は成り立っているというのが今実態です。ですから、投げておいても自然にできるというものではないので、そこら辺の認識だけはちょっと誤解のないようにしていただきたいんですが。ただ、町長自身が、その構想的にこのまちなかをもう少しきちんと整えていきたいという気持ちがあるというのは、十分にわかりました。本当に、ただ将来的にどうなるんだといわれると、確かにそれは誰もこうまだ、あそこにこれができる、それができてというのはなかなか難しいと思います。

ただ町長の言葉で、先にも座談会等でお言葉が出ていたと思うんですが、町民センター的なものを将来的には構想として考えてはいるというような言葉があったかと思うんですが、やはり町のシンボライズというものは、もう少し時間をかけて、町民センターなのか、庁舎、融合した施設なのか、それはもう少し十分に検討されてから、ある程度構想的なお話を出していただきたいなと。町民センターだと、何かセンターができて終わりみたいな、それであれば、いま庁舎が仮に移転していったとしても、20年、30年後には老朽化してくる。そうしたときに、もうワンチャンス、町から声があがってもワンチャンス出るのか、それも将来的なことはわからないので、少し長期的なスパンで検討いただいて、その辺はもう少し明るい構想になっていくように期待しております。

あとは、このまちなかの空洞化のなかで、商店街区も今お話いただいてわかりましたけれども、住宅区が、もう最近では住宅区が丸見えのような状態になってきているんですけども、商店街が取り除かれると、裏の住宅がまるっきり見えるとか、地区によってはお墓が見えるだとか、そういった状況になってきています。それはいま言ったプロジェクトができて、まちなかの活性化、また観光客の誘致、流動化、移動を図っていった活性化を図るんだと、それはわかるんですが、景観的な部分というのは、やはり時間とともに状況が、時間が経てば悪い方には振れるけれども、よくなってはいかない傾向にあるなど。やはり移転していく方は、住所を払っていってしまう人は家を壊していく方が最近が多い。そういった時間が経てば経つほど不利になってくる。だからそういったプロジェクトを起こしていくにあたって、やはり私1人でもなかなか投げかけられてもどうなるものでもないし、それはやっぱり区長さんたちとも私、話を進めて、町側からも歩み寄りをいただ

いて、進めていただきたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問、これからの農業についてということで再質問していきたいと思っております。だいたい町側からの答弁は想定していたんですが、パイプリース、キノコ、その辺でくるのかなど、やはり思っていたとおりの回答だったんですが、私がパイプハウスは、非常にいい事業だと私自身も思っています。ただ、1つキノコそのものなんかは、もう彼らというか、組織的にもうある程度熟成して、売上もかなり伸ばしてきている現在にあると。ただ、水稻は逆に、曲線が逆ですよ。そして、30年の4月からは野に放たれる。農家の方たちがいろんな不安な要素、平成28年の4月、今年の4月からは農協法の改正、何だというと、農協は今までの特殊法人、非営利法人ではなくなる。そうすると農家はどのようなんだろう、少し置いていかれるつんじゃないか、妄想と空想の中で農家は不安な状態にいると思うんですが、本当に4月からは農業委員会も新しい法律が改正になって、いろんなこう激動の中に入って行く農業、そういったなかで、町長の提案理由の中では、水稻は水稻で活かしていただくというお話だったと思いますけれども、生き残らせる、生き残りをかけるというところちょっと大げさですけども、いま、経営戸数がかかなり多い、ある程度若い方からだいぶ先輩の方まで幅広くいらっしゃる。その方たちが今後どういう動向でいくのか、僅かこの2年、平成30年産米にいったときに、どういう動向になるのか、がくっと減ってくるのか、それとも微妙に減ってくるのか、そこら辺が町で想定している分はどのようなふうに想定しているのかが、ちょっと私はわからないんですけども、今後アンケート取らないとわからないという部分もあるんでしょうけれども、がくっと減れば、確かに今度は農地の流動化の話になるんでしょうけれども、この間、あるところに行ったら、町のケーブルテレビで農地の貸し借りがあったら電話ください。それで電話しました。そしたら地元で解決してくださいと言われてましたと、ということで、農地の中間管理機構は平成27年の11月から1カ月間でしたか、受付やって、そのあと町で、それで対応していく、農林課で対応していくというような形だったんでしょうけれども、これが急激に、大量に起きたときに、町側が新しいその米づくりというものをちゃんと示しておいて、その方向に流れていくような形をある程度事前に想定していないと、本当にその大量に農地が放出されたときに、どうなんだという問題が1つあるんですが、その点については、町側はいま現在どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 主に水稻の部分のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、確かに過去、毎年毎年、西会津町の水稲の作付面積というのは減っております。おおよそではあります、だいたい毎年10町歩程度ずつは、ここ5年間減ってきておりますが、こういった部分で減ってきている部分が、じゃあどこに行くのかという部分であります、この水稻面積が減っているにも関わらず、経営所得安定対策に加入している面積はそんなに減っていないんです。といいますのは、結局、個々の農家、高齢化によりまして、いわゆる飯米農家の方々がやめられている部分が結構あるというふうに分けております。

先ほどの農地中間管理機構のお話もされましたが、町としましては、かねてから中間管理機構を使うためにも、まずは人・農地プランをつくらないと、今の制度上はどんな事業も該当させることが難しくなっております。そういった意味で、先ほど例を出されました

が、相談があった場合には、まずは集落だったり、地域だったり、人・農地プランを作成するところから始めていくというのが基本に考えております。実際、町内には、そういったことで取り組まれて、昨年には法人化まで進められた地区もございます。そういったことで、個々の農家ではなくて、本当にまとまってやっていくというような取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 中間管理機構絡み、農地の扱いについてはわかりました。それで、その農地の流動化はそこまでとして、ただ、先に同僚議員が公社の話を持ち出して出されたかと思いますが、私も昔からその考え方は持っています。ただ、なかなかその具現化については、自分自身の提案というんですか、まとまりがつかなかったので言葉にはしませんでしたけれども、先ほど農協法が改正になるというのも明らかに触れましたけれども、この辺で本当に町側がスタンスとしては、来てくれれば手をかざす、だからそのレスポンスのやり取りというのは変わりつつある。さっきのまちなかもそうですけれども、農業自体も間なし、そういう事態に入ってくると私は想定しています。

そうしてくると、アドバイザー組織なのか、販路組織なのかちょっとわかりませんが、そこもまだ私自身のなかでは整理がつきませんが、新しい公社で、その手当をしていくのか、それともいま現在ある振興公社さんの定款を変えて利用していくことも可能かなと、いろんなことをまだ考えていて、まだ答えにいたりつきませんが、いずれは緩衝剤となる組織が1つないと、なかなか町と農業者の間を取り持つ関係が、最近ではぎくしゃくしている。農家では不平不満を言うが、行政側としてはなかなか手を出せない。どうしてサポートしていくのか、これがなかなかうまく合わない、国の制度だけを町側では窓口やっていますよ、それでは、農家はもう待たなしの状態にきている。それで、2つ目の所得安定化なんていうことでちょっと触れたわけなんですけれども、2つ絡みでちょっとすみませんけれども、やはり全体的に行政と農家のキャッチボールをもう少し円滑に進めていくには、やはり媒体として緩衝になる組織がないと、経済的なことができない行政と、経済をなんとかしてほしい、だからハウス、もしくは利子補給なんかしてもらっても、なかなか今は納得いく農家は、たぶん水稲だと、限定して言えばないと思うんですね。投価が回収できない。機械代のほうが高くなり過ぎているような現状なので、認定農業者で、ある程度組織立てしてという、先ほど非常に農家を1つに寄せていく、あれは町長の提案理由の中でもありましたか、確かに育てていく部分はわかるんですが、そこにいたるまで、一遍にそうならない。あれは全員協議会のお話でしたね。やはり組織化しようとしても、まだ原町の水田を見れば、個人でやっている方が圧倒的に多い、それも高齢者がかなりいらっしゃる。だから、そこに平成30年度がくると、ものすごい動きが出てくるなと私はちょっと想像しているんですけれども、そうしてくると、やはり、今度、面積は集めたけれども、町にこうしてほしい、町はこういうふうにあってほしい、だからその、そういったやり取りがきちんとスムーズに行くには、やはりその緩衝となる組織をもう一段階、町では考えかていくようなお考えはあるかないか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。



先ほど来、お話を聞きますと、やはり以前の一般質問でございました農業公社的な部分なのかなというふうになんかちょっと感じたことではございますが、そのときにも多少お話をさせていただきまして、西会津町、福島県におきましては、やはりこういった部分を推進するやり方としまして、行政と、具体的にいきますと町と県と、それから農協さんということ、その3者が支援をしながら、民間を法人化していく、集団化していく、法人化していくというような取り組みを推進しております。

実際、去年も法人化した組織、また西会津町内にもいくつか法人団体ができておりますが、そういった設立にあたっては、県と町と、農協さんと、積極的に協力しながら、今のところは推進しております。福島県では、こういったやり方で農業の規模拡大を図るといふようなことで、制度的にもそういうことで進めてきているところでございます。

一方で、新潟県等では、もうちょっとダイレクトに行政が組織をつくってというやり方もあると思いますが、その辺は今後、さらに検討材料というふうにさせていただきまして、従来どおり規模拡大化に向けては、関係機関、協力してやっていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 公社化の話については、わかりました。できるだけ答えに近づくといいと思っておりますけれども、あと1点、最後に、いまの農協さんが広域になった、課長のお話では農協さんもまみえてということでもありますけれども、うま、うまい米、西会津のお米でというネームバリューで勝負していこう、ただ、物量としてはこの面積ですから、一定の限られたものでしょうけれども、やはりそこら辺も考えていくと、やはりネームバリューで特化していこうと思うと、やっぱり一定の方向性、何か指針を持っていかないと、西会津産米なのか、いままで通り会津産米の傘下でいくのか、それとも福島県米の中で埋もれていくのか、何かこう勝負していくんだという切り札、そこら辺はどのように、町長自身お考えなのか、最後の質問でお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからの米づくりというのは、ものすごく厳しくなるなというふうな実感としてあります。それは、何といたっても米の価格が下落してしまっているということが1つと、それから米づくりに携わっている方の農家の年齢をみますと、もう平均70歳を超えているという、これは西会津町の現状ですけれども。そして、何よりも個別型農業というのが、まだまだ振興しているということ。こういった現状と、さらには外的要因として、いわゆる先ほど言いましたように、これから数量配分も30年にはなくなりますし、そして、一番中心となっている直接支払交付金も、これも無くなるということになってくるわけです。さらに加えて、TPPが入ってきますと、本当に今の1俵当たりの値段が5千円以下になってしまうんじゃないかなんていうことも言われている。これが仮に、TPPが入って、算出したりしますと、もう西会津でも農業の、いわゆる減収というものは、もうこれは4、5千万単位で落ちてくるんじゃないかという見方はできるわけでありまして。したがって、これにやっぱりどう対応していくかということが、まさに町として今後の一番大きな課題だというふうに思います。

それには、1つは、農業を維持管理していくには、農業の収益性を高めると、農業所得

をいかに確保していくかということが、まずこれが第一条件、町としてですね。それから、今回も農振区域も設定をいたして、見直ししましたけれども、こういった農用地をしっかりと確保していくということが、これが2つ目です。合わせて景観条例も、景観もやっぱりしっかりとつくっていかねばならないと、これは保全もそうでありますし。これがなくなれば、災害に巻き込まれる可能性が十分にあるわけですから、こういったことを想定しますと、やっぱり、いまの農業というものも、町としては政策的にしっかりと確保していかなければならないというふうには思っています。

そこで、米づくりだけに限っていえば、ついこの間も、これは関東地方、あれは関西ですね。関西から、ぜひ西会津の米を、これから仕入れたいという、大手の取引業者ですけれども、来ました。それともう1つ、コープ、こういったところの連携をしながら、西会津の米をぜひ取り扱ってみたいということで、非常にいい好条件がだんだん揃ってきましたので、ぜひこういった西会津町の独自の、ほかの全域の米づくりを町がどうするんだなんて問われてみても、我々そこまでは考える幅もありませんけれども、しかし、西会津町の米はしっかりと対応したいなというふうに、私自身思っておりますし、できれば西会津は米づくりでも、ここで農業できるんだという体制もつくっていきたい。最悪の場合は、国がもし制度的にいろいろダウンしてくれば、そこに町として、今後、農業全体の制度をどうつくりあげていくかという、独自政策をやっぱり取っていく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 町長の考え方、語末に思うじゃなくて、できるだけこう具現化したね、政策のほうに向けて鋭意努力していただきたいと思います。

貴重なお時間をいただき、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。5番、長谷川義雄です。今回の27年度3月定例議会にあたり、2つの項目で町当局に質問いたします。

まず最初に、西会津町における子育て支援政策についてです。現在、西会津町での子育て支援策は、結婚祝金の支給からはじまり、定住促進助成事業、妊娠、出産、育児、保育、入学と、一定の政策がなされています。その中で、さらに保育事業を進めるために、平成29年4月の開園に向けて、保育所と幼稚園の機能を併せ持った認定こども園の建設が始まります。その建設資材として、多数の町民より木材の寄附もいただき、事業は進んでいます。その認定こども園の建設にあたり、現在にいたるまで、保護者や町民の考えはどのように活かされたのか。また、認定こども園が開園すれば、待機児童は解消されるのか。さらに4月以降からの建設工事に対して、町内の業者が直接関わられるような配慮は考えられるのかを踏まえて、質問とします。

1つ目として、児童の安全対策についてはどのように考えているのか。

2つ目として、認定こども園が開園されれば、待機児童は解消されるのか。

3つ目として、現在実施されている乳幼児家庭子育て応援金は継続するのか。

4つ目として、平成28年度より、認定こども園の建築工事が始まるが、工事に際して町内業者が関わられるような配慮についてはどのように考えているか。

2つ目として、西会津町の文化財について伺います。本町もご存知のように、過疎、高齢、少子化であります。その中で、各集落にある国指定、県指定、町指定の重要な文化財があります。近年、特に高齢化等により、その維持管理に苦慮している状況です。文化財を維持管理するのは国民の義務ですが、所有者等だけではできないのが現実となってきました。個人や団体が管理するのが困難な文化財もあるのですから、支援策等や利活用について、今後、町はどのように考えているのか伺いたいで、質問いたします。

1つ目として、本町には重要な文化財は多数あるが、維持管理の現状をどのように把握されているのか。

2つ目として、文化財は個人、または団体が管理されているが、過疎や高齢化等により、苦勞されていることに対し、支援等をする考えはあるか。

3つ目として、町指定の文化財の所有者が不在のため、維持管理が行き届かない文化財についても、今後、町はどのように考えているか。

4つ目として、横町館跡発掘調査事業は、本年4月より本発掘実施予定ですが、発掘などにより出土品もあると考えられるが、利活用についてはどのように考えているか。

これを今回の一般質問といたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番、長谷川義雄議員の子育て支援政策についてのご質問にお答えします。

少子高齢化が急速に進む本町において、町の将来を担う子どもたちが、健やかに成長できる環境づくりは、大変重要な課題であります。また、乳幼児保育や延長保育・病後児保育などの多様化するニーズに対応した保育サービスの拡充や老朽化する保育施設への対応は、喫緊の課題であることから、平成29年4月開園に向け、認定こども園の整備を進めてきました。その整備にあたっては、平成26年11月に西会津町保育施設整備等審議会より答申をいただきました新たな保育施設整備の基本方針に基づいて進めております。

安全対策につきましては、その基本方針の中で第1に示されており、安全・安心な環境と全ての子どもにやさしい施設であることとされています。現在進めています実施設計においても、防災、防火、防犯に配慮した施設、全ての子どもにやさしいユニバーサルデザインによる施設、送迎時の交通安全に配慮した施設、という基本方針に沿ったものとしております。

次に、待機児童に関するご質問であります。新たな認定こども園の定員は、2から5歳児はそれぞれ40名、1歳児は25名、0歳児が15名と、今後入所希望児童数が増加しても入所できる規模としております。なお、現在本町におきましては、待機児童はおりません。また、平成28年度も現在のところ発生しない状況であります。

次に、乳幼児家庭子育て応援金事業についてのご質問にお答えします。

本事業は、乳幼児の心身の健やかな成長を願い、家庭において子育てをしている世帯を応援するために実施している事業でありますので、今後も家庭において子育てをする世帯の支援のために継続をしてまいりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 5番、長谷川義雄議員の認定こども園の建築工事に対する地元業者への

配慮のご質問にお答えをいたします。

認定こども園は、小学校就学前の保育及び教育並びに子育て支援を提供する施設として、平成 29 年 4 月開園を目標に整備を進めております。平成 27 年度は用地造成等を実施し、平成 28 年度には木造平屋で施設本体の建築をいたします。

本工事の発注方法でございますが、町といたしましても分離分割発注できないか検討いたしましたところ、木造ではございますが、建築費は数億円と大きな工事であり、建設業法の特定建設業の許可を持つ業者でないと施工ができない工事でございます。

本町におきましては、資格を有する業者がいないことから、分離分割発注いたしましても町内業者だけで整備することはできないものでございます。また、分離分割発注により経費も増大する事から、事業費抑制の観点からも一括で発注したいと考えております。

しかしながら、町といたしましては、受注した業者に対しまして、できるだけ町内業者の皆さんが、この本工事にも関わっていただけますよう要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 5 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、町内の文化財についてお答えいたします。

はじめに、文化財の維持管理の現状につきましては、昨年 12 月に文化財保護審議会の委員及び集落支援員の皆さまにご協力をいただき、町内に存在する全ての国・県・町指定重要文化財の現況調査を一斉に実施したところであります。

その結果、破損等の問題のないもの、傷みの発生しているものなど、維持管理の現状をつぶさに把握したところでございます。その中で、修繕を要すると思われる文化財については、所有者と個別に相談しながら対処したいと考えております。

次に、文化財の管理に対する支援等のご質問についてであります。町では文化財保存事業補助金交付要綱を制定しており、文化財の管理に活用していただける制度になっております。今後、文化財の所有者から問い合わせ等があった場合は、まずはご相談をさせていただきます、事案に応じた支援策を協議してまいりたいと考えております。

3 点目の、所有者が不在のため、維持管理が行き届かない文化財の保存につきましては、所有者の家族の方に意向をお聞きしながら、最適な保存、継承の方策を協議し、支援してまいりたいと考えております。

最後に、横町館跡発掘調査事業に伴う出土品の利活用につきまして、お答えいたします。

横町館跡の発掘調査が進行し、出土品が発見された場合、専門家や関係機関と協議しながら、現在、策定作業を進めております歴史文化基本構想の中で、文化財を活かした地域づくりに活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、まず最初に、認定こども園についてなんですけれども、保護者や町民の意見を聞くために、ワークショップを 4 回ほど行ったとありますが、4 月から 8 月と説明を受けましたが、どこでどのような方が、何名くらい来たんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ワークショップについてのご質問にお答えします。

ワークショップにつきましては、議員おっしゃいましたように、現在まで4回ほど実施しております。そのうち2回につきましては、町の保育施設整備等審議会の委員の皆さんと保育士さんとの皆さんによるワークショップを2回開催しております。そのほか2回につきましては、保育士さんたちに集まっていただいたのワークショップということで、計4回実施しているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、小学校建設にあたっては、ワークショップ、一般の方もあったんですけれども、私もワークショップに行きました。なぜ今回それがなかったのかなと思ったんです。普通、町民の意見を広く取り入れることについては、保育士さん、保護者も大事でしょうが、町内全域、またはせめて近隣の人でもワークショップに関われるような配慮があってもよかったですのではないかと思ってお聞きしたわけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

今回、地元の皆さん、あるいは一般の方々を含めたワークショップの開催というのは、開催はしていないところでございます。これにつきましては、その前段で、小さい子どもの父兄に関しましては、アンケート調査等を実施して、要望等の、保育施設ばかりではなく、保育環境全てに対するアンケート調査を実施しまして、その中で意見を吸い上げたところがございます。そういった意見も、今回その設計の中には反映させていただいたということもございまして、そういうことで、ちょっと配慮が足りなかったといえましょうけれども、一般の方を対象にしたワークショップについて、今回は開催していないところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに子どもがいる家庭もありますが、子どもが生まれようとする家庭もみられます。だから、なぜそういったところの意見まで広く求めなかったということをお聞きしたいんです。今後の何か事業をやるにしても、対象者ばかりでなく、西会津町町民を対象とするべきではないかという考えなんですけれども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今回の設計にあたりましては、本当に全町民、全町民というか、関係者だけのワークショップになってしまったということですが、保育施設については、基本的にその入る方というか、子どものその関係者だけで今回はやらせていただいたということでありまして。本当に議員おっしゃるような、そのほかの皆さんの意見も聞くべきではなかったのかというようなことではあります。今回については、専門的な方、あるいは関係者だけということではやらせていただいたということでありまして。今後は、施設そのものが子ども対象ということもございましたので、そういったことで進めさせていただいたということではあります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今回はあくまでも対象者でしょうが、私の思うのは、今後、結婚しなくても、今年する人もいますわけですから、そういう人も対象ですから、対象に将来なるわけで

すから、だから広く、今後、事業をやる場合は、町民に行きわたらせてほしいと思うわけ  
で言ったわけです。それで、議会としても、1年間をかけて検討委員会を立ち上げてやっ  
たわけですから、そういった意見もどようになったのかお聞きしたいところはあります。  
議会の意見等については、どのように反映されましたか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変申し訳ありません。今回、議会からの答申をいただきましたけれど  
も、ちょっと手元にございませんで、どういった内容であったか、すみませんがお知ら  
せいただければ。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは今後の、広く町民の考えを取り入れてくださるようお願いします。

それで、次に変えますが、現在行っている遠距離通所費、平成29年度はどの程度ととら  
えていますか。子どもを家庭で親が送迎する場合に、遠距離通所費とあるんですが、現在  
何名でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 遠距離通所費補助についてのご質問にお答えをいたします。

遠距離通所費補助につきましては、まず野沢保育所を基本的に保護者が送迎するという  
ことになっておりますので、対象外。現在の状況でございますが、対象外であります。そ  
れから、尾野本保育所では、基本的に送迎バスがすべての地区に行っておりますので、尾  
野本地区も対象外であります。それから、群岡地区につきましては、2キロ以上から通所  
している子どもたちおいでですが、送迎バスを出していないという状況から、その方々  
に対して遠距離通所費補助を出しておりますが、現在は4世帯の方に対して、熊沢、宝川、  
徳沢、中ノ沢の保護者の方に出しているような状況でございます。

29年度でございますが、新しい施設が開所したならばの考え方ではありますが、基本的  
には送迎バスを出したいなという、出す方向で検討しておりますので、その場合には遠距離  
通所費補助というのはなくなるのかなというふうに考えております。

○議長 質問をあまり広げないように。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そういった支援のほうを今後もお願いします。認定こども園が開園された  
場合の保護者への支援ですが、原則、6日間だと思いますが、今後、特に時間外保育とか、  
そういったものの支援等については、変化はあるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

休日保育というようなことでしょうか。現在、各種いろんなニーズに対応もしながら、  
ニーズに対応できる保育施設ということで考えておりますので、今後、ニーズ、そういう  
ニーズがございましたらば、その中で検討していきたいというふうには考えております。  
あと延長保育については、なるべくこう時間を延ばして、それについても保護者のニーズ  
等に対応できるような保育体制を取っていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 子育て支援なんですけれども、例えば、突然保護者が病気等になった場合

なんですけれども、そういったケースは今まであったんでしょうか。それで保育に苦慮しているとか、そういった場合は、仮にそういった場合、どのような手続きを踏めばいいんでしょうか。相談窓口も含めて。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。

保護者が病気等で入院して、日中という考え方でよろしいと思うんですが、日中保育できないというような場合につきましては、現在も一時保育というような形で、保育所に入っていない子で、急に家庭での保育ができないというような状況になりました場合は、一時保育ということで対応しておりますので、そういった場合は、保育所のほう、あるいは、これからは、29年度以降はそこに子育て支援センターが設置になりますので、そこに相談していただければ、そういう対応はしたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。それで、子どもたちが運動したり、とんだりはねたりして、不幸にして怪我とかした場合の支援については、補償とか何か、そういった制度は国のガイドラインに則って現在もやっているんでしょうか。新しいところはどうなんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

現在、保育中に起きた事故等で、治療、入院等が必要になった場合は、学校安全、名称すみません、忘れたんですが、保険に入っております、それで対応するようにしております。現在も対応しておりますし、今後もそういう形で進めたいということで考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今まではなかったということですか、過去にはなかったと。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

今までも何件がございまして、保険で対応したケースは何件かございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは公設、今回は公設民営タイプでしょうから、福祉会のほうにお願いするということなんですか、町はあまり直接は関係ないんでしょうか、その経費等については。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育経費等につきましては、すべて町の委託料でまかなっておりますので、福祉会のほうには一切関係なく、町の委託料の中でそういったものについても対応しております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 子育ての件なんですけれども、2015年度からの新制度で、共働きや1人親の小学生を預かる制度が、放課後児童クラブですか、それが6年生まで拡大されたとなっておりますが、現在どうなっていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えをします。

放課後児童クラブにつきましては、議員おただしのとおり、小学校6年生まで拡大をされております。ただ、本町の場合につきましては、現在、旧芝草保育所のほうで実施しておりますが、定員が30名ということでありまして、申し込み時には5、6年生数人、申込みがあったんでありますが、ちょっと定数をオーバーしている関係もありまして、現在は小学校4年生までで実施しているところでございます。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　それで、今度新たに認定こども園ができた場合ですけれども、保護者の要望があった場合ですけれども、確かに学童保育室の広さというのが面積もわからないんですけれども、その面積に対して何名くらい受け入れ可能という基準はたぶんあると思いますけれども、どの辺までできるのかなと思って。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　放課後児童クラブの人数でございますが、昨日、全員協議会の中で説明した中に、学童保育室として、125.18平方メートルということで表示させていただいております。その人数を基準で割りますと、53名というような人数になっております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　その53名の中ということは、先ほどの質問で、今までは30名だと、今後は53名以上は無理だということなんですけれども、というふうにとらえるんでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えをします。

現在の面積でいえば、基準は53名ということでありまして、基本的には53名以上は無理だということと考えております。ただ、今回の建築の際、一時預かり室ですとか、そういうものをオープンスペースで使えるような施設にはしておりますので、本当にこれよりも大幅に、大きな応募があったというような場合については、それらも含めて検討はしていきたいということでは考えております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　私はその辺のところを聞いたかったわけです。その中で、保護者の中には、自宅に祖父母がいる場合は、基本的には受け入れないというふうに聞いていますが、状況によっては考慮すべきではないかと思うんですが、どのようなものでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えをします。

祖父母の方がおいでになっても、働いていたりですとか、あるいは入院とか介護が必要だったりとかというような状況があれば、それは当然配慮しながら受け入れも可能であるということでございます。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　それと、尾野本、野沢、群岡、あと芝草の一時預かり保育所とありますが、その後、29年度からになれば、その後の保育所の場所があります。広場であったり、運動具であったり、そういった場合は地域の子どもたちが使えることができるんでしょうか、遊具の管理も含めて。



○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今後の遊休施設の活用につきましては、こういった活用ができるかも含めまして検討していきたいというふうに考えております。なお、遊具等についても、安全性の確保が必要でありますので、その遊休施設の利活用方法に応じて、遊具についても一緒に検討していきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今までもそれぞれ、各保育所の場所については、近くの子どもたちが遊び場的な面もあるわけですから、遊具の点検も含めて、安全に配慮してほしいと思ってお聞きしたわけです。また、その中で、例えば天候によっては、屋内を使うとか、何か地域の行事があった場合、子ども会の集まり等などには使用できないのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 その、これから遊休化、空く施設につきましては、これからこういった活用方法があるのか検討していくわけではありますが、その中で、空き部屋等があるということであって、それが一般の方にも開放できるというような状況であれば、そういった使い道もできるのかなというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 よろしくお願ひします。それで、認定こども園の建設に対してですが、地域の人たちや住民、町民の方が立派な保育所を作ってほしいということで、一定規模お知らせをして、建設資材の一部として木材を提供してもらったんですが、当初の予算では、ある程度木材のいくらからい必要だか、いくらかで予算化したと思うんですけども、実際はどのくらい木材が利用可能なのでしょうか。大雑把で、そのパーセント。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

木材、地元産材の活用ということで、町民の皆さんから材料、杉材の寄附を募ったところでありまして、先日の全員協議会でも申し上げましたが、13名の方にご寄附をいただくこととして、現在、伐採、製材作業を進めているところでありますが、その材積量まではちょっといま、まだ製材所に届いたばかりの材料がほとんどありまして、そのうちどのくらい実際に活用できるのかというのは、まだつかんでいない状況でございます。であります、その地元産材はご寄附いただいたものでは足りないのはわかっておりますので、不足する分につきましては、森林組合で購入をしたりしながら確保していくというようなことで考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 当初、計画する場合においては、人件費いくら、資材いくら、地元の寄附による材木はいくら、ほぼこのくらいはほしいということで積算したと思うんです。それで、報告を受けない状況で新年度予算案についてはどのように反映されているのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年、いま、地元産材の伐採、製材を進めていただいておりますが、これにつきましては、3月中にとっても完成するものではございません。まだ伐採するものも

ございますので、この事業につきましては繰越明許事業で、来年度にもかけて実施するというので進めておりますので、今年度では、その地元産材の活用なりを考えた部分での予算を取っておりますし、来年度でもそれ以外の部分での予算取りもさせていただいているということでございますので、全体の数量は確保するような形で進めているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 繰越明許で進めると。一番心配するのが、やっぱり現在、浜通りの復興とか、オリンピック関係で変動があると思います。それで、工事においてあまり補正ということをしてほしくないという面もあるからです。

それから、さっきの答弁のなかで、町内における業者への配慮なんですけど、一括発注したいということでの答弁でした。それで、分離発注すると経費が増大するとおっしゃいましたが、その試算はやってみたんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 認定こども園の建設に関します費用ということでありまして、先ほど答弁の中でも、一括で発注した場合、分離分割で発注した場合、やはりどうしても分離分割で発注すれば経費がどうしても大きくなるということでございます。それで、まだ建築に詳しい設計までは、こちらのほうで積算はしてございませんが、やはりかなり何千万単位で、どうしても経費がかさむような状態だというふうのが、うちのほうで、細かな積算までできていませんので、この場ではっきりした数字まではちょっと申し上げられませんが、やっぱり何千万単位で出てしますというふうな状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ積算もしていないということ、それはそれでいいとして、工事の一括発注というのは、それはいいでしょうが、例えば本体工事は無理かもしれませんが、せめて本体工事と設備工事に分離することはできないんでしょうかと言っているわけです。例えば、JVを組ませて、共同企業体にすればと、私の案ですけれども。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 分離発注の関係でございますけれども、指名をする委員会の委員長としてお答えをさせていただきたいと思えます。

いまほど、建設水道課長のほうから、分離発注するとかなりの金額がアップするというお話で申し上げました。いま、具体的な数字はあまり出さなかったんですけども、現時点での概算的な試算をいたしますと、およそ5,400万くらいは、その分離発注することによって多くかかるというふうな、今、試算は出ております。

そういったところで、いま、確かに議員がおっしゃるように、われわれといたしましても、できるだけ地元の皆さんに受注していただけないかという、その配慮をできるだけしたいなというふうに検討いたしました。その結果が、こういった5,400万程度の、これ概算でありますけれども、そのくらい余計にかかってしまうということでございますので、これは全体の事業費が6億、7億という、かなりの大きな事業でございますので、こういったところで、できるだけコストは抑えていということでございますので、先ほど担当課長が答弁、1回目の答弁で申し上げましたけれども、受注した業者にできるだけ地元の業

者の皆さんに関わっていただきたいと、そういったところをわれわれとしてはお願いをしながら、業者のほうの指導も兼ねてやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ではその件ですけれども、振り返ってみると、小学校建設しましたよね、そのときには、本体工事と設備工事、3つに分離したわけです。それで、いまの説明を聞きますと、現在、行えば5,400万くらいかかる、それは決して望ましくはない、ということは、前小学校においては、あったというふうに解釈されてもいいのでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 一概にそういうことばかりではないというふうに思いますけれども、そのいろんな工事、小学校はもっと大きな工事ではございましたけれども、できるだけ一括発注したほうが、それは安くなるのは当然なんですね。ですから、今回、事業費をできるだけ圧縮していきたい。そういった視点から、できれば一括発注をしていきたいなというふうに考えております。

先ほどJVを組んでということもございましたけれども、なかなか地元の今、機械設備の業者さんも、なかなかちょっと廃業した御者さんもいらっしゃいますし、実質、そこが請け負ってもできないという部分がございます。そういったところで、JVを組んで、王手の設備会社の皆さんとやったとしても、かなりその地元の業者さんが、その手間がものすごくかかってしまうと、過去の実態なんかを聞きますと、そういったところがございしますので、われわれとしては、今回は一括で発注をさせていただいて、先ほど申し上げましたように、その工事にはできるだけ関わっていただくということを申し入れていきながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町の工事でも、物品購入でもそうですけれども、町内の商工業者が直接関わられるようにするのは、町当局や議員の職務の1つだと私は思って発言したわけです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 いま、議員からお話ありましたように、地元の工事、それから物品購入、こういったものにつきましては、従来から、できるだけ地元でできるものは地元でやっていただく、それから地元から購入できるものは地元から買うというのが、これが町の基本スタンスでございますので、これからもそういった視点で十分に対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町内の文化財について伺います。現在、西会津町には、国指定、県指定、町指定と文化財がありますが、公民館等とか、そのチラシを見ても、古くていつのものを作成しているのか、町を訪れた人に対してもわからないのではないかと思います、そのチラシ等をつくるべき時期ではないかと思います、お聞きします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、私どもとしましても、新たな文化財の指定もございしますので、

新しくするという事は認識してございます。それで、更新する際でございますが、現在考えておりますのは、先ほども答弁で申し上げました、歴史文化基本構想、今現在策定中でございます。この事業の中で、新たな文化財の掘り起しということも、その事業の1つとして取り入れてございますので、その中で、今後、調査が進む中では、町の指定文化財が増える可能性もございます。その辺の状況を見極めて、新たなものをつくっていくのがベストかなと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 文化財には、先ほど言いましたが、国、県とありますが、その場所だけの文化財もあるわけです。そこを訪れる人は、町内の方、町外の方、県外の方もいます。そういうところで、個人または団体が管理している場所において、パンフレット作成の仕方がわからないと、そういうときに、アドバイスしてもいいのではないかと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたしたいと思っております。

考えられますのは、国とか県指定の重要文化財に該当するかと思っております。保存団体、それぞれございますので、その方々と、まずは相談はさせていただきたいと思っております。基本的には、その保存する団体の皆さまが主体的にやるということをサポートすることになるかと思っております。この場合、われわれができますのは、それがどういった、例えば補助事業ですとか、そういったものをご紹介できるのかというようなことを知恵を出しながら支援してまいりたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津町の文化財保護条例10条の中には、管理費用の中で、補助することができるとありますが、つくったばかりで、いままでに補助の適用になった件はありますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 補助事業の実績についてお答えしたいと思います。

これまでは、大きなところでは、国の指定、重要文化財、これについては、過去にも何回もやっております。それで、県についても同様でございますが、町指定の重要文化財につきましては、見直しを行いまして、同じように補助ができるように一部改正してございます。ただ、昨年できましたものですから、今のところ実績はございません。今後あれば相談に応じながら対応してまいりたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その文化財保存事業補助金交付要領についてですが、所有者または管理団体ではわからないわけです。それで、要綱の中身なんですが、概ね上限ほどの程度、補助率は何パーセントくらいかお示しいただければと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町指定に関しましては、補助率は2分の1でございます。これは基本的には国、県と同じ、あとは県内の市町村の動向と合わせましたので、同じでございます。それから、上限は100万円というふうに設定してございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その補助金の件なんですが、補助金というのは一般に、文化財そのものについての補助だと思いたいますが、その付近にある一般的に落雪というのか、倒木というのか、そういった場合に対しての適用は受け付けるのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 補助金の対象についてお答えしたいと思います。

基本的には、その文化財そのものの修繕ですとか、そういった本体を想定してはございます。あと、例えば倒木、除雪の関係とかということになるのかと思いますが、その一般的な維持管理につきましては、現在のところ含まれてはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、例えば倒木、除雪に関しては、そういったことですけれども、例えば入っている建物、建物と申しますか、あとは例えば、そこまでに行く道の整備ですとか、そういったこともやっている団体もございしますが、それは別な町の補助事業ですとか、県の事業ですとか、そういったものを活用しているようでございますので、そのケースバイケースで、適切な補助事業があれば紹介してまいりたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それぞれ場所によって個々の問題もありますが、その節は丁寧な対応をお願いします。

それで、文化財の管理についてですが、確認も含めてお聞きしたいんですけど、個人、団体で管理しておりますが、そのものによっては屋根に登って雪下ろししなければならぬのがあります。そういった場合に、町で入っている自治会活動保険というのは適用になるのでしょうか。というのは、確かに自治会活動ですが、その集落によっては年間の活動行事に組み入れているところもあると思いますので、お聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。文化財の屋根の雪下ろし等で事故があった場合の賠償保険の関係にお答えをいたします。

その雪下ろしをやるということが、自治区の行事として、年間の予定として入っていれば対象にはなります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは今回初めてわかりました。

それで、文化財の管理についてなんですが、例えば所有者がなくなって、子どものところに引っ越していくとか、そのような状況になった場合ですけれども、親類や知人、自治会等の団体などに管理の移転は可能なのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町の文化財保護条例がございしますが、この中に、基本的には所有者が管理するから始まりまして、修繕等、いろいろ書いてございます。この中に、所有者の変更という条項がございまして、教育委員会にその旨届け出れば、できるようなことに規定されてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 答弁の中で、町内に存する全ての国、県、町指定の文化財の現況調査を一斉に調査したとありますが、なかにはまったく手の付けられていない場所もあると思いますが、今後はどのように進めていきますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

昨年12月に実施しました指定文化財の現況調査の結果でございますけれども、答弁でも申し上げましたように、一部傷みが発生しているものですか、色あせとか、そういった形で、今すぐそのものがというところではなかったようでございます。答弁でも申し上げましたが、あとは個々の対応というようなことで、所有者の方と、または団体と相談しながら、その状況に応じた支援をしてみたいなと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。それで文化財には、今まで聞いたのは有形文化財なんですけれども、西会津町では無形文化財というのはあるんでしょうか。例えば、私の住んでいる尾野本地区だと、一番近いところだと萱本地区の人形様送りとか、あと黒沢地区だとさおとめ踊りとか、そういったのも今後の文化歴史構想ですか、今募集の委員の中でも、これくらいは西会津町の、重要度の程度は別として、そういったものを指定して保存するのも大事な役割ではないかと思いますが、考えをお聞きます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 無形文化財についてお答えしたいと思います。

現在、町指定の重要文化財の中では、指定は今のところございません。ただ今、議員がまさにおっしゃったとおりでございます。例えば今おっしゃった年中行事、あるいはさおとめ踊りですとか、草刈り踊りなどが考えられますけれども、これらについては、専門の学芸員の皆さんのほうからも調査して、指定というようなことも一部お話がございます。したがって、今後、県立博物館の専門の先生ですとか、そういった方々に調査をしていただきまして、それが指定にするべきだというような判断が出た場合には、所定の手続きを踏んでみたいなというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時54分)

○議長 再開します。(15時20分)

8番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。8番、渡部憲でございます。質問に入る前に、今年は暖冬により雪も少なく、町民の皆さまは、今年は暮らしやすい冬だったと思います。まだ冬は続いておりますけれども。ただ、われわれ克雪委員会のスタッフも、今年は大助かりでございます。水はきれいに流れ、そして除雪もきれいにいきました。ただ一部、駅前通りが水が出ないということがございました。これは申し訳ございませんでした。ただ、喜んでばかりもいられません。これ業者の方々にとりましては、厳しい冬であったと私は思います。

また、話は変わりますが、東北大震災、原発事故による、ふるさとを追われ、そして離

れ離れになり、多くの福島県民の方々が、現在は本当につらい生活を送っている状態でございます。一日でも早く、わがふるさとに戻り、そして元の生活に戻られることを祈念いたします。

それでは通告しておいた順に一般質問に入ります。

まず1つ、地域連携販売力強化施設の完成について伺います。

いつごろ完成の予定なのか、連休前のオープンはできなかったのか。

運営はどのようにするか。

そして3番目、出店の現在の店舗の形態はどのようになっていますか、増減はございませんか。

出店の資金の問題、自前の資金でやるのか、町の補助はあるのか。

この4つをお尋ねいたします。

質問を変えます。ふるさと自慢館についてお尋ねいたします。現在のふるさと自慢館の状況は、今後どのような形態になっていくのか説明を求めます。

2番目、商工会が管理運営をするのか、また借りた人が管理運営をするのか、その場合、どのような契約内容になるのか、できたら説明をいただきたいと思います。

3つ目、出産祝金支給事業についてお伺いいたします。出生時に支給する20万円のうちの半額の10万円は、西会津町共通商品券で支給するそうではありますが、なぜ20万円、現金で渡さないのか、説明を求めます。

以上、明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、渡部憲議員の質問のうち、私からは出産祝金支給事業についてお答えをいたします。

私は、就任以来、次代を担う子どもたちを心身ともに健やかに育むことができるよう、各種子育て支援を行なってきました。その方針は、結婚から妊娠、出産、育児、保育まで各ステージにおいて積極的に進めてきたところであります。また、保育環境の改善や、新たなニーズに対応するため、平成29年4月の開所に向けた認定こども園の整備を進めているところであります。

今年度策定しました、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最大の目標は、人口ビジョンの取り組み、つまり人口減少に歯止めをかけることであります。その達成のためにも、子育て支援を充実させることはますます重要な施策になってきます。

そのため、現在第3子以降の出産に対して、総額で計50万円を支給している出産祝金を、今度は第1子目、第2子目の出産時にも20万円をそれぞれ支給するよう拡充するものであります。また、出生時に支給する20万円については、その半分の10万円を西会津町共通商品券で支給することで、町内での消費の拡大、地域経済の活性化にもつながることから勘案したものであります。

なお、拡充にかかる条例改正案を、本議会に提出しておりますのでご理解願います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部憲議員の、地域連携販売力強化施設についてのご質問にお答

えいたします。

地域連携販売力強化施設は、町の情報発信機能の強化や交流人口の増加、6次産業化・ブランド化を推進する拠点施設として、整備を進めているところであります。

まず、施設の完成につきましては、現在、工事は順調に進捗しており、竣工は3月末を予定しております。

次に、施設の管理運営につきましては、指定管理者である株式会社西会津町振興公社が行います。

次に、出店の形態についてであります。テナント方式を採用し、毎月の売上に対して、一定の割合を乗じた額を利用料として指定管理者に支払うこととしております。

次に、出店資金につきましては、内装や設備等の工事費用は、出店者が調達するものであり、町でその費用に対して補助をすることは考えておりませんが、商工会が窓口となっている経営改善資金などの各種制度資金を紹介しております。また、町創業支援事業計画に基づく創業支援事業、起業セミナーや起業相談などがございますが、そちらについても、紹介してきたところでありますので、ご理解願います。

続きまして、ふるさと自慢館についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと自慢館につきましては、西会津町商工会が所有し町の歴史や観光名所などを紹介することを目的として、管理運営されているものであります。

現在、商工会が事業主体となり新たな地域コミュニティ形成と商店街活性化を目的として、国の中小企業庁でございますが、地域商業自立促進事業補助金、町の補助金、あと商工会の自己資金により、コミュニティ施設を整備しているところであります。3月末には竣工する予定であるとのこととです。

ご質問のどのような管理運営形態、契約内容等につきましては、商工会ではテナント方式を採用し、管理運営していくと聞いておりますが、契約内容までは、把握しておりませんのでご理解願います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま説明いただきましたけれども、道の駅の地域連携販売力強化施設の新しい場所について、店舗についてですが、これ竣工が3月、オープンが8月。そうしますと、なぜ4、5、6というのは、一番、つまり稼ぎ時ですよ、店としたら。できればそこにオープンできるようにはできなかつたんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。オープン時期のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの施設なんです。国の補助事業を受けて、いま整備しているものでございます。テナント部分につきましては、町がその建物の施設を受け取るといいますか、完了決裁が終わったあと、町に引き渡しされますが、それからテナントの部分については、内装工事等というふうに入りますので、その関係上、オープンの時期は8月上旬というような形にさせていただいているということでございます。若干、長めには取っておりますが、出店者の中でどれだけ大工さんの手配とか、従業員の手配とか、うそいうものを考えながら、そういう時期を設定していきたいと考えております。

以上でございます。



- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 そしますと、オープンは8月上旬、そうすると中の、つまり店のテナントの数は増減ありませんか。そのままですか。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 お答えいたします。  
増減については、一応4店の方がということで、変わりはありません。
- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 聞いた話によりますと、カレーの店が何かやるとかやらないとかという話がございますけれども、これは間違いなくやられるんでしょうかね。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 出店者のうち、カレーをやられる店舗は出店するのかどうかという部分でございますが、町に対しまして、現在のところまで、その出店をやめるとかという部分については、話は聞いておりませんので、この状態のまま行かれるのかなと想定しております。
- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 資金の問題なんですけれども、厨房設備から何かから自分でやるとなれば、なかなかこれ大変な話ですね。これ町としていくらか、商工会もやるんでしょうがね、資金のほうは。でも、町としてこれから若い人たちが事業をやるんだというんだったら、いくらかでもいいから応援すると、そういうことはありませんか。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 出店者に対しての補助というものの考えはないのかということに関してのご質問にお答えしたいと思います。  
普通、民間事業者の方が出店されるということになりますと、建物とかからすべて、内装、自分のところで建てると思っています。今回は町で上物、あと間仕切りまでは町で整備しておりまして、出店者の方については、若干の内装と設備関係をやるということで、大変お手頃な形で出店ができるものと考えております。それ以上、その設備関係にお金がかかるからといって、町でそれ以上の補助は考えておりませんし、現在その制度資金関係をお使いになっていただきますと、その部分の利子に対して町から利子補給とい補助金もごございますので、そういう形で国の制度資金を利用いただければ、そういう形で町は間接的には補助できますので、そういう形の利用方法とか、今までご紹介しているというのが、いま、現状でございます。
- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 それでは、通告にちょっとはずれたんですけれども、ミネラル野菜の安定供給はちゃんとできるのか、普通の野菜との売り場は変わるのか、どうなんでしょうか。
- 議長 農林振興課長、玉木周司君。
- 農林振興課長 ミネラル野菜の安定供給に関するご質問にお答えいたします。  
現在のよりっせについてもそうなんです、基本的に道の駅の農産物の販売については、いまのところミネラル野菜ということで、認定されたものを販売しているわけでございます、まさに今回、販売力強化施設の売り場面積が広がるということで、その生産の強化

については、積極的に取り組んでいるところでございます。町のさまざまな制度、農業振興の制度、それからパイプハウスリース事業等を使いまして、安定供給にことかくことのないよう、しっかりと推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ミネラル野菜の、つまり手数料ですよね。この出して、店のほうから、いくらか、何パーセントか取られますよね。いくら手数料として取られるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 現在のよりっせにおきましては、その手数料を農産物についてのみ若干下げまして、15パーセントというような手数料率で販売にあたっておりますが、そのあと、販売力強化施設の売り場面積拡大に伴う部分につきましては、出荷者協議会もございまして、管理運営をしている振興公社もありますので、このあと、このパーセントでいくのかどうかということについては、検討されることになると思っておりますが、現在は15パーセントでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 15パーセントですよね。そうするとやっぱり、もうちょっと10パーセントくらいにならないのか。ただ、私はその道の駅の売上がすごいんだ、600万だ、何だと言っていますけれども、やっぱりこの出店してミネラル野菜をつくって出す人のことを考えたら、何ぼ売上が上がったって、そういう人のところをいじめたらだめなんですよ。やっぱりそういう人たちも、農家の人たちも儲かる、みんなが利益を享受できるようなやり方を私はすべき、道の駅は対して売上があるんだと、片っ方、野菜売っている人が、何ぼも儲けなくて、費用対効果を考えたら、とてもとてもなんて、特にあのミネラル野菜はエーザイの肥料を使っているんでしょう。あれ高いんですよね。だからそういうことも考えたら、もう少しミネラル野菜の人たちには、もう少しパーセントを10パーセントくらいでいいですよ。それが町長の言う、町民のための政治だと、そういうことだと私は思うんですよ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 手数料のパーセンテージのご質問にお答えしたいと思っておりますが、昨年度までといたしますか、昨年までは、途中までは、当初ミネラル野菜の手数料については、20パーセントいただいております。やはり、その生産者の方から、ちょっと割合が大きいのではないのかというような話もありましたことから、指定管理者のほうにおきまして、経営努力をする関係から、5パーセント下げて、皆さんにいっぱい野菜を出荷していただきましょうというような取り組みをはじめたところでございます。

ですから、それをまた5パーセント下げて10パーセントということになりますと、指定管理者の経営の部分もございまして、それは状況を見ながらという部分はありますが、当面は、今の5パーセント、つい最近下げたものですから、この割合でいきたいと考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 なるべく、やっぱりそのミネラル野菜とかその農家の方々が、野菜を出してくる方に対しては、やっぱり利益を享受できるように、やっぱりお願いします。頼みます

よ。じゃないと本当に年齢とって、みな若い人ばかりやっているんじゃないんだから、つらいよね。私わかります。だからそういうことはちゃんとよく見て、売上が上がったからいいじゃなくて、そういう人たちにもちゃんと利益が行き渡るようにやってくださいということですよ。

あと、質問を変えます。今度は自慢館のことになります。また自慢館のこをやるのかなんて言う人もいるけれども、別に私、自慢館、憎いわけでも何でもありません。重箱の隅っこをほじくるようなわけではないんですけれども、これ自慢館は、やっぱりこれ商工会でやるということですよ。中に入る業者がやるんじゃないんだと。これ商工会は利益を目的とする団体なんですか。商工会法に触れませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 自慢館に関してのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどもご答弁で申し上げましたが、こちらのふるさと自慢館のリニューアルにしましては、商工会のほうで施設全体のテナントを募集して、テナント料をいただいて運営をするということで、施設の管理運営については、テナントに入居される方がある程度運営していくというようなことで聞いております。

そのテナント料については、商工会の利益にならないのかという部分でございますが、特にそういう話は聞いておりませんが、その点については確認させていただきたいと思っております。(86 ページで副町長が答弁)

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、やっぱり商工会は、商店や商工業者のための会であると、そして資金とかいろんな面で応援していくんだという団体だと思うんです。つまり、もう一度町当局にお尋ねいたします。商工会はこういうことに関して、税金の免除かなんかありますか。例えば固定資産税とか何かは。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

ただいまご質問ありました、ふるさと自慢館、商工会の所有ということで、固定資産税は課税されておられません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、一応何か町の人たちと整合性に欠けるんじゃないかと、だってテナント料でもらうんでしょう。金儲けしないから税金かからないというわけだ。今度は金入ってくるわけだ、テナント料。だったら税金もかかって当たり前じゃないんですか、私そう思うんですよ、違いますか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 これまでのふるさと自慢館の固定資産税でございますけれども、いま、担当のほうからお答え申し上げましたように、現在は課税はされておられません。これは本来であれば、課税対象物件でございます。商工会のこれまでの運営ということで、ある程度公共性があるということで、減免措置を取ってきたということでございます。今、議員がおっしゃったように、これから収益的な部分が発生するということであれば、これまでは収益の部分が発生はしてこないということで減免という部分がございますけれども、そうい

った状況を踏まえれば、今後、十分に検討すべき内容なのかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、自慢館というのは、老人の方々も行ってらっしゃいましたけれども、やはりサロン風な形で、みんなが行って集まって、あそこで、早く言えば、今回は町の若い人があそこでおいしい料理をつくって出してくれるんだというお話です。それは私はすばらしいと思います。ただ、この自慢館というのは、本当に西会津町を自慢するわけなんですよ。それで、裏と表、行ったり来たりできるんですか、どうなんでしょうか。前の店舗と後ろと、いまの新しくできるところと。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 前の建物と新しい建った建物が行き来できるかというようなご質問にお答えしたいと思います。

現在、表側にある旧土蔵づくりの部分の建物と、今度裏に建てている新しい建物については、行き来できるようになるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、ふるさと自慢館のことについていろんな人とお話したら、自慢館だったら、西会津町の自慢館だというんだったら、われわれもみんな声かけて、いろんなものをあそこに持ち寄って、展示できるものは展示しようじゃないかと、そして裏のほうにもそういうスペースがあるんだったら、やってみようじゃないかと、そういう話もあります。昔の旧家の方々、いろんなものあるから、あそこに持って行って、見たり飾ったりして、みんなが見られるようにしようじゃないか。ただいまはそういう状態ではありませんよね。裏は、早く言えば、いろんなイタリア料理とか、そういうふうになるそうですから、そういうスペースはないと思うんですけども、私は、やっぱり自慢館なんだから、やはりいろんなものを町民の皆さんのご協力をいただきながら、資料館ではないんですけども、そういうのもみんな置いて、そして私は最初は、建物も、早く言えば、いま空き家みたいになっていますよね。いろんなところあります。昔、青坂から持ってきた親かつあまの材料なんか昔あったんです。そういうものを利用して、そしてくず屋根でもやって、それらしいような本当に自慢館といえるようなものをつくれれば本当はいいかなと、そう思ったんです。でも、全然目的と違うような方向に進んでいるようですから、それはそれとして仕方がないと思います。

でもね、本当に自慢するような自慢館に私はしてもらいたいなど。ただそこで金儲けするんじゃないくて、やっぱり誰でも行って、見たり聞いたり、そしていろんな人が来て、やっぱり自慢館という名前が付いているんですから、西会津町の自慢館なんですから、西会津町を自慢するところなんですから、これ。私はそう思います。最初の目的とやっぱり違っているようでは、やっぱり、だから、今度新しいね、おいしい料理出してくださいという方もおるそうですから、それはそれで私はいいと思います。この辺で自慢館はやめておきます。あまり言うと。

それでは次の質問に入ります。出産祝金支給事業についてお伺いします。出生時に支給

する 20 万のうち、半額の 10 万円は西会津町共通券、商品券で支給するとあるが、これ 20 万、現金で私は渡したほうが良いと思いますよ。だって使い道があるもの。やっぱり西会津で商工会とか、商店のために使ってくれというわけらしいんですけども、これ 1 年にどのくらいの、何人くらいに 20 万円渡しているんでしょうか。1 年にどのくらいの人に。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず 20 万円を 10 万と 10 万の共通券で分けたという、そのことについての考え方について、私のほうから申し上げたいと思うんですが、議員もご承知のとおり、以前も子育てしたことはあると思いますけれども、やっぱり子育てというのは、出産時にもお金も、これは費用もかかります。同時に、これから子育てを、そしていよいよ子育てに入っていくわけですが、これの日用品にも相当お金がかかるわけですね。そういうことを支援しながら、目的はそういう西会津町に来ていただいて、産み育てるところに、そうした目的を置きながら取り組んでいるわけです。

ですから、結果的に 20 万円であろうが 10 万円を分割してであろうが、その 2 つの使い道について、例えば一時的な、いわゆる出産費用にかかる分の経費の一部として、さらにはこれから子育てをするための日用品の、これからの支援について、それぞれその家庭で、その 2 つについて、このお金を利活用していただきたいと、そういう目的を取って、それで 10 万円の分については、私は日用品は、西会津町の町内の商店でも十分、これで調達できるものだというふうに考えているところであります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 どのくらいの人数に祝金、対象になるのかということですが、今年度はまだ第 3 子目ということでございますので、第 3 子目につきましては、今年度は 6 人の方に 20 万円を支給しております。それで、来年度、28 年度予算におきましては、第 1 子目、第 2 子目で 30 人、第 3 子目で 7 人というような予算取りをしているところでございます。合わせて 37 人分の予算取りをしているところでございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私、これ町長も今言いましたけれども、これ自動車の運転免許でいえば限定付きみたいなもので、片方はマニュアルは乗ってだめだよと、その代わりオートマチックはいいよと、そんな感じにちょっとね、例えばの話ですけどもね。やっぱり私は、町長、20 万円、現金であげたほうが良いと思うな、もらうほうも良いもの。それで、何でかで野沢で買わなければならないというのではなく、それは商工会の人たちとか、そういう人たちは効果あるとみているかもしれないけれどもね。やっぱりもらうほうとしては、限定なしで、これで 20 万円使っていいよ、どこでもいんだからと、私はそういうみみっちいことやらないで、やっぱりぼんとくれるからと、だから子どもどんどん産んでくれよと、そうだと思うんですけどもね。

それでも町の商店街のために、そうやって金を下してくるというのであれば、私はなぜ出産祝金だけに限定するのか、いろんな金あるでしょう。いろんなこれ祝金じゃなくて、いろんな面でありますよね。家建てただの、何だの、住宅団地だの、紹介したのなんだの、そういうのも全部当てはめればいいじゃないですか、何でこれ出産祝金だけ限定するんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、物事を解釈を拡大してしまうと、いま、西会津町で、例えば住宅支援とか、そういういろいろな分野で現金を支給しているところもありますが、今回の場合については、まったく新しい制度の1つだと、これまで、最初にやるのはみんな新しいんですけども、しかし、今回の場合に限っては、やっぱり政策的にしっかり対応しようということ、政策的なものとして町の方針を立てながら行ったわけでありまして。

ですから、20万円をほしいという方も確かにいらるかと思いますが、今回の子育て支援については、そういった地域全体で、子育てはみんな、町をあげて子育てをしようじゃないかという、1つの大きな政策の1つとして、これを掲げたものでありますから、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

したがって、子育ては、ただその家の家庭だけではなくて、町と地域をあげながら取り組むという姿勢をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町の考えとしてはそうでしょうけれども、これ他から圧力がかったわけではないですね。何でも商品券にしてくれと、そう言われたわけではないと思いますけれども。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、町の政策で圧力かかるなんていうことは、まったくこれはあってはならないことでありまして、まったくそういうようなことではありません。ですから、素直に解釈をしていただいて、どうか議員も子育てをしていただきたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私も、やっぱりいろんな面でいろんなことありますけれども、私もこれから子育てはちょっと無理だと思うんですけども、でもね、やっぱりどっちかという、俺も何回もこうやって言うけれども、やっぱり現金のほうがありがたいような、みんなもらうのにな。だからさ、やっぱり町長、そこはね、これからやるときは、本当に20万円というのは、他の町村もみんなやっているわけではないんです。本当に西会津町は本当によくやっていると思います。こうやって20万円、全部で50万円くれるんだから。そうすれば、ほかの人たちも、若い人たちも、じゃあ野沢に行って子どもを産むかと、それで野沢の町が、いろんな会社もあるし、立派な企業もあるし、そこに俺、勤めて、ここでやっているかという人もいるかもしれない。そういう子育てやるために保育所も新しくできるんだから、そういう人たちもおるかもしれません。でもね、でもねというのもおかしいけれども、町長、これからまたほら、余計に30万円とか40万円とかくれるという場合は、限定なしで、ちゃんとしてくださいよ。

はい、これで私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長 先ほどの質問の中で、商工会法に触れるかどうかという、うんぬんのあれがありましたので、答弁を求めます。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 先ほどご質問の中で、ふるさと自慢館の運営が商工会法に触れるんじゃないかというお話、ご質問がございました。商工会のほうに確認しましたところ、この運営につ

きましては、商工会の特別会計で運営するということをごさいますて、収支的にはなかなか厳しいのかなというような感じでごさいますけれども、そういったところで、別会計で運営するということ、商工会法には触れないということをごさいますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時58分)





平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月9日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第6号）

平成28年3月9日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条 例
- 日程第4 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

散 会

（一般質問順序）

1. 多賀 剛
2. 荒海 清隆
3. 青木 照夫
4. 清野 佐一

○議長 おはようございます。平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。10 番、多賀剛でございます。冒頭に一言申し上げます。

皆さんも新聞報道でご承知のとおり、昨夜、本町におきまして大変痛ましい交通死亡事故、ひき逃げ事故が発生いたしました。交通死亡事故ゼロを願い、各交通安全団体が日々努力している中、誠に残念で、無念でなりません。お亡くなりになりました方、ご遺族におかれましては、悲痛な思い、われわれの想像を絶するところであります。心よりご冥福をお祈りいたします。

歩行者も運転者も、いくら気を付けていても交通事故は、われわれの身近にある。いつでも起こりうる、そういったことを再度認識し、初心に戻って日々の交通安全活動、努力を怠りなく取り組んでいかなければならないと、そう再確認したところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。今定例会に 3 件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。なお、昨日までの同僚議員の質問と一部重複する内容もございますが、通告通り質問させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

まずはじめに、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねをいたします。戦後、日本は、金の卵といわれた若者を乗せた集団就職列車で、地方から東京に人を集めることにより経済成長を遂げてきました。東京圏の成長が日本全体の経済成長を支えてきたと言っても過言ではありません。

しかし、東京圏への人口集中が国の想定を上回って、高水準で維持し続けたため、急激な少子高齢化が進むいま、地方の機能が維持できない、存続さえ危ぶまれるような危機的な状況が生まれつつあります。そのような危機的な状況を打破するために、地方を活性化し、地方への人の流れをつくり、持続可能なわれわれの生活圏を守るために、この地方創生、1 億総活躍社会が提唱され、われわれは生き残りをかけてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

いま、国会では、過去最大の 96 兆円を超える新年度当初予算が衆議院を通り、年度内成立が確定した模様であります。本町においても、過去最大の 63 億 9,700 万円にもものぼる新年度当初予算が提案されたところであります。しかしながら、各自治体に配分される新年度、地方交付税は、出口ベースで 1.6 パーセント減という報道もあるなか、各自治体は地方創生に取り組み成果を出していかなければなりません。

国は今まで何十年もかけて、この地方創生、地方の活性化を提案し、いろいろな政策をやってきたにも関わらず、なかなか成果が上げられなかった。そこで地方のことは地方の

実情に合わせて、地方のやり方でやって成果を出せ、お金はあまり出せないかもしれないけれども、地方はアイデア、知恵を出して、この難局に立ち向かい、自助努力で乗り切れといわれているようでもあります。ある意味、丸投げのような感じで、甚だ理不尽な感が否めないのは私ばかりではないと思います。

しかしながら、このままでは、町、自治体が消滅しかねない。いま手を打っておかなければ、町の将来はないと、そういったことも少なからず事実であり、今後他の自治体との競争も含め、大変な時代に突入していくことも容易に想定されます。新年度はこの地方創生に向け、具体的な取り組みが活発化するものと考えます。急激な少子高齢化、人口減少対策等、一朝一夕には成果をあげることは大変に難しい課題ばかりではありますが、残された時間もそう長くないのも事実であります。他町村と差別化をし、本町の優位性を最大限に活かしながら、生き残りをかけ、施策を実行していく上で、何が一番重要と考えますでしょうか、地方創生への取り組む姿勢、意気込み、覚悟を伺うものであります。

その中で、1つ目として、この地方版総合戦略の目玉政策は何なのかお伺いをいたします。

2つ目に、他町村にはない本町オリジナルの政策はあるのかお伺いをいたします。

3つ目に、新しく始まる事業の予算措置はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2件目の質問といたしまして、交流人口拡大と集客施設の利活用についてお尋ねいたします。少子高齢化が急激に進み、定住人口の増加を追い求めることがなかなか難しくなっている今、交流人口拡大は本町の重要施策の1つでもあります。2地域居住、ニューツーリズム等、多様なニーズをとらえ、それに適切に対応していくことこそが、交流人口拡大には大変重要なことであります。

本町では、昨日のご答弁のなかで、霊地観光分野に関しては、回復するのに多少苦戦をしているということですが、他の分野、各種団体組織による誘致活動により、来町者数は年々増えているようでもあります。しかし、町の、町内の経済効果や定住人口につながるようリピーター増に関しては、もう1つ工夫が必要と考えます。やり方によれば、交流人口数の1割は定住人口に値する経済効果があるといういわれ方もいたします。今後の対応、取り組みについてお伺いをいたします。

1つ目といたしまして、以前も申し上げましたが、知らない土地に住んでみよう、移住しようと思うときに、私のみならず、大半の方々は相当の勇気があるものであります。少しでも懸念材料、不安材料を取り除くことこそが移住を進める上で大変重要なことだと考えます。そのためには、数週間から数カ月程度、お試し居住ができれば、相応な効果があるものと考えます。お試し居住のための空き家等の借り上げや、シェアハウス等の住居対策はどうなっているのかお伺いをいたします。

2つ目に、各種誘致活動をする上で、本町のポテンシャルを最大限に利用しながら活動することが重要と考えます。教育旅行、合宿、スポーツ大会等の誘致状況はどうなっているのか、今後の対応についてもお伺いいたします。

3つ目に、本町の最大の集客施設でもあるさゆり公園周辺の施設改修計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

4つ目といたしまして、昨年命名契約をした福島ホープス西会津球場において、今年は

7月に福島ホープスの公式戦が3連戦で行われるということでもあります。BCリーグの開催球場が数ある中で、同一球場で3連戦、それも本町の野球場で開催できるというのは、大変喜ばしく、また、この機を逃すことなく、本町の魅力を最大限に発信し、町内の経済効果増大に大いに期待するところでもあります。そこで平成28年度、福島ホープス公式戦開催に向けた対応はどうか、お伺いをいたします。

5つ目といたしまして、平成26年度から始まったふくしまデスティネーションキャンペーン、26年はプレDC、27年がメイン、本番DC、今年は最後のアフターDCの年となります。県はアフターDCも本番DCと変わらぬ予算規模で、しっかりと取り組んでいくということでもあります。今までやってきたふくしまDCの成果と効果をどのように捉えていますでしょうか。また、アフターDCの取り組みについてもお伺いをいたします。

6つ目といたしまして、交流人口拡大においても、地域おこし協力隊の活躍が不可欠なものと考えます。新年度は第1期生1名が任期を迎えるということから、2名を募集して、5名体制とするということでもあります。この5名体制とした、いま根拠はなんなのか。また、現在の応募状況、問い合わせ状況等はどうかお伺いをいたします。

3件目の質問といたしまして、子ども議会と小中連携教育の評価検証についてお尋ねをいたします。今年は初めて小学生による子ども議会が開催されました。ケーブルテレビで多くの町民の皆さんもご覧になったことと思います。私のところには、われわれ本物の議員よりもはっきりとした発言をしている。子ども議員のほうがかかりとしているんじゃないかと、そういうようなご意見をいただいているところでございます。

私も子ども議員の豊かな感性と素直な視点から発せられる思いや、するどい意見には関心、感動させられたものであります。相手の話をしっかりと聞き、自分の思いや意見をしっかりと伝えることができる。これはある意味、生きる力を育てる上で一番大切な部分であるように思います。

来年度は中学生による子ども議会を開催したいということでもあります。中学生の子ども議員には、ぜひディベートの訓練などを取り入れながら、さらなる活発な議論ができる子ども議会となることを期待しております。また、これらを続けていくということは、彼らの将来のキャリア教育にもつながるものと考えます。

そこで、今年開催されました子ども議会の成果、効果をどのようにお考えになりますか、ご見解をお伺いするものであります。

2つ目に、昨年4月に西会津小学校新校舎が完成し、実質的に平成27年度から始まった小中連携教育の中で、各部会から出されました諸課題に対し、どのように対処されますでしょうか、小中連携教育の評価検証についてお伺いをいたします。

3つ目に、小中連携教育の推進のみならず、以前はなかったような昨今の多様なニーズ、要望、実態に対応するために、教職員は、日々膨大な仕事量を抱え、慢性的に多忙感があるとお聞きしております。この多忙感、多少人により感じ方が違うにせよ、これが続けば、少なからず業務に支障が出てくるものと考えます。この教職員の多忙感にどう対処されるのか、お伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。10番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えをいたします。

冒頭、多賀議員から発言がありましたが、昨日、夕方、国道49号線において、交通死亡事故が発生をいたしました。誠に痛ましい事故であります。つい先だって、交通安全協会西会津支部の総会がありまして、私は、今年こそは、絶対に死亡事故ゼロを目指して取り組んでいただきたいということを申し上げたところでありますが、非常に残念なことであります。特に高齢者の皆さんの対策というものは、本当に必要なことなのかなど。こう考えますし、また、特に安全運転には十分に気を付け、また交通安全協会においては、強力な指導をお願いを申し上げたいと思います。

さて、昨年12月に策定いたしました西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、町の人口の現状や将来推計などにより、将来目標を定めた人口ビジョンを策定し、それに基づく仕事づくりや交流人口の拡大、子育て支援など、若者の定住を図り、人口減少への歯止めと地方創生の実現に向けた総合戦略として策定したところであります。

この総合戦略の推進の基本的な姿勢、あるいは考え方でありますが、町の資源や特色を最大限に活用し、創意工夫をもって、実効性を高め、総合的に各種事業に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、総合戦略の目玉についてであります。平成28年度に実施する事業の中での、「資源を活かし しごとを創る」の分野では、町内にある豊富な森林資源を活用して新たな産業の創出と雇用の拡大を図るため、木質バイオマス生産施設の整備に向けた検討作業に取り組んでまいります。

「地域力を活かし 人に選ばれる」の分野では、定住・移住総合支援センターの設置により、移住、定住者の確保に努めるとともに、さゆり公園の施設を活用し、交流人口の拡大を図るため、学生の合宿や企業の研修等に活用する、セミナーハウスの整備に向けて、調査を実施してまいります。

「人を育み 活かす」の分野では、次代を担う子どもの保育環境を整備するため、平成29年4月の開園に向けて、認定こども園の整備を進めてまいります。また、出産祝金は第1子目、第2子目の出生時にそれぞれ20万円を支給するよう制度を拡充し、子育てに係る経済的支援を行ってまいります。さらに、地域おこし協力隊員の増員や西会津高校生による商品開発事業、若者リーダー育成事業などに取り組み、次代を担う若者の育成、定住を図ってまいります。

「世代をつなぎ 交流を推進する」分野では、活力ある地域づくり支援事業を通して、自主的・主体的に取り組む団体を、これまでどおり積極的に支援して、地域の活性化に繋げてまいります。

次に、本町のオリジナルな施策については、年間3千人を超える来館者がある西会津国際芸術村をメインに考えております。そのため、本年度、28年度では、施設改修工事を実施し、今後、アートによるまちづくりの拠点施設として、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、新しく始める事業の予算措置であります。平成28年度に新設される、新型交付金の具体的内容については、現時点で示されておりませんが、国県補助金や有利な起債を

活用していくとともに、国の地方財政計画において普通地方交付税で措置されておりますので、これらの財源を活用して事業推進を図ってまいりたいと考えております。

その他のご質問等については、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、子ども議会と小中連携教育の評価検証、教職員の多忙感についてお答えをいたします。

まず、子ども議会の開催目的であります。昨年6月、18歳まで選挙権の年齢を引き下げる法改正が行われたことを踏まえ、小・中学校の段階から政治や議会の役割に関心を高めてもらうことや、自分が生まれ育っているふるさとをもっと知ってもらうことなどから実施したものであります。

今回の子ども議会では、児童の堂々とした態度、しっかりとした主張はすばらしいものがありました。子ども達は機会が与えられれば自ら考え行動できること、子どもたちに成長に必要な活動の場を設けることなどの重要性を再認識することができました。次回は中学生を対象に開催する予定であります。

次に小中連携教育についてのご質問であります。小中連携教育とは、西会津町の子どもたちを義務教育9年間の視点を持ち、知的で心身ともにたくましく育てていくこととあります。今年度は、小中学校の教職員を中心に組織された推進委員会が、教育委員会の指導助言のもと活動を行ってまいりました。

この推進委員会には9つの小委員会が設置されており、それぞれの小委員会ごとに調査研究を行ってまいりました。昨年12月にまとめた報告書では、共同授業研究を通じた授業の質の向上が図られるなどの成果があった一方で、小中学校の教職員間で小中連携についての意識に依然として温度差が見られるということとあります。

今後とも小中学校の話し合いの場の設定や継続的に教職員の交流を進め、その溝を埋めていくことが大切であると考えております。また、小中連携の成果を実感できるように取り組みを進め、教職員の実践意欲の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に教職員の多忙感についてであります。教職員の時間外勤務に関する報告によりますと授業日の時間外勤務の時間数は管理職を除き、およそ9割の教職員が週10時間以下であります。

しかし、教育委員会といたしましては、時間外勤務時間には表われない教職員の多忙感を解消するため、これまでも必要な人的配置を行ってまいりました。新年度においては、免許外教科担任の解消や特別支援学級に該当しないものの支援が必要な児童に対応するための通級教室の設置、小中学校に合わせて7名程度配置する学校教育支援員によるきめ細やかな対応などにより、できる限り教職員の負担が軽減されるよう対処してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の交流人口拡大と集客施設の利活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、お試し居住のための住宅対策の取り組みについてであります。現在、町が実施している空き家バンク等の活用促進につながるよう移住・定住希望者が町での生活を実際

に体験するために、一定期間生活できる住宅について整備を検討し、移住に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、教育旅行等の誘致状況と今後の対応についてであります。現在、町及び観光交流協会等が中心となり、教育旅行については体験学習、合宿については水泳、野球を中心に増加傾向にあります。今後も町内体育施設と町内宿泊施設の魅力を最大限に活用し誘致活動を進めてまいります。また、スポーツ大会の誘致につきましては、どのような大会を誘致するのか、町内の宿泊施設の収容人数の課題などの環境整備について調査しながら誘致に向けた検討を進めてまいります。

次に、さゆり公園周辺施設の施設改修計画についてであります。昨年10月に策定しました、さゆり公園長寿命化計画により、本年度から10年間、国の社会資本整備総合交付金を財源として、施設等の更新を進めてまいります。また、補助対象外となる新規施設整備については、スポーツ振興くじ助成金などの支援制度などを活用していきたいと考えております。

次に、次年度の福島ホープス公式戦開催の対応であります。7月に公式戦3連戦が予定されております。当日は町外から多くの誘客が見込めることから、町の魅力をPRする絶好の機会として位置付けております。昨年12月に発足しました福島ホープス西会津応援隊、町及び株式会社西会津町振興公社が中心となり、引き続き地域全体で、福島ホープスを支援してまいりたいと考えております。

次に、昨年4月から6月にかけて開催された、ふくしまDCの成果についてであります。期間中の観光入込は昨年比で、会津地域で15.6パーセント、県全体で12.2パーセントの増との報道発表がされております。本町におきましては、ロータスインで5.4パーセント、道の駅で12.4パーセントの増となっており、県平均を超えたところもあり、一定の成果はあったものと考えております。また、DCをきっかけといたしまして、観光素材の発掘や磨き上げが行われ、地域主体のさまざまな取り組みが生まれたことも成果であると考えております。アフターDCでは、これらの取り組みを継続し、定着させることにより今後の観光振興につなげてまいります。

最後に、地域おこし協力隊についてのご質問にお答えします。町では、平成25年度から地域おこし協力隊を配置し、今年度で3年が経過しました。隊員の募集や、隊員の活動等に要する経費は特別交付税の算定の対象となり、1人あたりの上限は400万円で、自治体の採用人数に対しては制限はございません。

本町におきましては、地域活性化や行政課題を解決できる適任の人材をこれまで確保してまいりました。現在、芸術・アート、観光、6次化、移住定住の4つの分野で4名が活動しておりますが、来年度におきましては、さらに歴史・文化の分野で1名募集しております。

現在までの応募状況であります。本年度で任期満了となる芸術・アートで11名、新規の歴史・文化で2名の応募があり、行政課題の解決に向けて適任の人材を現在選定中でありますのでご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まずはじめに、まち・ひと・



しごと創生総合戦略について、町長からご答弁いただきました。地方創生に取り組む姿勢についてありますが、いまご説明いただいたなかで、これ本当に、これでこの町が生き残れるのかなど、本当に危機感を持って取り組んでいるのかなどというところが、残念ながらあまり感じられないのが正直なところであります。

以前も申し上げましたけれども、石破担当大臣は、いままでいろんな内閣、政府が地方創生をやってきたけれども、なかなか成果が出せなかった。でも当時は、まだまだ余裕があったということでもあります。ただ、今回訴えているこの地方創生に関しては、もしこれが失敗したら日本は終わるというまで言っているわけです。だから私は、いわゆる各自治体は、それなりに本気になって取り組まなければいけないと、私は痛感しておるわけですが、町長に本当に、私この質問であえて覚悟という強い言葉を使って質問したのは、本当にこの地方創生、生き残りをかけてやる心構えができているのか、やる体制はできているのか、その意気込みを再度お尋ねしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今回から5年間にわたって地方創生の取り組みということで、これは全国的に県も含めて、地方自治体に取り組む大きな課題であるというふうな認識を持って取り組んでいくわけでありまして。そこで、この地方創生だけに限ったことではありませんけれども、町はこれまで10年を1つの、いわゆる総合計画として、10年を見据えた取り組みをしてまいりました。そして、この基本計画、5年間をしっかりと対応して、前期と後期に分けながら、この総合計画の中で前期5年、後期5年ということで、これを具体化していく計画を、まず基本的に計画を策定した。そしていよいよ、この3年間の中での、より綿密に具体的に予算措置をもって対応しているというのが、町の本来のスタンスであります。

そこに今回、この地方創生という新たな課題が加わってきたわけでありまして。しかしながら、この地方創生だけを取り上げるというのではなくて、私は、長期的な視点に立った西会津町のあり方、現状というものを、やっぱりその都度しっかりと認識をしながら、その時代に合った取り組みを進めて行くというのが一番大事なことだろうというふうに思います。

したがって、今回は、その町の前期は終わりましたので、10年間の総合計画の中での後期計画と、今回出されて、改めてまち・ひと・しごとの創生総合戦略、これが、いわゆる中で合体をしているというものも多分にあるわけです。ですから、私は、この総合計画、そしてこの後期計画と地方創生というのは、これはまさに西会津町のこれから一番大事なところを担う計画であるというような位置付けを持って取り組んでいきたいということでもあります。

一つ一つ、このつくる計画の中には、議会の皆さんからも質問を受けて、あるいは対応していただきたい課題もたくさん載っているわけでありましてし、あるいは町民の皆さんからのいろんな要望事項もあるわけで、多岐多彩にわたっていろんな取り組みが、この総合計画、あるいは基本計画、実施計画に載っておりますから、それをより具体的に、鮮明に、そしてこれは、町のいわゆる全てをかけて取り組んでいるものだということで、ご認識をいただきたいと思っております。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　その認識は私も同じなんでありますが、私は、その町の総合計画、その辺もやっぱり整合性を図っていかなければいけないというのは当然のことです。ただ、それにもまして、これから町長が5年、10年のスパンで考えるものではないと、今回の人口ビジョンなんかも、30年、40年、50年先を見据えた対応を今から取っていかなければいけないと、いわゆる壮大なプランをつくらなければいけないということでもありますから、今までの総合計画との整合性を図ることも大切ですが、これからの地方創生にかける思いというのは、極端な話、ベーシックな部分、スタンダードな政策というのはやっていかなければいけない。プラス新しいことを積極的に取り組んでいくことが、私は必要だということをおもっています。

それで、地方創生の中身の話をしてしましますが、その中身に関しましては、私の思いは、目玉政策というのはあまり多くなくてもいい、大切なのは、やっぱりオリジナリティだと思います。ほかの町村と競争していかなければいけない、生き残りをかけるには、本当にこの政策だったら西会津町だ、そういう政策を推し進めて行くことがこれからの地方創生、生き残りをかけるには大変必要だと、私は思います。

確かに国際芸術村の活動をしながら集客をしていく、これも1つの対策としては悪いとは私は言いません。ただ、町長も昨日から言っているように、就任以来、子育て支援には力を入れて取り組んできたというのであれば、子育て支援日本一と、パソコンの検索エンジンに打ち込めば西会津町が一番最初に出てくるような政策、極端な話は、そんなことを私は求めているわけなんです、そんな考えは町長ございませんでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず計画だけを策定をして、あるいはそれだけを、例えばインターネットに載せて、さあどうだということだけでは、私は人は集まらない。それがやっぱり実効性がある結果が伴いながら、やっぱりそれがちゃんと現実性になったからこそ、やっぱり西会津に行って住んでみようと、こういうことがやっぱり生まれてくるんだろうというふうに思っています。

ですから、今回いろいろな目玉商品もありますし、あるいはオリジナルというものも出てまいりました。これは、これまで取り組んできたものを、やっぱりさらに拡充をするというところに、私は非常に大事なことがあるんじゃないかというふうに思っているんです。

この、例えば、子育て支援もそうでありますけれども、この西会津の子育て支援というのは、まさにそういうスタンスを持ってきたわけでありまして、それが理解をされて、初めて人が来るということでもありますので、これはやっぱり継続をしてこそ、この取り組みの成果というものはこれから表れてくるんじゃないかと、その時点でやっぱりこれからはもっともっと、これをPRしていく、そしていろんなブログ、あるいはインターネットで西会津の良さというものを訴えていくと。

それから、この国際芸術村という1つのアートをまちづくりに活かすというのは、県内では、私が見たところ、そう多くはない。この、やっぱりアートによるまちづくりというのは、福島県内でもそんなにありません。これこそ私は西会津のオリジナリティのあるものだということを、やっぱりしっかり据えながら、これまで取り組んできた中身をさらに拡充をしていくというところに、西会津町の良さがあるんじゃないかというふうには思っ

ています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長言われていることは、私はわからないわけではないです。そのとおりだと思います。ただ、私はあんまり、広く浅くよりも、やっぱり数は少なくてもいいから深く、目立つような。だから、今回の新しく提案された子育て、出産祝金にしても、確かに3人目だったのが1人目から支給されると確かにいいことです。今朝の新聞を見れば、30万円支給するというようなこと出ておりました。私はそれがいい悪いではありませんけれども、なんかやるのであれば、やっぱり町長にも以前申し上げましたけれども、一番にやらなければだめですよと、その分野で一番になればマスコミも取り上げてくれる、西会津のPRもできる。そんな思いでおりますから、私は申し上げているわけであります。

かつて、西会津町は、いろんところで日本一の、日本一とはいわないかもしれないですけども、注目をされてきて、いろんな視察団を受けてきたと。ICTのまちづくり、ケーブルテレビ網を利用して、いわゆる在宅管理システム、あるいは100歳に挑戦、食べ物は健康な土から。そんなことでいろんな視察を受けて、他町村から、いい町だなと言われたような経過があると思うんですが、残念ながら、今同じようなことをやっても、うちの町よりも進んだ自治体が多くなって、あまり目立たなくなってしまうと。大変残念なことであります。でありますから、私は何かやるのであれば、一番になる。確かにいろんなことをやらなければいけないというのはわかりますが、そんなことを思いながら私は言っているところであります。

子育て支援、町長が言っているように、結婚する前から、出会いの場、結婚し、妊娠し、出産し、子育てにかかる本当にいろんなことをうちの町はやってきておりますが、残念ながらあまり目立たないというのが私の思いであります。だから、例えばそういうところを特化していくということも考えなければいけないと思うんですが、再度その辺をお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は事業推進にあたって、ただ単にアドバルーンを上げればいいというものではない。まず一番大事なのは、この町に住んでいる方々が、町の政策をどう認識をするかというところが一番大事なことなんです。これがただ単に、アドバルーンだけ上げて、そしてインターネットに載せて、西会津町、何々になっているというようなことだけで、それはそれなりの成果はありましようけれども、しかし、やっぱり西会津町は大したものだと、こういう町だからこそみんなで応援しようじゃないか、こういう町民の皆さんが、やっぱりまちづくりに関わり、そしてその認識をまず持つ。そしてこの町がやっぱり豊かだ、あるいは子育て環境がいい。これがあれば、私はそう焦ることはない。しっかりこの町に根差して、そしてもう1つは、この町だからこそできるものというものをやっぱりやっけないと、この町に似合わないものを、わざわざ持って来ておっつけたって、それはだめなんです。ですから、そういう地道な活動、あるいは地道な内容というものを持ちながら、しっかりと組み立てて、足腰の強い町にする。これが私は地方創生の一番大事なところだというふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。地方創生に関しては、いろいろありますけれども、時間がないのであれですけれども、町長、一言、私の提案なんです、ネウボラという言葉、聞いたことございますでしょうか、ネウボラ。健康福祉課長でもよろしいですが。

なければ、これはいわゆる子育て、フィンランドの子育て支援策であります。これからおそらくいろんなところで聞かれる機会が多くなると思いますが、そんなことを私、この町でできたらいいなという思いで、これ提案しておきますので、あとで調べてみてください。

質問を変えます。教育長に子ども議会と小中連携教育のご答弁いただきました。子ども議会、本当にご答弁にありましたように、今年の夏の参院選から18歳に選挙権がなるということで、若いうちから政治に関心を持つ、議会に関心を持つ、町行政に関心を持つことは、私、大変必要なことであります。

そんな中で、これも2、3日前、ある代議士とお話する機会がありまして、これからの教育、昨日も6番議員ご自身の教育論を展開されておりましたけれども、いい教育という話になって、当然、地方創生の話をしていただいた中で、この若い人の人口が流出する防止策、これどうしたらいいんでしょうねという話をしたならば、やっぱり一番は教育じゃないんでしょうか、教育、先ほど地方創生で話をしましたけれども、教育と漠然と言いますけれども、学校教育ばかりではない、家庭教育も含めてでありますけれども。その、今までの教育というのは、いい高校に行って、いい大学に行って、いい大学というと、東京大学でも東北大学でもいいですけども、中央で活躍できる人材を育てるのがいい教育だとされてきたと、ただ今は、そうではだめだと。いい高校、いい大学はいいんでしょうけれども、地方で活躍できる人材をいかに育てることができるか、その教育が大切だということでもありますので、この子ども議会、小中連携の中で、教育長はその辺いかがお考えでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、子どもたち、今、自分が生まれ育っている町の本当に良さをしっかりと認識してもらいたいなど、それがあります。そして、それがその根底にあれば、将来例えば、西会津町を離れてどこかで活躍するようになったとしても、西会津町のことはしっかりと気持ちの中にとどめてもらえる。そういうふうな教育をしていく、これが非常に大事ななというふうに思います。私は、西会津町、それから日本をこれから担っていく子どもたち、その子どもたちを本当にしっかりと9年間の義務教育の中で育てていく、これは市町村に課せられた大きな使命だというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそのとおりだと思います。それで、最近、内堀知事も、いわゆる福島の自信を取り戻そう、福島の誇りを持つとうというようなことで、福島プライドという言葉を使っておられます。私は、本町の子どもたちにおいても、このふるさとに自信を持つ、誇りを持つ、そういう子どもたちであってほしいと。だから私は、真似するのがいいかどうかわかりませんが、この西会津プライドと、町長も含めてですけれども、そういうスローガンを心に持って、これからは、例えば行政、教育行政もそうですけれども、取り組

んでいくことが必要だと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 私も頭の中で、自分なりに西会津の子どもたちをこのように育てたいというふうに描いていることがあります。その中の1つに、西会津町のことを誇りを持って、自分の言葉で多くの人に語りかけることができる。そういう子どもたちを義務教育の中でしっかりと育てていきたい。それには、地域のいろんな方々のご協力を得なければなりません。地域で大事にしているもの、それを子どもたちにしっかりと引き継ぎながら、子どもたちもそれをまた次の世代に残す。そういうふうな意識になってもらえれば一番うれしいんですけども、そういうことを通して、この地域が大事にしているものをしっかりと子どもたちにも引き継いでいけるような、そういうようなことをやっていきたいというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 次に小中連携教育の推進、あるいは多忙感の中で、ご答弁いただきましたけれども、いろんなことを学校運営する中で、やっぱり先生方の取り組む姿勢というのが一番大切なところでもあります。これいろんなことを教育委員会ばかりでもない、校長先生から下の部下の先生に言われたときに、やらされた感があったらば、これは何をやってもうまくいかないという思いでおります。

また、校長先生は、校長先生で大変だと思いますよ・いろいろな保護者だとか、先生から、地域の人からいろんなことを言われ、なおかつ校長先生は教職員の労働環境を守っていかなければいけないと。板挟みの中でいろいろ対応しなければいけないと思うんですが、教育長の耳に入ってくるよりも、われわれ聞くところによると、ものすごく先生方はいま忙しいと、いわゆる昔はなかったようなモンスター何とかなんていうことにはないにしても、いろんなニーズがあるというような形で、教育支援員7名でしたか、いらっしゃるということではありますが、私はこの多忙感、いわゆるいろんなニーズに対応するためには、いわゆる保護者、地域と学校をつなぐような、学校と学校、小中のコーディネーターはいらっしゃるようなんですが、そういうところの手当というの、私これ、考えていく必要があるのではないかなという思いがありますが、そんな思いはありませんでしょうか、お尋ねします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 小中一貫教育を進めていくときに、同時にいま議員さんがおっしゃられたこと、学校と地域をしっかりとつないでいく、学校を地域に本当に開いていく、地域の人から学校に対するいろいろな協力が得られやすいような、そういうふうな体制をしっかりと作っていく。これも同時並行として進めていきたいというふうには考えております。それも制度があるんだったら制度を使いながら、そんなことを考えております。

それからあと、先生方の多忙感、先生方は基本的には子どもたちをしっかりと育てようと、この意識はみんな共通しています。ですから、その共通した思いが子どもたちに実際に伝わって、具体的に成果が出てくれば、忙しくても多忙感というのは感じないのかなというふうに私は感じています。

ただ、いま、先生方の勤務の状況をみますと、答弁の中でも申し上げましたけれども、

90パーセント以下は週10時間以内、10時間以内というのは最大で10時間ということです。ですからそれほどほかの学校に比べて多いというふうには感じていません。

それからあと、実は県の教育委員会と共済組合が行った先生方のストレス度の調査があるんですが、これをちょっと紹介したいと思います。ストレス度についてですけれども、西会津町の教職員の場合は、実は県平均を大きく下回っています。数値で言うと平均が50だとすると、46程度です。そのぐらいになっております。

それからあと、社会的な健康度なんていうのもあるんですけれども、多忙さについて、これは多忙さが健康度にどのくらい影響しているかということなんです。これも実は平均よりもかなりいい数値を示しています。平均が50なんです。58.0と。そして組織環境についても、もう一番高い数値を示していますので、決してそんなに悪い環境のもとにはないというふうに認識はしております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。ぜひ学校運営に関しましては、本当に気を配っていただいて、問題が出ないように今後も取り組んでいただきたいという思いがします。

交流人口、ちょっと時間がなくなりましたけれども、何点かお尋ねします。まず、いわゆるお試し居住のための施設、セミナーハウス等を考えているということではありますが、なかなか空き家等の手当もつかないということでもあります。来年以降空く、以前も言いましたけれども、保育所、野沢保育所とか芝草保育所、簡易な改修でもいいんです。いわゆる私が思うのは、本当にシャワーの1つもあれば、バックパッカーが寝袋でごろんとなれるような、簡易な施設でもかまわないと思うんです。そんなことは、町の施設であればやりやすいと思うんですが、検討できませんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町の所有している施設の中で、そういう形のお試し住宅という部分について、活用できないかという部分のあれですが、その件につきましては、やはりそれも1つの方策だろうと考えております。あと空き家を活用するなりという部分も、今その部分を活用を調査しておりまして、その部分を検討材料の中の1つに入れながら、検討していきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それも早急に検討してください。

ふくしまDCに関しまして、入込客数等の報告をいただきましたけれども、本町において経済効果、実際どのくらいあったのかなど、F5等では、人が入っているのを私承知しておりますが、どれだけ、この数字つかんでいたならば、その点を1点お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ふくしまDCの経済効果というご質問でございますが、私どものほうでふくしまDCに対して報告している施設といたしまして、ロータサイン並びに道の駅というような部分を県に対して報告しているところでございます。そちらにつきましては、やはり先ほども申し上げましたが、ロータサインのほうでは5.4パーセントの増ということで、約1万8,455人ほど来場されていると。あと道の駅につきましては、12.4パーセントの増

ということでございまして、昨年度と比較しまして、13万7,280人というような形では、来場者はこれらています。

経済効果という部分でございまして、町全体的な部分で申し上げますと、それほど、来客はあったんですが、落とすお金は少なかったという部分でございまして、だいたい調査しますと、やはり道の駅の部分が一番多いのかなという部分でございまして、そこら辺でだいたい1千万弱ぐらいなのかなというような部分を考えております。1千万円弱というようになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 立て続けで申し訳ないんですが、さゆり公園周辺の改修計画、今年度は、いわゆる外野の防球ネットを整備するというご提案ありましたけれども、スコアボードの改修計画とか、野球場、何年か前に土入れ替えしましたけれども、安心安全のためにも、やっぱり野球場の砂というのは定期的に入れ替えていく必要があると思うんですが、そういう計画はどうなっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 さゆり公園の改修計画の部分についてのご質問でございまして、まずスコアボードにつきましては、確かに経年劣化しているという部分でございまして、現在の予定では、29年度に実施したいなということで考えているところでございます。

あとまた、砂の、グラウンドの砂の入れ替えについては、逐次、山砂等の確保しながら、確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 最後に地域おこし協力隊について、5名がどうのこうのというご説明しましたけれども、今、11名の問い合わせ、あと2名の応募があったということであります。私は、例えば2名採用するのに、本当に有能な人材があれば、5人とらわれることなく、先ほど言ったように、ほとんど国、総務省からお金が出てきて、町の持ち出し、多少あるにしても、金額的には微々たる数字だと思います。だから5人にこだわることなく、例えば6人になっても、7人になっても、隣の三島町は27年度、7人いるということでありますから、そういうことも必要かなという思いがします。

いろんなことをこれから地方創生だとか、いろんなやりたいことがいっぱいある中で、やっぱり一番必要なのはマンパワーだと思うんです。だから、そういう人材は最大限活用すべきだと私は思いますが、最後にその点だけお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の人材確保の部分についてのご質問でございまして、確かに今回、芸術・アート分野については11名という、大変大きな形の、多数の方が応募されました。確かに芸実・アート分野という部分に対しても、その方のやっぱりスキル等がございまして、確かに、その一概に、いまの隊員の以上のスキルを持っている方がいるかどうかという部分も問題ありますので、その辺はちょっと見極めていきたいなと考えております。

あとそのほか、これからの行政課題、多々あるかと思っておりますが、そのなかで、出てきた

課題に向けて解決できるような人材、それは募集はしていきたいとは考えておりますが、それは町の計画と合わせながら、採用については検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

枠を超えて採用という部分については、町の採用計画もございますので、それは順次していきたいと思ひております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 お尋ねしたいこといくつかあったんですが、あまり出し過ぎると結果的によくないと再認識いたしました。大変いいご答弁もたくさんいただきましたので、ぜひ答弁されたようにしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

私の一般質問を以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。12番、荒海清隆でございます。今議会に、私は1点のみ質問をさせていただきます。それは、役場庁舎移転についてであります。

私、昨年の12月議会で、この件についても一般質問をしておりますので、重複して何やっているんだと言われるかもしれませんが、質問しなければならないというような強い思ひがしますので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、このことについての、これまでの経緯と経費、いくらかかったのかをお伺ひいたします。

2点目として、埋蔵文化財、その関係はクリアできたのでしょうか。

3点目でございます。庁舎移転設計図によりますと、3階建ての元の校舎には全ての課が入らず、分庁舎を建ててもまだ入らない課がある。これらは大きな課題が残っていると思ひますが、この課題についてお伺ひをいたします。

4点目でございます。現場や設計の段階において、大きな変化、変更があった場合、事業そのものの見直しも考えてもよいのではないかとということでございます。

そして5つ目は、一連の経過において、最終的な責任は誰が、どのようにお取りになるのか、お伺ひをいたします。

これが私の一般質問の通告をした要旨でございます。よろしくお伺ひいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 12番、荒海清隆議員の役場庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎移転に係るこれまでの経緯についてのご質問であります。今まで全員協議会や一般質問を通してご説明いたしましたとおり、当初、平成27年度と28年度の2カ年で整備を図る予定でありましたが、昨年4月に旧西会津小学校の敷地内が埋蔵文化財に登録されていることが判明し、計画通り工事を進めるには遺跡の本調査が必要となったため、移転時期が予定よりも遅れることとなりました。なお、これまでに要した費用は、平成26年度に実施いたしました施設改修に係る実施設計業務委託及び駐車場測量設計業務委託等の合計で2,563万2千円でございます。

次に、埋蔵文化財との関係はクリアできたのかとのおただしでございます。これまで、県教育庁・文化財課や役場関係課、発掘調査の専門家、設計業者等と現地確認や協議を重ね、発掘調査は、平成28年度と29年度の2カ年で実施することといたしました。また、



改修工事につきましては、平成 29 年度から着手し、平成 30 年度の早い時期の完了を予定しているところであります。

次に、新庁舎には分庁舎を含めても全ての課が入らない等の課題があるとのおただしにお答えいたします。

役場庁舎移転計画では、新庁舎に教育委員会は入っておりません。このことにつきましては、昨年 3 月議会定例会の平成 27 年度一般会計予算の総括質疑でお答えいたしましたとおり、町総合計画の後期計画の中で生涯学習機能と文化活動施設の機能を併せ持った仮称・町民文化センターの整備を検討していることや、教育委員会が入れるスペースを確保するためには分庁舎を 2 階建てから 3 階建てに変更する必要があり、それにより 1 億円以上の経費が増えることなどによるものであります。これらのことから、新庁舎に全ての課を配置する考えはありませんので、ご理解願います。

次に、事業の見直しについてのおただしにお答えいたします。役場庁舎移転事業につきましては、1 つ目として、遊休施設の有効活用、2 つ目として、町民が利用しやすい庁舎、3 つ目として、町民に親しまれる庁舎、4 つ目として、防災拠点として安全・安心な庁舎、5 つ目として、環境に配慮した庁舎の 5 つの基本コンセプトの下、役場庁内における協議や議会への説明、パブリックコメントの実施、町民懇談会の開催などを経て計画したものであります。

また、現在の役場本庁舎は老朽化が著しく、早期の移転が必要であることや、今後、本町の活性化、さらには町民生活の向上を図るためのまち・ひと・しごと創生総合戦略事業や防災行政無線のデジタル化事業、道路整備事業などの実施には多額の財源が必要となります。

これらを踏まえ、現計画の見直しはせずに、早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいり考えでありますので、ご理解願います。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま総務課長から経緯についてご答弁いただきました。私なりに調査しておりますので、これまでのことをちょっと述べさせていただきます。

27 年、去年の 1 月 6 日からなんですが、1 月 6 日が第 6 回本庁舎移転検討部会が開かれております。そして、1 月 14 日、建築調整会議で中間報告、そして 1 月の 28 日、これは議会活性化特別委員会の中での議会に中間報告がありました。それから 2 月 3 日からパブリックコメントですか、町内 5 地区にわたって説明して歩かれたというようなことであります。その後、2 月 13 日に総合政策審議会に中間報告、そして 2 月 17 日から町民懇談会ですね、これが 5 地区、23 日まであった。そして 27 年 3 月の議会で、これも全員協議会での説明、報告であります。そして 27 年 4 月からは西会津小学校が移転したということなんですが、説明をしてきたと言われますが、全て全協なんですよね。それで初めて町長が提案理由の説明の中で、これは 6 月議会だと思いますが、補正として、試掘が必要になったので 490 何万の補正をお願いしますというようなことで、初めて議会に提案された。今までは全員協議会のみで、あと検討会議とか、総合政策審議会でお話されて、町民に本当にわかっているのかというと、あらかたの町民の皆さんは、そこらまでご存じないんじゃないんじゃないかと。町民懇談会にしても、5 地区で何十人ですか、50 人程度ですか、

その人たちが聞いて、これはやったほうがいい、やってきたんだというようなことなんてすよ。

それで、この問題点として、まずその試掘にいたるまでの経過、この12月にも言いましたが、昨日も昨年の議会のビデオを見てきました。同じことだかもしれませんが、これはその確認するまでわからなかったというようなことで、いろいろ去年はやり取りしました。誰がどこに責任の所在があるんだというようなこともありました。それで、専門家からの指摘でそういうことになったんだと、町長はそのとき、そこまでは言いませんでしたね。校庭を下げることによって、当たることになったので、検討の協議をしたんだというようなことでありましたが、それはそれでわかりました。遅れても仕方なかったでしょう、それは当然のことなんです、そして2年間遅れると。

あとそれで経過と経費の中で伺いますが、道路、家屋の取り壊しですか、その辺は経費の中にまだ含まれていないんですか。どのくらいかかっているんですか、お伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 道路の関係のご質問にお答えをいたします。

まず基本的に、遺跡の関係で道路事業をやるのではなくて、あくまでも役場庁舎移転に伴う道路の改良工事ということでございまして、そちらのほうの経費につきましては、社総金という国の補助を使って、あと補助裏は過疎債を充当して道路を整備を行うと。事業費的には約2億円を予定してございます。ですから、遺跡の関係で道路工事費がかかるということではございません。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その点は、遺跡の関係で道路うんぬんじゃなくて、それは当然あそこに庁舎を移転するんだというようなことで、家屋の取り壊し、それから道路ということは当然だと思います。遺跡は発見されていたんですから、これはやっぱり最後までやらなければならないと、それはわかりますよ。

それで、取り壊しと道路で2億円を予定していると、これは役場庁舎移転の中には入っていないと。それで、この説明を聞きますと、5億ですか、庁舎移転経費としては、事業費としては、約6億ね。そのほかに、その解体、あとは道路に2億円かかるということでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 以前も答弁等でお答えしたと思いますけれども、いま現在、役場庁舎の改修工事につきましては、約6億円の改修費用がかかると。そのほか、例えば駐車場の整備ですとか、あとは機器の移設ですとか、そういった経費が別に1億から2億くらいかかるということございまして、今現在、役場庁舎の移転にかかる費用につきましては、だいたい8億円程度かかるということございまして。そこには、いまほど申しあげました小学校線の道路整備費は入ってございません。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 すみません、いまちょっと聞き洩らしたんですけれども、道路整備は入っていないということですか。

それでは、道路整備費はいくらくらい見積りされているんですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 道路整備費は、先ほど申し上げました約2億円ということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、10億、道路整備入れて10億かかるということですか。この辺のことなんですけど、町民の皆さんは、まさかここまでかかるというようなことは誰も知らないですよ。本当の話、私も今初めて知りました。だからなんです。基本コンセプトの中です。いろいろ空き家、空間利用ですか、基本コンセプト。その中に遊休施設の有効利用を図りますと、町民が利用しやすい庁舎を目指します。町民に親しまれる庁舎を目指します。防災拠点としての安全安心な庁舎を目指します。環境に配慮した庁舎を目指します。これはいいことなんですけど、あまりにも空間利用、制限ある中で利用するんだということに、もう考え過ぎると、本当にそれじゃあ町民が利用しやすい庁舎になるのかということなんです。結構10億もかかる、それでいて、私はそんなに、本当の意味で基本コンセプトですか、これを満たしているのかと思います。まず分庁舎を建てなければならない、それでも庁舎に入らない、そのあとに、この役場庁舎が空いたあとに、町民ホールとか、そういうのを建てるといって、莫大な金がかかるんじゃないかなと思いますよ。

それで、まず一番問題なのは、防災拠点としての安全安心な庁舎を目指す。これはどこの誰に聞いても、コンクリートの構造物は50年が限度だといいます。耐震補強した大改修をしましたが、これで今50年も経っているんですよ。もうコンクリートの劣化は、これからますます激しくなっていくと思います。ちょっとよその議会の人と話したら、50年経った庁舎を、まだそれを使うんだと、何だと笑われましたよ。本当の話。

防災拠点としてのことについても、これから町民懇談会ですか、いろいろな話ありましたよね、道路は一方だけでいい、野沢中央線のほうの道路は考えていない。防災拠点には、これは、今、その回答として、防災役場中央線への道路の拡幅は経費もかかるので考えていません。ということは、一方通行の袋小路のところに防災拠点とする役場庁舎を建てるといことです。そこに、まだまだ問題ありますよ。町民懇談会で言われていました、災害時の備蓄品ですか、備蓄品を置くスペースはあるのかという問いに、回答ですが、今は旧群岡中学校に置いてあります。そして、将来的には、持ってくるようにしたいと思うが、そのスペースがないと。防災拠点に備蓄品を置く場所もない、それが本当の防災拠点として安全安心な庁舎を目指します。これが言えますか。その辺、総務課長どうでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず10億もかかるというふうなお話でございますが、新しい庁舎を建てた場合に、もう20億から30億、おそらく30億円くらいの事業費がかかるということになります。いま現在の町の状況、先ほど答弁でもご説明いたしましたが、30億の庁舎を建てた場合、いま、財政調整基金10億円です。じゃそれを全部使って、さらに20億円借金をして建てるような財政状況ではございません。それで、その借り入れも、過疎債、辺地債のような有利な起債は借りることができません、庁舎整備にあたっては。そうしますと、ただ借りの起債を借りて、後年度、20億円を払い続けなければならないと、そういった状況に

なります。それで、先ほど答弁で申し上げましたが、町として、これから、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから防災無線のデジタル化、さまざまなやらなくてはいけない事業が目白押しにあります。そこらを踏まえて、町内で種々検討した上で、今回、旧西会津小学校、耐震化されている小学校に役場機能を移転すると、そういった結論になって、いま、作業を進めているわけでございます。

道路につきましても、袋小路ではないかということでございますが、小学校線は確かに拡幅をします。あと一方通行ではございませんので、そこだけではなくて、こっちに抜ける道路もありますので、防災拠点としての機能がどうだというようなご指摘がございましたが、もうどっちにも抜けられないということではございませんので、あと、その防災倉庫に件につきましても、新たな庁舎の中で整備を検討することも、当然可能でございますので、必要性があれば、当然町でもそういった倉庫を整備するというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 何か苦しい答弁のように聞こえますよ。備蓄品、まず入らない防災拠点なんてあり得ないです。必要性があれば考えます、そういう話はないと思っておりますよ、私は。本来ならば、防災拠点にするには、やっぱり抜ける道があつて、袋小路であつてはならないです。それは一方通行ではないでしょう、広くするんですからね。

それで、30億かかるという、懇談会の中で、思い切って新しく、いろいろ金がかかるんだから、思い切って新しく庁舎を建てたらどうですかという質問がありました。その中で、回答としてお話されているのが、試算はしていないが、約30億円、人口規模からいうと30億円ほどかかるんだろうといわれております。試算もしないで、なぜ30億円が出てくるんだということも私、おかしいなと思っておりますよ。

それで、私が調べたんですが、南会津町、来年4月竣工するそうです。それで、予算はいくらだと、27億だそうです。それで、人口はいくらだと、1万6千ですね。わが町より1万人多い、だったらやっぱり、そのくらいかかるかもしれないですよ。だから、それでいま総務課長が言われたように、いや、いろいろな事業が目白押しだと、それを20億、30億を使って、いまやっている財政的な余裕がないと言われます。本当にそうでしょうか。やる気がないんじゃないんですか。財政というのは、やっぱりつくるものじゃないんですかね。つくっていかなければならない、地方創生にしても何にしても、過疎債とか、いろいろなそれは来るはずだと思いますよ。

それで、もう一度お聞きしますが、その30億の根拠、本当にそうなんですか。調べておられたら、わが町の人口程度、そういうところがあつたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

南会津町では27億と、人口が1万何千人で27億というお話でしたが、本町は確かに南会津よりは1万人くらい少ない町でございます。まずその庁舎の面積につきましても、町民の人口の数で、必ずしも、その割合で面積が決まるということではございません。当然、議場については、小さな町村でも、その庁舎の中にあるわけでございますし、先ほどの事

業費につきましては、基本設定をした業者に規模等を話した中で、約 20 億円は絶対かかりますよと、そこに駐車場ですとか、移設経費もろもろ入れれば、20 億円を軽く超える移設経費になりますというお話でした。

それから、先ほちょっと答弁の中で言い漏れたことがございまして、防災倉庫の話でございすけれども、本町では今、災害時応援協定、いろんな会社と結んだりしてございまして、災害時、何かあったときに必要な物資につきましては、応援協定の中で手当をしていただけるというようなことになっていまして、最近、本当に大きな防災倉庫を持っているような市町村というのは、ほとんどございせん。結局、水ですとか、いろんな物資ですとか、それを取っておく、貯めておく、貯蓄しておく、そういった倉庫を持っているのはかなりの経費がかかります。結局、水は、例えば 3 年とか、2 年で賞味期限切れるわけですから、それは結局、あと切れれば新たなものを購入して備蓄しておくしかないというようなことになりますので、一番あれなのは、そういった災害時に物資を供給していただける、そういった企業とか、そういうところと応援協定をしながら、災害時の対応をしているというところが増えてございすので、そこいらも含めて、その防災倉庫が必要なかどうかというのは、今後、町で判断していくということでございす。

ですから、根拠がない、先ほどの金額ではないということでございす。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、いま総務課長が言われました防災関係について、ちょっとお聞きします。応援協定、それも結構でしょう。しかし、だから応援協定しているんだから、自前の備蓄品は持たなくてもいいというような考え方に聞こえますが、それで果たしていいんでしょうか。例えば、こちらから応援に行かなければならないとき、備蓄品がなくては行けないでしょう。そういうことも考えてみれば、やっぱり必要なんだと思います。応援に来てもらいたくても、来られなかったでしょう、この前の 3.11。そういうことを考えれば、やっぱり持つべきものは持たなければならぬということだと思ひますよ。

そして、もう 1 つ、金をかけないということですが、庁舎跡に町民センターのようなものをつくると、どういう規模で考えていらっしゃるのかわかりませんが、町民懇談会の中では、早めその設計を教えてください。それで 300 人から 500 人入るくらいな規模につくってくださいというような意見がありました。やっぱり町民の皆さん、そういうことを、庁舎跡をどうするんだと言われれば、そういうことを考えているんですよ。私も驚きました。そういうことになれば、いま以上に金がかかるんじゃないかなというふうに思ひますよ。

そして、昨夜ビデオを見たんですが、町長は、行政がそんなに簡単に換えられることはできないだとおっしゃいました。確かにそれは、一度やろうと言ったことなんですからわかりますよ。それで、ビデオで昨年は、10 年これからやるにはかかるというようなことだったんですよ。私はそんなにかからないと思ひますよ。かえって、今、1 年、2 年遅れるということ、これは、なぜ遅れたかということを考えれば、やるべきことをやっていなかった。それが遅れた原因の 1 つですよ。私はそんなふうに思ひますが、

○議長 12 番、一問一答方式ですので、課題を整理しながら、いくつもこうやると、どれに答えていいかわからなくなってしまうから。

○荒海清隆　いま総務課長がそう言われたものだから、その件に関して答弁いたします。

じゃあ、総務課長、その辺をひとつ。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

まず備蓄倉庫のお話でございますけれども、備蓄倉庫にもものがないと、例えば、被災されたところ、被災された町村に応援に行くときに持っていくものがないんじゃないかと、そういったお話ですよ。それにつきましては、例えば、西会津町、コメリと災害時応援協定を一昨年ですか、結ばせていただきました。コメリは、全国で7つの物流拠点基地がございます。例えば、埼玉県の三郷市で大災害が起きたと、そういった際に、そこに近い物流拠点のセンターから、直接、西会津町からコメリに要請を出せば、コメリの物流センターから直接三郷市に救援物資を送るようなこともできます。ですから、何でもかんでもその町の防災倉庫から応援物資を持って行かないとだめだということではございません。まして三郷に行く間、もし道路が地震で寸断されて行けないというような場合も、そういったコメリの近い物流センターから直に、三郷市なり、横浜なりに物資は届けることができますので、防災倉庫の必要性というのは、必ずしもないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点、町民センターでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、町の総合計画の後期計画の中で、仮称の町民センターが出てございます。それは、検討していくということでございますので、整備を図るといような文言ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　言葉尻を取るようなことで申し訳ないですが、検討するということはやるということだというような名言もあります。やっぱり町民は、町からそう言われれば、町民は期待するんですよ。それはそれでいいんですけども、私としては、そんなに金もかからないで新庁舎、かけてもいいんじゃないかというような思いであります。

それで、町民懇談会の中でですが、ある人が述べられているのは、そういう重要なことは、町民投票ですか、それをやってほしいというようなことが、意見がありました。その回答によりますと、確かに、町民投票というのは条例をつくって、そのことで議会の承認を得てやらなければならない、町民の多くの人が賛同してやらなければならないということの答弁であります。確かにわかりますが、今、町民の皆さんは、あまりにも行政主導でやっている、わからないんですよ。だから、町民投票ですか、そういうことをやってもらいたいということなんです。

私、ちょっと聞いた話、知識では、アメリカあたりでは、結構、町民投票というのはやっているらしいんです。それが、やっぱり首長選挙とか、そういう選挙と一緒にやるということが、効率的でいいんだというような話も聞いております。来年は、町長選挙というようなことがありますので、そういうことも考えている人がいられるんじゃないかなというふうなことで、私もその辺は期待をしたり、どうなるものなのか注視しているところでございます。

それで、次に移りますが、埋蔵文化財との関係はクリアできたかということでございま

すが、これは、クリア、埋蔵文化財との関係は、28年度と29年度の2カ年で実施することとしましたと。クリアできたということによろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答弁申し上げましたとおりでございます、クリアできたから28年度と29年度の2カ年で調査を行うということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私、1つ気になる問題というか、話を聞いているんですが、文化財保護審議委員会ですか、その人たちからクレームが付いたという話、聞いているんですが、その許可を得ず、立会いを求めず、今のプールを撤去した。これは文化財保護法か何かによらなければならないというようなことが明記されているようですが、その点のことの審議のほどをお聞きしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず町のほうから県に対しまして、その作業をするという通知を進達してございます。それで、県のほうと協議を重ね、そしてその指示を受けて、正式な指導があるということでございます。その指示を受けまして適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 県の指示を受けて適切に対応してこられたというようなことですが、あそこもプールも、結局、埋蔵文化財包蔵地か何かの中に入っているわけですから、当然そこには申請をして立ち合いをする。そこまでやられたということでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 プールもそうでございますけれども、進達した文書には、全ての工事の計画を添付してございます。駐車場の関係ですとか、あとは道路の関係ですとか、あとはエレベーター、様々、全ての計画を添付して進達してございます。その内容を県のほうでよく審査して、それから改めて文書等で指示があるという流れになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 プールはあったのか、これからなのか、はっきりしないと。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

これから文書でもって正式にあるものと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今の課長のご答弁ですと、これから正式に文書であるということですか。それではちょっと整合性がないんじゃないかなと思いますよ。これからあるものを先倒しでプールの解体工事やってしまうということはあるんじゃないんですか。そういうことがみんな不審に思うんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

法の定めで、そういった通知を出すと、町のほうから通知を出すと、それを教育委員会

は意見を添えて県のほうに進達するという流れでございます。そののちに、どういった対応をするかは県のほうから指導なり指示が正式に下るという流れでございますので、その指示に従って今後対応してまいるといふことでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、県では、プールは撤去していいですよという通達があったということですか。もう一度お願いします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 先ほど立会いとかとというような言葉もございました。それで、例えばいろいろな種類がございまして、本調査をなさいますとか、試掘調査をなさいますとか、さまざまなそのケースバイケースで指示がございまして、それを今、県のほうから指示を待っているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ちょっと食い違いがあるようなんですが、県からの指示を待っているのはわかるんですが、その前に、指示があつてプールを撤去されたんでしょうね、当然。その辺、総務課長とか、副町長とか、ご存知だと思ひますが、どうなんでしょうか。

○議長 答弁調整のため、暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(11時55分)

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 埋蔵文化財の発掘の、特にプールの関係ということかと思ひますけれども、どうも議員の質問と答弁をした課長の、どうもちぐはぐな感じを受けたわけでございますけれども、私のほうでお答えさせていただきたいと思ひます。

プールの部分につきましても、あの敷地、あそこ全体が埋蔵文化財の、いわゆる包蔵地ということでございます。議員がおただしの中で、確認がされていなかったんじゃないかというようなことかなというふうに思つたんですが、それは間違いないでしょうか。

○荒海清隆 その手続きはやつたのかと。

○副町長 手続きにつきましても、あそこを発掘していく際には、県の文化財課のほうにその届出をするということでございます。それを受けて、取り壊しをするわけでありまして、その取り壊しをしたものに対して、今度、そこを除去するわけですね。それで、その除去したところを確認すると、そこに文化財が埋蔵されていないかどうかを確認するわけでありまして、その確認作業は、この冬期間でございましたので、それについては雪解けを待つて、春先にその確認作業はやるということですので了解は得ておりますので、その点についてはご了承いただきたいなというふうに思ひます。

○議長 プールを壊すのにも、ちゃんとした許可がいるのではないかと聞いているんでしょう。そのあとの確認のことを言っているわけだから、壊すのに。そこを聞いているわけだから。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 その作業の際にも県に届出、これは必要ですので、その手続きはしてございます。

○議長 12番、荒海清隆君。



○荒海清隆 先ほどの課長のご答弁ですと、県の指示を仰いでであるところですよというようなお話だったと思うんですが、その指示があったのかないのかということで、今の副町長の話ですと、指示があったからやったんだというようなことですよね。それでよろしいんですか。

○議長 だから、プールを壊すのに許可をちゃんと取ったかどうかと聞いているんです。あなたが言っているのは、そのあとのことなのか、プールを壊すのに許可を、ちゃんとその手続きをしたかと、そっからはじめてください。そうじゃないと前と後ろで全然話が合わないから。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど触れたとは思ったんですけども、埋蔵文化財の通知を事前に出すということをございまして、県のほうにはその通知を開発側からいただきまして、私どものほうで意見を添えて進達しているということをございます。

○議長 プールを壊すのに、その許可を取ったのかと、許可はあるのかからないのかからはじまって、もしいるときは取ったのかと聞いているんだから。

暫時休議します。(11時56分)

○議長 再開します。(11時58分)

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、再度確認してお答えをしたいと思います、まずプールの取り壊しに関係につきましては、町のほうから県のほうに、その取り壊しについて届出をすると。それで届出をするだけで、許可うんぬんというのは県のほうからは特別ないということをございます。ただ、そのときに、その文化財課のほうからは、取り壊したならば、そのあとでその確認をしてくださいよということは口頭であったということをございます。

先ほど担当課長がいろんな指示を受けながらと申しあげましたのは、これからの全体の発掘がございます、本調査。それについては、その都度、県の文化財課からいろんな指示をいただきながら発掘をしていくということでお答えしたつもりでありますので、そういったところでご理解をいただきたいと思います。(115ページに補足答弁)

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それで、この町の文化財審議委員ですか、その方々との軋轢があったというようなことを聞いておりますが、それはなぜなんでしょうか。その取り壊しのとき立会いを求めなかったというようなことがあったような話なんです、その辺を確認しておきたいと思いますが。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 軋轢といいますとちょっと言葉があれかもしれませんが、その取り壊しをする際に、その文化財の発掘の専門家の皆さんの立会いといいますか、確認をしながらやってほしいというお話がございました。結果的には取り壊しが先行したということをございますけれども、その確認については、先ほど申しあげましたように、雪が解けて、あの辺が確認できる状況になったならば確認をするということで、県のほうとも協議しながら進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その辺でちょっと食い違いあるようですが、審議委員のほうでは、立会いをしたかったというようなお話も聞いております。それができなかったことによって、いろいろ問題が生じた。私は、本当に残念なんです、去年の4月にこの指摘があって、試掘をする。そして12月の暮れのころになって、あの同じ轍を踏んでいるんですよ。この役場の頭脳集団が、プロ集団が、何でそういう間違いがおきるのか、同じ轍を踏んで、問題が起きている。これが本当に私は残念でならないんです。そういうことでございますので、今後そのようなことのないように、役場庁舎に対しても、これからの事業に対しても、町民がわかるような施策をやっていただきたいなというふうに思います。

最後の5番なんです、この責任問題なんです、この前も町長とお話しました。責任問題については、町長自ら責任を取る人ではありませんので、これ以上申しません。この辺はこれで終わりたいと思いますので、よろしく、ありがとうございました。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 最後の聞き捨てならないことでありますが、いろいろ発言されるには、それは自由なことだと思います。しかし、私は全ての町のいろんな課題については、これは意見も、あるいは自分の自らの考えも申し上げますし、またそれに沿って、それぞれ役場の職員なり、そうした関係者は事業を行ってくるわけです。最終的には何だかんだ言っても、やっぱりそれは町長に責任があるし、それはしっかりその責任がわれわれにあるから、いい仕事をやってくれと、こういうことは言うのは当然であります。

したがって、いろんなもので、これは人間誰しも万全ではありませんから、そういったことも恐れずに、しっかり、失敗は失敗、そしていい仕事はすると、こういったけじめのあるようなことはやって行く必要がある。その責任は全部町長が取るということは当然のことです。

今回、なかなか役場庁舎との関係ありましたけれども、これは、一番の問題は、この危険庁舎をいち早くここから、やっぱりこれを改善しなければならぬと、それには、やっぱり、いま使えるものというものをもって対応しようということで、この旧小学校を利用するというのでありますから、ぜひその点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長からご答弁いただきましたので、私もお返ししなければならぬと思いますので、そうなんです、この前は教育長がお詫びされました。それはそれとして、町長も、いいことはいい、悪いことは悪いと、やっぱりメリハリを付けてやっていただきたいなと思いますので、今後このことについては私は申し上げませんが、やっぱり町民のためを思ってやっていただきたい。そしてこの庁舎が危険だから一日も早く引っ越したいんだというその考え方もわかりますが、あまりにも急ぎ過ぎたために、文化財の包蔵地だということを忘れて、あまりにも性急にことを運んだことが、やっぱり一日も早く移転しなければならぬんだと言いながらも、2年も先に延びる、急がば回れというようなこともありますので、その辺十分に、今後とも活かしていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(12時07分)

○議長 再開します。(13時00分)

先ほど一般質問の12番、荒海清隆君に対する答弁の中で補足説明等がありますので、その発言を許します。(113ページ副町長答弁の補足)

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 先ほど、私のほうからご答弁申し上げた埋蔵文化財の発掘の届出の関係で、一部ちょっと事実誤認がございましたので、改めてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

プールの届出につきましては、届出は間違いなくしておりますけれども、その提出の時期が遅れていたということが判明いたしましたので、それにつきましては、今後そういったことのないように、担当部局、担当者に厳しく指導してまいりたいというふうに考えておりますので、なにとぞご理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。午前中は大変盛り上がった議会でありましたが、私は、町民の目線に立って、静かに質問したいと思います。

今次の3月議会は、当初予算を審議する大切な議会であります。昨年度予算額より約5千万円を上回る64億円に近く、これまでにない予算が計上されております。

しかし、いまや町の財政全般にわたり、あれもこれも予算から、あれかこれかの予算編成が大切であろうかと思えます。

町長が提案理由の中で示された町民の皆さんが希望を持って、安心して暮らし、住んでよかったと思えるまちづくりに向け、全力で取り組むと言われております。当町の取り組まなければならない山積する事業の中ではありますが、今次の私の質問は、町民にやさしい予算の配分をすることの大切さであります。町民の身近な声として3項目を取り上げました。順次質問をさせていただきます。

はじめに、テレビ放送についてお尋ねいたします。今年は4年に1度のオリンピックの開催年であります。そこで、大画面で鮮明な画像を見るにも4Kテレビが話題になっており、2016年の大型テレビの8割が4Kテレビが販売されているそうです。現行のテレビ受信機はフルハイビジョン、スーパーハイビジョンが普通のようなようです。4Kテレビの放送の開始が決定し、ケーブルテレビ網にては実験放送が始まっており、NHKでは間もなく4月から試験放送が行われることになっております。8Kテレビはまだ先としても、4Kテレビはフルハイビジョンの4倍の鮮明度で見られるという映像であることから、身近な課題であります。そこで伺います。

現行の西会津町のケーブルテレビで対応ができるのか、また、どのような対応を考えておられるのか、できるだけ詳しく具体的にご説明をしていただきたいと思います。

次に、福祉バス路線開設についてお尋ねいたします。眼科、心臓外科、透析など、特定治療の方は、町外の医療機関に行かざるを得ません。町民の中にもこのような患者が少なくありません。坂下厚生病院は早朝に町民バスとして1便ありますが、会津若松市内の病院、とりわけ会津医療センターへの通院は不便であります。そこで、私は昨年の6月の定例議会で一般質問をしております。それは、会津医療センターに近い、JR堂島駅に停車

する本数の増加をただしました。町からの答弁として、要望していくとのことでしたが、その後の経過などを伺います。

実現が困難であるならば、次善の策として、例えば野沢駅から坂下厚生病院、竹田病院、中央病院、会津医療センターといった循環福祉バスの運行などは考えられないでしょうか、前向きなご検討をお伺いいたします。

次に、サービス利用料金の格差是正について伺います。まちづくり基本条例は町の憲法と規定されております。用語の定義に、第2条の中に、町民の定義が明記されており、町内に居住する者、町内で働く者、町内で学ぶ者、町内で事業を営む者、そのほか、町内で活動する者と示されており、当町での住民税納付者とか、住民登録者とかいった人が町民であるという文言はありません。

質問の前に訂正がございます。利用料金に対して、温泉の入浴料金が、今まで町内と町外者の利用が料金が区別されていたことから、町民の声として取り上げましたが、現在、回数券となり、区別されていないことがわかりましたので、割愛させていただきます。

それでは、現在わが町には、家建て、一定期間の居住者がおられます。町内に居所を有する人、つまり、町内に住んでおられる方です。その方も明らかに町民です。ところが、デマンドバスの利用料金は、この町に住民登録をしている者とそうでない者と分けられ、料金になっております。町民の定義に、町内に居住する者と明記されながら、なぜ別料金になっているのか疑問に思います。国道交通省や県が推進している2地域居住住宅推進政策、いわゆる都市住民が農村漁村などの地域にも、同時に生活拠点を持つことができるとするならば、別料金にされることに合理性がまったくありません。別料金は是正すべきです。いかがでしょうか。

町民の定義からも別料金にすることの合理性がどこにあるのかということと、別料金にした結果、そこで得られている利益などはどのくらいなのかをお尋ねいたします。

最後に、さゆり公園内に設定されている公共施設などの使用料金については、適切な設定になっているのか伺いまして、私の一般質問といたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、4K・8Kテレビの対応についてのご質問にお答えいたします。

おただしの4K・8K放送は、現在普及しております高精細テレビ放送、いわゆるハイビジョン放送よりもさらに画素数の高い放送を行うものであります。その画素数を数値で比べますと、4Kはハイビジョン放送の4倍、8Kは16倍と、さらに鮮明なテレビ放送となります。4K放送については2014年からCS放送の試験放送が開始され、現在放送しているのはスカパーフェクトTVの4K専門チャンネルのみであり、BS放送については、総務省が公表するスケジュールでは、本年夏頃から試験放送を開始する予定で、2018年には実用放送を開始したいとのこととあります。

地上波放送においては、空き周波数帯域の問題など、技術やコスト等の解決すべき課題が多く、現状では全く未定となっております。また、各放送局においてはハイビジョン放送への移行が完了したばかりで、4K放送への移行にはカメラなどの機材をはじめ、設備の更新に膨大な費用がかかるため、対応の予定はない状況にあります。

町としましては、現在、NHKをはじめ地上波放送局において4K放送の導入予定がないことや、放送局ではCS放送の限られた局だけであることなどから、ケーブルテレビを介した4K放送の再放送については、今後の国の方針や放送事業者の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 11番、青木照夫議員のご質問のうち、福祉バス路線開設についてのご質問にお答えいたします。

現在、JR磐越西線を利用して会津医療センターの診療を受けるには、上り野沢発6時20分と6時49分の2本があります。また午後の会津若松方面からの下りにつきましては、16時48分と19時47分の2本で、主に高校生の通学に配慮した運行形態となっております。

このため、会津医療センターの開院に合わせ、堂島駅への停車本数を増加する要望を、平成26年度から毎年、福島県鉄道活性化対策協議会を通じて、東日本旅客鉄道株式会社へ行っているところであります。その回答につきましては、堂島駅周辺の整備状況、利用状況に応じて検討したいとのことであります。

町といたしましても、今後も堂島駅の停車本数を増加していただき、通院の利便性が向上するよう強く要望をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

次に、野沢駅から坂下厚生病院、竹田綜合病院、会津中央病院、会津医療センターといった循環バスの運行は考えられないかのご質問であります。本年3月1日から高速バス・野沢～会津若松線におきまして、竹田病院前停留所が新設され、直接竹田綜合病院へのアクセスが可能となりました。また、野沢坂下線の、坂下厚生病院前停留所を会津坂下厚生病院敷地内へ停留所を移設することにつきまして、先般開催しました西会津町地域公共交通会議でご承認をいただき、本年4月1日から実施することとなり、利用される方の利便性が大きく向上されることとなりました。

ご質問のありました、循環福祉バスの運行につきましては、町が直営で実施しております地域公共交通で運行することは、すでに会津管内を運行している公共交通機関があることから、制度上できませんので、ご理解願います。

次に、会津中央病院の運行ルートの変更についてのご質問ですが、会津中央病院の送迎バスは、本町の道の駅との間で、火曜日と金曜日の週2回送迎を行っております。この運行は、会津中央病院が運転する職員を雇い、企業の営業努力として独自に利用者のサービス向上のため実施しているものであることから、町が中心となって運行ルートを調整することはできませんので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、各種利用料金の格差是正について、お答えいたします。

町では、町民の皆さんが、町の公共施設を使用したときやサービスを利用した際には、条例等に基づいて使用料や利用料を負担いただいております。それらの料金は、施設の維持管理経費やサービスの運営経費に充てられることとなりますが、その算定にあたっては、受益者負担の原則に基づきながら、負担の公平性やサービスの性質、類似施設の状況など

を考慮し、設定しております。

おただしの住民と住民以外の方との料金の格差についてであります。現在、町内者と町外者で格差があるものは、さゆり公園施設の野球場や多目的広場、ふれあい交流施設のふれあい広場や屋内ゲートボール場、デマンドバス使用料などであり。一方、その他の公共施設の使用料や上・下水道料金は、町内者と町外者の格差は設けてございません。

町内者・町外者による使用料等の格差は、住民が優先されるべきサービスである場合や税負担の観点から、多くの自治体で行っている一般的な措置であり、本町においても格差を設けることが適切と判断した場合、そのような設定をしております。逆に収益性が強いサービス、例えばロータスインの宿泊料や入浴料など、格差を設定しないほうが有益であると判断される場合もあります。

いずれにいたしましても、使用料や利用料の設定にあたっては、負担の公平性や算定方法の明確化を基本に据え、必要に応じ見直しを検討するなど、今後も適正化に努めてまいります。

なお、まちづくり基本条例に規定されております住民もしくは町民の定義は、条例中のまちづくりにおける町民等の権利や役割の範囲を明確にするためのものであり、一方、使用料等の設定は、いまほど申し上げた考え方を基本に、それぞれのサービスに応じ判断すべきものと考えますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。まず初めに、4Kテレビということですが、いまの段階では対応しきれないということだろうと思いますが、NHKではこの4月から放送が開始されると、試験放送が開始されるということですが、先ほど読み原稿で申し上げたオリンピックがはじまるということですが、そこで、今売れているのは4Kテレビが8割だということですが。町の町民が、やはり大画面で新鮮なテレビを見たいというのは、これは誰しもの願うところであり。その中で、いざ、じゃあその節になって、いま、対応しきれませんということの答弁だろうと思いますが、その中で、他の自治体では、それに対応した、またテレビを見られるということであり。わが町は西会津町特有のケーブルテレビ網を敷設されています。その中でも対応しきれないということの答弁でよろしいですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ご質問にお答えしたいと思います。

対応しきれないというご答弁は、いまの中ではしていないわけでありまして、先ほども答弁の中で申しましたように、まだまだこの4K放送については、夏ころ試験放送と言っていますけれども、これについても、どんな形でやるのかというのは、まだ国のほうからも正式に情報が入っておりません。それから、地上波放送については、この4K放送は、まだするというようなことも発表になっておりません。さらに、さっきも言いましたように、放送局自体もハイビジョン対応で、かなり設備を変えたばかりで、これからまた設備を変えるということで、かなりの経費がかかるということで、今後どうしたらいいかということを検討中だということで、まだまだこの課題がいろいろありまして、そういったことに対して放送局自体も、どう対応したらいいかということを今検討しているような状況で

ありますので、町としましても、そういった国の方針とか、それから放送局の今後の進め方とか、そういうのをいろいろと参考にしながら進めていきたいということでもありますので、対応しきれないという意味ではありませんので、今後もそういう国とか、放送局の状況を見極めながら検討していきたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今後の国の、また地方放送局を見極めてということの答弁であります。この質問はその程度で留めます。

次、巡回福祉バスについてで再質問したいと思います。答弁されたように、確かにいま、坂下町、それから中央病院、それから今月の1日から竹田病院、高速道路を使った竹田病院というのが開始されたことを伺っております。私の申し上げている質問は、福祉バス、その意味であります。回答されたなかは、各病院が個人で収益のために送り迎えする。また、高速バスは自分の営業に、利益になる、そういう判断のもとで決定されている運行だと思っております。

私の申し上げたことは、福祉バス、これからは、昨日からいろいろ同僚議員が質問出ていますが、高齢者社会、それから、そういういろんな方が、自分で運転できない人が多くなっています。そういう方たちの福祉バスが、私はこれからは必要であるという思いで、これを取り上げたわけであります。その点に対しては、福祉バスということの質問の内容については、ご検討というか、そういうことはあったのかどうか、それを伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 福祉バスということでございますので、健康福祉課のほうから答弁させていただきますが、各医療機関をまわってということであるのかなというふうに思いますが、町としましては、医療機関、議員がおっしゃった4医療機関のほかに、数多くの医療機関が喜多方、若松、坂下、ございます。そこに町民の皆さんは、数多くの医療機関のほうにおいでになっておられますので、その全ての医療機関、特定の医療機関にだけそのバスを巡回させるということについては、そのほかの医療機関の方々から不満というか、異議が出てくるのかなというように考えておまして、そういった一定の医療機関だけをまわるようなバスについては検討したことはございません。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 福祉バスということで、いろいろな全国のを検索していると、結構、自治体で実施しているところがあります。そういう中で、いま確かに課長が言われたように、一病院とか、特定の病院にはという、そういうこともあるでしょうけれども、私の今日の前に高齢者の方がいらっしゃる方、その方は、1日おきで透析をされております。本当に今、この冬は雪がないから助かっていらっしゃると思いますが、1日おきに、それから片方に透析者の方を乗せて送り迎えするのは本当に大変だということの思いを聞かされております。またそのほかにも、いろんな方で、眼科や、また心臓関係に関する人で、多くの方が今申し上げた厚生病院、竹田病院、中央病院、会津医療、そういう方が多くいらっしゃいます。そういう方々の声を聞かせてもらおうと、やはり私は議員として言わざるを得ない、申し上げなくちゃいけない。そういう思いで福祉バス、実現できないかということで

あります。

いま、地方創生といういろんな話も出ています。私は、西会津町で福祉バスが巡回している。高齢者のために手となり足となって活躍している。助かっている。それこそ町長が、私が読み原稿で申し上げました町民の皆さんが希望を持って、安心して住んでよかったと思えるまちづくりに向け、全力で取り組む。私はそうであると思います。本当に目先の小さな問題のようではありますが、私は、ぜひこの福祉バス、いまの答弁されたバスは、高齢者、また、障がい者の人は、バスに乗るにも高過ぎる。そして、なかなか乗り降りしにくいと、これは高齢者向けではありません。先ほども申し上げた、やはりその人の営業のための乗り物でありますので、再三言います。私は、高齢者の福祉のために、ステップが下がったバス、乗り物、それからある程度車椅子も乗られるような福祉バス。私はそういうものであれば福祉バスとして、大げさになるかもしれませんが、地方創生の中にも、必ずそういう補正、中身を見ますと3分の2は国の補助があるそうです、ほかの自治体では。でありますので、私は、あえてそれを、いますぐとは申しませんが、是非そういうなかでの中身の検討を、これからの西会津町の行く末のことを考えると、どうしても言わざるを得ません。町長その点、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もう少しこちらでちょっと整理をさせていただきたいと思うんですが、議員おただしの福祉バスという、それに限定をするということについては、私は、これはそういう対応というのは非常にこれからあっていいものだなというふうに思います。ただその運行経路ということになりますと、バス自体は私は理解をしますけれども、運行経路となりますと、今度はいろいろ課題を十分クリアしていかなければならないということでもあります。ですから、いまほど議員から質問の趣旨について、事前にいただいている中身でわれわれも検討させていただきました。

いま、すべての中央病院、大手の民間会社の病院をぐるぐるまわるバスを通してくれと、こういうことになった場合に、これは公共交通の関係において、はたして可能なかどうかということもこれ十分検討しなければならないわけであります。

それでもう1つは、西会津町にもちゃんとした診療所があるわけであります。まずそういったところが、まったく医療機関がないというならばまた別にしても、いま、西会津町の診療所というものは1つの医療機関として、しっかり根付いているわけでありますので、まずその辺の関係はどういうふうになってくるのかということが、これがまず1つ。

それから、いまほど言いましたように、民間で交通関係の、公共交通との関係は、はたしてこういうことを町独自でやっていいのかどうなのかということ、今度はまたその規制という問題もあるであろうと。これが軽々にわかりましたというようなふうにはいかないんじゃないかということでもあります。

もう1つは、福祉に関して言えば、このバスだけの問題ではないというふうに思います。福祉には施設、あるいは交通、サービス、料金、医療、こういったことさまざま福祉に関しては出てくるわけです。ですから、これにやはりある意味では限定をさせていただきながら取り組んでいるというのは、西会津町の福祉の関係でありますので、例えば、議員がいまほど申されましたけれども、透析の方について、これをこの、いまの公共交通の、い



わゆる交通費だけでいいのかと、これについて限定的にもっと何か方法はないかと、こういうことであれば、やっぱりそういったことについては十分、今後、交通費補助だけではなくて、もう少し何か対応の方法はないのかなと、こういうことであれば、またこれは、ある意味では検討しなければならない課題だというふうに思います。

ですから、いま、バスの問題から、若松、喜多方、あっちこっち全部まわる、その福祉バスと称して、ぐるぐるまわるようなことについては、これは西会津町だけの問題ではなくて、他の交通機関との関係ありますので、非常に今は難しい答弁かなと、了解というわけにはなかなか難しいということでもあります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私の申し上げたのは、西会津の診療所にかかれない、そういう方です。いま、町長は西会津診療所もある、喜多方とは申しておりません。私はそういう中での対応が、例えば、確かに中央病院さんも出しています。だけど、その中で町が入って、向こうもバスと人件費を払って往復して収益を上げているわけですから、そういう中でも、じゃあ西会津町と話し合って、じゃあどんな形で、お互いに助け合えるような、そういう方向付けなんかはできないのかと、そういう考えであります。自治体の特徴を活かした、そういう手助け、私はそういうことであれば、いろんな形で、そういうことであれば、じゃあという医療センターにしる、それから竹田病院にしる、厚生病院にしる、私は、それは不可能なことではないのではないかと、他の自治体ではやっぴらっしゃるところもあるわけですから、あえて私は、その点を願うものであります。今すぐと申しませんが、やはり町の特化した考え、ほかにない取り組みであれば、私は、先に申した地方創生の中にも、西会津町がそうやるんなら、じゃあ高齢者のために、障がい者のために、という可能性も無きにしも非ずではないのかと思います。

話が逸れますが、4、5年前にタブレット端末で高齢者のために立ち上げた企業がありました。それは総務省から3千万の補助をいただいた団体があります、中身は別だとしても。私はやはり知恵を出して、やはりやる気があれば、その地域のためなら、私は国はお金を出してくれるんじゃないかなと、私はそういう希望を持っております。これでこの点については答弁をいただきたいと、100パーセント求めませんが、そういう思いでありますので、ぜひ心にとめていただいて、また機会があれば質問させていただきたいと思ます。

質問変わります。利用料金についての格差是正ということでありました。それは、私の調査不足からも、入浴関係するものは、今は均等、入場券というか、そういうもので料金は同じですよということでもあります。その中で、私はこれ、提案しましたのは、町民の定義とは何かということを取り上げました。それは、居住する者の中で、居住する者の中で町民という定義がありますが、この大きく広義的なとらえ方は、まちづくり基本条例です。狭義、そういう狭い枠組みの中で考えると、住民登録者、選挙権の有する者というものの中に、居所する者の中に、住民登録をしていない方も入ります。そういう方も町民です。また、広義的なことでは、働く者、学ぶ者、活動する者、起業する者というくくりで定義付けられております。

私は、そういう1つのデマンドバスで、なぜじゃあということを取り上げたのかと言う

と、答弁の中には、やはりそういういろんな枠組みの中で、受益者の負担の内容とかうかがいました。私の申し上げているのは、町民の定義はその中の人も町民ですよ。同じ町民でなぜ差別があるんですかと、そういうことです。その点についてもう一度。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まずデマンドバスに限ってのお答えでよろしいでしょうか。まずデマンドバスの料金体系でございますが、現在の料金体系につきましては、町内の方、住所を有する方で事前登録をされている方につきましては、大人が、中学生以上 200 円。それから小学生以下と 70 歳以上の方が 100 円。住民登録をされていても、事前登録をされていない方は 300 円をいただき、あと当日予約の方も 300 円と。それで町外の方、住所を有しない方につきましては 500 円の料金をいただいております。これが今のデマンドバスの料金体系でございます。

議員もご承知のとおり、デマンドバスにつきましては、町の一般財源から相当のお金を出して維持をしてございます。そのお金というのは、当然、住民の方からいただき税金で運営しているわけでございます。町外の方につきましては、町に税金は納めていただいている。ただ、先ほど青木議員がおっしゃった、ここに住んでいて、例えば住所は東京にあっても、こちらに家を建てて、住んでいらっしゃる方、住所がなくても住んでいらっしゃる方は税金は納めている方もおりますけれども、基本的には、町の財源を使って運営している事業でございますので、町内、町民、住所を有する方は低料金。有しない方は、やっぱりそれなりの負担をいただき、そういった基本的な考えで、この料金設定はしてございます。

以上です。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 でありますので、それは理解します。私の言ったのは、町民の定義というのは何なのかと、町民であれば、やはり同じ一律、そういう中で、まちづくり基本条例のもとで言わせてもらっているんですね。あなたは登録していませんよ、あれしていませんよという中でも、ここにせっかく家を建てて住まわれて、生活をしているんです。そういう中でも、何で差別があるのかという、本人がやっぱりこういろいろな、おそらく役場にもいろいろなそういう問い合わせとか、本人さんが悩んでいらっしゃるんだと思います。私はそういう中で、せっかくそういう思いで西会津町に来てくれた方が、やっぱり寂しい、そういう思いでおるんです。

それで、話がまた前に戻りますが、誰でも住んでもらいたい、いつでも来てください、こういう町ですよと言いながら、その方も、私は利益をどうのこうのと書きましたけれども、私はその方が、西会津町はいいところですよ、ぜひ私も住んでいるから来てくださいということのメリットが、私は大事なんです。そういう意味で、私は町民、そういう差を付けるというのはどうなのかと、それもう一度お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町として、住所を有するからとか、有さないからとかというんじゃないくて、やっぱりある程度、一定程度西会津町に居住していただいて、誰が見ても、その地域に住んでおられる方だとか、あるいはこちらのほうに家を建てているとか、ときたま行ったり

来たりはしているとか、そういうことで、西会津町の町民と、これは住民というよりも、むしろ大きく括って町民と思われる方については、いまほどのような差別を何が何でもここで差別をしなければならないなんていう考え方は、私は毛頭、私はそういう考えではないというふうに思います。

もしそういう方々が来ていただいて、そして、実はここに1年以上います。こういう登録制があれば、まさに普通、一般の住民と同じような取り扱いをしながら、しっかり対応していただく、対応していきたいというふうに思いますし、またこれから、新しい、これから町民制度、仮にそういう取り組みをいたしますけれども、そういった方のメリット性は何なのかと、西会津町の都市部から来て、新たに町民制度に加盟したいと、こういう方については、やっぱり温泉でも、利用料金でも、やはりそういったものについて、しっかり町として対応するということが、これは当然のことですので、そういう町民的な扱いの中での差別なんていうことは、私はしたくはないというふうに思います。

ですから、部分的に、こういうところはどうかととかという、問題の提起があるならば、その部分はちゃんと直していかなければならないし、また、本人がそういう届出をしっかりとするということが、私は大切なことではないのかなというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私が質問を、項目を、要旨を出したときには、いまの町長は知ってらっしゃったわけですね。だからそういう考えが当然ですよといま言われましたよね。だけど、課長の答弁は、これは受益者負担、これは住んでいる中での、これは仕方ありませんというような中身ですよ。私は、住んでいる方が、もう10年以上いるんですよ、その方が。その方が訴えていることを、私はつくりあげて言っているんじゃないんですよ、いいですか、私はそういう思いで、同じ町民、ただ住所を持ってこなかった。その方、プライベートなことは別としても、持ってこられない、向こうで病院にかかって、ここに来ても行かれないと、いろんな理由があるんです。私はそういう意味で申し上げているんですから、いま、町長の言ったことは、私はじゃあぜひ、ということで、ぜひそれは町長の今の思いを、住んでいる方に、ぜひ伝えてくださいよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10年以上も住んでいて、差別を受けると、あるいは差別化だということであれば、それはお詫びをしなければなりませんし、そうしたことについては、やっぱりきちっと改めていかなければならないというふうに思っています。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

町長の答弁したとおりでございますけれども、私、答弁の中で、町外者、町内者は差があっても当然、それではしょうがないんだという答弁はしてございません。答弁の中で、見直し等検討してまいりますと、適正化に努めますという答弁をしたとおりでございます、いまのようなケース、現在の条例上では規定がございません。そういった住所がなくて、西会津町に家を建てて住んでいらっしゃるという方に対する、バス料金を安くするような規定はございません。そういった規定を見直しも含めて、当然、検討してまいりますということでございまして、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町では、交流人口の拡大、一生懸命

がんばっています。2地域居住についても同じでございます。そういった観点から、できるだけいろんな方に町に来ていただきたいという思いがございますので、そういった料金の見直し等も含めて、今後町として一生懸命検討していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 はい、そのように、心強く思いました。私は、この3点取り上げましたのは、テレビの問題で、それから福祉バスの問題、それから利用料金の問題、本当に目先の町民の、あるいは小さな問題に映るかもしれませんが、私は共通しているんです。西会津町に住んでもらいたい、来てもらいたい、それは全部、テレビも、またこれから使うであろう、いろんなテレビを通した診療、それからそういう問題も含めた、通した福祉、それから今の料金、みんな西会津町は素晴らしいところです、というところを訴えたかったのであります。そのことを申し上げて、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。私は、今定例会に農業政策についてと観光振興について、そして町政への取り組みについての3点を通告しておりますので、順次質問をいたします。

その前に、来る3月11日で、あの東日本大震災と原発事故発生から丸5年を迎えます。県内の多くの方々が被災をされ、犠牲になりました。いまだに行方不明の方々が197名おられるなど、深い心の傷は癒えることはありません。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、平成27年度も余すところあと僅かとなりました。今定例会は、新年度当初予算や実施する事業を審議する大事な議会であります。さらに審議にあたっては、前年度の反省をし、それを次年度に活かしていくことも大切ではないかと思っております。振り返れば、平成27年度の事業の中で、急遽、横町館跡の試掘調査による役場庁舎の移転の中断や、地域連携販売力強化施設の契約変更による工事の中断、また、西会津小学校の空調設備の室外機の雪囲いの設計変更等々、町政の渋滞、停滞をまねいております。庁舎移転については、平成28年から29年度まで、本発掘調査が行われるため、さらに遅れるとの見通しであります。これは町政の執行者である町長と、事務を司る職員との意思疎通が十分ではないためではないかと思われまます。よく町長が言われる、報・連・相、報告、連絡、相談の徹底を図っていただき、平成28年度には、このようなことのないように願うものであります。

それでは質問に移ります。まず農業政策についてお伺いします。

1つ目として、本町の基幹産業は農業であり、水稻が主要な作物になっております。しかし、近年、高齢化により担い手不足が進み、作付けされない水田も見受けられます。町長はこの現状をどのように受け止めているか、また、振興策について、どのように考えておられるかお伺いをします。

2つ目として、本町においては、基盤整備が終了してから30年近くになります。早いところでは30年以上になっております。畑管施設や、用排水路等の保全、改修も必要と思っておりますが、対策をお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いします。今年度はふくしまデスティネーションキャンペーン

ン、アフターDCが開催されます。2014年にプレDC、昨年はメインのDCが開催されました。今までの経済効果とアフターDCに向けた新たな取り組みがあれば、お伺いをいたします。また、誘客拡大に向けた方策があればお伺いをいたすものであります。

次に、町政への取り組みについてお伺いいたします。

1つ目として、ふるさと納税の取り組みについてお伺いします。この制度は2008年に創設され、出身地や応援したい都道府県、市区町村に寄附をすると、所得税や居住地の住民税が減額される制度であります。昨年からは減税対象の寄附上限を2倍に引き上げたほか、5市町村まで特例で確定申告が不要になり、申込みが増えているとのことであります。私は今までこの問題を同僚議員とともに幾度となく取り上げ、町に対して積極的な取り組みを促してまいりました。しかし、このたび平成28年度予算額を見て、あまりにも消極的な姿勢に唖然としているところであります。町長の基本的な考えをお伺いするものであります。

次に、私は、平成28年春に開校した西会津小学校の施設等が十分に整備されたとは感じておりません。今後の整備計画があればお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、農業政策につきましてお答えいたします。

農業従事者の高齢化と、担い手不足は全国的な問題であり、特に中山間地域である本町にとっては、深刻な問題であると認識しております。さらに、TPP協定の調定に伴い、今後国の農業政策の改革・関連対策事業が進められるなど、農業全般を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

このような中、担い手と農地の問題を解決する一方策としまして、国では平成24年度より、人・農地プラン作成を推進しており、本町におきましても積極的に取り組んでおる結果、現在11のプランが作成されているところであります。プラン作成時には、集落・地域の皆さんと町や関係機関が十分に検討を重ねていく中で、認定農業者以外の地域の担い手も明確化され、地域農業の今後のあり方や活性化方策なども話し合っております。

今後も全町的に、この、人・農地プランの作成と担い手の明確化による認定農業者への誘導を進めるとともに、水田農業につきましては、経営規模の拡大と集落営農の組織化の推進、さらには法人化支援を行ってまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、用水路等の保全・改修についてであります。現在、用水路等の維持管理や軽微な修繕につきましては、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、集落の皆さんや受益者の方々が実施されているところであります。

町内の多くの農業施設は、議員ご指摘のとおり、昭和50年代にはほ場整備事業で整備されたもので、事業が完了してからすでに30から40年経過しており、施設の老朽化が進んでいるのが現状であります。通常の維持管理等は、引き続き自治区や受益者の方へお願いするものの、規模の大きな施設改修につきましては、施設の管理者である西会津町土地改良区に主体となっていただき、補助事業等の活用も検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野佐一議員の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

10番、多賀議員にもお答えいたしました。昨年4月から6月にかけて開催された、ふくしまデスティネーションキャンペーン、通称ふくしまDCでございますが、その期間中の県全体の観光入込は、昨年比で12.2パーセントの増となっております。これは震災後の平成25年の、八重の桜効果による入込を超え、震災前の約9割の水準まで回復したとの結果となっております。また、県全体での経済波及効果は295億円との試算が出されたところであります。

本町への入込につきましては、ロータスインや道の駅でそれぞれ5.4パーセント、12.4パーセントの増となったほか、街なかの宝探しイベント、コードF-5では7,800人を超える方が訪れました。また、DC期間中に町内で開催されたさまざまなイベントには、例年よりも2から5割程度、参加者が増えるなど、一定の効果はあったものと考えます。また、DCをきっかけとして、観光素材の発掘や磨き上げが行われ、地域の主体的な活動が増加したこと、おもてなしに対する意識が向上したことなども、成果であると考えております。

今後もこれらの取り組みを継続し、定着させていくことが、観光誘客につながっていくものと考えております。

なお、アフターDCでの主な取り組みといたしましては、春の15のイベントを巡るスタンプリヤや、町の玄関口である野沢地区の花いっぱい運動、宝探しイベント、コードF-6、SLやタクシーを利用した周遊観光のPRなど、昨年に引き続き行ってまいります。また、年間を通じて、観光案内ガイドの養成、農家民宿の育成、おもてなしセミナーなどの受入体制の強化を図るとともに、ホームページやフェイスブックなどのウェブ媒体を活用した情報発信を積極的に行い、誘客拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 13番、清野佐一議員のご質問のうち、ふるさと納税への取り組みについてお答えいたします。

ふるさと納税制度は、町のPR、そして町の財政におきましても大きな効果が得られる制度と考えております。ご承知のとおり、本町の、西会津町ふるさと応援寄附金につきましては、今年度見直しを行い、町の特産品や伝統工芸品など寄附金の金額に応じた内容としたところであります。このほか、ロータスインの宿泊券と季節に応じた、そば打ちなど体験プログラムについても組み入れをし、交流人口の拡大につなげることといたしました。

この見直しに合わせて、本町のより一層のPRにつながるよう、寄附金の振込用紙を刷り込みました新たなパンフレットを作成し、町内各世帯に配布したところであります。さらには、町内の各施設、にしあいつ観光交流協会、よりっせ、ロータスイン、さゆり公園、また民間企業の方にもご協力をいただきまして、セブンイレブン、町内のガソリンスタンド、バス会社、金融機関などにもパンフレットの配置をお願いしまして、来町された方々へ周知を図っているところであります。

また、先日は、今年還暦の同級会を予定されている方より、パンフレットを配布したい

との申し出を頂きまして、80部程度のパンフレットの配布をお願いしたところでございます。

今後におきましても、各種物産展等のイベントや在京西会津会、西会津郷友会の会員の皆さまなどへの情報発信、報道機関やホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を通して、より多くの方々にPRしてまいる考えであります。また、来年度以降もさらなる推進を図るため、これまでの実績や内容等の検証を行い、関係各課と協力・連携をし、より効果的な方法を検討しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、西会津小学校の施設整備計画について、お答えいたします。

西会津小学校は、西会津町統合小学校建築事業の基本方針に基づき、整備されました。また、体育館や図書館、調理室などは中学校と共用し、プールはさゆり公園プールを使用することなども基本方針に位置付けられております。当初計画された施設の整備は、平成26年度に完了しておりますが、プールの整備に関しましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、町民の皆さまに検討していただく場を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、質問させていただきます。農業問題から農業政策についてご質問させていただきます。まず、私が申し上げましたことを、本当に、ここでは町長という言葉が出るんですが、町長にやはり実態をちゃんと認識をしていただかないと、いろいろこうわれわれの願いをすることについても、深い考えを持っていただけない、また理解をしていただけないんじゃないかというふうに考えますので、ちょっと説明をさせていただきます。

本年度の予算に中山間地の支払い、直接支払の予算であります。7,533万6千円となっております。それで、654万8千円の減です。ということは、今までピーク時ですと8千万からの支払交付金があったわけです。だからこれが減額をしたということは、もうそれを皆さんが守っていくことができない状態になってきているということです。これが実態です。ですから、先日、同僚議員からもありましたけれども、平成30年、転作がなくなります。そういうところで、また大きくいろいろな土地の動き、農地の動きが出てくると思います。

そうすると、ますますこのような事態が加速していくんじゃないかというふうに心配されます。そこで、早めに次の対応をしていくと。先ほど課長の説明の中で、人・農地プランなり、いろいろな地域の取り組み、あります。でも、取り組んでも、それぞれに高齢化していきんです。いずれそれをまかないきれなくなってくる。となれば、そういう地域だけではなくて、もっと広範囲な中で、やっぱりちゃんとした、私今まで一貫してお願いしてきたのは、やっぱりライスセンターが必要だということでもあります。

それで、この中央部、まず1カ所つくって、そしてそこに認定農業者を中心とするような若い人たち法人化をしていただき、それを施設は町が全部つくると、管理運営は指定管理者というような形の中で、そういう人たちにやっていただくということであれば、いく

らいろいろな地区で高齢化が進んで、土地がなかなか思うように次の方に使ってもらえないとか、後継者がいないというようなことになっても、支えはできると思うんです。そういうことで、先ずその施設整備、それについて前向きな、先ず、お考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、米づくりの現状でありますけれども、この前も三留議員といろいろお答えしたとおりでありまして、大変厳しい環境に置かれるということは目に見えてわかるわけです。今回の直接支払制度の中身の予算の中でも、8千万から7千万、600何十万か減収になっているということは、あれは配分数量、書いてあるんだよね。配分数量、今年減収になった分との関係も出てくるんじゃないの。協定数の減でね。協定数の減でありますから、それだけ厳しいといえは厳しくなっているかというふうに思います。

そこで、端的なおただしの件についてであります。私も同感であります。やっぱり、個別型というのと、全ての機械を全部個別で、この対応しなければなりませんので、いま、ライスセンター的に行っているのは、奥川と、それから牛尾ということであります。これからやっぱり、中心部となる野沢と尾野本の一体感のあるところの整備と、それから群岡地区、例えば、群岡地区も、ある意味では、そういった統合的になるならば、カントリーエレベーター的なものも必要になってくるのかなとこう思いますけれども、やはりそうした取り組みについても、これから十分町として検討させていただきたいというふうには思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 前向きなご答弁ということで、承っておきます。実際にいま、農地が荒れてきているというか、休んでいる土地が多くなってきたということは、ちょうど今まで個別で受託をしてきたという方々が高齢化して、もう次、これは自分ではできないということで、そういう地権者の方にお返しをしたというようなことで、そういうのが今増えてきているような現状です。先般の町の農業振興整備計画ですか、そのときの中でも、私も質問いたしましたけれども、これから10年後、後継者が、農業従事者といたしますか、就農者が36パーセントだったですね、課長。減になるという、そういう本当に減ってしまうわけです。ですから、やはり、いまのうちから、即計画に入るような考え方でやっていただきたいと思うんです。

それで、私1つご提案申し上げたいのは、お金のことですね。今、国でも、これはTPP絡みもあるんでしょうけれども、強い農業づくり交付金というようなものがあります。これらについては、いろんな施設をつくるのに、5千万以上の施設に、県に対して2分の1の補助があるというようなことです。それで、その施設も市町村が、結局事業主体になれるというものです。この趣旨を申し上げますと、生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質、高付加価値化、あと低コスト化及び食品流通の効率化、合理化等、地域における川上から川下までの取り組みを総合的に支援をするということでありまして、こういう事業内容の中に、そういう乾燥施設とか、そういうのも全部該当しています。ですから、私のこの説明だけでは、確証は持てないでしょうから、とにかく担当のほうで調べていただいて、やっぱりいち早く取り組んでいただきたいと思



います。いかがですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、ライスセンター整備にかかる交付金の、補助金の関係につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

議員ご提案ありました強い農業づくり交付金につきましては、大規模な国庫補助事業としまして、昔から各市町村で議論されているような補助金でございます。このライスセンター整備に関しまして、やはり一番課題になってきますのは、事業主体という部分でございます。過去、会津管内でありますカントリーエレベーターはもちろん、ライスセンターの大部分につきましては、基本的にはJAさんが事業主体となりまして整備をして、そこに国県の補助金を活用して、市町村が補助をするというような流れで整備をしてまいったところでございます。

一方、こういった情勢の中で、なかなかJAさんにつきましても、事業主体になるような部分というのが厳しい状態になっておりますので、確かに議員ご提案ありましたように、ここは市町村の部分での事業主体化、もしくは先日来お話をいただいているような公社の部分、さらには指定管理というような部分で、いろいろな方法が考えられると思いますので、補助事業の活用と合わせまして、こういった部分から検討を始めさせていただきたいと、検討を進めさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 早めの取り組みといたしますか、いろいろご検討をお願いしたいと思います。

それから、この同じ農業政策の中で、いろいろな施設整備といたしますか、そういうのについては、土地改良区が主体となってというようなご答弁であります。しかし、土地改良区も以前とは形態が変わってしまっていて、以前は町長が理事長をやって、本当に町の農政のトップに立ってやっていたわけですよ。それが伊藤町長から、いろいろお話、今、承りましたけれども、理事長はやっておられないというようなことで、なかなかこれを進める上にも支障があるんじゃないかと私は心配しているんです。というのは、改良区の役員の方々は、何年かで各地区の推薦ですから、常時そこに、5年も10年もといたしますか、そこで役員としてやっていただける、なかにはそういう方もおられるんでしょうけれども、そういうことはなかなか難しいのかなと思います。

以前、町長も言われましたけれども、それは改良区と町が一緒になってやるんだというようなことではありましたけれども、やっぱりそこら辺は、もう一回、この農業というものを考えたときに、一番やっぱり節目ですから、このいろいろ施設、早めに更新をしたりしていただかないと、少ないお金で済むやつが、また高額なお金がかかるというようになります。

あとは、振興整備計画の中には、畑管の更新というようなことも加えていただきましたので、それは本当にありがたいと思っています。ですから、要は、あと計画立ててもらったあと、早くやっぱり実行してもらおうということでお願いをしたいと思います。

その改良区についての町長のご見解をまずお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 改良区については、かつて申し上げましたように、当時、基盤整備を進めてい

くにあたって、西会津町は町長が理事長、副理事長が当時助役、副町長というようなことで、一体となって進めてきた経緯がありました。それも一定程度終わりました、そして、償還金ベースに入ってきたわけです。その中には、土地改良区としての事業もありましたけれども、ほぼ大きな主体となる基盤整備というのは終わってきたということで、その事業主体が償還金の、いわゆる集め、こういうようなことにシフトしてきたものですから、これはいつまでも町の町長が理事長というようなことではなくて、今度は主体性をもって土地改良区でやっていただきたいというようなことから、ご了解いただきながら、そういう体制に変わってきたわけでありました。

さて、基盤整備も終わって、もうすでに30年ないし40年も経ってしまったので、側溝とか、いろんな水路の関係とか、土手とか、いろいろ補修しなければならない箇所がだいぶ出てきたことは事実です。ですから、そういう対応についても、災害のある場合については、町はしっかりこの対応しているんですね。そして、これは土地改良区事業というよりも、むしろ町のほうでしっかり支えて対応しておりますし、また、いろんな課題が、農業の全体、各地区から出てきた問題についても、町が窓口になって、いま、対応しているという現状であります。ですから、何も土地改良区に全て任せるといったようなことではありませんで、その事業内容についても調整を図りながら、現在進めているというようなところでありますので、今後ともそういった姿勢には変わりはありません。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 はい、わかりました。とにかく改良区と連携を取っていただいて、やっていただくというようなことでお願いをしておきたいと思えます。

次、質問を変えます。ふるさと納税についてお伺いをしたいと思います。ふるさと納税、いまや世の中誰も知らない人はいない、本当にテレビでもいろいろ取り上げられ、盛り上がっているような状況でございます。そういう中で、私として、まず町長に、このふるさと納税そのものもそうですが、まずその自主財源の確保というようなことで、例えば新しい方策、こんなのあるとか、こんなことやるとか、もし何かお考えがありましたら、まずお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずは自主財源の一番大きな柱となっているのは、これは町民の方々が、いわゆる豊かになって、税を納めてもらうということが、これがまず第一であります。あるいはその企業の法人税、総体的にひっくるめて町税とこう言いますが、やっぱりその町税が上回ることによって自主財源はしっかり確保されるということになってくると思えます。非常にこの情勢の中で、非常に難しいけれども、そういう状況になってくると。一番大きなのは自主財源の確保といえ、そういう取り組みがまず第一だろうというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ふるさと納税、このふるさと応援寄附金といいますか、それらも一定のご理解をいただいていると思えます。それで、今回、あまりにも、先ほど私の最初の質問の中でも申し上げましたけれども、あまりにも金額的に少な過ぎるのではないかと、本当に前向きで、本当に、ちょっと言葉きついかもしれませんが、本当にやる気で予算を組まれ

たのかということなんですよ、問題は。というのは、申し上げますけれども、いまや、これ今年の2016年1月27日付けのランキングのトップが、宮崎県都城市、35億2,718万355円です。2番が、静岡県焼津市、34億9,279万です。3番が、長崎県平戸市、26億7,716万693円。これ30番までのランキングでした。30番の自治体、これは山梨県の甲州市です。ここで7億8,470万2,456円なんです。皆さんご存知のとおり、湯川村も2億、3億だったですか、までいったかという話。そういうなかで、昨年6月の補正で、100万円を400万プラスして500万に上げた。それで、今回の当初予算に、前年度比400万になっていますけれども、それは当初予算、当時の100万から400万上がったから400万増だけけれども、本当にこれが、どなたが見ても、いまこういうときに、500万ということはどうなのかなと、つくづく私唖然というか、がっかりしました。

それはなぜかと言うと、先ほど来、子育て、支援うんぬんありました。私も以前に、保育所の無料化と申し上げました。これもおよそ2千万円からあれば、できるだろうというような、あのときの話でありました。これも本当にやる気でやれば、保育所の無料化だってできると思うんです。そうすれば、今の出産祝金プラスして両方でできれば、こんな最高なことないじゃないですか、どのようにお考えですか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 本年度の予算500万ということで計上させていただきました。それで、現在までの西会津町ふるさと応援寄附金のやはり実績というのも考え合わせながら予算を編成したわけでありまして。一時的に平成23年度、金額的に多い年、1千万円近くの年はございましたけれども、その後、24年が19件で45万円ほど、25年が22件で99万円ほど、26年が36件で116万円ほど、今年度、2月末でありますけれども、41件で121万円ほどと、微増ではありますが、件数も金額も増えてございます。

当初予算の編成にあたりまして、やはり意気込みと申しますか、実績100万円程度でありますけれども、5倍というようなことで、もちろんそれ以上に集めたいとは思いますが、それはまた、その状況を見ながら補正等で対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 寄附金というのは、以前はですね30万円くらいの計上で、これは、こちらからお願いしますと寄附してもらうものではなくて、本当に善意の気持ちで、寄附ですよといただく分については30万円の予算で、それは当時はよかったんです。でもこういう制度ができて、まして国も、先ほど申し上げましたけれども、さらにいろいろな縛りをもっと緩くして、減税額を倍にするんだというようなことまでして、国のこれは鳴物入りですよ。頑張れ、やれよということ。それを500万円、これこそ本当に笑われますよ。これは自分たちの努力でできるはずですよ、まだまだ。それをお願いしておきたいと思っておりますが、いかがですか、意気込みのほどをもう一回。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

予算は500万円ではございますけれども、いま、議員おっしゃいましたように、それ以上、がんばって推進していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 その姿勢を見て、じゃあやるから結果を見てくれというふうを受け止めて、頑張っていていただくようお願いしたいと思います。

次に、小学校の整備計画についてお伺いします。これは小学校の統合推進委員会が、小学校にプールは設置せず、さゆり公園プールを使用するというようなことの答申というか、決定であったという話ではありますが、この推進委員会のメンバーというか、名前はいいですけれども、どういう立場の方々がこの委員会に出席をされていたのかお聞きします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

委員のメンバーは全員で 30 名おられました。選出区分で申し上げたいと思います。まず 1 号委員として公募による方が 6 名、2 号委員として識見を有する者が 3 名、3 号委員として小中学校児童生徒の保護者が 6 名、あと 4 号委員として町議会議員 5 名、5 号委員として町教育委員会の委員、6 号委員として小中学校の教職員、7 号委員として公共的団体の役員が 3 名、あと 8 号委員として自治区長さんが 5 名、合計 30 名の組織となっております。

以上です。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私思いますに、学校、会議というのは校舎整備と一緒に審議をされたということですか。校舎整備と、そのプールの問題、というのは、最初からプールも学校も、全部こう表に出して、こうこうこういう、いろんなこれからの設備に関して、こういうのに検討してくださいよと。で出して、そのなかで、いやプールはいらないんだというふうになったのか、そうではなくて、学校を表に出して、学校、学校、学校とやってきた中で、プールがそこからちょっと外れたためにプールという問題が取り上げられなかったのか、その経緯としては、もしわかっていたら。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 この推進委員会、第 1 回目で、この方針、基本方針が皆さんに協議されたわけなんですけれども、その協議いただく段階といたしまして、町側からこのような案でいかがでしょうかというような形で諮りまして、それで協議いただいたと、そのような流れになっております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町側からのいろいろな提案という、こういう形ということがあったということですか。もう一回。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 この審議会の協議のなかで、この小学校の建築事業の基本方針という案を出させていただいて、そこでご協議をいただいたと、そのような流れになっております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 じゃあそのなかでは、校舎の部分とか、プールの部分とか、それぞれに個別に協議をされたということはあるんですか、そうではなくて、そのなかにはプールというのは入ってなかったんですか、協議内容に。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

この協議のなかにプールの部分につきましても文言はございました。それで、さゆり公園を使用するということで明記がございました。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私から、その当時の基本方針、はっきり申し上げたいと思います。

1つは、安全安心な学校ということであります。これはくどくど言いませんけれども、バリアフリー化とか、防災体制にしっかりやりなさいよと、これが1つ。

2つ目は、小中一貫教育を推進できる学校と、ここで小中推進の学校を方針は目指しますよと、これが2つ目です。

3つ目は、環境と共和が図られた学校ということになって、環境設備というようなものであります。

それから、今後統合に向けて具体的な内容のなかで設備が出てくるわけです。その設備のなかでは、トイレだとか、コンピューター室だとか、教室、それから管理室とか、さらには、その他では、エレベーターを付けるとか、何かいろいろありました。それで、プールについての文言については、プールはさゆり公園のプールを利用しようと、こういうことになって、いわゆるそのなかでの協議のなかでの事項であったということでもあります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いままでの議会等いろいろななかでの説明でもそうですが、この推進委員会の協議の結果だということで、言い方とすれば、それで決まったのを尊重したんだということになっています。だけど町長ご自身として、本当にプールのない学校でよかったのかどうなのか、ちょっとお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこの件についても何度か答弁をしておりますけれども、学校というのは3点セットがほしいほぼついてまわるだろうと、それは体育館であり、グラウンドであり、プールだと。この一つ一つについても、この学校の建築にあたっては、これは省いて、これはいいとかというんじゃなくて、事前にきちっと対応していただいたわけでありまして、個別にあれば、全部そこにセットものをつくれれば、何もこの問題は発生してこないわけであったわけですが、そうした環境の中で、西会津町のいろんな施設整備というのは、こういうところで共同で使えばいいのではないかというようなこともありまして、対応してきたわけでありまして、私個人的なうんぬんの問題では、決してこれはないというふうに思います。

そこで、いまこういう状況になって、これからの話ということであれば、この前も一番議員に申し上げましたけれども、いわゆるいろんな課題が出てきたならば、それは課題ごとに検討していただく。そして、そのなかでプールが必要だという結論が出たならば、それはしっかり受け止めなければならないということは、ちゃんと思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 実は、町長が子ども議会で答弁をされておりますが、子どもの、あの質問をどのように受け止められたか、まず最初にそれだけお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、やっぱり子ども議会で言われたのに、1つやっぱり頭に残っていたのは、西会津小学校はプールについては、どこに行っても、これはもういい成績を残すと、それがプールがないために、私たちの成績ががた落ちになってしまったと、こういうことが、やっぱり感じるようなことであってはならないと、やっぱり。ですから、それは指導もあるだろうけれども、やっぱりそういう感じのなかで、みんながそういう思っているという、それが原因であるということならば、やっぱり非常に大きな問題だなというふうに感じたわけでありませう。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 実は、私も一回、坂下の競技会におじゃましたことがあります。まさに坂下とこの西会津、選手の子どもさんが、その種目の記録を持っているのが西会津が6割以上というか、ほぼとっていいほど西会津の児童が記録を持っているんですね。だからそういうことの積み重ね、先輩から、みな受け継いでやってきた今の6年生が、やはりこの後輩のことを心配しているわけですよ、自分たちやってきて。ということは、いま、この前の町長の答弁だと、今年の夏過ごしてからと言っていますけれども、そうではなくて、今年から検討に入ってくださいよ、やるべきです。

というのは、プールのない学校なり、そして子どもに対して、本当の目線でものを考えてやらない町に誰が残りますか。子どもたち大きな傷を負っていると思いますよ。それは今年中にやっていただくようお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま、ここで作る作らないというのは、この前も言ったとおり、今年の夏以降について、それははっきりと言いましたよ。この検討する委員会を立ち上げて、そのなかでいろいろ意見を出してくださいと。そこには改めて子どもたちの声、そして保護者、あるいは一般的な方々の意見、こういったことを総合的に判断をして、早い段階で結論を出しますと。こういうことでありますから、いますぐここで結論を出すものは、一般的これからいろいろ協議をした内容を見て、改めてそう感じようが、私は同じだというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私が結論を出してくださいと言っているのは、今年から検討に入るということをお願いしたいと言っているんです。というのは、この前の子ども議員の中で、いろいろ、さゆり公園でのいろいろな問題が出たわけですよ。そうしたら、またやればまた同じ問題出るわけです。だから、今年から検討に入ってやっていただきたいということで申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 再々にわたって言っているとおり、今年から検討に入るという意味での前段ですから、今年から検討に入ります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 その辺は何かニュアンスの違いがあるのかと思いますが、わかりました。とにかく早くお願いしたいと思います。

あと次、観光の振興であります。いろいろ取り組み、やられるようであります。そして、デスティネーションキャンペーンのいろいろなチラシなんかも用意されているようですので、とにかく一生懸命やっていただくということと、あと先ほど町長が芸術村、それがこれから大きな目玉というか、としてやっていくんだと、その芸術、かおり高い町にするんだということです。

それで、私それに付け加えたいのは、いま、さゆり公園にあるブロンズ、あれをもっと活かさないかと、あそこに設置されて27人くらいになるんですね、2000年のですから、だから、それをもう一回見直して、当時の作者の方、それぞれ著名な方になっている方もおられると思います。そういう方々ともまた連携を取っていただければ、さらに西会津のさゆり公園がアップするんじゃないかというふうに思っています。

あともう1つは、先ほど野球のこと出ました。今年の野球の前に、トイレが壊れて大変でした。今年3連戦やるのであれば、トイレだけはちゃんとやっていただきたいと思いません。いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずはじめに、さゆり公園のブロンズ像を利用したかたちで、また取り組めないかという部分でございますが、確かに27体、さゆり公園には設置されておりますし、それと、芸術村の部分と連携して、やはりこういうブロンズ像もありますという部分は、今後PRしていくべきかなと考えております。

続きまして、トイレの関係でございますが、トイレの関係につきましては、それは万全を期していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今、一問一答だから、あまりいっぱいね、申し訳ない。あと、デスティネーションキャンペーン終わったあとに、手塚治虫の、手塚漫画のスタンプラリーみたいなものありますよね、それも西会津町もキャラクターが、アトムの子ですか、ウランのキャラクターになっているというようなことでありますので、それらもどんどんデスティネーションキャンペーン、DCの波に乗って誘客を図ってやっていただければと思います。いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 確かに、ふくしまDCが終わりましたあとに、極上のあいづプロジェクト協議会のほうで、手塚治虫のスタンプラリーを実施する予定でございます。確かに西会津町、鉄腕アトムのウランちゃんがキャラクターといたしまして、スタンプラリーの部分を設置する予定でございます。それと合わせまして、コードF-6も9月までございますので、それと合わせて、タイアップして、交流人口の拡大を図っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時54分)

○議長 再開します。(15時30分)

以上をもって一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正するものであります。

昨年、12月議会定例会で、12月9日にご議決いただきました西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例となります。昨年12月16日に、平成28年度与党税制大綱において、個人番号の利用の取り扱いの一部について見直す方針が示されたことから、その改正内容について、県からの通知が12月下旬にあり、年内に議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、12月28日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧くださいと思います。

西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条のうち、西会津町税条例第54条第2項第1号は、町民税の減免を規定するものでありますが、改正規定中、又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号を及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）に改めるものであります。

第2条のうち、西会津町税条例第139条の2第2項第1号は、特別土地保有税の減免を規定するものでありますが、改正規定中、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又はを削り、同条第15項を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に改め、個人番号又はを削るものであります。

いずれの改正も、減免申請を行う際に、個人番号の記入を不要とするものであります。

次に、附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 何点か1号議案についてお尋ねします。

まずこの専決処分ということでもありますけれども、うちの町は、私、議員にさせていただいてから、いわゆる地方自治法の180条、委任専決の部分、あるいは日切れ法案等の専決はやってこられましたけれども、ほかの条例改正案等は、今まであまり専決処分はして



こなかったと。今、説明の中で、議会を招集する暇がなかった、年末に入ってしまったということではありますが、この条例改正案というのは、暮だろうが、正月だろうが、盆だろうが、これは臨時会を招集して、私はやるべきだと思います。その点を、なぜそうなってしまったのか、再度お尋ねします。

あと、この中身の部分でありますけれども、これはマイナンバー制度に伴う改正というように、このマイナンバー制度関連は、いまだに不具合がいろいろマスコミで報道されておりますが、本町において、このマイナンバー制度、そういうことはないのか、あと、付け加えれば、マイナンバーカードの申請は、現在どのくらいあったのか、まずお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

まずはじめに、専決にいたった経緯というのでございますけれども、今ほど申し上げましたように、国のほうで、12月16日に与党の税制大綱において、減免申請の個人番号を不要にするというようなことが決まりました。その後、県を通じて12月末に通知が来まして、市町村においては12月議会も終わっているというようなことで、1月からのマイナンバー施行に合わせまして、専決処分等をお願いしたいというようなことでございました。

それと、続きましてマイナンバーの件でございますけれども、マイナンバーの不具合と申しますか、まず第1点目ですけれども、町民税務課でマイナンバー等の交付手続き等をさせていただいておりますけれども、例えば申請書等への記入とか、そういった部分での、まだ始まったばかりということはあるけれども、不具合は今のところございません。

もう1点ですが、マイナンバーの交付状況ということで、3月7日現在でお答えさせていただきます。申込み状況が242人です。それで配付されましたのが115人でございます。

以上であります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 専決処分に関しましては、私よりも13番、議運の委員長が、私よりも一言、二言、言いたいことがあると思うので、私はこの程度に留めますけれども、今後のマイナンバーの手続き、あるいはサポート体制、交付にかかる手続き等に関しまして、何らかの対応、今なかなか進んでいないようでありますけれども、そういうことを対応する考えはあるのかをお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

マイナンバーの配付等につきましては、昨年末から説明会を自治区等で17回ほど開催させていただきました。これは自治区等からの要請に基づきまして、職員が出向きまして説明をさせていただきました。

それで、今後の対応ということでございますけれども、今、窓口のほうに住民の皆さん、みえられておりますので、その住民の皆さんからのお話をお聞きしながら、個々の申請受取までのサポートをやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私からは、要望というような形で申し上げたいと思いますが、今回のこの専

決につきましては、先ほど来の説明で、まさにやむなしという状況だと思います。しかしながら、本町においては、町民が主役であり、そして行政、議会、ともに手を携えて協働のまちづくりをやっていくんだという中であって、やはり町とこの議会のいろいろな連携といますか、そういうのを考えたときに、今回の場合、この議会の直近までに、議長もわからなかったというような状況でございます。その辺は、やはり連絡を密にしながら、情報をそれぞれ共有しながら、やっぱりやるべきこともあるんじゃないかということで、それらについての要望ということで申し上げておきます。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 いまほどのご要望ということでございますけれども、私のほうから一言申し上げさせていただきたいと思います。

専決にいたるまでの経緯につきましては、いまほど担当課のほうからご説明申し上げたとおりでございますが、いまほど議員からお話ありましたように、今回の専決処分につきましては、一部議会との調整が不足していたということがございました。これにつきましては、お詫びを申し上げたいなというふうに思います。

今後につきましては、議会との調整を密にいたしまして、適正なる運用に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、行政処分に関し、行政庁に不服を申し立てる制度を規定する行政不服審査法が、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後、50年ぶりに抜本的な見直しが行われたことに伴うものであります。

国では、この行政不服審査法の改正に併せ、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律により、361 の法律を改正したことから、町においても新たな行政不服審査制度に対応するよう、改正が必要な条例を一括して整備するものであります。

主な改正内容であります。1つ目としましては、不服申立て及び異議申立てを審査請求に改めるなど、文言を統一するとともに、審査請求期間を現行の60日から3カ月に改め、行政不服審査法との整合を図るものであります。

2つ目としましては、審理員制度が導入され、地方公共団体における審査請求の審理手続は、原則として、原処分に関与していない職員を審理員に指名し行うこととなります。現行の西会津町情報公開条例及び西会津町個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、これらの条例に基づき設置された第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が、審査を行うこととされていますが、引き続き同審査会が審査を担うこととするため、審理員手続を適用除外するための規定を新たに追加するものであります。

3つ目としましては、地方公共団体は、行政不服審査法上の第三者機関の権限に基づく事項を処理する附属機関を設置しなければならないとされており、西会津町情報公開・個人情報保護審査会を改名するとともに、その任務を追加した行政不服審査会に改組するものであります。

4つ目としましては、行政不服審査法では、審査請求人等からの提出書類等の写しの交付手数料を徴収する場合には、同手数料の納付及び減免について条例で定めなければならないことから、必要な改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表もご覧ください。

まず、第1条は、附属機関の設置に関する条例の一部改正であります。

別表中、西会津町情報公開・個人情報保護審査会を西会津町行政不服審査会に改め、新たに、行政不服審査法の規定に基づく権限の事項を加えるものであります。

次に第2条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

第4条は、審査の申出でありまして、審査申出書への記載内容等の追加であります。

第6条は、書面審理でありまして、委員会は、反論書の提出があったときは、これを町長に送付する旨を第4項として、新たに規定するものであります。

第11条第1項は、決定書の作成でありまして、決定書の記載内容を詳細に規定したものであり、重複する第3項を削除するものであります。

次に、第3条は、西会津町情報公開条例の一部改正であります。

第12条の2は、審理員による審理手続に関する規定の適用除外等でありまして、本条例に基づき設置される第三者機関である西会津町行政不服審査会が引き続き、情報公開請求に関する調査審議を担うこととするため、審理員による審理手続を適用除外することについて新たに追加するものであります。

第13条は、見出しを不服申し立てから審査請求があった場合の手続に改めまして、第1項では、公開請求の不作为に係る審査請求を新たに諮問の対象に追加するとともに、裁決で、審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る情報の全部を公開する場合を除外規定に追加するものであります。

また、第2項では、裁決をすべき実施機関が審査会に諮問する際に弁明書の添付を義務付けるための規定を新たに追加するものであります。

第 13 条の 2 は、意見の陳述でありまして、西会津町行政不服審査会における口頭意見陳述について、行政不服審査法第 31 条による口頭意見陳述と同様の方式とするための所要の規定を新たに追加するものであります。

次に、第 4 条は、西会津町個人情報保護条例の一部改正であります。

第 23 条の 6 は、審理員による審理手続に関する規定の適用除外等でありまして、本条例に基づき設置される第三者機関である西会津町行政不服審査会が引き続き、個人情報保護に関する調査審議を担うこととするため、審理員による審理手続を適用除外することについて新たに追加するものであります。

第 24 条は、見出しを不服申し立てから審査請求があった場合の手続に改めまして、第 1 項では、開示・訂正・利用停止の各請求の不作为に係る審査請求を新たに諮問の対象に追加するとともに、裁決で、審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る利用停止の全部を認容して利用停止することとする場合を除外規定に追加するものであります。また、第 2 項では、裁決をすべき実施機関が審査会に諮問する際に弁明書の添付を義務付けるための規定を新たに追加するものであります。

第 25 条及び第 26 条については、不服申立人を審査請求人に改めるなどの文言の統一を図るものであります。

第 26 条の 2 は、意見の陳述でありまして、西会津町行政不服審査会における口頭意見陳述について、行政不服審査法第 31 条による口頭意見陳述と同様の方式とするための所要の規定を新たに追加するものであります。

次に、第 5 条は、西会津町税条例の一部改正であります。

第 18 条の 2 は、災害等による期限の延長でありまして、不服申立てを審査請求に改め、文言の統一を図るものであります。

次に、第 6 条は、西会津町手数料徴収条例の一部改正であります。

第 2 条は、種類及び金額でありまして、第 1 項第 20 号セとして、行政不服審査法に基づく審査請求関係提出書類等の写しの交付手数料の規定を新たに追加するものであります。

第 8 条は、第 2 条第 1 項第 20 号セの手数料の減免でありまして、第 1 項は、手数料の減額又は免除は、行政不服審査法施行令第 13 条の規定を準用するものとする規定を新たに追加するものであります。

第 2 項及び第 3 項は、行政不服審査法施行令第 13 条の規定中、審理員とあるのを審査庁又は西会津町行政不服審査会へ読み替えて運用するための規定を新たに追加するものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を行政不服審査法の施行日と同じ平成 28 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　いつも私思うんですが、この法律が変わったから条例を変えるんだというように感じます。それで、町の行政不服審査会というものがありますが、この条例

いろいろあって、文言の訂正から、いろいろあるわけなんですけど、文言の訂正することはとりあえずわかります。それで、この条例を変えることによって、どのように町が変わるとか、平たく言えば、本当の話、この内容、読んでわかる人はいらっしやるのかどうかわかりませんが、平たくひとつ説明していただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 わかりやすく説明しろというようなご質問でございますが、まず、改正前の町の条例でありますと、まず行政処分に対して不服があったということで、西会津町では、過去に例はございませんが、不服申立がある場合は、改正前ですと、その方が、町が行政処分を下した場合ですと、町に不服申立をいたします。改正前です。そうすると、町はその不服申立に対して、庁内で協議をして、違法があるのかないか、それともこれは不服申立自体棄却すべきものなのかというような町が判断をしまして、その申請人に対して通知を出しておりました。

これが、今回の改正によりまして、まず不服のある方が申し立てる。それは町の前に、さっき条例の説明で申し上げました審理員という形で新たにできたわけです。この審理員というのは、その行政処分に対して利害関係のない職員でありますけど、例えば建設課に対して不服申立をした場合、建設課以外の職員が審理員になりまして、その審理員が受理をして、それをさらに執行機関、町にそれを審理員から町にいて、それで、今回また新たにできた部分が、第三者機関の行政不服審査会と、これが新たにできる組織でございます。

いままでですと、情報公開、それから個人情報保護の関係はそれぞれ審査会があって、その部分の不服申立については、個人情報保護審査会、それからもう1つは、情報公開保護審査会、それぞれに申立をしていりましたが、今度は新たに、行政不服審査会という組織が新たに組織しなければならなくなりましたので、そこに町から第三者機関に、そういった申立を答申をして、その第三者機関で、その申立に対して、当然、受け付けるのか、それとも却下するのかという審査をしていただいた上で、最終的にその判断を出して、それを町に答申をして、町から請求された方に返してやると、そういった流れに変わりました。それが一番大きな改正点でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そのくらいに噛み砕いて言ってもらいとわかりやすいんですが、とにかく、行政に対して不服があったら、利害関係のない職員が、それを受理する。そして、役場の審査会、そこにそれを持って行って、これはどうですかというようなことで申し立てる。そこでまた審査して、それが適当かどうかということその機関で審査するというようなことですね。そういうことで理解してよろしいんですね。

それで、その審査の結果、申し立てた人に町で返答すると、そういう流れですね。はい、わかりました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

学校教育法の一部が改正され、学校として義務教育学校が新たに加わり、本年4月1日より施行されこととなりました。これに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の14ページをご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を規定しておりまして、第1項第2号に義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を新たに加えるものであります。なお、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部ともに小学校の1年生から6年生までであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる育児休暇、介護等にかかる休暇に、義務教育学校も入るということでありますが、本町における、いわゆるイクメンとかいろいろ取りざたされておりますけれども、育児休暇等はどれだけ取られているのか、特に男性職員なんかは育児休暇なんか、過去に取ったことがあるのか、今もどうなっているのか、どれだけ、介護も含めてこの休暇等は取られているのか、実態わかれば教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず本条例改正案につきましては、休暇ではなくて、早出遅出勤務ということで、基本的に、1日の労働時間、7時間45分は早く出ようが、遅く出ようが、その時間は勤めていただくというものでございます。

なおご質問の、育児休暇はどのくらい取っているのかと、取得はどのくらいかというおたただしでございますが、女性職員が子どもを産んで、3年間まで育児休業という制度がございまして、それにつきましては、取得している女性職員は過去に何人もいるということ

でございますが、いま議員がおっしゃられた男性職員の育児休暇の取得については、現在のところはございません。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。今後も、これから推進、世の中は推進していこうというような動きがあるようではありますが、首長自ら子育てのために休暇、あるいは休業するというようなことで話題になったこともありますけれども、本町としては、そういうのを推進していこうというようなお考えはありますでしょうか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今の世の中の流れでありますから、やっぱりそういう形が取られるということは、好ましいのではないかなというふうに思っています。

○議長 これで質疑を終わります。

時間を延長します。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る3月4日開催の全員協議会でご説明いたしましたとおり、会津耶麻町村会におきまして、県内の町村の特別職の給料・報酬額について調査・検討いたしました結果、県内他町村との格差の是正。さらには、町村長と他の特別職との割合の是正を図ることが決定されたことに伴う条例の一部改正であります。

また、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、内閣総理大臣等の国の特別職、知事等の県の特別職の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても国、県と同様に町長等の特別職の期末手当を0.05月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の15ページをご覧ください。





したがって、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、  
原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を  
議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例に  
ついて、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る3月4日開催の全員協議会でご説明いたしましたとおり、会  
津耶麻町村会におきまして、県内の町村の特別職の給料・報酬額について調査・検討いた  
しました結果、県内他町村との格差の是正。さらには、町村長と他の特別職との割合の是  
正を図ることが決定されたことに伴う条例の一部改正であります。

また、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、内閣総理大臣等の国の特別職、知事等の  
県の特別職の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても国、県と同様に議  
会議員の期末手当を0.05月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表  
の17ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。

第7条は、期末手当を規定しており、第2項の12月に支給する期末手当の支給率につい  
て、100分の157.5を100分の162.5に改め、0.05月分引上げるものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部  
改正であります。

まず、第2条は議長・副議長・議員の報酬月額を規定しております。

第1号は、議長の報酬月額を現行の26万5,400円から3万4,600円引上げ、議案第4号  
でご議決を賜りました町長の給料月額75万円の40パーセントの30万円に改正するもので  
あります。

第2号は、副議長の報酬月額を現行の21万6,900円から3万600円引上げ、町長の給料  
月額75万円の33パーセントの24万7,500円に改正するものであります。

第3号は、議員の報酬月額を現行の19万5千円から3万円引上げ、町長の給料月額75  
万円の30パーセントの22万5千円に改正するものであります。

第7条第2項は、期末手当の支給率であります。今回の改正で引き上げとなった0.05  
月分を6月及び12月の支給月にそれぞれ0.025月ずつ上乗せするための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、  
第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成27年12月1日に遡及し  
て適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであり  
ます。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合  
において、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期

末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、議会議員の報酬の改定につきましては、去る2月9日に開催いたしました町特別職給与等審議会に諮問し、原案のとおり適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長　これから質疑を行います。
- 議長　暫時休議します。(16時22分)
- 議長　再開します。(16時26分)
- 議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「議長」の声あり)

- 議長　討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

9番、三留正義君。

- 三留正義　9番、三留正義です。原案に対して反対ということで討論させていただきます。

原案そのものについては、私は異論のないところなのですが、時期、議員全員がいま、検討している議会活性化委員会、その中でいま揉まれて、私自身の判断としてはまだ結論に至っていない。定数、その他と合わせて、いま検討している部分だと思えます。であるなかで、いまこの時期に報酬を、町民の皆さんの前で報酬の増嵩を図るとするのは、私は反対です。

以上です。

- 議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、猪俣常三君。

- 猪俣常三　私は、原案に賛成の立場から、皆さん方に弁を取らせていただきたいと思えます。

いま、事務局のほうから縷々説明がございました。確かに財政の厳しいなかであるかと思いますが、町の特別職給与等の審議委員会を2月の9日、開催されて、諮問を受けたというお話を賜りました。それを踏まえて、非常に私ども、襟を正して、今後議会活動に励まなければならないというふうを考えているところでございます。そうした場合に、当然、議員定数の問題についても前向きに考えていかなければならないということも出てくることであろうと、こんなふうにもいま考えるわけであります。

そういった点、申し上げて、本案に賛成する議員各位のご賛同をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第5号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立11名)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第5号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員の給与改定等に係る一部改正であります。ご承知のように、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっており、そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならないと規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましても国・県の勧告等に準じて行うものであります。

今次の改正内容についてであります。昨年8月7日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の若年層に重点をおきながら、職員の俸給について、平均0.4パーセントの引上げと勤勉手当0.1月分の引上げなどについて、勧告を行ったところであり、これを受け、県人事委員会は昨年10月6日、人事院勧告に準じて職員の給料について、平均0.3パーセントの引上げと勤勉手当0.1月分の引上げなどについて、勧告を行ったところであり、

本町におきましては、これらの勧告の意義を尊重し、県と同様に、職員の給料について平均0.39パーセントの引上げと勤勉手当について0.1月分の引上げを行う改正を行うものであります。

また、平成24年度に人事院勧告が勧告した55歳を超える職員の昇給停止につきましても、国が平成26年1月、県が平成28年1月に実施していることから、県内の市町村の動向も踏まえ、本町におきましても本年4月より実施するものであります。

このほか、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、現在、初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則に定めております等級別基準職務表を新たに本条例に規定することとしました。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の19ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

まず、同条例第21条は、職員の勤勉手当にかかる規定であります。第2項第1号は再任用職員以外の支給率について100分の75を100分の85に改め、0.1月分引上げるもので

あります。

第2号は、再任用職員の支給率について100分の35を100分の40に0.05月分引上げるものであります。なお、今次の支給率の改正にあたりましては、平成27年度の引上げ率を12月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第15項の改正は、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率をそれぞれ引上げるものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表でありまして、若年層に重点をおきながら平均0.39パーセント引上げる改正、別表2は医療職の給料表で、行政職に準じて改正するものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても職員の給与に関する条例の一部改正であります。

まず、同条例第4条は、職員の職務の級にかかる規定であります。第1項は、規則で定めていた等級別基準職務表を条例で定めるものであります。なお、等級別基準職務表は、別表3として新たに本条例に加わることとなります。

第5条は、初任給・昇格・昇給等の基準に係る規定であり、第5項は、55歳を超える職員の昇給を規定しております。現行は、勤務成績が良好な職員は2号給の昇給となっておりますが、これを勤務成績が極めて良好又は特に良好な職員のみ昇給に改正するものであります。

第20条の3は、期末手当を規定しており、支給の一時差し止め処分に関し、行政不服審査法が改正されたことに伴い引用条項等を改正するものであります。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率100分の85を100分の80に引下げるものであります。この改正は、平成28年度以降の支給率を6月・12月とも同じ率とするための改正であります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率であります。第1号と同様に6月と12月の支給率を同じにするため、100分の40を100分の37.5に引下げるものであります。

附則第15項の改正につきましても、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を6月・12月とも同じ率とするため、それぞれ引下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものであります。

ただし、第21条第2項第1号及び附則第15項の規定は、平成27年12月1日に遡及して適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　この給与改定によりまして、ラスパイレス指数はいかほどになるのか。あと、年間の影響額はどれほどになるのか、教えていただきたい。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

まずこの改定によりまして、ラスパイレス指数はいくつになるのかということでございますが、ラスパイレス指数については、28年度についてはまだ出てございません。最新のラスパイレス指数につきましては、平成27年のラスパイレス指数がございまして、本町は97.9でございます。ラスパイレス指数。県内の町村の平均が98.0でございますので、ほぼ県内の平均額ということでございます。

なお、市につきましては、県内の市の平均が100.1ということで、市については町村よりも高いということでございます。

なお、ラスパイレス指数につきましては、出し方がございまして、結局その年齢構成等によったり、出すのに区分がございまして、例えば、経験年数、大卒、高卒の経験年数ごとに出すわけでございますけれども、結局、経験年数の区分が、1つとしては1年未満。それから1年から2年、2年から3年、3年から5年、5年から7年、であとは5年刻みでいくわけですが、結局、そこに何人の職員が当てはまって、それが結局、例えば25年から30年未満の職員で、30年に近い職員が多い場合は、当然、平均の給与が上がるわけですので、そういった年齢構成によっても率が動くということでございまして、決してそのラスパイレス指数が本町よりも低い町村であっても、実際は給料の高い町村もあり得るということでございます。

それから、影響額。今回の人事院勧告の影響額でございますが、給料、それから期末手当、そこに共済費ですとか、退職負担金も絡んできますので、合計額で604万4,659円ということでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　このラスパイに関しましては、確かに年齢構成等でいろいろ出し方もあるし、難しいように聞いておりました。実際その、うちの職員の給料というのは、ざっくりばらんに言って、私はその100を超えたから高いとか、100を切ったから安いとかという判断はしませんので、実際これ、ざっくりばらんなどころどうなんでしょうか、その辺を教えてください。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

具体的にどこよりは高く、どこよりは安いということは申し上げられませんが、当然、本町より安い給料の町村もございまして、また、高いところの町村もございまして、ですから、一概にどの位置かというのはあれでございまして、ラスパイレス指数的には、県内の町村の平均くらいかということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 人事院勧告のとおり、どこの町村もやっておるのでしょうか。

そして、やっぱり27年の何月施行で28年となっていますよね、その間の何か月間の差額といのは、職員の皆さんはいただけるわけですか、どうですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

県内の町村、人事院勧告、もしくは県の人事委員会に従わないで給与改定をしないという情報は、現在ないということで認識しております。ですから、ほかの市町村については、国の人事院、もしくは県の人事委員会の勧告に沿った給与改定は行っているということでございます。

それから、先ほど特別職の改定の議案でご説明しましたが、特別職の場合は期末手当の引き上げということでご説明しましたが、職員の場合は、給与も引き上げになると、それは遡って27年の4月から遡って、その分は、差額という形で出るということでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 職員の再任についてちょっとお伺いしたいんですが、退職された方が、今後、徐々に民間であれば延長していくというようなことがございますが、町においては、今後どのような予定といたしますか、なっているのでしょうか、伺います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 再任用についてお答えをいたします。

再任用、いま60歳定年でございまして、年金支給まで期間がある程度、昨年3月に辞められた方は1年間、その間があると。今年は退職者がございませぬけれども、だんだん引き上がって、最終的には65歳まで年金がもらえないということでございまして、60歳定年ですから、その間5年間、無収入ということで、国ほうから各地方公共団体のほうに要請がきてございまして、それまでのつなぎの部分も配慮するよというよいう要請はきてございます。ただ、町の場合ですと、それは本人に一応希望は取ります。ただ、希望を取りますけれども、町としてその方を再任用するかどうかという判断につきましては、それぞれそのときの事情、事情もございまして、努力目標として、そういった希望があれば、できれば採用していきたいということでございまして、必ずしもそのようになるということではございませぬので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のと

おり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時49分)





平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月10日(木)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

## 第1回議会定例会議事日程（第7号）

平成28年3月10日 午前10時開議

### 開 議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第7号  | 西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例   |
| 日程第2  | 議案第8号  | 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 日程第3  | 議案第9号  | 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4  | 議案第10号 | 西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例  |
| 日程第5  | 議案第11号 | 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第7次）  |
| 日程第6  | 議案第12号 | 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）  |
| 日程第7  | 議案第13号 | 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3次）  |
| 日程第8  | 議案第14号 | 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）   |
| 日程第9  | 議案第15号 | 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）  |
| 日程第10 | 議案第16号 | 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）  |
| 日程第11 | 議案第17号 | 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）   |

- 日程第12 議案第18号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第13 議案第19号 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第14 議案第20号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第21号 平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第16 議案第35号 西会津町過疎地域自立促進計画の策定について

散 会



○議長 おはようございます。平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 7 号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 7 号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、出産第 3 子以降を支給対象としておりました出産祝金について、第 1 子の出産から支給するために条例の一部を改正するものであります。今年度策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標であります合計特殊出生率と人口の増加に寄与することと、給付金の一部を西会津町共通商品券で支給することで、町内の消費拡大を図ることを目的にしたものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の 34 ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町出産祝金条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号であります。受給資格を定めており、第 3 子以降としていたものを出生した全ての子を支給対象に拡充するものです。

第 2 号は、受給資格として引き続き 1 年以上本町に住所を有することとしておりますが、その基準日を支給日から出産日に改めるものであります。

第 3 条第 1 号は、出産時に支給する 20 万円については、現金で 10 万円、西会津町共通商品券で 10 万円を支給することを定めたものです。

第 2 号は、第 3 子以降は、今までと同様に、2 歳の誕生日に 10 万円を、小学校入学時に 20 万円を支給することを定めています。

附則であります。施行期日であります。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、4 月 2 日以降の出生子から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点お尋ねをいたします。いま、健康福祉課のほうで、現在、妊娠中で、4 月 2 日以前、本日から、その間に産まれる予定のある人、女性は把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えを申し上げます。

本日から 4 月 1 日までの出産予定はございません。ただ、4 月 17 日予定日の方がおいで

でおりますので、その方がもし2週間以上早くなれば、その可能性はありますが、いまのところ出産予定日としては、1日まではございません。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そういう可能性もあるとすれば、この支給日、附則についてですが、できれば本日からというような形を取れば、万が一のときに、その間に、万が一産まれたときに、この20万ですか、当てはまるのではないかと、その辺、柔軟なお考えはありますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今回の施行日につきましては、4月1日から、そして対象者を4月2日以降の出生の方からということで決めさせていただきました。これにつきましては、年度というようなくくりもありますし、あと今年度、今日からということでございますが、現在その予算措置等もございませんので、実施することはちょっと不可能かなということで考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 その辺やはり、町長の考えをお聞きしたいんですが、柔軟な考えということで、万が一のときは、対応、町長のポケットマネーというわけにはいかないと思いますけれども、その辺やはり、柔軟に考えていただけないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 本当は、この前の、例えば、100歳のときも言われましたけれども、僅か1日で該当になるかならないかのその境目はどうするんだと、かつて言われましたけれども、それは、規則は規則でやむを得ないことだなというふうに思っておりますし、今回、改めて施行日等について審議しているわけですから、それが通って、はじめて予算も今の年度から付くわけなので、いまのところポケットマネーというわけにはなかなかいかないというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私もこの問題については、町長とやりました、昨日、一昨日ですか、私は現金で渡してほしいと言ったんですけれども、なかなか町長も、これは町の金だからということらしいんですけれども、いま、出産で30万円、40万円お金かかりますよね。だから、まさか病院に共通商品券持って行って、これ金の代わりだというわけにはいかないものですかからね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 出産時の経費のことでございますが、現在、出産一時金というものがありまして、出産時には42万円出るようになっております。それで、いま、出産にかかる平均額ですが、だいたい40万円程度ということでいわれておりますので、その出産にかかる経費については、出産一時金で十分間に合うということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、その出産費の支払い方法であります。町の国保に加入している方であれば、国保のほうから直接、その病院のほうに支払いをします。本人が現金を出すということもございませんので、その現金を準備することもないということでもありますので、ご理解

いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうするとやっぱり、これは何でかんで商品券を渡さないとだめだということになります。できるだけ柔軟に対応していただきたいと。この出産祝金ではなくて、別なほうに商品券のほうはまわしてもらおうとか、そういうことを考えていただきたいと、よろしく申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 商品券の考え方については、いわゆるこの生まれた子どもに対してのところに、ぜひ使っていただきたいと。10万円については、いろいろ出産費用とか、これは個人的にかかる方もおりますので、その半分については、ぜひこれから子どもを育てていくための商品券として、地元から日用品を調達をして、その子どもに対して使っていただきたいと、こういう願いでありますので、そんなことで、よろしく申し上げます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。まず、この受給資格なんですが、出産後1年間は住んでいなければいけないと、出産前に。じゃあ例えば、1年以上住んでいて出産なさったと、それでやむを得ない事情で、家族の転勤等で産後すぐ町外に出ていってしまったという方も、これはこの祝金の支給はされるようになるのか。

それとあと、昨日、11番議員、町民と住民のいろんな話の中で、いわゆる今の時代はDV等で住民票を避難して、本町にはいるんだけど、なかなか明らかにできない等々の理由の方、あるいはもろもろの理由で例外措置等をご検討なされたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず出産してすぐに転出してしまったような場合ということですが、この条例ではそういった定めはございませんので、20万円は支給をするようになります。

DV等の措置ということでございますが、その辺までの対応という部分には、ちょっと検討しておりませんでした。いままで、西会津でDV等で西会津に転入してきた人もおいでになります。そういった方については、住所を持ってきて、その情報をほかに開示しないというような形での措置をしておりますので、そういったことで西会津に住んでいる方については対応できるのかなというふうには考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。まず基本的には住民票の所在でやっていくということでありませう。そうすると、いわゆる出産まで1年以上、本町に住民票があったというのは、住民票ですから確認はできますでしょうけれども、実態がなくても、例えば住民票だけこの町にあって、普段は近隣の市町村にいるというようなケースも、私は考えられると思うんですが、そんなケースでも住民票さえあれば、この祝金の支給対象になるのか、お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

住所だけおいて実態がないようなこともあるんじゃないかということでございますが、基本的に住所があれば、本町に住民税を支払うことになります。そういったことで、町に対しては住んでいなくてもという言い方はおかしいですが、町に対してのそういうものはありますので、基本的には住民票で対象としたいということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町出産祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第8号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第8号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例で定めております地域密着型サービスは、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らしていけるよう市町村が指定をして、指定された事業者が地域住民のために提供するサービスであります。市町村が指定をすることから、その事業の人員や設備、運営に関する基準を条例で定めており、平成25年に地方分権一括法等により介護保険法が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基に条例として定めたものであります。

今回の、条例改正の概要であります。いまほど申し上げましたとおり、本条例の基準となっております、介護保険法と厚生労働省令が改正になったことによるものであります。

その改正内容であります。介護保険法では、地域密着型通所介護を新たに規定したことによる項番号の改正であります。厚生労働省令では、認知症対応型通所介護を実施する事業所に地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務付けられたこと、及び小規模な通所介護事業者が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所を開始する場合、宿泊室の設置が必要になりますが、その設置を平成30年3月31日まで猶予期間を置くとするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の35ページをご覧ください。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第16条、第17条及び第65条第1項、第2項の改正は、介護保険法の改正による項番号



の改正です。

第78条は、認知症対応型通所介護事業所の運営に関する基準の中の、地域との連携を定めており、第1項では利用者やその家族、地域住民の代表、市町村の職員などで構成される運営推進会議の設置を、第2項では記録の作成と公表を、第5項では地域における公平なサービス提供の努力義務の規定を追加するものであります。

79条は、記録の整備を定めており、第2項の記録、保管するものに運営推進協議会に関するものを追加するものです。

第87条、第109条、第129条及び第150条の改正は、介護保険法の改正による項番号の改正です。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、通所介護事業を行う者が、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所を開始する場合、平成30年3月31日までの間、宿泊室の設置を猶予する規定を定めたものであります。

なお、本条例改正の対象であります地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を実施する事業所は本町にはありませんので、当面は影響がないというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、青木照夫君。

○青木照夫　いまの説明の中で理解できないところが1カ所あります。いま、介護法改正ということのなかで、附則の中で、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護ということでは、最後に当てはまらないというような言葉が出たと思いますが、これは現在、これに該当している施設もあるわけですが、これからやろうとする平成30年3月31日までの間、最後に宿泊室を設けないことができるということの内容の意味を、もう少し詳しく教えてください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

このサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所ではありますが、小規模多機能型の居宅介護事業所につきましては、デイサービスと、それからホームヘルプと、ショートステイと3つのサービスを提供できる事業所ということになっております。それで、サテライト型ですので、もし西会津であるとすれば、西会津にはしょうぶ苑の小規模多機能もございますが、そのサテライト型としても奥川地区にものをつくるといった場合、そこでも基本的にはその3つのことをやらなければいけないんですが、宿泊施設については、なかなか急にできないという部分もございますので、その宿泊施設の設置については、平成30年までは猶予しますよと、その間に整備してくださいというような内容でございます。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　これから将来ということではありますが、いま課長が言われたように、やはりいろんな形で認知症型のそういう方が増える傾向にあると、いろんな各地区で、やはりそ

うい対応型が増えないと、なかなか目を届けるようなことにはならないのかなと思います。そういう形で、もし各いろんな地区で当然設けなくてはいけないと思いますが、その点のことでそうなのかなということを理解しましたので、ありがとうございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 これは上位法令が変わったというようなことで、条例の改正だというようなことで理解しましたけれども、私いつも聞くんですけれども、昨日来までの答弁で、本町にある民間の介護事業所、昨日までのご答弁聞いておりますと、まだワンユニット介護職員が集まらないのでオープンできないということを聞いております。昨年聞いた際には、いま、職員を研修中で、年内には何とかスタートできるんじゃないかというようなことを聞いたことがあるんですが、その今後の見通し、町としてはどういう指導をしているのか、その点をまずお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

役場の後ろのしょうぶ苑のグループホーム、ワンユニットがオープンしていないということでございます。これにつきましては、再三再四、その都度事業所のほうにはオープンしてくださいよというようなことでの話をしているところでございますが、いままでも何回かお話しましたが、やはり介護職員がどうしてもいないんだと、基準に合致するほどの人数を集めることができないというようなことでございまして、事業所のほうとしても、専門の研修なんかをやりながら、介護職員の募集等はしているようでございますが、昨今の状況から見まして、なかなか人数が集まらないという状況でございます。

町としましては、機会あるごとに早期の設置を要望してまいりますが、これからも要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 要望していくということでありましてけれども、何か話を聞いていると、いわゆる介護職員、少ない中で、いわゆる研修を受けさせているのは承知しておりますが、何か本町ではなくて喜多方の同じ事業所の施設に行ってしまったというようなことも聞いております。これは力関係という言い方はしたくないんですが、これはやっぱり積極的に進めていかないと、いわゆる介護事業計画、また介護保険料まで、続くようであれば影響が出てくるようになると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

介護保険事業計画の中では、当然、2ユニット開所するというような形で、そのグループホームの入所者を推計しております。それを推計したなかで、介護保険料の設定をしているわけでありまして、ただ、1ユニット9名の分がオープンしていないということでありまして、そのためにという大変申し訳ありませんが、町外の施設、グループホームのほうに、柳津ですとか喜多方のほうに入所されている方もおられますので、あとそのほか、在宅でいる場合は、その在宅サービス、補正予算でも今回計上しておりますが、在宅サービスがやはり、その分、反対に増えているというような状況もございまして、給付費自体としては、全体の中では、そのグループホームから在宅のほうに行っているというような

形で移動しておりますので、給付サービス自体のそういう停滞等はないということで、保険料にもそんなに影響してこないのかなというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 中身のやりくりはわかりましたけれども、実態に沿った形で、やっぱり強く要請していくことが私は必要だと思います。今後も強くそれを要請していただきたいと、以上であります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これから要支援1、2、要介護1、2の方のサービスが、政府のほうとしては、地域のほうでちゃんとやれというような話で、今までのようなサービスは受けられなくなるんじゃないかという、住民の方の不安もございしますが、それはどうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 要支援1、2の方、介護保険法が改正になりまして、要支援1、2の方については、地域支援事業ということで、町でそういった方々をしっかりサポートしなさいよというようになっております。要介護1、2の方については、まだ介護保険のなかでできる状況でございますが、要支援1、2の方の対応につきましては、当分の間は、現在の利用されているデイサービス、それからホームヘルプ、2つのサービスについては、みなしサービスという形で、現在のサービスも利用できます。

それから、そのほかに地域でいろいろなサービスを構築しなさいよということでございまして、そういった部分につきましても、現在、町としまして、町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、シルバー人材センター等と相談をしながら、新しいサービス構築を平成28年度からは実施したいということで考えておりますので、そういった方々の介護予防の部分についても、しっかりと対応していきたいというふう考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 わかりました。今までのように、ちゃんとサービスが悪くなったなんて言われないように、ちゃんとやってください。お願いします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第9号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、先ほど説明しました地域密着型サービスの内、介護認定で、要支援1、2に認定された方の、介護予防サービス事業所の基準を定めたものです。先ほどの議案第8号の説明でも申し上げましたが、この度、その基準とした厚生労働省令が改正されたことから、それに合わせて町の条例も一部改正するものであります。

その改正内容ですが、介護保険法で、地域密着型通所介護を新たに規定したことによる項番号の改正、厚生労働省令で、介護予防認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所に地域との連携や運営の透明性を確保するため運営推進会議の設置が義務付けられたこと、及び小規模な通所介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所を開始する場合、宿泊室の設置が必要になりますが、その設置を平成30年3月31日まで猶予期間を置くとするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の40ページをご覧ください。

西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項、第2項の改正は、介護保険法の改正による項番号の改正です。

第39条は、介護予防認知症対応型通所介護事業所の運営に関する基準の中の、地域との連携を定めており、第1項では利用者やその家族、地域住民の代表市町村の職員などで構成される運営推進会議の設置を、第2項では記録の作成と公表を、第5項では地域における公平なサービス提供の努力義務の規定を追加するものであります。

第40条は、記録の整備を定めており、第2項の記録、保管するものに運営推進会議に関するものを追加するものであります。

第62条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の運営に関する基準の中の、地域との連携として、運営推進会議について定めておりましたが、先ほど言いました第39条に同様の規定をさだめたことから、同条を準用することで、本条を削除するものであります。

第64条は記録の整備を定めており、第62条を削除したことによる条項を改めるものです。

第65条は、介護予防小規模多機能型居宅介護にかかる準用を定めており、準用する条に第39条と、準用する内容を介護予防認知症対応型通所介護に適応するように読み替え規定を加えたものです。

第85条は、介護予防認知症対応型共同生活介護の運営に関する基準の中の記録の整備を定めており、第62条を削除したことにより条項を改めるものであります。

第86条は、介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる準用を定めており、運営推進会

議にかかる条項が改正になったことからそれに合わせるため条項や読み替え規定を改めるものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、通所介護事業を行う者が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、宿泊室の設置を猶予する規定を定めたものであります。

なお、本条例改正の対象であります地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を実施する事業所は本町にはありませんので、当面は影響がありません。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号、西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第10号、西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本条例案につきましては、去る3月7日の全員協議会でご説明で申し上げましたが、商業団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成4年4月1日に特別会計を設置し、事業を推進してきたところであります。分譲につきましては、平成15年4月から開始しましたが、道の駅の指定に伴う国土交通省への用地売却などにより、分譲できる区画はA区画のみとなっております。

平成22年11月、これまでの個別分譲方式からテナント方式へ整備方針を変更し、この

たびA区画に地域連携販売力強化施設が完成することとなりましたので、本特別会計を設置していた所期の目的が達成されることとなり、廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第10号、西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例。

西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例は廃止する。

次に、附則です。施行期日ではありますが、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　この商業団地造成事業特別会計廃止というのは、これはなんでこんなに長くかかったんでしょうか、もうとっくにこれ終わっていいんじゃないかと思ったんですが、何か理由があったんでしょうか、ここまで廃止するまでかかったというのは、長年。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　ここまで長く特別会計を置いていた理由はというふうなご質問でございますが、前回は全員協議会のほうでご説明いたしました、こちらのほうは高速道路の残土を活用しまして、あの場所に商業団地は計画されました。それが平成元年ころから計画が始まりまして、先ほどもご説明申し上げましたが、平成4年4月1日には特別会計を設置して、それから造成工事並びに舗装とか照明などを整備しまして、それらが完了したのが平成14年度には完成したと。それが15年4月から分譲を開始したということでございまして、当初は個別分譲ということで、出店者の方がそこに建てて、自分で建てていただくという形で、その方針でずっと続けてまいりましたが、なかなか経済状況のいろいろな部分がございます、なかなか分譲ができなかったと。その間、先ほどもご説明申し上げましたが、国道交通省に道路側の用地を売却したとか、そういうふうな一部な動きはありましたが、現在のA区画の分については、まったく動かなかったということから、それまで22年ですから、計画から20年も経ってしまったと、そういう経過がございます。

それではいけないということで、平成22年11月に、いままでの個別分譲方式から今度はテナント方式と、町が建物を建てて、その中に入っていたこういうような方式に変えまして、そのような方針のもとに、今後いろんな補助事業を活用して、施設を現在、今度は国の補助事業を活用しまして、地域連携販売力強化施設を建てるということとなりましたので、ようやくこの団地を設置していた目的、分譲収入とかいろんな部分がなくなりましたものですから、今回、この会計を廃止することといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例を採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町商業団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 11 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 11 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業の精査を行うほか、議案第 6 号でご議決をいただきました職員の給与改定に伴う人件費の追加、さらには、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業等の平成 27 年度の国の補正予算事業などを新規に計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 27 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 9,893 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 9,714 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第 3 条、債務負担行為の補正は、第 3 表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第 4 条、地方債の補正は、第 4 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。10 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款町税、1 項 1 目個人町民税 1,350 万円の増、1 項 2 目法人町民税 300 万円の減、2 項 1 目固定資産税 1,320 万円の増、4 項 1 目たばこ税 100 万円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 374 万 5 千円の増は、国の補正予算により調整額が復活したことによるものであります。

11 ページをご覧ください。

11 款分担金及び負担金、1 項 1 目災害復旧費分担金 440 万 4 千円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業の事業費及び補助率が確定したことによるものであります。2 項 2 目民生費負担金 255 万 3 千円の減は、保育所運営費負担金の見込みによるものであります。

12 ページをご覧ください。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 1,637 万 1 千円の増は、へき地保育所の運営に対する子どものための教育・保育給付費負担金 1,701 万 3 千円の増などによるものであります。2 項 1 目総務費国庫補助金 1,053 万 7 千円の増は、国の補正予算事業の情報セキュリティ強化対策費補助金 555 万円などによるものであります。2 目民生費国庫補助金 4,173 万 1 千円の増は国の補正予算事業の年金生活者等支援臨時福祉給付金 4,131 万円などによるものであります。5 目土木費国庫補助金 756 万 9 千円の減は、事業費確定による地域住宅交付金及び都市公園長寿命化対策事業補助金の減であります。

13 ページをご覧ください。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 935 万 9 千円の増は、先ほど国庫支出金でも説明いたしました、へき地保育所の運営に対する子どものための教育・保育給付費負担金であります。2 項 1 目総務費県補助金 9,221 万 4 千円の減は、横町館跡調査のため、事業実施できなかった旧西会津小学校体育館への太陽光発電装置設置に係る再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金の減などであります。

14 ページをご覧ください。

2 項 9 目災害復旧費県補助金 3,618 万 7 千円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業の事業費及び補助率が確定したことによるものであります。

16 ページをご覧ください。

17 款繰入金、2 項 3 目庁舎整備基金繰入金 2 億 4,270 万円の減は、横町館跡調査のため、事業実施できなかった役場新庁舎改修工事費等に係る繰入金の減であります。

17 ページをご覧ください。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 1,441 万 7 千円の増は、前年度負担金が確定したことによる後期高齢者医療・療養給付費負担金の過年度償還金 1,474 万 3 千円などであります。

18 ページをご覧ください。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。そのうち 6 目一般補助施設整備等事業債 550 万円の新規計上につきましては、国の補正予算事業の情報セキュリティ強化対策事業分であります。

次に、19 ページをご覧ください。歳出であります。

まず、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 154 万 6 千円の増であります。職員の給与改定に伴う人件費の追加分であります。なお、職員の給与改定に伴う人件費の追加につきましては、各款にそれぞれ計上しております。3 目電算管理費 1,637 万円の増は、20 ページに記載の国の補正予算事業の情報セキュリティ強化対策事業のハードウェア等購入費などあります。5 目財産管理費 2 億 4,603 万 6 千円の減は、横町館跡調査のため、事業実施できなかった役場新庁舎改修等工事及び太陽光発電施設等設置工事合せて 3 億 2,850 万円の減、今次補正の剰余金の財政調整基金積立金 8,769 万 1 千円の増などあります。

なお、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は 10 億 9,506 万 7 千円となりました。



21 ページをご覧ください。

10 目ふるさと振興費 1,915 万 3 千円の減は、燃料の価格が下がったことなどによる温泉施設管理業務委託料 232 万円の減、事業費確定による都市公園長寿命化計画策定業務委託料 434 万 8 千円の減、同じく事業費確定による定住住宅整備費補助金 770 万円の減などがあります。

25 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費 738 万 5 千円の増は、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 1,100 万円の増、26 ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金 386 万 6 千円の減などがあります。5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費 4,101 万円の増は、国の補正予算の年金生活者等支援臨時福祉給付金 4,131 万円の増などがあります。

28 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 5 目母子保健費 250 万円の減は、養育医療給付費 200 万円の減などがあります。

29 ページをご覧ください。

2 項 3 目し尿処理費 312 万 3 千円の減は、個別排水処理事業特別会計繰出金の確定見込みによる減であります。

30 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 425 万 8 千円の減は、31 ページに記載の地域連携販売力強化施設の設計監理委託料 220 万円の減や新規就農者支援補助金 90 万円の減などがあります。2 項 1 目林業総務費 599 万 7 千円の減は、32 ページに記載の有害鳥獣駆除委託料 195 万 4 千円の減、菌床栽培ハウス整備工事 215 万 8 千円の減などがあります。

35 ページをご覧ください。

8 款土木費、4 項 1 目住宅管理費 474 万 6 千円の減は、町営西原住宅屋根塗装等改修工事 415 万 3 千円の減などがあります。

36 ページをご覧ください。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費 155 万 8 千円の減は、防火水槽新設工事 206 万 3 千円の減などがあります。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 274 万 8 千円の減は、37 ページに記載の小中学校交流事業や西会津高校生徒活動後援会などに対する補助金 122 万 2 千円の減、及び西会津高校活性化対策修学資金貸付金 133 万 2 千円の減などがあります。

38 ページをご覧ください。

2 項 1 目小学校管理費 549 万 2 千円の減は、燃料費及び光熱水費の需用費 184 万 7 千円の減、備品購入費 96 万 6 千円の減などがあります。

39 ページをご覧ください。

3 項 1 目中学校管理費 471 万 8 千円の減は、燃料費及び光熱水費の需用費 341 万 2 千円の減、備品購入費 52 万円の減などがあります。

41 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 2,972 万 1 千円の減は、42 ページに記載の事業費確定に伴う現年災害復旧工事 2,950 万円の減などがあります。

12 款公債費、1 項 2 目利子 700 万円の減は、借入利率の精査等による地方債償還利子の減であります。

次に、6 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費であります。

国県の補助事業の交付決定の遅れや、年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費であります。情報セキュリティ強化対策事業 1,157 万 4 千円につきましては、国の補正予算が本年 1 月 20 日に成立したことによるものであります。

個人番号カード交付事業 207 万 4 千円は、カードの発行にあたり、年度内に申請人の人数が確定できないため、繰り越すものであります。

固定資産台帳整備支援事業 700 万円は、台帳の整備に長期間の日数を要することから、繰り越すものであります。

さゆり公園施設長寿命化改修事業 4,518 万 7 千円は、屋外プールのろ過装置の更新において、装置の選定に不測の日数を要するとともに、納品まで長期間の日数を要することから、繰り越すものであります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費であります。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業 4,491 万 3 千円は、国の補正予算が本年 1 月 20 日に成立したことによるものであります。

次に、2 項児童福祉費であります。子ども・子育て支援新制度管理システム改修事業 32 万 3 千円は、国の補正予算が本年 1 月 20 日に成立したことによるものであります。また、認定子ども園整備事業・地元産材活用事業 3,450 万 6 千円は、寄附の申し込みがあった杉に適材が少ないなど、地元産材の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費であります。町道改良舗装事業 938 万 9 千円は、野沢柴崎線の橋立 3 号橋上部工工事において、一級河川・阿賀川の河川管理者である県との協議に不測の日数を要したため、繰り越すものであります。また、橋りょう補修事業 2,128 万 9 千円は、町道本町森野線の大槻橋の修繕工事において一級河川・長谷川の河川管理者である県との協議に不測の日数を要したため、繰り越すものであります。

次に、3 項都市計画費であります。都市再生整備計画事業 2,842 万 6 千円は、町道上原中央線及び原町ポケットパーク整備事業において、用地及び補償の交渉に不測の日数を要したため、繰り越すものであります。

次に 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費であります。農地・農業用施設災害復旧事業 5,570 万円は、災害査定が 12 月に行われ、工事の発注が冬期間となったことによるものであります。

次に、7 ページをご覧ください。

第 3 表、債務負担行為、補正であります。

平成 27 年度から 28 年度までの 2 年間、債務負担行為を設定しておりました、役場新庁舎改修等整備事業が、横町館跡発掘調査により、事業開始が遅れることとなったことから、

廃止するものであります。

次に、第4表の地方債、補正であります。まず、追加につきましては、国の補正予算で採択されました情報セキュリティ強化対策事業に係る一般補助施設整備等事業費を新たに追加するものであります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費、緊急防災・減災事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　一般会計補正予算について何点かお尋ねします。

まず歳入におきまして、大きな金額であります。12ページの、歳出にもありますけれども、年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは国の補正で採択されたものであります。これは1人3万円でしたか、これ3万円ということであれば、割れば対象者が出てくるんでしょうけれども、まず対象者の数はどれくらいになるのか。

あとその支給方法なんです、いわゆる本町にある収入未済、未収金等が結構あるんですが、これは給付金というようなことで、税、収入未済等、関係なく、全部お支払いするようになるのか、支給方法等わかれば教えてください。

それと、15ページの財産収入、その他の物品売却収入、300万円。ちょうどきっちりとした金額だったので、これは除雪機械、町長車、バス等を販売したということですが、ちょうど合わせて300万円という金額になったのか、内訳わかれば教えてください。

それと、18ページの最後、情報セキュリティ強化対策事業、これも歳出でありますけれども、国の補正で出てきたということですが、どういうところを強化して、この情報セキュリティを対策なさるのか、どの部分になるのか、その辺も教えてください。

歳出にいけます。ちょっと飛びますけれども、37ページ、西会津高校への支援策、いくつもありますけれども、27年度、これ総額でどのくらい支援なさったのか、金額と、その結果、効果のほどはどうだったのか、入学者は半数確保できても、いわゆる1年経てば、相当数の方が退学なさるといような状態もあるようでありますので、それをわかれば教えてください。

あとは38ページの中段、これは空調設備の屋外機の雪囲い設置工事、この冬は雪が少なかった、例年より少なかった、よかったということですが、見た人によれば、この雪でも埋まってしまって、雨が当たって、相当な状態になっているということで、これは10年くらい使うというようなことで、以前ご説明受けましたが、この空調設備の雪囲いの状況はどのようになっているのか。

それとあと戻りまして、繰越明許、6ページの土木費の都市計画費、都市再生整備計画事業の中で、原町ポケットパークに関しまして、これ、隣接地権者との調整は、これお済みなのか、本当に28年度、これできるのか、その辺の今の状況がわかれば教えてください。

一番肝心な歳入の一番最初、言うの忘れまして。町税、これ所得税が1,350万円とこう伸びておりますが、この要因は何なのか、徴収率が上がったのか、景気がよくなったのか、これ調整の末この金額になったのかということでもあります。

以上、お尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは私のほうからは、年金生活者等支援臨時福祉給付金の内容でございますが、これにつきましては、65歳以上の非課税者の方に支給するものでございまして、現在予算化しておりますのは、1,377人分を予算化しております。

それで、その支給方法であります。基本的には、皆さんから指定された口座のほうに振り込むというようなことで考えております。

この給付金の理由につきましては、消費税のアップによる消費が落ち込んでいるというような部分があって、その消費の下支えという観点から支給をするということでございまして、基本的には口座のほうに振り込むというようなことで考えております。未納者等の部分につきましては、各個人個人で、その徴収の際、対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 歳入の財産収入の物品売払収入の、その他の物品売払収入の内訳はというご質問にお答えをいたします。

いずれも車両の更新に伴いまして、古い車両を売却したということでございまして、まず1つ目につきましては、町長車、金額が54万であります。続きまして、デマンドバス、これにつきましては、74万。最後に除雪機械、172万円と、合わせて300万でございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まず情報セキュリティ強化学業についてでありますけれども、この事業は、国からの要請と申しますか、要請された事業でありまして、今、国では、昨年ありました日本年金機構の個人情報の流出や、またホームページへの不正アクセス、そういった事態があったというようなこと、それから今後、マイナンバー、こういったものを情報提供ネットワーク、これが稼働するというような、そういったことを踏まえまして、情報漏えいが各自治体、国も含めて、各自治体で大きな課題になっているというようなことで、全国自治体に対しまして、情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図っていただきたいというようなことで、こういった事業を国の補助事業で打ち出したところであります。

内容的には、基本的に、やはりそれぞれ職員がいま、情報機器を使って業務をしているわけですが、そういった業務にあたって、情報が流出しないような仕組みづくりをなささいよというようなことでありまして、例えば、われわれがパソコンに向かう場合に、例えばパスワードとか、その他、2つの要素を持って、そういったパソコンの業務にあたるような仕組みづくりとか、あと、例えば、業務関係のシステムとインターネット関係が接続になっているような場合は、そういったものを分割するような、そういったシステムの構築を、再構築をなささいよというような、そういった内容に対する事業補助金というような内容でございます。

今回、そういった例えば、ICカードを導入する費用とか、あと、そういったシステム

を分割するようなサーバーを導入する、そういった備品を購入する費用として、1,150万円ほど計上させていただいたというようなことでございます。

それから、都市再生整備計画事業、原町ポケットパークですけれども、今回、繰り越しさせていただいたのは、設計委託料、それから土地購入費、補償費、これら合わせて1,700万ほど繰り越しさせていただいたわけですけれども、この事業については、家屋移転、これが当初のスケジュールよりだいぶ遅れまして、所有者、それから居住者との調整に手間取ったということで、家屋移転の契約ができましたのが10月末ころであったというようなこと、それから、また解体事業がそれから始まりまして、11月末くらいになりまして、そして、それから用地測量、そして用地費や工作物の補償費、そういった算定などをやりまして、かなりそういうのに手間取りまして、やっと今、用地交渉に入っているというような段階でありまして、現在、そういう内容等の交渉、契約に向けて所有者と交渉を進めているところでございます。

以上であります。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 10番、多賀議員のご質問のうち、西会津高校の支援額の総額ということで、まずお答えしたいと思います。

まだ年度途中ということで、トータルの部分は出してございませんが、通学費補助等、まだございます。そういった部分をちょっと勘案、それもある程度包括した形でお答えさせていただきますと、670万ほどの支援となっております。この中には、補助金及び貸付、就学資金の貸付金、そちらも合わさっております。

あと効果でございますが、今年度は皆さまのご協力をいただきまして、おかげさまで過半数をクリアすることができました。28年度なんですけど、現時点として、2期の希望の状況なんですけど、その段階で39名ほどの希望がございました。ですので、あと3期も含めると28年度も過半数はいくのかなと、そういうふうに考えております。

あと、小学校の雪囲いの関係でございまして、室外機の雪囲いの関係でございまして、確かに現状として、一時期、全面的に雪の中に埋まるというような状況もございました。それで、春先になりますと、雪囲いはしっかりと撤去いたしまして、また冬場にかけて設置をするということで、雨の当たらないところに置くように考えております。また防腐処理もしてございまして、なるべく長い期間、利用するような形で対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 私のほうからは、個人町民税の所得割の増という部分についてお答えいたします。

個人住民税、当初予算では、見込徴収率を、普通徴収で95パーセント、特別徴収で98パーセントを見込んでおりましたけれども、見込みで98パーセント後半から99パーセントくらいになるという見込みで、増額となりました。

それからもう1点、米価でありますけれども、27年度ですので、26年産米の米価、1万円でありましたけれども、その前年度は1万2,900円ということで、見込みの伸長率を8パーセントほど減で積算しておりましたけれども、そこまで落ち込まなかったということ

でございます。これらの要因によりまして、1,350万円の増額見込みとなりました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる年金生活者への給付金事業でありますけれども、消費税アップに伴う消費の下支えだということでもありますけれども、いままでは、この給付金事業があれば、ただ口座に振り込むんじゃないで、例えば未収金等があれば、口頭でお話をして、何とか給付金あるから、少しはまわしてもらえませんか、というような話をしながらこうやってきたと思うんですが、窓口に来ていただいたりして、いきなりこれ振り込んでしまって本当にいいのかなということを感じました。これやり方は今までと何か変わったことをやろうとしているのか、いままでどおりなのか、その辺をもう一回お聞かせください。

あと情報セキュリティに関しましては、企画情報課長おっしゃたようなことは、逆に、いままでやっていなかったのかなと、パスワードとか別なアクセスキーを2つ持ってやるというようなことでもありますけれども、抜本的に、いままで以上に、さらなる強化をしていくんだという認識でいいのか。

あと、原町ポケットパークに関しましては、隣接地権者とこれから交渉していくんだということでしょうか。そういうことであれば深く聞きませんが。

あと西高支援策、これ効果のなかで、いわゆる入学者、半数確保できたけれども、1年後、入学された方がどれだけ残っているのかとお尋ねしたんですが、それご答弁いただけませんでしたので、その辺をわかればお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず年金生活者支援臨時福祉給付金の支給の方法という部分でございますが、これは先ほど言いましたように、景気の下支え、消費の喚起というのが目的であるために、今までも臨時福祉給付金、ずっとこう毎年やっておりますが、国から指示で、基本的にはもう口座に振り込みしなさいよと、消費のほうにつながるようにしなさいよということで、口座のない人以外は、基本的に口座のほうに振り込みをしております。

それで、その振り込みなり、通知をする際に、その未納者等に対しては、こういう人たちに今回この金額を振り込みますよというようなことで、税とか、そういったほうの連携を取りながら、その時期、時期に収納対策については対応していたというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 情報セキュリティについての再質問でありますけれども、町としても、これまで行政情報システムということで、庁内の業務を執行するにあたって、そういった情報機器を使う場合、当然、税とか、住民情報とか、そういった、いわゆる基幹系、個人情報につながるものは、もうこれを携わる人は限定しているというような状況、それと、またインターネット等についての情報系については、回線をまるっきり別にしまして、どちらか交錯というか、進入できないような、物理的に。そういった仕組みで情報のセキュリティの強化を図ってきたところであります。

今回、やっぱり、国で一番問題視しているのは、インターネットなどを使って、それを見た人たちがホームページが不正アクセスされたりとか、また逆に、そういう基幹系の業務にインターネットのほうから不正にアクセスされたりとか、そういったことがあるとい

うことで、いわゆるインターネットと基幹系のそういう業務というのを、はっきりと切り分けたほうがいいんじゃないんですかというのが、今回の一番の強化対策というか、そういう趣旨だということでご理解いただきたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 西会津高校の中途退学者数のご質問でございますが、現在、手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきます。(181 ページに答弁)

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 2、3 点お聞きします。

まず第 1 点目、17 ページの諸収入の弁償金ですが、事務処理の賠償金というものは、まずどんなものだったのか、1 つお聞きします。

それから、27 ページですが、乳幼児家庭子育て応援金、これあらかじめ予定されていた金額よりも、120 万も少なくなった原因というものをお聞かせください。

それから 3 点目、32 ページですが、あらかじめ有害駆除、これ、報奨金予定していたわけではありますが、53 万円、それから委託料等も減額になっております。その辺の要因をちょっとお聞かせください。

それから、そのページなんですけど、菌床栽培ハウスの整備工事、これが 215 万 8 千円。これが安く済んだのか、それとも件数が達しなかったのか、この辺、4 点ほどお聞かせください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、弁償金のご質問でございますが、事務処理賠償金ということでございますが、これにつきましては、介護保険料の過不足徴収事務で、介護保険の保険料に誤りがある、過不足があったということで、その誤りについては委託業者の不備によって起こったということございまして、その徴収にかかった事務について、委託業者のほうから賠償金という形で支払っていただくというものでございます。

それから、子育て応援金の減額でございますが、これにつきましては、当初予算の策定の際には、平成 26 年の出生状況ですとか、その後のことを勘案しながら予算措置をするわけではありますが、27 年度につきましては、その見込みよりも出生数が少なかったという部分がございます、今回ちょっと減額をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、農林水産業費、林業費の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、有害鳥獣対策関係の報奨金、それから委託料の減についてでございますが、これにつきましては、従来、平成 19 年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金という制度がありまして、これによって、西会津町有害鳥獣対策協議会を町とは別につくって対策を推進しております。予算につきましては、町が直接行う分と、この国の交付金を使って協議会が行う分ということで、切り分けて従来、実施してまいりましたが、今年度につきましては、この国の交付金が、いろんな対策をやっている協議会には加算金が付くことになりし

た。そういった部分と、それから国の交付金の確定額、基本額は200万円でございますが、年度によっては、全国の市町村から要望があれば、調整があるということがあるんですけども、今年度の場合は、加算されて交付金が確定になったということがございまして、町の予算からは報奨金、委託料等含めまして減額しておりますが、同じ金額、国の交付金のほうで充当になっておりまして、町の有害鳥獣対策協議会のほうで、同じ事業を実施、間違いなく実施しておりますので、予算的な移動だけということでございます。

それから、菌床栽培ハウス整備工事の減額分についてでございますが、これは、菌床栽培ハウスで使います、補助暖房に使います薪ストーブを、薪ボイラーを導入する、合わせまして、そのボイラーを設置するためにハウスの延長を伸ばす部分でございます。これにつきましては、平成26年度から新たに始まった事業でありまして、26年度、3基ほど導入したわけでございますが、今年度、27年度の実施にあたりましては、昨年度の実績、それから稼働の状況を十分に調査しまして、機種を変更して、より効率のよい安価の部分で整備しましたので、事業費については不用源という形で減額させていただくものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、3点ほど質問をいたします。

まず歳入の1款、1款町税のなかで、固定資産税、これ1,320万円ほど増額になっておりますが、その理由と収納率について、現在までの。ちょっとお尋ねしたいと思います。

あと法人税についての減額になった理由についてお尋ねをしたいと思います。

次に、歳入の14款県支出金の中で、再生可能エネルギー導入防災事業補助金ありますが、これは9千万円余が減額になっておりますが、これは新年度予算、28年度の新年度予算に、また計上されるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、歳出の10款、1項2目の教育費かな、事務局費の19節で、小中学校交流事業補助金、74万3千円の減額となっておりますが、この事業の内容と減額の理由について、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 私のほうからは、固定資産税、法人町民税、あと収納率の関係についてお答えをいたします。

まずはじめに、固定資産税の増額でございますけれども、その増額要因といたしまして、本年度、27年度は評価替えの年でありまして、土地と家屋が若干減少いたしました。償却資産、償却資産は大部分が国からの総務大臣配分でありますけれども、これが見込みよりちょっと増になったということでございます。それと、当初予算では見込み徴収率を96パーセントで積算しておりましたけれども、だいたい98パーセント後半ぐらいになるということで増額となったものでございます。また、滞納繰越分で120万円、計上させていただきましたけれども、これは法人等の倒産した企業が清算終了にいたったということで、納めていただいたもの等でございます。

それと法人町民税の減額でございますけれども、法人町民税におきましては、ご承知のとおり、平成26年10月から税割額の率が12.3パーセントから9.7パーセントになってございます。それで、その決算年度の一部が、27年度決裁に入りますので、それが1つの要



因。それと、町内の企業でありますけれども、毎年高額納税されていた企業さんで、設備投資があつて、その部分で減額になったということでございます。

それと収納率の関係でございますけれども、現時点で、2月末時点でございますけれども、町税全体で95.04パーセントということで、昨年に比べ、昨年が同時点で94.60でしたので、0.4パーセントほど高いような状況でございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業、これについてのおただしでありますけれども、この事業は、災害時の拠点施設となる、また避難所となる新役場庁舎、ここに太陽光発電設備を設置しまして、停電時の施設利用などを可能にするというようなことで実施する予定であったわけですが、27年度、埋蔵文化財の調査、さらに新役場庁舎の建設が延期されたというようなことでありますので、新役場庁舎との一体的な工事を考えていたわけですので、今回は実施できなかったのも、今回、補助事業としては取り下げをしまして、来年度、改めて申請することで県と協議しているところでございます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 小中学校交流事業のご質問にお答えしたいと思います。

まずこの事業であります。これは、いわき市豊間小学校及び沖縄県大宜味村の児童生徒との交流の事業でございます。今回減額となりました理由といたしまして、まず1点目が、当初予定しておりませんでした。福島県の補助事業、ふくしまっ子交流活動支援事業補助金に該当したことと、あともう1点が、夏いわきにまいりまして交流を行ったわけなんです。その際、県の施設を利用したということで、宿泊費が安く、安く経費が抑えられたということから減額となった次第です。

以上です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは私もちよつと質問させていただきます。

まず繰越明許費、かなり項目あるわけですが、これは例えば、いろんな補助決定が遅れて間に合わないというようなことであれば、やむを得ないと思いますが、先ほどの説明の中で、不測の日数を要したというような話がありました。その辺の内容をお伺いしたいと思います。なぜ、その予定以上に日数がかかってきたのか、それがどういう状況だったのかというようなことであります。

それから、31ページの農地費、交付金のなかで、多面的機能支払交付金が172万円の減です。これは農地・水の、前の農地・水と同じ内容だと思いますが、以前は、重点事業について、要望を2か所くらい取ったことあるんですよね。だから、これせつかくのそういう事業ができるのに、これだけ余ってしまったというか、ということで、そうではなくて、その要望をそれぞれ多めに取っておいて、余すことのないようにというようなことで考えるわけですが、その辺の内容をお伺いしたいと思います。

それからあと、36ページの消防設備費ですが、消防施設工事、防火水槽の新設、これが206万の減、これは何基ぐらいの中で、この減になったのかということでもあります。あとは、それと合わせて、その下は消防ポンプの購入もあるわけですが、これも19万5千円の

減は、これはこんなものかなと思いますが、今後、消防ポンプの更新というのは、いままでよりも、いろいろ団員が減ってきている、いろいろな要素があると思いますが、今後の方針、今までよりも期間を延ばして更新をするというようなことも考えておられるかどうか、これは一般質問みたいな話になってしまうんですが、その辺の考え方だけお聞かせをいただきたいと思います。

あと防火水槽ですが、これも、ほぼ充足率 100 パーセントに近いのかなというふうな感じはしていますが、いつごろまで防火水槽の設置をされるのかということでもあります。

それから、その下の防災費の空き家等建設専門家の謝礼です。これも 10 万円の減ですが、これら、何件くらい調査をしていただいて、その辺の内容はどうであったかをお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうから、繰越明許費の関係で、その不測の日数を要した分ということで、認定こども園整備事業についても、そういう説明を申し上げたところでございますが、この認定こども園整備事業の、今回は地元産材の活用ということでございまして、地元の方より寄附をいただいて、その伐採、それから製材等のために委託契約をして実施しているものでございます。今回の遅れた原因といたしますのは、今年度ちょっと雪の量が少なく、搬出に手間取ってしまったという部分がございます。そういったことも含めまして、搬出に手間取った分に伴って製材も遅れてしまったということでございますので、そういう理由で繰り越しさせていただいたということでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、繰越明許費の中の、さゆり公園施設長寿命化改修事業の中で、濾過工法の選定に不測の日数を要したと、確かにご説明しておりましたので、その部分についてご説明申し上げます。

その前に、都市公園の長寿命化計画につきましては、まずは都市公園にしなければいけないということで、昨年 6 月に都市公園条例をご議決いただきまして、そこから長寿命化計画というものを 10 月までに策定いたしました。

それに基づきまして、国から補助を受けられるということになっておりますので、そこから 10 月末以降から設計に、11 月から設計が入りました。それで、さゆり公園の濾過機なんですけど、もう昭和 57 年ころ濾過機でございまして、大変大きなものでございます。それがいま、だいぶ小さくなったということで、どういうものかというのに、あとなかなか納期の関係とか、どれが一番早くなるかというものを選定するのに、設計会社のほうで大変ちょっと時間を要してしまったと。それによりまして、濾過機というのは受注生産でございまして、それが納期が大変かかってしまうということから、不測の日数を要したということの表現にさせていただきました。

以上でございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 繰越明許費の都市計画費の中の都市再生整備計画、この事業につきましては、先ほど多賀議員にも申し上げましたように、整備用地の建物移転等につきまして、所有者、居住者との調整に時間がかかったというようなことで、当初のスケジュールより

もかなり竣工が遅れてしまったということで、そのあとの作業が順次遅れてしまったのが大きな理由でございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 繰越明許費のうちで、土木費 8 款でございますが、町道の改良舗装事業と橋梁の補修、これは説明ありましたように、町道の改良舗装につきましては、橋立 3 号橋、橋梁の補修事業については、大槻橋ということで、もともと 2 年間をかけながら橋梁をやるという中で、河川の協議等、1 級河川でございますから、河川の協議に若干時間がかかったということで、今回、一部繰越をさせていただいております。

以上です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、私のほうから農林水産業費、農地費の多面的機能支払交付金の減額のことにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、重点事業、農地・水事業、水土里事業の重点事業につきましては、現在も各自治区に対しまして、複数箇所の要望調査を実施しております。そこで優先順位を付けいただいて、重点事業の採択につきましては、水土里環境委員会の全体委員会で行っております。

さらに、年度中に入りましてから、追加要望ということで、また各自治区に照会を受けて、追加があるところは出していただきたいということで、それも採択しながら、重点事業につきましては、十分に活用いただいております。この予算の減につきましては、西会津でいいますと、基本事業と重点事業、さらにその上にありますスーパー重点といわれる部分でございますが、これ今年度、5 カ村堰を予定で、県のほうに申請をしておりましたが、新規の採択につきましては、残念ながら見送られたということで、その相当分、スーパー重点の分として、167 万 3 千円ですので、ここほぼすべてがそういうことでございます。

なお、このスーパー重点につきましては、県には、新年度に向けまして、さらに強く要望をしております。県の申請のほうにはもう上げておりますし、当初予算のほうにも計上をお願いして、平成 28 年度から実施してまいりたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 私のほうからは、消防関係の質問についてお答えいたします。

まずはじめに、防火水槽の関係でございますけれども、防火水槽、今年度は 3 基予定しておりましたけれども、2 基を整備いたしました。白坂地区と芝草地区でございます。今年度予定しておりました杉山地区につきましては、28 年度、来年の整備を予定してございます。

続きまして、消防ポンプ更新の考え方というご質問でございますけれども、消防ポンプにつきましては、議員ご指摘のとおり、古いものから順番に更新をさせていただいているというような状況でございます。それと、消防ポンプにつきましては、防火水槽と、あと消防ポンプ自動車、あるわけでございますけれども、やはり重ならないように、年次計画といたしますか、実施計画の中で、28 年度ですと、また防火水槽、29 年度に消防ポンプ自動車というような感じで、今後、順次更新をしていきたいというふうな考え方でございます。

続きまして、防火水槽の充足率ということでございますけれども、ただいま、95.4パーセントでございます。100パーセントまであと少しではございますけれども、これも計画的に100パーセントを目指して更新をしていきたいということでございます。

最後に空き家の件と、10万円の減の件でございますけれども、これは今年度、空き家調査を実施いたしまして、745棟の空き家が今のところ判明してございます。それを一般質問でもご答弁申し上げましたように、専門家、建築士さんのご意見を聞いて、その指導助言のもとにやっていくということでしたけれども、これちょっとできませんでしたことから、来年度、28年度に実施していくというようなことでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ご説明をいただきまして、わかりました。あと、ただ、これは要望というふうになりますが、今年、もうすぐ予算が、国の当初予算が通れば、土地改良関係の予算というか、かなりの規模が増えてくると思っています。先ほどの5カ村堰ですか、スーパー事業でやるやつができなかったということもあります。そのほかについても、やはり積極的にいろいろな取り組みのご配慮をいただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほどお尋ねします。

まず繰越明許費の中で、認定こども園、これは地元産材で繰り越しになられたというんですが、29年度にこども園ができるわけですけれども、これからの材料の調達というのは、どういう方法を考えていらっしゃるのかということと、あと、わずかではありますが、ふるさと振興費のなかで、地域おこし協力隊、20万円の減となっております。はたから見ると一生懸命働いて、逆に増えるのかなという思いがありますが、見込額が多くて減になったのか、その点、お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定こども園の材料の調達のご質問でございますが、これにつきましては、今年度については、その地元産材というか、寄附を受けて、それを切り出して製材するというところでございましたが、そのほかのもの、この間の説明の中で申し上げましたが、寄附だけでは足りないということでございまして、その分につきましては、購入、町内での購入、あるいは会津管内での購入を考えながらやっております。それにつきましては、この繰り越しの分と来年度、新年度予算でも、その分の予算措置をしておりますので、そういうことでの材料の確保をしていきたいということでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の報酬の20万円の減ということでございますが、当初、4月1日から採用を予定しておりましたが、隊員の都合によりまして5月1日から採用になったということで、1カ月分の報酬を減額するというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 地元産材ということでは、私も29年度に開所するには間に合わないと思いま

す。という判断がありますが、今の答弁ですと、新しくほかから材料を買って、それから建設すると、そういう認識でよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 何回か説明申し上げましたが、そのようにしたいということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお伺いいたします。地方債の補正なんですけど、政府、日銀が今ゼロ金利、マイナス金利というようなことでやっているわけなんですけど、この金利の変動はないわけですか。この5パーセント以内ということになってはいますが、それらの点についてお伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

起債の借り入れの利率ということで、今、国でマイナス金利ということでございますが、いま、年度末、さらには出納閉鎖前、27年度の過疎債ですとか、辺地債、借り入れが実行されます。利率は、国の進めているマイナス金利ということで、地方債の利率につきましても影響はあるということでございます。どのくらいの影響かというのは、その時期になってみないとわかりませんけれども、おそらく下がってくるという予想がされます。

それで、ここの地方債の補正に出ています利率というのは、以内ということですので、5パーセントという意味ではございませんので、実際、借り入れるときは、今だと、実際になりますと0.2から5の間になるのではないかと思います。

以上です。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると5パーセント以内と書いてあるが、実際はまだまだ安くなっている。それで、マイナス金利が反映して、まだ安くなる可能性もあるということですか。はい、了解です。

○議長 ここで、先ほど答弁できなかつたので、その答弁したいとの申出がありますので、許します。(175ページの答弁)

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 先ほど多賀議員よりご質問のありました西会津高校の1年生の退学者数でありますけど、現時点までに3名の退学者が出ているようであります。このことから、現在の1学年の在籍者数は38名となったところであります。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（11 時 56 分）

○議長 再開します。（13 時 00 分）

日程第 6、議案第 12 号、平成 27 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第 12 号、平成 27 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

議案第 10 号におきまして、特別会計の廃止についての条例をご議決をいただきましたが、商業団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成 4 年 4 月 1 日に特別会計を設置し、事業を推進してきたところであります。これまでの個別分譲方式からテナント方式へ整備方針が変更となり、このたび商業団地 A 区画に地域連携販売力強化施設が完成することとなりましたので、本特別会計を設置していた所期の目的が達成し、会計を廃止することに伴い、補正を行うものであります。

それでは、予算書をご覧ください。

平成 27 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,348 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目商業団地使用料 1 千円の増は、電柱・支線の使用料が確定したことによる増額計上であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 7 千円の増は、確定した前年度繰越金の差額分を計上したものであります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の増は、預金利子確定による増額計上であります。

次に歳出であります。5 ページをご覧ください。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 48 万 7 千円の増額、並びに 2 款予備費、1 項 1 目予備費 47 万 8 千円の減額であります。本特別会計の廃止による一般会計への繰出金及び予備費の調整を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第13号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　議案第13号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3次）の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。

今次の補正は、今年度に3区画の分譲を予定しておりましたが、2区画の分譲見込みとなったことから、歳入歳出それぞれにおいて調整を行うものであります。これにより住宅団地の分譲につきましては、69区画中、55区画が分譲され、未分譲区画は14区画となる見込みであります。

それでは、予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、476万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,776万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

2款財産収入、2項1目不動産売払収入476万7千円の減額は、当初3区画分の分譲収

入を見込んでおりましたが、2区画分の分譲見込みとなったため、1区画分を減額するものであります。

次に5ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費476万7千円の減額であります。事業費の確定見込みによる分譲促進謝礼や修繕料、新聞広告料、住宅団地購入費補助金などを減額するものであります。以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　今の説明で修繕料とありましたが、145万1千円。どのようなものでしょうか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　修繕料についてのご質問にお答えしたいと思います。

住宅団地内のインターロッキングで、歩道をちょっと整備しているんですが、その部分、除雪等とかございまして、ちょっと傷んでいるということでございますので、事業費、分譲収入が減ったものですから、事業費もそれに見合まして減額したということで、若干今回、今、歩道のほうは補修しておりますが、その分譲収入が減額した分を見合せて減らしたということになりますので、ご理解いただければと思います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　今年度は3区画の分譲を予定して、結果的に2区画の分譲に終わったということとあります。ここの分譲に関しましては、いろんな町で支援策をやっているんですが、売れた2区画は、本町のやっている、いわゆる分譲に関する支援策にはまるような人なのか、どのような方がお買いになられたのか、ということと、あと残り14区画あるということとあります。これから新たな分譲の支援策、例えば商業スペースのありようだったり、検討事項、あるようではありますが、新年度に向けて新たな分譲支援策の検討なんかはなされているのか、2点お尋ねします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　2区画分を購入された方、町のどのような定住支援策を受けたかというようなご質問に、まずお答えしたいと思います。

まず住宅団地を購入された方については、町の定住関係の新築の部分で100万円の補助金を受けられるということと、あと住宅団地の分譲の補助金ということで、お一人の方が50万円。その要件が、本町に移住して住所を有して5年以内の方に対して、補助金が住宅団地を購入した場合は出るんですが、もうお一方は、ちょっと5年以上経過してしまったということから、補助金を出していないということでございます。そういうことで、一応2件のうち、定住部分については1件、住宅団地の補助金では2件というような部分で補助金を出しているということでございます。

あと、来年度以降どういような形で分譲促進を図っていくかという部分についてのご質問ですが、やはり、こちらの定住部分の、まず補助金をPRするというのと、あと先ほど来、子育て環境の充実という部分の補助金の拡大の部分も含めまして、町の有利な部



分をPRしていきたいと考えております。

あと、今後商業スペースという部分もいろいろ考えておりますが、今後、自治区内での協議を場を持ちながら、その辺の分譲について検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第14号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の確定及び給与改定に伴います人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,216万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明をいたします。5ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目未普及解消下水道補助金は200万円の減額です。

次に3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金は、23万5千円の減額です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、91万7千円の減額です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 200 万円の減額です。いずれも事業費が確定したことによる減額でございます。

次に歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 97 万円の減額です。役務費の手数料と人件費の調整によるものです。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は、418 万 2 千円の減額です。本年度の工事費の確定と人件費の調整によるものです。

3 ページにお戻り願います。

第 2 表地方債の補正についてご説明いたします。

下水道事業費の補正前限度額 2,500 万円を 200 万円減額し、補正後の限度額を 2,300 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 27 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 27 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 15 号、平成 27 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 15 号、平成 27 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、給与改定に伴います人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧願います。

平成 27 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内訳は、事項別明細書にて説明いたします。4ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入については、ございません。

歳出は、目内での組み換えをしております。

1款総務費、1項1目一般管理費で、給与改定に伴い人件費で7万5千円を増額し、需用費の光熱水費を同額、減額するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第16号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査と給与改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,519万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明をいたします。5ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金は214万円の減額、3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金は46万5千円の減額。いずれも事業費が確定したことによるものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は312万3千円の減額、7款町債、1項1目下水道事業債は310万円の減額です。いずれも事業費確定によるものでございます。

6ページ目をご覧くださいと思います。

歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は6万円の増額です。給与改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費は888万8千円の減額です。これは事業費の確定によるものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正についてご説明をいたします。

今回は変更でございまして、補正前の限度額1,290万円を310万円減額し、補正後の限度額を980万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　予算の内容については、わかりましたけれども、これで今年は何基整備されたことになるのでしょうか。また、これで合計何基整備されたことになりませんか、お答えをいただきましたと思います。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　個別排水処理の基数ということでございまして、本年度は17基整備をいたしました。これで307基ということでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　目標数量が800基と記憶しているんですけども、残りの対象世帯はどのくらいあって、今後の見通しについて伺います。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答えをいたします。

この事業につきまして、当初800基ということで目標を掲げまして、これにつきまして、800あれば全町的に下水道化されるということで立てた目標でございます。ですが、その後、やはり過疎化といいますか、空き家等できまして、かなり件数が減っておりますし

て、現段階では、ちょっと実態をまだはっきり把握できていないことがございますので、それらの実態を把握をしながら、いま 800 ということで目標を進めてございますが、実際はそれよりも少ない基数という形で全町的に下水道化できるような形で進めてまいりますので、ちょっと今後調査をしながら進めていきたいと思っております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 対象処理世帯は何世帯あって、どのくらいなんだろうとお聞きしたんですけれども。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えをいたします。

800 ということで目標を掲げながら実際進めておまして、現段階でも、まだ 800 という、その数字の中の、いま 307 基ということでございますので、基本的には、そのパーセンテージでいまのところいっております。なお、今後、詳細につきまして、実態を調査をしながら進めていきますが、現段階では 800 という形で考えております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もともとが対象処理世帯が 800 と解釈するんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 800 ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 これ上水道が入っていないがゆえにできないというところがあると思うんですが、この 800 のうち、それはだいたい対象的にどのくらいか、ちょっとわかれば。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回、個別排水処理ということで、いわゆる合併処理の浄化槽でございます。これを導入するに際しましては、特に上水道とか、そういうものではなくて、一般的な井戸でも加入はできますので、そういった意味からしますと、一応、全戸という形で対象となります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 27 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 27 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 17 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

- 健康福祉課長 議案第 17 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますので確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 27 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 448 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,800 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧ください。まず歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 669 万 7 千円の減額は、被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収者分の減によるものであります。2 目、普通徴収保険料 244 万 1 千円の増額は、納入通知書や口座振替により納入する保険料の増によるものであります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 45 万 3 千円の減は、システム改修費の減額であります。2 目保険基盤安定繰入金 71 万 9 千円の増額は、7 割、5 割、2 割等の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金の確定によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 49 万 6 千円の減額は、広域連合からの健康診査に係る負担金の減であります。

5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 45 万 3 千円の減額は、システム改修費の減額です。

2 款 1 項 1 目保健事業費 49 万 6 千円の減額は、健康診査委託料の減であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 353 万 7 千円の減額は、保険料負担金が減額したことにより広域連合への納付額も減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

- 多賀剛 1 点お尋ねします。歳入の後期高齢者医療保険料なんですが、特別徴収が 669 万円の減、普通徴収が 224 万円の増ということですが、その要因は、これ何でこうなったのか、お尋ねいたします。

- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 特別徴収が減額して普通徴収が増額したということではありますが、これは当初予算の編成上、その割合を人数で、人数案分をしていたところではありますが、実際は人によって、所得によって金額、違うものですから、その関係で特別徴収の方が少ない方が多かったというようなことで、普通徴収と特別徴収の入れ替えの部分が多い内容です。全体的にも減額になっておりますが、入れ替えになったというようなところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 歳入歳出それぞれこれだけ減額になっているということは、やはりそれだけ人口が減少したという影響が多大であるというような見受けられますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。

まず、後期高齢者医療の対象者であります。75歳以上の方が対象になりますので、75歳以上の方については、若干減少、人数は少なくなっております。あともう1つは、保険料が減額になっておりますので、これは軽減世帯が増えているというようなことで、保険料の減額なんかも、今回の448万6千円の減額の影響であるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第18号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第18号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定、診療施設勘定ともに最終補正であることから、確定額や決算見込み額でそれぞれ調整し、所要額を調整したものであります。

事業勘定につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費負担金と高額療養費負担金が増加しており、支払いに不足が生じることから増額計上をしております。その増加分につきましては、税の徴収見込みや交付金額等が確定したことによる増額や、経費で不要となるものを減額することで調整しましたが、なお不足が生ずることから、支払準備基金を

取崩して調整しました。

診療施設勘定につきましては、診療収入が、今後の状況も見込み調整したところ昨年度より若干減少となる見込みです。

反面、歳出では医師の3か月分の人件費や、施設管理費や医業費での減額を見込みましたが、診療収入だけでは不足を生ずることから一般会計から327万円の繰り入れをすることとしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,191万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,985万7千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ739万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,306万1千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債の補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

8ページをご覧いただきたいと思います。まず事業勘定の歳入です。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1万2千円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税153万8千円の増額であります。いずれも、徴収見込による調製であります。

9ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金771万5千円の増額は、確定によるものでございます。2項1目財政調整交付金137万7千円の減額は、特別調整交付金の確定によるものであります。

10ページをご覧ください。

9款繰入金、2項1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金1,398万9千円の増額です。支払準備基金から繰り入れするものであります。これは、のちほど歳出で説明いたしますが、一般被保険者の療養給付費が増加しましたが、国や県の負担金は概算払いで今年度分は確定していることから不足する分を基金より繰り入れするものであります。なお、今回繰り入れた分につきましては、来年度国県からの精算による負担金や繰越金等で繰り戻すことになります。

11ページをご覧ください。

11款諸収入、3項3目一般被保険者返納金93万7千円の増額は、資格喪失診療にかかる返納金です。

12ページをご覧ください。歳出であります。

1款の総務費の減額は、それぞれ確定による減額であります。



13 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 2,315 万 7 千円の増額は、一般被保険者に係る医療費の増加によるものです。当初予算では月平均 3,572 万円で見込んでおりましたが、今年度は、8 月、12 月、2 月の支払いが 4,100 万円を超えるなど、高額となっており、そのため、今後 2 か月分の支払いを 4,150 万円と見込み増額補正するものであります。平成 25 年度、平成 26 年度と、保険給付費につきましては低額で推移していたものであります。平成 27 年度は若干上昇しております。

この理由であります。高額医療該当者の増加であります。昨年度は 10 万点以上の高額該当件数は 1 年間で 54 件でありましたが、今年度はもう 2 カ月分を残して、すでに 56 件と増えております。特に新生物、ガンの件数が増加していることと、今までになかった感染症や血液の病気で高額医療の該当者が出てきたことによるものであります。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 163 万 2 千円の増額は、今ほど申し上げましたように高額該当者の増加によるものであります。

14 ページをご覧ください。

8 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事務費 120 万円の減額は、特定健康診査委託料の確定によるものであります。

15 ページをご覧ください。

10 款諸支出金、2 項 1 目診療施設勘定繰入金 116 万円の減額は、診療所施設整備等に係る特別調整交付金の減額であります。

次に、22 ページをご覧ください。診療施設勘定であります。

まず、歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 273 万 1 千円の減額、2 目社会保険診療報酬収入 50 万 5 千円の減額、4 目後期高齢者医療診療収入 165 万 9 千円の減額、5 目一部負担金収入 68 万円の減額は、医師 4 人体制による患者数の増加や流行り病などでの増収を見込んでおりましたが、現在、昨年度より全体で 4 パーセント程度下がるという見込みでありますので、調整をさせていただきました。

2 款訪問看護事業所収入、1 項 1 目介護報酬収入 115 万 9 千円の減額は、当初予算で前年度収入より 1 割程度の増加を見込んでおりましたが、全体で 4 パーセント程度の増加になる見込みであることから減額をしたものであります。

24 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 212 万 8 千円の増額は、歳入歳出の決算見込みの調整により不足する額を、一般会計より繰り入れするものであります。収入の不足による一般会計からの繰入金につきましては、前年度は 2,300 万円ほどを繰り入れしていただいたところですが、今年度は 327 万円の繰り入れとなっております。2 項 1 目事業勘定繰入金 116 万円の減額は、診療所の医療器械更新にかかる費用の確定によるものなどあります。

26 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 668 万 1 千円の減額は、医師の 3 か月分の人件費の減額が主なものであります。

27 ページをご覧ください。

2項1目研究研修費38万8千円の減、2款1項1目医療用機械器具費12万9千円の減、及び4款1項2目利子19万8千円の減は、確定額による減額であります。

6ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更であります。

過疎対策事業費につきまして、心電計付血圧脈波検査装置の購入額の決定に伴い、限度額3,470万円を10万円減額し、3,460万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る2月20日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の回答をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第19号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第19号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、今年度の最終補正であることから、介護保険給付費の今年度の支出状況を精査したところ、居宅介護サービス費は伸びているものの、地域密着型介護サービス費や施設介護サービス費が減少していることから、支出に支障の出ないように調整をしました。また、給付費が全体として当初見込みより減少していることから、国、県、町からの負担金や調整交付金も減額になっています。歳入、歳出を調整した結果、歳入に不足を生ずることから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れすることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 27 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,208 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 3,653 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。5 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 56 万円の増額は、第 1 号被保険者の滞納繰越分の保険料が納入されたことによるものであります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 345 万 3 千円の減額、2 項 1 目調整交付金 1,673 万 7 千円の減額。

4 款支払い基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 1,613 万 2 千円の減額。

6 ページにいきまして、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 176 万 1 千円の減額、並びに 7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 403 万 1 千円の減額は、保険給付費の総額が当初見込みより減少していることによる減額であります。

7 款繰入金、2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 930 万 4 千円の増額は、歳入歳出の調整の結果不足する分を基金より繰り入れするものであります。

次に、7 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 700 万円の増額、2 目地域密着型介護サービス給付費 1,350 万円の減額、3 目施設介護サービス給付費 1,450 万円の減額。

8 ページにいきまして、6 目居宅介護サービス計画給付費 100 万円の追加等につきましては、要介護認定者にかかるサービス給付費で、これまでの実績からの見込みによる増減であります。2 項 1 目介護予防サービス給付費 510 万円の減額、2 目地域密着型介護予防サービス給付費 800 万円の減額等は、要支援 1、2 の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費の見込みにより減額するものであります。

9 ページをご覧ください。

3 項 1 目審査支払手数料 8 万円の減額、4 項 1 目高額介護サービス費 40 万円の減額、5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 50 万円の減額等は、それぞれ、これまでの実績からの見込みによる減額であります。

10 ページをご覧ください。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費 250 万円の増額は、低所得者に対する居住費や食費に限度額を設けておりまして、限度額を越えた部分を給付するものであり、利用者の増加による増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 よくわからない面もあるんですが、いわゆる介護関連の需要というのは、私はどんどんこう伸びてきているというような感じをしているんですが、いま、ご説明あったなかで、居宅介護サービスは伸びているけれども、地域密着介護サービス減、施設介護サービスが減額になっっているということでもあります。施設介護サービスにおいても、以前も言ったかもしれませんが、待機者がいるくらい満床だという、私、認識なんですけど、いま、介護需要がこれほど伸びているなかで、何でこれ3,200万円ほどの減額になるのか、それわかりやすく説明してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

介護サービス費の減額の要因ということでございますが、今回、減額になりましたのは、当初予算からの比較でございます。ですので、当初予算では昨年度より増額を見込んでおります。それよりも減額になったということではございます。なかでも特に減額になっております地域密着型サービスの部分につきましては、先ほどの話にもありましたように、後ろのグループホームが1ユニットオープンしていないという部分での減額でありますし、施設介護サービス給付費の1,450万円の減額につきましては、老健の入所者が減っているということでございます。これにつきましては、老健の入所者、長期入所の方は減っているんですが、ショートステイの入所の方は増えております。ただ、ショートステイにつきましては、居宅介護サービス費のほうに計上になるということでございますので、そういった部分での、施設サービスから居宅サービスのほうにいったという部分もありますが、全体としても減っているようなところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 減額になったのは、当初予算で見込んでいたよりは減額になったということでもありますけれども、さっき聞いた民間の介護事業施設、フル稼働しなくて大丈夫なのかといったときは、ほかの施設を使ってサービスをしているし、しっかり対応しているということでありましたから、その民間介護事業所、1ユニット稼働していないから減という説明が、私、納得できません。

それとあと、施設介護に関しましては、老健の入所者数、ショートステイは増えているけれども、長期入所者数は減っているというご説明でしたが、じゃあ今現在空きがあるということなんでしょうか。そうじゃなくて、これだけ減になるということはどういうことなのか、もう一度その辺を説明してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず地域密着型、グループホームの関係でございますが、当初予算見込みでは、後ろのしょうぶ苑のグループホームも2ユニット開所するというので、18人入るだろうということで計画しておりましたが、支出を見込んでおりましたが、実際は1ユニット、オープンしていないということで、9人の入所ができない。ただ、その9人のうち、3名については他町村の施設には入所はしています。ただ全体的にやはり6名ほど減っているということでございます。その部分につきましては、居宅介護サービス費でいろんなサービスを受けているということでもあります。それで、その単価が施設に入所するよりも在宅できサ

ービスを受けたほうが給付費的には安いと、低いということでございます。

それから、介護老人保健施設の長期の方が減って、ショートステイが増えているということでありまして、全体枠は50で変わりありません。50人中で、今までは40人とか45人が長期入所の方でありましたが、現在、長期の入所の方が40人とか35人に減って、その減った分はショートステイというサービスを受けているということでもありますので、施設は満床でございます。施設は満床ですが、給付費自体は減っているというようなところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第19号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第20号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第20号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)の調製についてご説明をいたします。

今次の補正予算は、給与改定に伴う人件費の調整でございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成27年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内訳は、事項別明細書にてご説明をいたします。4ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入についてはございません。

歳出は、1款水道費、1項1目一般管理費で、給与改定に伴います人件費と役務費などの組み換えによるものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおり



ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 27 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 35 号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議案第 35 号、西会津町過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

事前に西会津町過疎地域自立促進計画と、その概要版を配付しております。厚い冊子と概要版です。2つを事前に配付しております。本日さらに参考資料として2枚、配付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

本計画については、1月26日開催の全員協議会でその概要を説明させていただきましたが、その後、参考資料の4にありますように、主な策定経過にありますように、町民への意見公募、県への意見照会、総合政策審議会への諮問などを行い、本日議会上程するものであります。

まず、本日配付いたしました参考資料をご覧いただきたいと思います。

1の過疎計画の策定についてであります。西会津町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定する計画であります。この過疎法は平成12年に制定され、これまで2度にわたり法律の有効期限が延長されております。現行法の有効期限は平成27年度末でしたが、有効期限が5年間延長され、平成32年度末となったところでございます。

今回策定する計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画でありまして、これまでの過疎計画と同様に、期間内に実施するハード・ソフトの事業を計画に盛り込むことで過疎対策事業債を活用できることから、今後実施が見込まれる事業を、できる限り計画に反映したところであります。

次に、2の過疎計画策定の目的、メリットであります。策定の目的は、都市との格差是正を図るため、自立促進に向けた産業の振興や交通通信体系の整備等を掲載し、ハード及びソフト事業を計画的に推進するものであります。この計画策定の最大のメリットは、事業実施にあたっての財政上の支援措置として、過疎対策事業債の借入れが可能となり、この過疎債は、町負担額の100パーセントを借りることができ、しかもその70パーセントが地方交付税に算入されるという有利な起債であります。

次に、3の計画策定の基本方針でありますけれども、(1)にありますように、西会津町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図ってまいりました。また、(2)にありますように、過疎法が5年間延長されることに伴い、策定するもので、新たな法律

の制定によるものではないことから、現行計画の内容をベースに見直しを行ったところがあります。

4の策定の経過については、先ほど述べたとおりでありますので、次のページをご覧くださいと思います。

5の意見公募の状況でありますけれども、町民からの意見公募はありませんでした。また県との事前協議では文言や数値等の修正が主な指摘で、内容や事業計画等に係る修正はありませんでした。

それでは、計画書の内容説明に入らせていただきます。厚い冊子が県のほうに提出する冊子となります。目次を開いていただきますと、1の基本的な事項から2の産業の振興、こういった項目がありまして、最終的に10のその他地域の自立促進に関し、必要な事項まで、10項目にわたって現況と問題点、その対策、事業計画について、冊子の中で記載しております。本日、概要版のほうで説明させていただきます、(2)のその対策、(3)の事業計画について述べさせていただきます。

内容の説明に入りますが、主な内容や今回追加や見直しを行った内容を中心にご説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

1の自立促進の基本方針であります、本町は、長期にわたる人口流出がつづき、他地域よりも早く高齢化社会が到来しており、次代を担う若年層の定住に向けた施策が必要とされております。

こうしたことから、昨年12月に人口減少対策、若者の定住対策として、策定いたしました西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るとともに、情報化社会の進展や産業構造の変化など社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、地域経済の活性化を図るとともに、快適で暮らしやすい環境づくりを進めるため、①にあります豊かで魅力あるまちづくりや、②の人と自然にやさしいまちづくり、③のこころ豊かな人を育むまちづくりをまちづくりの重点目標として位置付け、各種施策を推進していくこととしております。

2ページをご覧くださいと思います。

2の産業の振興であります。

まず、(1)の農業であります、①、②にありますように農地の集積による経営規模の拡大や集団的な生産組織の育成・複合経営を推進し、産地化・ブランド化、農産物の加工にも取り組み、農業の活性化を推進してまいります。④の畑作については、消費者の安全・安心志向にあった農産物として、健康な土づくりによる栽培の推進と流通の拡大・ブランド化を進め、冬期間の生産拡大のため園芸ハウス整備事業に引き続き取り組んでまいります。

(2)の林業では、③の菌床特用林産物のさらなる生産拡大を図るため、菌床栽培ハウスや培地生産施設を整備します。また、⑤の森林資源を活かした木質バイオマス生産施設を整備し、雇用機会の創出を図ります。

(3)の地場産業では、②の特産品の開発を積極的に進め、交流物産館よりっせや地域連携販売力強化施設等を活用して、観光と連携した物産振興を図ってまいります。



(4)の企業誘致であります、3ページをご覧くださいと思います。

①の就労の場の創出のため、町内企業への支援や若者に魅力ある企業の誘致を進めてまいります。

(5)の起業の促進については、町内全域に整備された情報インフラを活用したベンチャービジネスの導入など新たな事業創出を積極的に推進してまいります。

(6)の商業については、①にありますように、道の駅を町の農林産物や特産品の販売、観光交流の拠点施設として位置付け、越後街道の宿場町やふるさと自慢館、歴史、文化、観光と連携し、既存商店街と有機的に結びつけ、回遊性をもたせるなど、商業機能の充実を図るとともに、観光と連携した商業の振興を図ってまいります。

(7)の観光であります、①の平成26年に観光窓口が一元化されて民間主導で設立された、にしあいづ観光交流協会を中心として、観光分野のみならず、地域おこしや物産振興の取組みを推進してまいります。また、④の農業体験・田舎暮らし体験など、本町ならではのプログラムを構築し、グリーンツーリズムや教育旅行の推進を図ってまいります。

これら、産業の振興についての、具体的な事業計画につきましては4ページ、5ページに掲載のとおりであります。なお、園芸ハウス整備事業、パイプハウス導入事業からセミナーハウス整備事業までがハード事業であり、町内企業支援事業以下は、ソフト事業となっております。

次に、6ページをご覧くださいと思います。

3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてであります。

まず(1)の道路ですありますが、①の磐越自動車道の4車線化や国道49号の防災工事の促進、国道400号、459号のさらなる整備の促進、各県道にあっては、緊急性の高い箇所から整備を要望してまいります。②の町道については、特に、西会津町縦貫道路となる野沢柴崎線を重点的に改良を進め、早期完成を図ってまいります。

(2)の交通ですけれども、鉄道では、利用者の利便が図れる施設の整備や、町民バスの運行にあたっては、利用者の立場にたった利用しやすいバスの運行に努めてまいります。

(3)の情報化については、ケーブルテレビ網の付加価値を高めるため、放送サービスの高度化や各分野でのさらなる活用を図ってまいります。

(4)の地域間交流であります、⑤の現在も進めております沖縄県大宜味村、宮古島市、いわき市、東京都世田谷区、横浜市鶴見区、埼玉県三郷市との交流について引き続き実施してまいります。

これら、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についての、具体的な事業計画は7ページ、8ページに掲載のとおりであります。なお、野沢柴崎線から小型除雪用機械まではハード事業でありまして、一番下の道路施設メンテナンス調査以下は、ソフト事業となっております。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

4の生活環境の整備であります。

(1)の上下水道施設についてであります、①の水道施設については施設の老朽化が進行していることから、計画的に更新事業に取り組んで行くとともに、水道未整備の集落については水道施設の整備を促進してまいります。②の下水道については、野沢地区事業

の早期完成を目指すとともに、個別排水処理事業にあつては、普及率の拡大をはかるため一層の事業推進を図ってまいります。

(2)のごみ、し尿処理についてですが、④にありますように、ごみやし尿、斎場などの運営や施設管理については、喜多方地方広域市町村圏組合が行っておりますが、それぞれの施設の老朽化が進行していることから、計画的な更新を要望してまいります。

(3)の消防であります、消防力の機動化、各種消防施設の拡充、社会変化に対応した防災体制の確立、組織等の見直しを適時行ってまいります。

(4)の公営住宅については、良好な維持管理に努めるとともに、若者の定住、移住に向けた若者定住住宅の整備や、冬期間の快適な暮らしを推進するため、高齢者共同住宅の整備を図ってまいります。

(5)の公園整備については、さゆり公園周辺施設の整備充実を図り、さらに多くの方々に親しまれるよう、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

(6)の空き家については、新たに項目として追加したものでございます。地域住民の安心・安全の確保や、移住・定住、二地域居住などを推進するため、空き家の適正な管理、空き家バンクを活用して、空き家の有効活用を図ってまいります。

これら、生活環境の整備に関する具体的な事業計画については10ページ、11ページに掲載のとおりであります。全てハード事業となっております。

次に、12ページをご覧くださいと思います。

5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。

(1)の高齢者福祉につきましては、町の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、各種施策を地域住民と行政機関が一体となって展開してまいります。

(2)の地域福祉では、社会福祉協議会や地域包括支援センターとともに、地域の見守りネットワークづくりを進めていきます。

(3)の児童福祉については、認定こども園を整備し、よりよい保育環境・育児環境の整備を進めてまいります。

(4)の母子福祉にあつては、安定した生活と子供の養育のための援護活動の強化や障がい者福祉については、西会津町授産場やにこにこ相談所などと連携しながら社会復帰や社会参加を積極的に助長してまいります。

(5)の保健につきましては、13ページをご覧くださいと思います。

②にありますよう、食、運動、健(検)診を相互に連携させ、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

これら、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する具体的な事業計画は13、14ページに掲載のとおりでございます。ハード事業につきましては、介護老人保健施設憩いの森整備事業、認定こども園整備事業であり、高齢者生きがい対策事業からはソフト事業となっております。

次に、15ページをご覧くださいと思います。

6の医療の確保についてであります。住民が安心して住める医療体制の確保が望まれていることから、国保診療所の整備と機能強化、スタッフと内容の充実を図ってまいります。医療の確保に関する事業計画は、15ページに掲載のとおりでございます。医療機器の更

新などが主なもので、医師の確保対策事業はソフト事業となっております。

次に7の教育の振興についてであります。16ページをご覧くださいと思います。

(1)の学校教育であります。小中一貫教育の実施に向けて検討を進めてまいります。

(2)の社会教育については、西会津町生涯学習振興計画に基づき、生涯学習を積極的に推進してまいります。

(3)の社会体育につきましては、さゆり公園のより一層の利活用と、生涯スポーツ体制の充実により、町民の健康づくりに努めてまいります。

教育の振興に関する事業計画は、16、17ページ掲載のとおりであります。なお、本計画のうち小中学校交流事業、奥川健康マラソン大会はソフト事業となっております。

次に、18ページをご覧くださいと思います。

8の地域文化の振興等についてご説明します。③の歴史文化基本構想を策定し、文化財を生かした地域づくりに活用してまいります。⑤の芸術村事業については、芸術を通じた地域交流を、引き続き推進してまいります。

地域文化の振興等に関する事業計画は、18、19ページ掲載のとおりとなっております。本計画は全事業がソフト事業であります。

次に、20ページをご覧くださいと思います。

9の集落の整備についてであります。都市との交流を通じて、町の魅力をアピールするとともに、定住条件の整備を図ってまいります。また、集落支援員を引き続き配置してまいります。

集落の整備に関する事業計画は、20ページに掲載のとおりでございます。

次に21ページをご覧くださいと思います。

10のその他地域の自立促進に関し必要な事項についてであります。

(1)の克雪利雪ですが、①では克雪活動の組織化を進め、町民と行政が一体となった除排雪体制を確立してまいります。

(2)の地域活性化と定住促進ですが、①の人口減少対策及び若者定住に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略の円滑かつ積極的な事業推進を図ってまいります。②の活力ある地域づくりへの支援。③の移住、定住者への情報発信や空き家の利活用など総合的な移住、定住対策を推進してまいります。④の若者リーダー育成事業や⑤の地域おこし協力隊の配置事業などをおして、若者の定住を推進してまいります。

その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事業計画は、21から24ページ掲載のとおりであります。本計画は全事業がソフト事業となっております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会のご議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満　11ページの若者定住住宅の整備及び高齢者共同住宅の整備等がございますが、これは今すぐできなくても、この5年の中で、かなり具体的な構想を持って取り組まない間に合わないといえますか、その必要性がかなり強いと思うんですが、具体的な時期、

あるいはどこにつくるとかというところまでの考え方、まとまっているのかどうかお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず若者定住の件についてお答えしたいと思います。

確かに若者定住ということは、大変重要な課題かなと考えておりますので、まだ具体的にどこにどう整備するという部分は考えておりませんが、喫緊の課題として、来年度というよりも、次年、29年度ぐらいには、ぜひその計画をまとめて考えていきたいということで、担当課のほうでは考えております。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 若者定住住宅、形はこれからですけれども、例えば、今、町で進めている住宅団地ありますけれども、これからすぐ対応するという場所の指定となってくると、せっかく空いているわけですから、そういうところにやっぱり町としても考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに私は考えています。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうからは高齢者共同住宅の整備についてという部分についてお答えをいたしたいと思います。

先日の一般質問の中にもございましたが、西会津町、高齢化率高くなりまして、また、ひとり暮らし高齢者も多くなってきているということでもありますので、特に冬期間の高齢者の共同住宅という部分は、これから必要になってくるのかなということもございます。そのために、公共施設、空いている公共施設なんかの改修なんかも含めて、今後、早急に検討していきたいと。あと空き家なんかの利活用なんかも含めて、早急に検討していきたいというふうに考えております。まだ具体的に何年とかという部分まではいっていないところでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 西会津の中学校から認定保育園まで、森野地区にまとめて整備がされるわけですが、旧尾野本小学校のあれだけの広大な敷地があるわけですが、あそこの利用等については、私はやはり若い人たちの、そういう定住ということに関しては、非常に訴えるものがあるのではないかなと考えておりますが、そこら辺の小学校跡地の利用については、具体的にはまだ持っておりませんか、ちょっとお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まだ具体的に、そこにどういう建物を建てたり、利用するかということは、まだはっきり決めてはおりません。とりあえず、やっぱり住宅の老朽化しているところについては、これは撤去したいというふうに考えておりますから、その後、いろいろここには有効的な活用方法もあるんじゃないかなと、例えば、企業誘致とか、そういった場合については、やっぱりこういう場所もありますよという、1つの大きな素材になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

9 ページの生活環境の整備の（1）の①、上水道施設の整備で、水道未整備の集落についても、必要に応じ給水区域の拡張など、水道施設の整備を促進しますとありますが、ここに書いてあるとおり、必要に応じ、例えば水道を引いていない方々にしてみれば、本当に喫緊の課題だと思うんですが、一刻も早く水道がきてほしいなと心待ちにしている町民の皆さんに、わかりやすく、こういう基準で順次やっていきますという説明をいただければいいと思うんですが、それが1点と。

その次のページの（6）空き家でございますが、空き家の適正な管理を促すとともに、空き家バンクを活用してとあるんですが、現在の進捗状況等あれば、ご説明願えますか、お願いします。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 では水道については、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

今回の過疎計画の中で、水道施設については、計画的にと、またあと未整備の集落ということで、本町には現在11ほど未普及の集落がございます。そこにつきましては、上水道の近辺の集落もございまして、またぼんと離れている集落もございまして。その水道については、基本的にはそこに住んでいらっしゃる方の合意をいただいて、その中で拡張したほうがいいのか、また新たにつくったほうがいいのか、その集落の中で組合をつくっていただいて、そこに対して町からご支援をするのがいいのか、それは各々ご相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。

基本的には、合意形成ができれば、やはり皆さん水道に入っていただければというふうに考えておりますので、そういったケースバイケースに応じながら、町としては進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 空き家バンクの登録件数でよろしいでしょうか。空き家バンクの登録件数でございますが、現在5件の登録がございます。地区別に申し上げますと、群岡地区が3件、新郷地区が1件、奥川地区が1件ということで、計5件、空き家バンクとして登録しておりますが、まだそれを登録はしておりますけれども、それを仲介して売買とか、借用しているという事例はまだございません。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 水道に関しては、結構いろんな方々からもお話聞いていますので、町のほうからもいろいろ提案等して、一刻も早く生活環境の改善に取り組んでいただければと思います。

空き家バンクに関してですが、ちょっと資料がごちゃごちゃになってしまって、ちょっとわからないんですが、700何十件のいま、西会津町に空き家があって、正直、5件という数字を聞くとびっくりするんですが、以前、都会に住んでいる方とお話する機会があって、安く、要は田舎のほうの家が手に入るのであれば、ぜひこういうところに引っ越してきて、自然に囲まれた環境で子育てもしたいし、生活もしていきたいなっていう声を聞いたんですね。ですが、やっぱりこの5件では、ちょっとなかなか、例えば選ぶほうにしてみれば、もっと選ぶ件数等があれば、ああ、この家がいいな、あの家がいいなというふう

に、選ぶ選択肢も広がると思うんですが、今後、この件数を増やしていくために、どのような努力をお考えでございますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 確かに空き家調査の中で、住家ではない部分で空き家が745というよう  
な形でお伺いしております。現在、先ほど空き家条例を担当している課としては、これか  
ら建築士さん、専門家を入れて、住めるかどうかという部分を調査すると、来年度調査す  
るとい部分になっておりますが、やはり一番空き家バンクで登録が伸びない現状は、や  
はり登記が直っていないというのが一番大きな課題となっております。それが、祖父母の  
代とか、あるいは明治時代のもありまして、そういう関係から、なかなか相続関係で、空  
き家の方はほとんど売りたいという方がほとんどなんです、なかなかその手続きが取り  
にくいというのが一番大きな、登録が進まない原因となっております。

ですので、一応、簡単に登録できる方法とか、いろいろあるんですが、やはり権利関係  
をはっきりさせないと、なかなか責任を持って行政として紹介できないという事例もござ  
いますので、ぜひ、そういういい物件がありましたら、ご紹介いただければなというよう  
なことも考えております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 役場の皆さんのご努力には本当に頭が下がる思いではございますが、この西会  
津町の人口が、今、減少していく中で、そういう他市町村から住んでみたいなんていう声  
というのは、非常にありがたい意見だと思うんです。それを受け入れる体制を一刻も早く  
築いて、例えば、その住める家というのも選択肢の1つに入ると思いますので、その登記、  
権利等も確かに問題もありますが、やっぱり私は、そういう問題があっても、それを解決  
するのは人と人だと思うんです。やっぱり役場のほうからも地域住民の方々と関係を密に  
取っていただいて、この素晴らしい方向性をもっと充実してほしいなと思っております、いか  
がでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 確かに議員ご指摘のように、課の人間関係を持って、親切にというか、  
丁寧に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの計画についてお尋ねしますが、1月にわれわれ全員協議会で内容を示  
されたわけでありますけれども、その後、パブリックコメント等はまたつく出てこなかつ  
た。それで、県の事前協議の中では文言等の整理で、中身の変更はあまりなかったとい  
うことでありましたが、中身はほとんど変わらず、変更するところがなかったのか、あつた  
のか、1点と。

あと、この計画は、当然、総合計画、あるいは、まち・ひと・しごと創生総合戦略との  
整合性を図っていくということではあります、それは当然なことではありまして、この計画  
に、いわゆる事業計画に載った事業、ハード、ソフトいろいろありますけれども、それは  
どういうふうに捉えたらいいのか、この事業は、必ずやっていくんだ、あるいはなるだけ  
やっていきたい。これから検討も含めてやらない事業も結構ある、その位置付けはどのく

らの温度で捉えていったらいいのかを、まずお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まず1点目の県と協議についてでありますけれども、先ほど県に提出する計画書ということで、厚い冊子があったわけですが、それを県の担当課のほうに、事前協議ということで提出いたしまして、関係する課で回覧していただいたというようなことで、そういったなかで、いろいろ指摘あったわけですが、先ほど言ったように、文言の修正関係とか、例えば、漁業組合だったら漁業協同組合にというような、きちっとした名称にしるよとか、あとは、文章的にきちっとわかるような文章に整理しろというようなことでありまして、先ほど言った10の項目の中で、こういうのをやったらいいだろうとか、そういったものはほとんどなくて、内容等の訂正はほぼなかったと。あと事業計画についても、町が計上しました事業についても、こういった事業計画については何ら修正しなさいよとか、変更しなさいよというような指摘事項はなかったというような状況でございます。

それから、今回、計上しました事業計画、ソフトからハードでありますけれども、ここには一番最初の参考資料でもいっていますけれども、5年間で実施するハード、ソフトの事業を盛り込むということで、本当に有利な過疎債が利用できるということですので、基本的にまち・ひと・しごと創生事業に盛り込んだ事業とか、それから実施計画に盛り込んだ事業、そういった5年間でやる事業をここに計上することによって、こういった過疎債の有利な事業ができるわけですから、経費的にも、財源的にも有効な起債を使うためにも、事業推進が図れるのかなということでもありますので、そういったことと合わせて調整しながら計上させていただいたということでもあります。

全事業をやりますと、かなりの事業費になるわけですから、必ずしも全事業ができるというわけではないわけですので、当然これは3年間の実施計画、ローリングの中で、毎年毎年調整しながら、町の財政と調整して、実施できるものから、また緊急性の高いもの、町にとって今後のまちづくりに必要なもの、そういうようなものを選択しながら、毎年毎年の事業計画を立ていく、そこに過疎債などを充当させるような、そういったような考えで進めていきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 お話をうかがえば、この事業計画の載せたものは、なるだけなら事業としてやっていきたいという認識で、私はいいのかなという思いします。ただ、これ5年の計画でありますから、5年の間にいろんな情勢の変化等があって、いろんなやらなければいけない事業が、これから必ず出てくると思います。そんな中に、今般この事業計画に示されていないけれども、追加で、いわゆる事業、ハードでもソフトでも追加することもできるのか、要は、ここに私はノミネートしておかないと、いざ事業をするとき過疎債が使えないというような、私、認識でいるんですが、これ以外の部分、これから出てくると思うんですが、それは途中からでも計画に追加することができるのかどうか、お尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 計画の変更についてですが、これは、これまでもこういった過疎計画になかったものを、緊急性の高いもの、優先度の高いものが入ってきた場合に、計画

の変更ということで、議会のほうにもご提案しながら、そういう変更してきたというようなことをございますので、今後もそういった事態があれば、また変更ということで上程したいということをございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 産業の振興ということのなかで、林業、今、木質バイオマスということ、町でも口で唱えるようになりました。これは具体的に生産施設を整備ということは、そういう加工場というか、働くところを想像されますが、これはこの5年間の中で整備を進めていくのかと思いますが、その点と。

あと商業関係で、3ページの地域連携販売力強化施設が増設されたこと、その中で、まちなかに自慢館を含めた歴史文化観光と、これいつもこういう連携した話が出るわけですよ、これ何十年も。それで、具体的な、いつもそういう形が、今度は形をつくっていかないとどうなのかなと、そう思います。この言葉のなかにも、これからいろいろその中で進めたなかでまとめていくんだらうと思いますが、この既存商店街との有機的な結びつきとか、回遊性を持たせるといような文言があります。またその下には、直接そういう観光的なことにはつながるかどうかわかりませんが、商工会との中でも制度資金の拡充を図るといことも入っていますが、商店街ということでもありますので、制度資金の拡充といことの中に、町独自の本当のまちなかに足を運んでいただくには、やはり、例えば、町のなかで観光的に力を入れて頑張りたいと、もし手を挙げた方があれば、その方にも拡充を、商店の拡充を図れるならば、その見えた観光、足を運べる観光が見られるのかなと、これいつも感じますが、その点に対しての、これからのいろんな話の中での進み方があるんだらうと思いますが、その点の方向性でもちょっとお示しいただけませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 木質バイオマスの計画ですけれども、この前、一般質問でも出されましたが、5年間の中でしっかりと形をつくっていかなければならないという、そういう意気込みで取り組んでまいります。したがって、28年度で概ね計画づくりをしっかりと定めていきたいということでもあります。

それから、文言のというのは、これは文章で、そうした取り組みの前提で方向性を示しているわけですから、そういう文言にはなるかと思ひます。販売力強化施設、よりっせの道の駅ですので、このままの文言を使っていくわけでは決してありません。これから、いよいよ、形づくられていけば、あそこの名前をどうするかということにも、これから公募したり何かして、新しい販売施設の名前を取り付けて、そこに書き入れていく、それを出して親しみやすい名前にしていくということでもあります。

それから、たぶんまちなかで個人的に何かやりたいという場合について、町として具体的にそういう方々にどれだけの支援をしてくれるのかということだと思ひますけれども、これは町単独で、まちなかに入ってそういったことをやるということではなくて、やっぱりまちなか全体というのは商工会が事業主体となって、やっぱりやっていくべきだらうというふうに思っています。そのために商店街づくりとか、あるいは今回のふるさと自慢館もそうですけれども、これだっていえば、半分の補助のうちの90パーセントは町がこれは出しているわけです。そうした自主的にまちづくり、景観も含めて、商店街のほうとタイ



アップしながら取り組んでいくということでもありますから、事業主体そのものは、やっぱり商工会やそういった方々が受け皿となって、ちゃんと対応していくのが筋ではないかなというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 順序立てるには、まったくそのとおりだと思います。ただ、せっかくこういうことを羅列しているわけですから、やはり町長として、まちなかの再生のことですね、町長としてこういうものでありたい、歴史的なもの、やはりこういうもの、やっぱり思いを思ってやれば、そういうことであれば協力しようとか、グループで何かやろうというようなことで、やはり方向性が見えれば、私はやりやすいのではないかなと。みんな商工会さんと、そういうメンバーの方が、確かに自立心を持って、政策を持ってやろう、これは一番理想であろうかと思いますが、やはり1つの目安があれば、私は努力目標ができるのではないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この近辺に、私はまちなか、きれいに景観づくりも含めて、そろっているなというところは、私は三島町だと思います。三島町に行けば、歩道もすっかり歩くとところと歩道はちゃんと区別をしながら、そこに屋号とか、暖簾とか、非常に歩いてみて、きれいな町だな、しっかりしているなというふうに感心しています。イメージとしては、ああいいうイメージをとって対応していきたいなど、できれば、これから電柱のない、そして歩道にもやさしいまちづくり、景観づくり、こういった取り組みがされれば、やっぱり歩いて少しまちなかを散策しようかなというふうになってくるんじゃないかなと、こういったところをしっかりと商店街づくりの中でも活かしていけばなというふうに思っています。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いいたします。今回のこの策定計画にあたって、パブリックコメントをやられた。それに対して1件の応募もなかったということは、町民の皆さんが関心が薄いのか、それとも周知徹底がうまくなかったのかということなんです。それと同時に、先ほど多賀議員も言うておられましたが、この計画に入らなかったからだめだということではなくて、やっぱり広く門戸を開いて、あとから出た、やってもらいたいとかという計画でも、重要性とか、そういうことによって門戸を開いてやっていきたいなというように思っていますが、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もちろん、これは情勢、情勢というのは町の情勢ではなくて、これからの、いわゆる全体の状況が変化をしていけば、新しいものもまた取り入れていかなければならないだろうというふうに思っていますし、また、もう1つは、これから可能性としては、どういものがあるかということ、いま、木質バイオマス計画、仮にこれがきちっと政策的に予算措置が必要だということになれば、これは新たに繰り込みしながら取り組んでいくことが1つと。

もう1つは、ちょうど全般的に見直しを行ってきました。しかし、一般質問の中にもいろいろこの出されてはおりますから、これから橋立3号橋という、非常に大きな橋梁の取り組みを行ってきました。これから西会津町全体にわたって、町道の重要路線という

ものについて、これからどういう整備をしなければならない箇所があるか、あるいは生活道路で、こういうところが必要じゃないかということも、例えば、この前もまちなかの座談会でやりましたけれども、やっぱり中央通りと裏通りの、1本線を引いてほしいというようなことも出ておりますし、あるいはこれから野沢と野沢の中央通り駅前から、この役場通りの中でも、1本中央に道路も1つ必要じゃないかという話も出ております。

こういったことも新しい道路であり、あるいはもっといろんな各地域に行けば、そういった道路網の整備という話が出される。これはやっぱり、ある程度、順位付けをもって計画に入れながら取り組んでいくということも必要ではないかなと、そういう取り組みもこれから、この計画づくりのなかで必要であれば、その都度対応していきたいなというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、学校教育の振興のことでちょっとお尋ねをしたいんですが、社会教育だとは思いますが、スポーツ少年団、町の小学生のスポーツ少年団の育成について、これどの辺に入ってくるのかなと。何かこの学校教育とはあまり直接関係ないので、何か消極的だということのかな、いま、人材の育成というのは非常に大事なところであって、小学生、中学生の育成は、本当に大事だと思います。そのなかでいま、小学生のそういう体力の向上イコール、スポーツの向上、私がずっと前から言っていますけれども、現在は中学校から学校を選ぶ時代だと、そういうことで、やっぱりスポーツの少年団の育成というのは、私は非常に大事なことだというふうに思っていますが、もっとこう位置付け的に、スポーツ少年団の育成というものをもっとうたって、積極的に育成をしていく、そういうようなことを私は望んでいますけれども、学校、教育委員会ではどのように考えておりますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 スポーツ少年団の関係でお答えしたいと思います。

確かに16ページの7、教育の振興の部分では、文言としては確かに表記はございませんが、主に社会体育の範疇に入るのかなというふうには思っております。それで、現在のスポーツ少年団の対応につきましては、以前、秦議員のほうからもいろいろ質問のなかでお答えいたしましたけれども、現在、2度ほどスポーツ少年団の皆さんの代表者会議をこれまで開催してまいりました。それで、いろんな運営方法ですとか、これからの組織のあり方、それから活動の仕方、いろいろ代表者との皆さんと意見交換をさせていただいておまして、もう少し代表者の皆さんも、時間はかかるだろうというようなご意見がありましたけれども、そういった方向でスポーツ少年団の発展、そういった部分で調整をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと文言の関係につきましては、今後のこの計画の見直し等の時点で考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、そういうスポ少の援助といいますか、そういう物心の援助というものは、今までやっていたのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

支援という意味では、かなり数年前になると思いますけれども、補助というような形を取っていた時代がございます。それで、いろんな諸事情で、現在は特に直接的な補助というのはございません。それらも、先ほど申し上げましたように、代表者会議の中でいろいろ話題になっております。ですから、しっかりとした方向性、位置付け、そういったものがあれば、町としての支援というのは、今後検討できるのかなというふうなお話もさせていただいておりますので、意見交換をする中で、よりよい方向性を見出していきたいなと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 とにかくスピード感を持って、とにかく人材育成については、小学生からとにかく育成するんだと、学校教育のなかでやるんだと、そのくらいの気持ちでやっていただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 9ページの生活環境整備の中の②なんですけれども、文言の最後に、末尾が必要で済んで終わっているんですが、その他を見ますと、推進していきますとか、要望していきます、図っていきますとありますが、概要版だからこうなのでしょう、何か意味があったのでしょうか。進めますとか書いていないので、ちょっと疑問に思いました。

あともう1点ですが、18ページ、平成28年度から32年度の間に、創作和太鼓の普及事業って書いてありますが、5年間の間でどのように進めるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 生活環境の②の下水道の関係ということで、他は促進しますなり、推進しますというなかで、必要ですという、ちょっと何か他とは違った表現になっているなどということでございまして、この下水道につきましても、3種類の事業で進めておりまして、公共下水道、農業集落排水、最後にこの個別排水処理事業という、3本立てによって普及を図っております。そういった意味からも、個別排水処理事業にあってはということで、普及率の拡大を図るためにこれを図っていくと、必要ですというよりも、図っていくというような感覚でこの文章については、要約版ではございますが、書かれてございます。ちょっと必要ですというのは、ちょっと他とのかなり違和感ありますので、確かにそういうふうな受け取られるのかと思っておりますが、図っていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、創作和太鼓のご質問にお答えいたします。

具体的な方策でございまして、現在考えておりますのは、まず児童生徒を対象にした形、これは学校との連携が必要ですが、いろいろいま、授業で取り組んでいるなかで、そういった適切なものがございまして、学校サイドと相談しながら取り入れてまいりたいと。

あとは、一般向けですが、これは現在想定しておりますのは、新しいやっばり講座というようものを立ち上げて、まずは人材の育成からスタートして、組織化にもっていききたいというふうにご考えてございます。

何れにいたしましても、これまでの伝統文化を守りながら、新しい町の文化を築き上げていきたいと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私からは、要望というような形で申し上げたいと思います。といいますのは、この過疎計画策定というのは、先ほど来、説明ありましたように、いろいろ有利な起債をもって事業に取り組むと、そして、5年延長されたということは、あと5年しかないというような気持ちで、まず取り組んでいただきたいなど。内容については、西会津町総合計画、基本構想、基本計画後期と西会津町まち・ひと・しごとの総合戦略、整合性を図るというようなことで、いろいろ事業を重複していると、これは当然かと思えます。

要は、いくらい計画されても、要は実行力です、結果。そういうことで、これは執行者のトップである町長に、とにかく早期の決断、早期の実行、先ほど同僚議員からスピード感を持ってという話がありましたけれども、最近町長の口から、スピード感という言葉も聞いたのかなという感じも受けます。それらを含めまして、とにかくやるのが一番です。よりよい事業をより早くやっていただくよう要望しておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 即、例えば、災害復旧とか、そういう本当に即対応すべきところについては対応していますよ。それ以降については、いろいろ財源との調整を図りながら、これは全く財源のないところに事業費だけを付けて、さあやれと言われたって、これどうしようもないんであります、ですから、やっぱりこういう補正が必要なところには補正にちゃんと必要性を図って、そして年次計画で必要なものについては、ちゃんと年次計画をもって、そしてそれを対応しているわけです。ですから、決算の段階においては、じゃあこれが事業的にどのくらいの執行率であったかという、97パーセントだったとか、そういうことになってくるわけですから、単年度でやれる事業というのは、もうそれぞれスピード感を持ってやっているわけです。

例えば、ちょっと雑談になりますけれども、新しい事業がこれからここで決定をされます。これを入札にかけるとなると、もう2カ月くらいかかってしまうんですよ、どんなことをしても。それで、そうなってくると、それからいよいよ事業が始まるということになって、今年諮って、いよいよこれを予算を付けて諮って、この入札にかけて事業をやって完了するということになってくると、本当に11月か12月までになってしまうんです。そういうことでありますので、できるだけ早い時期に入札をし、そして事業を推し進める。

こういうことをしながら対応しているわけですから、これはあくまでも単年度事業でどれだけやるかというスピード感を持ってやっているということだけは認識していただきたい。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 単年度の事業、それはやっているというのはそれでよろしいかと思えます。ただ、いま、ここに計画をあげた、そしていままでも計画を立てたものに対して、どうも動きが鈍いと思っているんです。計画は立っているんですけども、なかなかそれが目に見えてこないというか、ですから、いままでも、昨日ですか、昨日の一般質問の中でもお話ししましたが、やはりいま、何が一番急がなければならないかと、その、いろいろ

る順序、優先順位というのもそれぞれ考えてやっておられるんでしょうけれども、私たちにすれば、まだスピード感を持ってやっていただきたいという思いであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何を言っているんだかちょっとね、私にはわかりませんよ。単年度事業ですよ、まず。これ単年度事業をやらなくて、後年度にもってきてやるなんていうことにはいかないんですから、単年度をまずしっかりやって、次の年度の事業は3年計画でちゃんと予算付けされているんです。これは財政計画のもとにしっかりやっているわけですから、そういうことを認識しないで、何を言ってそういうことを言っているんだから、ちょっとはっきり言ってわかりませんが、私はやっぱり、町長だけの内容ではないんです。やっぱりこれは各課、全部あがってきたものについて、どれだけ予算付けできるか、これはどういうふうにしなければならないか、県との調整、国との調整があり、補助金決定がなるかならないのか、こういったところまでしっかり定めながら、確実なものについて載せざるを得ないんです。

ですから、しっかりとした予算付けについては、裏付けとなるものを提示をして、そしてそれを3年計画の中で、できるものについてはいち早く取り入れていく。こういうことでやっておりますので、その点だけは理解をしていただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、2年でできることを3年かかっているんじゃないかという意味で言っているんです。ですから、なるべく早くやっていただきたいと。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 議場の中が混乱して、さらに混乱しているようなので、ちょっと私、もう一回確認したいんですが、10番議員の質疑で、ある程度私もそうだなと思って聞いていたんですが、そこから何か大きく自立促進計画から何か実施計画内容のような話にずっといっているようなので、ちょっと確認させてほしいんですけれども、この自立促進計画、これは農業振興計画などのように、予算を持たない計画のジャンル、実施計画、総合計画などの予算を持った計画に対して、過疎債を起債して事業を行っていく、その中に、この計画バリューを記載して、提出しておいて、過疎債の起債に合わせて承認もらうというような体質の計画だと思うんですが、これが全部5年で実施するのしないのという、先ほどの課長さんたちの回答からも、今は考えていない、将来はやっていけるものもあるだろう、だから、裾野を広く持った計画の記載がなされているんだろうと私は思うんですが、全部実施計画から、総合計画から全てを細かく拾っていったものではなくて、おそらく、それを実施計画に移して、さらに広く、同じ関連した項目も広く計画として名前を広く拾って入れてあるのではないのかなと、私はみていたんですけれども、そのところをちょっともう一回確認させてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これから西会津町が、やっぱりこういうことが事業で必要ではないかということ、幅広く過疎計画に入れていくということは、非常に有利なわけですよ。そうすると、国や県のほうでも、ああこの町はこういう仕事を持っているんだと、それで、言われますよやっぱり、これ過疎計画に載っていますかと、ですからこの過疎計画の中に、町の事

業だけではないですよ、これ広域の事業も載っているんですよ。ですから、そういったことまで幅広い意味において考えていただいて、そして、ここからやっぱり実現可能なものについて、いち早く取り入れていく、その状況を考えていく。こういう計画のサイクルですから、これは辺地も同じなんですよ、だからそんな理解をしていただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 先ほどから、細かい部分の計画を質疑されていたようですが、今の町長のご答弁で、自分の認識も概ね当たっているんだらうということで解釈しましたので、以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、西会津町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(15時19分)

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月14日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第11号）

平成28年3月14日 午前10時開議

開 議

- |       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1  | 議案第22号 | 平成28年度西会津町一般会計予算           |
| 日程第2  | 議案第23号 | 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算   |
| 日程第3  | 議案第24号 | 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算   |
| 日程第4  | 議案第25号 | 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計予算    |
| 日程第5  | 議案第26号 | 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6  | 議案第27号 | 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算   |
| 日程第7  | 議案第28号 | 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算    |
| 日程第8  | 議案第29号 | 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算     |
| 日程第9  | 議案第30号 | 平成28年度西会津町介護保険特別会計予算       |
| 日程第10 | 議案第31号 | 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算    |
| 日程第11 | 議案第32号 | 平成28年度西会津町水道事業会計予算         |
| 日程第12 | 議案第33号 | 平成28年度西会津町本町財産区特別会計予算      |

延 会

（各常任委員会）



○議長 おはようございます。平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算から、日程第 12、議案第 33 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 22 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、定住交流促進事業、合宿交流施設基本構想策定事業、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業、道路整備計画調査及び横町館跡発掘調査事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算編成の基本方針であります。平成 28 年度は、5 年後である平成 32 年度の財政健全化を目指す、経済・財政再生計画の初年度にあたり、経済の好循環の拡大や人口減少と地域経済縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけるためのまち・ひと・しごとの創生などを進め、経済再生と財政健全化の両方を目指すこととしたところであります。

また、安部内閣が掲げる一億総活躍社会の実現や環太平洋経済連携協定、いわゆる TPP の大筋合意を踏まえた対応を予算に盛り込むとともに、聖域なき徹底した事業の見直しなどによる歳出改革を進める方針を示しましたが、景気回復に伴う法人税や所得税の税収の伸びを見込み、税収を 25 年ぶりに高水準とするなど、平成 28 年度予算案を過去最大の 96 兆 7,200 億円程度とする方針を出したところであります。

しかし、国では、地方税や地方交付税などの地方自治体が自由に使える一般財源の総額を平成 30 年度までは、平成 27 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、確保するとしておりましたが、地方交付税総額は、現時点で前年度比 0.3 パーセント減の 16 兆 7,003 億円、額にして 545 億円の減額で見込まれており、また、平成 27 年度に実施した国勢調査の影響や今後の動向等が不透明であることから、地方財政を取り巻く情勢は依然として厳しいものとなっております。

一方、県におきましては、東日本大震災からの復興・再生に向けた多額の財政需要に適切に対応しつつ、地方創生事業など新たな課題にも柔軟に対応するために、必要な財源の確保が重要であるとしているものの、地方交付税総額は減額となる見込みであり、依然として厳しい状況であることから、今まで実施してきた事業の効果を検証するとともに、事業の見直しや廃止・統合を図る方針を示したところであります。

このような、国・県の状況を踏まえ、本町におきましては、平成 28 年度に子育て支援の拠点施設となる保育型の認定こども園を整備するほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる地域の活力再生に資する新たな事業を着実に遂行し、具現化しなければならないことから、引き続き中長期的視点に立った計画的な財政運営と、健全財政の維持に努めなければなりません。

したがって、平成 28 年度の当初予算編成にあたりましては、国・県の予算編成や税制改正等の動向などを注視しながら情報収集に努め、歳入においては過大見積りとならないよう的確に見込むとともに、歳出においては、「みんなの声が響くまち にしあいつ」を基本理念とした西会津町総合計画や町の憲法であるまちづくり基本条例が目指す協働によるまちづくりの実現に向け、町民の皆さんの暮らしに直結した各種事業を各方面にわたり計上するとともに、地域経済活性化をより一層推進するため、「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとした定住促進と交流人口の拡大を総合的に推進していくことといたしました。

また、平成 28 年度から事業が新たに開始される西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、雇用の創出、町への新しい人の流れづくり、若い世代の結婚・出産・子育てへの支援、安心な暮らしを守り、地域づくりの推進の 4 つの基本目標を達成するための各種事業を予算計上したところであります。

この結果、平成 28 年度一般会計予算の総額は、63 億 9,700 万円で、前年度比 5,100 万円、率にして 0.8 パーセントの増となり、過去最大の当初予算額となったところであります。

これらの財源といたしましては、町税や地方交付税、国、県支出金、町債などを見込みましたが、地方交付税の減額や認定こども園整備事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業などの新規事業の予算計上などにより、財政調整基金から 6 億円を投入し、予算編成を行ったところであります。

なお本町の財政状況であります。去る 3 月 4 日に開催されました全員協議会でご説明いたしましたとおり、国が示す地方公共団体財政健全化法等に基づく健全化判断比率は、全て適正値の範囲内で推移しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、安定した財政運営の構築を図るため、町独自に中長期的な財政計画や公債費負担適正化計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

それでは、平成 28 年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 28 年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63 億 9,700 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費。賃金に係るものは除きます、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

事前に予算書と一緒にご配りいたしました当初予算資料、この資料でございますが、この資料でご説明をさせていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款町税は、5億7,559万1千円の計上であります。個人住民税や固定資産税、軽自動車税の増などにより、前年度より1,050万2千円の増額となりました。

次に、2款地方譲与税8,000万円、3款利子割交付金70万円、4款配当割交付金30万円、5款株式等譲渡所得割交付金30万円、6款地方消費税交付金1億1千万円、7款自動車取得税交付金2,100万円、8款地方特例交付金70万円。これらにつきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

9款地方交付税は、25億7,687万2千円の計上であります。その内訳といたしましては、普通地方交付税で23億8,687万2千円の計上ですが、先ほどもご説明いたしました、地方財政計画のマイナス0.3パーセントや国勢調査の人口減少などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では944万8千円、0.4パーセントの減。前年度決定ベースでの比較では2億4,265万7千円、9.2パーセントの減となったところであります。

また、特別地方交付税につきましては、前年度同額の1億9千万円を計上いたしました。

次に、10款交通安全対策特別交付金60万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページをご覧ください。

11款分担金及び負担金1,960万3千円の計上につきましては、保育所運営費負担金1,700万円などがあります。

12款使用料及び手数料1億5,057万9千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料5,616万円、インターネット使用料2,974万7千円、町営住宅使用料4,131万1千円などがあります。

13款国庫支出金5億3,358万5千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金6,046万2千円、児童手当給付費負担金4,804万円、社会資本整備総合交付金の町道野沢柴崎線などの道路事業3億1,625万円、同じく野沢駅通り公園整備事業などの都市再生整備計画事業4,130万円などがあります。

14款県支出金7億1,913万5千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金3,095

万3千円、8ページに行きまして、電源立地地域対策交付金3,381万8千円、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金8,370万円、中山間地域等直接支払交付金5,664万6千円、多面的機能支払交付金3,577万6千円、認定こども園整備事業に係る森林整備加速化・林業再生基金事業補助金2億3千万円などであります。

9ページをご覧ください。

15款財産収入1,145万8千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入894万3千円などあります。

16款寄附金500万1千円の計上は、ふるさと応援寄附金500万円などあります。

17款繰入金6億4,600万5千円の計上は、財政調整基金繰入金6億円、庁舎整備基金繰入金3,940万円などあります。

18款繰越金6,000万円は、前年度からの繰越金であります。

19款諸収入6,867万1千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入2,500万円、福島ホープス西会津球場の防球ネット設置工事に係るスポーツ振興くじ助成金2,000万円、電源立地交付金である未来を描く市町村等支援事業助成金500万円、克雪体制支援調査費補助金150万円などあります。

10ページをご覧ください。

20款町債8億1,690万円の計上は、辺地対策事業債3,050万円、過疎対策事業債6億310万円、臨時財政対策債1億7,760万円などあります。

11ページをご覧ください。11ページからは、歳出であります。

まず、1款議会費9,346万6千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2款総務費10億9,442万1千円の計上は、総合行政情報システム事業5,820万1千円、財政調整基金積立金3,056万1千円、太陽光発電施設等設置事業8,400万円、旧西会津小学校の給食棟解体工事などの役場庁舎移転整備等事業3,940万円、温泉施設管理業務委託料3,271万5千円、今年度から1名増員し、5名体制とする地域おこし協力隊配置事業2,071万3千円、12ページに行きまして、ケーブルテレビ運営事業7,546万4千円、インターネット運営事業2,215万1千円、デマンドバス運行事業8,337万6千円などあります。

3款民生費17億1,890万円の計上は、支給対象を第1子からとし、子育て支援の充実を図った出産祝金810万円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金7,681万2千円、国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金3,386万8千円、事業の拡充を図ることとした後継者対策事業400万円、平成27年度より事業を開始した雪処理支援隊事業273万2千円、介護保険特別会計繰出金1億7,598万8千円、後期高齢者医療費・療養給付費負担金1億2万5千円、13ページに行きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金4,161万8千円、障がい福祉サービス費1億2,381万5千円、子育て医療費サポート事業助成費1,545万9千円、乳幼児家庭子育て応援金540万円、児童手当6,922万5千円、保育所業務委託料1億6,540万9千円、認定こども園整備事業7億1,371万9千円などあります。

次に、4款衛生費5億1,284万4千円の計上は、簡易水道施設整備事業補助金1,680万円、水道事業会計繰出金9,340万円、簡易水道等事業特別会計繰出金4,151万5千円、イ

インフルエンザワクチン予防接種事業 1,265 万 1 千円、現在、新たな斎場の整備を進めております喜多方地方広域市町村圏組合斎場費負担金 6,597 万 4 千円、検診事業 1,914 万円、ごみ・し尿処理等の喜多方地方広域市町村圏組合負担金 5,981 万 1 千円、14 ページに行きまして、ごみ収集委託料 3,638 万 1 千円、個別排水処理事業特別会計繰出金 2,516 万円などであります。

5 款労働費 1,377 万 5 千円の計上は、平成 27 年度をもって終了しました緊急雇用創出基金事業の代替事業の原子力災害対応雇用支援事業 1,360 万 9 千円などであります。

6 款農林水産業費 4 億 5,043 万円の計上は、中山間地域等直接支払事業 7,533 万 6 千円、園芸ハウス整備工事 1,333 万 3 千円、健康な土づくり普及促進事業 598 万円、環境保全型農業直接支援対策事業 826 万 7 千円、青年就農給付金事業補助金 525 万円、農林水産物 P R 支援事業 300 万 2 千円、備品購入等に係る地域連携販売力強化施設整備事業 2,244 万 3 千円、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 7,993 万 5 千円、多面的機能支払交付金事業 4,740 万 9 千円、有害鳥獣駆除事業 436 万 8 千円、菌床栽培ハウス整備工事 1,384 万 5 千円、15 ページに行きまして、広葉樹林再生事業 1,750 万円、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業 389 万 4 千円、林道開設舗装改良事業 2,040 万円などあります。

7 款商工費 9,125 万 5 千円の計上は、町商工会育成補助金 500 万円、町内企業支援補助金 150 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、テレワーク運営事業 231 万 4 千円、にしあいづ観光交流協会育成補助金 650 万円、周遊観光促進事業 315 万円、消費者行政推進費 1,032 万円などあります。

8 款土木費 10 億 6,621 万 1 千円の計上は、町道舗装等修繕料 1,022 万 5 千円、流雪溝整備計画作成委託料 326 万 3 千円、道路維持管理委託料 706 万円、町道除雪賃金 2,506 万円、除雪委託料 9,500 万円、町道改良舗装事業 4 億 167 万 5 千円、橋りょう修繕事業 3,120 万円、16 ページに行きまして、下水道施設事業特別会計繰出金 1 億 2,423 万 7 千円、野沢駅通り公園整備などの都市再生整備計画事業 9,158 万円、さゆり公園管理業務委託料 4,751 万 2 千円、さゆり公園施設長寿命化対策事業 4,502 万 1 千円、福島ホープス西会津球場防球ネット設置工事 4,545 万 5 千円、町営西原住宅改修事業 638 万円などあります。

9 款消防費 2 億 234 万 7 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 1 億 2,952 万 9 千円、消防団員報酬 1,414 万 1 千円、消防施設等修繕料 550 万円、防火水槽新設工事 891 万 9 千円、防災ハザードマップ作成業務委託料 250 万円、防災気象情報提供業務委託料 267 万 5 千円などあります。

10 款教育費 4 億 16 万 4 千円の計上は、西会津高校活性化に係る通学費補助金、進路支援補助金、生徒活動後援会補助金、修学資金貸付金の合計で 738 万 4 千円、外国語指導助手招致事業 523 万 8 千円、学校給食費 4,641 万 5 千円、スクールバス運行費 4,525 万 9 千円、17 ページに行きまして、小学校管理費 1,663 万 1 千円、小学校特別支援教育事業 1,559 万 8 千円、中学校管理費 2,358 万 3 千円、中学校特別支援教育事業 917 万 8 千円、生涯学習指導業務委託料 559 万 3 千円、歴史文化基本構想策定事業 336 万 1 千円、横町館跡発掘調査事業 3 千万円、図書館費 901 万 4 千円、町体育協会補助金 441 万 5 千円などあります。

11 款災害復旧費 2,530 万 2 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋

りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款公債費 7 億 2,288 万 5 千円の計上は、地方債償還元金 6 億 5,306 万 4 千円、地方債償還利子 6,952 万 1 千円などであります。

以上、歳入歳出の総額を 63 億 9,700 万円とするものであります。

次に、予算書の 7 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債であります。

平成 28 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 3,050 万円とし、町道改良舗装事業、消防施設整備事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 6 億 310 万円とし、認定こども園整備事業、町道改良舗装事業、都市再生整備計画事業などに充当するものであります。

次に、一般単独事業費であります。限度額を 110 万円とし、自然災害防止事業に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 460 万円とし、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 1 億 7,760 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 西会津町議会基本条例第 7 条の規定に基づきます重要施策の審議等の定住・交流促進事業についてご説明申し上げます。お手許にお配りいたしました別紙資料をご覧ください。

まず、本事業の目的であります。

町では、平成 27 年度、本年度より地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型を活用し、町外からの若者の定住、移住を進めるため、都市部等への情報発信、仕事や住宅の紹介などを、ワンストップで行う定住・移住総合支援センターを西会津国際芸術村に設置したところであります。

これまでの相談件数は 20 件で、うち実際に移住した方は 3 組 5 人となっております。

支援センターでは、土曜日・日曜日・休日を問わず、芸術村の来場者へ町の魅力を伝えているほか、担当スタッフが相談者の現状や希望を聞き取りながら仕事や住まい等の関係者間のマッチングを行うなど、きめ細やかな支援を次年度以降も行う予定であります。

また、同じ交付金を活用し、町出身者や町を応援したいと思う方々を対象として設立する、西会津ふるさと町民倶楽部（仮称）の設置業務を進めてまいりました。これまで都内を中心として各種イベントに出向きまして、事業構築に向けてアンケート兼会員申込書を作成し、ニーズ調査を行ってきました。この結果、現在までの入会希望者は 57 名となっております。

次年度においては、管理運営について支援センターへ統合いたしまして、会員を顧客とした米などの物産品の直販方式を確立してまいります。また、会員への優遇制度を提供しながら町の魅力を積極的に発信し、年間70を超える町内のイベントに誘客し、西会津のファンから移住定住者となるよう、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進するものであります。

さらに、本町への移住を具体的に検討している方々を対象として、町の自然・人・食に実際に深く触れていただく機会を提供するため、西会津の暮らし体験ツアーを年3回実施するものであります。

2の事業の概要であります。業務といたしましては、定住・移住定住総合支援センター運營業務（ふるさと町民倶楽部運營業務を含む）、西会津の暮らし体験ツアー運營業務の2事業であります。

財源といたしましては、一般財源で2款総務費、総務管理費に計上しております。

事業の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、こちらの事業、地方創生事業を活用しておりますので、重要業績票指標を設定しております。移住・定住総合支援センターが、相談件数で10件としておりますが、目標値として20件としております。ふるさと町民倶楽部（仮称）が、会員数50人としておりますが、目標値100人を目指してまいりたいと思っております。

続きまして、4の総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画・基本計画（後期）において、大区分、豊かで魅力あるまちづくり、中区分4. 定住と交流の促進、小区分1. 交流の促進の中に⑦さゆり公園周辺や国際芸術村の有効活用として位置付けられております。

5の今後のスケジュールといたしましては、4月に委託業務契約を締結しまして、翌年3月に成果品を提出することとしております。

以上で定住・交流促進事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、合宿交流施設基本構想策定事業についてご説明いたします。別紙資料をごいただきたいと思っております。

まず、事業の目的であります。

町の総合運動公園、さゆり公園には、野球場、テニスコート、体育館、プール、多目的広場等の運動施設があり、町民だけではなく町外からも多くの方々が利用しております。なかでも、都市部の小中学校の宿泊学習や高校生、大学生が水泳や野球の合宿を行っておりますが、町にはそれら利用者を受け入れる宿泊施設が限られているため、町内に宿泊できない利用者は近隣町村の民宿や旅館等を利用している状況となっております。

そのような状況から、町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、町と友好都市を結んでいる都市の小中学生や高校・大学さらに市民などの合宿のほか、企業の各種研修会などにも対応できる合宿交流施設を整備検討することにより、都市部との交流人口の拡大と地域経済の活性化、そして新たな雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

さらに西会津の魅力を感じてもらい将来的に西会津で暮らしたいと思った方を増やして移住・定住につなげる施設とするため、施設の基本的な構想をまとめるものであります。

2の事業概要でございますが、合宿交流施設整備に向けた調査で、基本的な構想をまと

めるものであります。

財源としたしましては、一般財源で2款総務費、総務管理費に計上しております。

事業計画(案)としたしましては、28年度基本構想の策定業務を委託する予定でございます。

続きまして、3の類似施設でございますが、福島県内において自治体等が設置している類似施設については、まず郡山市の郡山ウエストパーク、郡山青少年会館。②の川俣町、川俣町合宿所。③猪苗代町の国立磐梯青少年交流の家。④会津坂下町にあります福島県会津自然の家などがあります。

4の総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画・基本計画(後期)におきまして、大区分、豊かで魅力あるまちづくり、中区分4. 定住と交流の促進、小区分1. 交流の促進の中に⑦さゆり公園周辺や国際芸術村の有効活用として位置付けられております。

5の今後のスケジュールといたしましては、来年度5月中旬に委託業務の契約手続き行いまして、10月下旬には基本構想の成果品を提出する予定であります。その基本構想書に基づき、事業化について検討して行きたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 続きまして、農林振興課の28年度新規事業であります、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業についてご説明いたします。配付資料の関係資料をご覧くださいと思います。

はじめに1の事業の目的を説明いたします。

町内の菌床きのこ生産は、町パイプハウスリース事業の推進や生産者組織の法人化などにより後継者も育成され、1億円の産地化はほぼ達成されております。今後は、しいたけを中心とした菌床きのこ類の大規模産地化を目指すとともに、本町の豊富な森林資源を活用した高品質なオガ粉の生産施設を整備し、町内外への販売や、チップ・ペレット等木質バイオマスの生産と町内における利活用、搬出木材自体の利用、さらには廃菌床のエネルギー活用を含めた町独自の循環型産業体系を構築し、新たな雇用の創出にもつなげていきたいと考えております。

このため来年度から、外部専門家を含めた検討委員会や庁内プロジェクト・チームの設置、先進大規模産地や木材・オガ粉等生産業者の視察研修を行い、森林資源の活用による新しい町の産業づくりに向けた調査・検討事業を実施するものであります。

次に2の事業の概要についてであります。1点目としまして、仮称西会津町森林資源活用型新産業づくり計画検討委員会を設置し、委員会を3回程度開催予定としているほか、先進地視察研修を実施することとしております。

2点目といたしましては、いまほどの検討委員会とは別に、生産現場サイドの林業関係機関・団体、生産者団体・個人等のみなさんと、菌床シイタケの大規模産地やオガ粉生産工場等先進地視察研修も実施することとしております。

次に、3. 総合計画における位置付けにつきましては、西会津町総合計画の実施計画におきまして、豊かで魅力あるまちづくりの農林業の振興中、農地・森林の有効利用のなか



に、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業として位置付けをしております。

次に4の予算措置であります。平成28年度当初予算へは、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費に検討委員会委員報奨金、アドバイザー謝礼としまして22万8千円、先進地研修旅費等で45万8千円、計画策定委託料等として302万7千円など合計389万4千円を計上いたしております。

以上で、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業についての説明を終わります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 続きます。道路整備計画調査についてをご説明いたします。

はじめに1の背景及び目的でございますが、ご存知のように、本町の道路行政につきましては、奥川地区から野沢地区を結ぶ、町縦貫道路の整備を最重点事業として進めてございます。町縦貫道路は、平成28年度に町道野沢柴崎線の橋立3号橋が完成し、町道部分については、橋屋地区の取付改良も含めて、平成30年度には完了させる予定で進めているところでございます。

町縦貫道路は多額の事業費を要しますが、それも平成29年度まででございます。平成30年度以降に整備を進めていく道路についての新たな整備計画を策定する必要が出てまいりました。概ね10年間を見通した中で、交通の安全性の確保、住民生活の向上及び地域活性化への寄与に資する新しい道路整備計画を策定していくものでございます。

次に、2の策定の方針でございますが、町の道路の現状及び将来的なまちづくりの観点を踏まえながら、町全体を見通し、以下の道路を対象とし、分類に基づきながら整備計画を策定してまいります。

1としまして、対象とする道路でございますが、町道及び町道的な性格を持つ林道、この2つでございます。

次に、道路の分類としては、次の3分類に分けながら、交通量や、また迂回路の有無など、様々な状況を踏まえながら策定を進めます。1つとしまして、幹線となる町道、主に1級町道、8路線でございます。2つとして、集落間を結ぶ町道及び林道ということで、町道につきましては2級町道、18路線。林道につきましては、日常の足として利用しております5路線でございます。3といたしまして、集落内の町道でございます。

次に、3の予算措置といたしましては、基本的にはこの計画については職員が調査検討をし、策定をするというふうにしております。また、そうしたなかで、調査及び検討の段階で専門的見地からの調査が必要になった際に、即、対応できますよう、平成28年度予算におきましては、測量設計委託料として216万円を予算計上させていただいております。

最後に4の今後のスケジュールでございますが、平成28年度におきましては、調査及び整備内容の検討を行います。平成29年度には、整備計画を策定いたします。平成30年度以降につきましては、事業を実施するとともに、その事業の進捗に基づきながら、毎年度計画の見直しをしながら進めてまいります。

以上で道路整備計画調査の説明を終了させていただきます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 最後に、横町館跡発掘調査（本調査）の実施について、ご説明を申し上げます。

はじめに1の本調査にいたる背景であります。役場庁舎移転を計画している西会津小学校旧校舎、旧野沢小学校でございますが、この敷地は、福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されている遺跡、横町館跡であります。このことから昨年7月から8月にかけて、試掘調査を実施したところでございます。

この結果、埋蔵文化財の所在を確認するとともに、本調査を実施することとなったものであります。

遺跡につきましては、昔の人がどのような生活をしていたのを教えてくれる大切なものでございます。しかし、開発工事等でやむを得ず遺跡を保存できない場合には、発掘調査を行ない、その記録を後世に伝えて行くこととなります。

次に、本調査の期間であります。平成28年度と平成29年度の2カ年を予定しているところであります。

次に3の本調査の概要であります。遺跡の名称は横町館跡であります。横町館跡の歴史は、記録されている最も古いもので、今から約700年前の鎌倉時代までさかのぼります。この場所は、各時代にさまざまな建物が建築され、野沢地区の重要な拠点だったといわれております。

所在地につきましては、記載のとおりでございます。

調査対象面積につきましては、全体で約5,710平方メートルでございます。

平成28年度事業では、主に校庭の表土を全面削平しまして、遺跡の密集状況を確認しながら、全面精査などの作業を実施する計画であります。

平成29年度事業におきましては、前の年度の未了分の調査を実施する計画でございます。指導機関は、福島県教育庁・文化財課でございます。

調査の体制であります。町の担当職員を中心に、県の関係機関、民間人の専門家、発掘調査作業員等を想定してございます。

次に4の総合計画における位置付け及び、5の関係法令等につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、財源措置でございます。一般財源であります。平成28年度当初予算及び、平成29年度実施計画にそれぞれ3千万円を計上いたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、重要施策の審議等、横町館跡発掘調査の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第23号及び議案第24号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第23号、平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図るうえで、重要な課題であると認識しているところであります。企業誘致を取り巻く環境は、厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の場の創出に向け、平成28年度は、県などの関係機関と連携を図りながら、情報の収集や情報の発信を行ない、企業訪問を積極的に行うほか、町内既存企業との連携強化を図りながら、分譲に向けて努力してまいります。

それでは、予算書の8ページをご覧ください。

平成 28 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の 134 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

1 款財産収入、1 項 1 目不動産売払収入、8,867 万 4 千円の計上ではありますが、これは未分譲地の売払い収入であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金から 3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子までは、前年度繰越金及び預金利子の存目であります。

135 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費ではありますが、8,867 万 6 千円を計上したところであります。

以上、議案第 23 号、平成 28 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 24 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、平成 27 年度に 2 区画を分譲したことから、全 69 区画のうち 55 区画が分譲済みとなり、未分譲区画は 14 区画となっております。

平成 28 年度におきましては、定住住宅整備補助金や住宅団地購入費補助金などの PR、また、定住移住に向けたホームページや、新聞・雑誌等への広告、首都圏で開催される物産展でのチラシ配付などを通じて、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 28 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 623 万 2 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の 138 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料 1 万 8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 7 千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入、593 万 7 千円は、1 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、139 ページの 4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は、前年度繰越金及び預金利子の存目であります。2 項 1 目雑入、26 万 8 千円は、団地内の街路灯

電気代の受益者負担分であります。

140 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 592 万 2 千円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や樹木伐採委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費であります。31 万円を計上したものであります。

以上、議案第 24 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 25 号から議案第 27 号までの説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 25 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算説明の前に、まず町の下水道事業についてご説明をいたします。

本町は、これまでに町全域下水道化を目標とし、3 つの事業を組み合わせ推進をしてまいりました。野沢地区、大久保地区は公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など 6 地区は農業集落排水事業により、それ以外は個別排水処理施設事業により推進をしてまいりました。

これらによりまして、町の全人口のうち、汚水処理施設が使用できる人口の率であります汚水処理普及率は、平成 26 年度末時点で 78.8 パーセントであり、この 5 年間に置きまして 7.5 ポイント普及率が向上しております。

それでは、本予算の下水道事業の概要を説明いたします。

本事業は、平成 5 年度より整備を進めてまいりました野沢処理区は、平成 28 年度に実施をいたします芝草新田地区の管渠工事と桜木前の舗装本復旧をもって、全て完了することとなりました。これまで 24 年間の長きにわたり整備を進めてまいりましたが、今後は、長寿命化計画を策定しながら施設の維持管理に努めてまいります。

公共下水道事業の接続状況でございますが、平成 27 年度、新たに 16 件の加入申し込みがあり、昨年 12 月末現在の下水道使用件数は 574 件となりました。なお、接続率は、58.4 パーセントであり、人口と世帯の減少に伴い接続率は低下をしております。平成 28 年度も加入促進に向け、普及活動を続けてまいります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。

予算書の 14 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 28 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 7,565 万 2 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の143ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は3,098万円の計上です。前年度と比較し5.1パーセントの増で計上してございます。1項2目下水道施設使用料は2千円の計上です。これは電柱用地貸付金でございます。2項1目下水道登録手数料は17万5千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付の手数料でございます。

2款国庫支出金、1項2目下水道事業費国庫補助金は1,200万円の計上です。事業費2,400万円に対する国からの補助金です。

3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金は25万円の計上です。補助事業対象費に対し2.5パーセントが県から補助されます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は6千円の計上です。排水設備工事費貸付基金の利子です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は1億2,423万7千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源を、一般会計から繰り入れをしております。

6款繰越金、1項1目繰越金は50万円の計上です。

7款諸収入、1項1目町預金利子は1千円の計上です。2項1目弁償金は1千円の計上です。

8款町債、1項1目下水道事業債は750万円の計上です。平成28年度工事に係る起債でございます。

146ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費4,362万1千円の計上です。処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でございます。職員の人件費のほか、11節需用費で電気料金などの施設の光熱水費で820万6千円、野沢浄化センターの汚泥掻寄機等の修繕料で763万2千円、12節役務費では汚泥処理手数料320万円、13節委託料では浄化センター管理委託料1,160万1千円などが主なものでございます。

148ページをご覧くださいと思います。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費は4,023万3千円の計上です。野沢処理区の管渠工事等の整備にかかる経費と長寿命化計画策定に係る委託料などが主なものでございます。

3款公債費、1項1目元金6,818万6千円の計上です。これは下水道事業債の償還にかかる元金です。1項2目利子は2,351万2千円の計上です。同じく下水道事業債の償還にかかる利子でございます。

4款予備費、1項1目予備費は10万円の計上です。不測の事態に対処できるように計上してございます。

予算書の 17 ページにお戻りをいただきたいと思います。

第 2 表債務負担行為。

これは、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間で、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき、融資を受けた団体が対象となっております。

第 3 表地方債。

起債の目的は下水道事業費です。限度額は 750 万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 26 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算説明の前に、事業の概要を説明いたします。

農業集落排水事業特別会計は、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の 6 地区の施設を管理運営しております。現在の使用者件数は、平成 27 年 12 月末時点で 703 件となり、昨年度と比較し 4 件の増加となりました。今後も加入率向上のため、積極的な加入促進活動を展開してまいります。

それでは予算書の説明をいたします。予算書の 18 ページをご覧くださいと思います。

平成 28 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,255 万 7 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の 160 ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 3,231 万 2 千円の計上です。前年度より 0.8 パーセントの増で計上してございます。1 項 2 目下水道施設使用料は 1 千円の計上です。処理場敷地内の電柱の土地貸付の収入でございます。2 項 1 目下水道登録手数料は 7 千円の計上です。これは設計審査の手数料でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 7,993 万 5 千円の計上です。歳入歳出を調製した不足財源につきまして、一般会計から繰り入れしております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 30 万円の計上です。前年度からの繰越金を見込んでおります。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金は 1 千円の計上

です。

次に、162 ページをご覧くださいと思います。こちらは歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 3,249 万 5 千円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費として、職員の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 878 万 4 千円、12 節役務費では汚泥処理手数料 556 万円、13 節委託料では、処理施設管理委託料 750 万円などが主なものでございます。

164 ページをご覧くださいと思います。

2 款公債費、1 項 1 目金は 5,795 万円の計上です。過年度事業の地方債償還にかかる元金でございます。1 項 2 目利子は 2,201 万 2 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

それでは、予算書の 21 ページにお戻りいただきしたいと思います。

第 2 表、債務負担行為。

事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となっております。

以上で、西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 27 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算説明の前に、事業の概要をご説明いたします。

個別排水処理事業は、公共下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の地区の住宅につきまして、設置の要望に基づき整備を進めております。

事業開始から 13 年目となり、これまでに 304 基の整備を行ってまいりました。平成 28 年度は、15 基の整備を予定しており、これによりまして平成 28 年度末には、319 基となる予定でございます。

それでは予算書の説明をいたします。予算書の 22 ページをご覧くださいと思います。

平成 28 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,498 万 1 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の 175 ページを

お開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 1,261 万 6 千円の計上です。設置基数の増加によりまして、前年度より 3.4 パーセント増で計上しております。2 項 1 目下水道登録手数料は 2 万 2 千円の計上です。これにつきましては、設計審査の手数料でございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費国庫補助金は 571 万 3 千円の計上です。浄化槽 15 基の整備にかかります国からの交付金です。補助対象事業費の 3 分の 1 が国から交付がされます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金は 124 万 2 千円の計上です。浄化槽の設置整備費の 7.5 パーセント相当が県から補助されます。

176 ページをご覧くださいと思います。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 2,516 万円の計上です。歳入歳出を調製し不足する財源を一般会計から繰り入れしております。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は、1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金は 57 万 1 千円の計上です。2 項 2 目消費税還付金は 75 万 6 千円の計上です。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 840 万円の計上です。28 年度工事に係る下水道事業債でございます。

次に、178 ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 2,803 万円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費として、職員の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 226 万 6 千円、12 節役務費では、浄化槽保守点検清掃手数料 549 万 1 千円、汚泥処理手数料 926 万 7 千円などが主なものでございます。

179 ページをご覧くださいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費は 2,121 万円の計上です。15 基の整備に係る工事請負費 2,058 万 1 千円が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 314 万 6 千円の計上です。過年度事業の地方債償還にかかる元金でございます。1 項 2 目利子は 249 万 5 千円の計上です。

180 ページをご覧くださいと思います。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

それでは予算書の 25 ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為。

事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で。期間は平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となっております。

第 3 表、地方債。



起債の目的は下水道事業費です。限度額は840万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、個別排水処理事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第28号から議案第30号までの説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第28号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度に創設され、75歳以上の高齢者を対象にした医療制度であります。福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、市町村は、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務を行っています。

後期高齢者医療の保険料は、福島県後期高齢者医療広域連合が2年に一度改定することとしており、平成28年度が改定の年ではありますが、保険料率は据え置くこととしましたので、前年度と同率の均等割が4万1,700円、所得割は、8.19パーセントとなっております。

その結果、歳入歳出予算の総額を9,702万4千円としたところであり、平成27年度と比較して445万7千円の減、率にして4.4パーセントの減となりました。なお75歳以上の被保険者数は1,919人で見込んでおります。

それでは、予算の説明を申し上げます。予算書の26ページをご覧ください。

平成28年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,702万4千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

事項別明細書の191ページをご覧ください。歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料4,013万6千円は、先ほど申し上げました均等割4万1,700円、所得割8.19パーセントで計算したのから、軽減該当分を差し引いた見込み額が広域連合から示されており、その内の年金からの徴収分であります。2目普通徴収保険料959万3千円は、納入通知書や口座振替により納入される保険料収入であります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金206万3千円は、後期高齢者医療システムの保守管理等経費や保険料徴収にかかる事務費に対する一般会計からの繰入金であります。2目保険基盤安定繰入金3,934万4千円は、保険料の軽減措置分にかかる繰り入れであります。3目健康診査事業繰入金21万1千円は、健康診査のうちクリアチニン検査にかかる委託料の繰入金であります。

192ページをご覧ください。

4款諸収入、3項1目健康診査受託事業収入547万3千円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するための受託事業収入であります。4項1目雑入20万円は、広域連

合からの保険料過年度返納金であります。

次に、193 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 187 万 8 千円は、後期高齢者医療システムの改修委託料やリース代などの事務費であります。2 項 1 目徴収費 42 万 2 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

194 ページをご覧ください。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 545 万 1 千円は、被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 8,907 万 3 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 20 万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で議案第 28 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 29 号、平成 28 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針を申し上げます。

わが国の医療保険制度は、高齢化の急速な進行や医療技術の高度化等により医療費が増加しています。そのような中、国民健康保険は国民皆保険を支える制度として、他の保険制度に加入しない低所得者等を多く抱えるという構造的な問題に加え、保険税の収納率の低迷等から事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっています。このようななかで、国では昨年、国民健康保健法を改正し、平成 30 年度から安定的な財政運営と効率的な事業の確保のため、財政の責任主体を市町村から県へ移行することとしました。それに加え、平成 27 年度から 1,700 億円を、平成 29 年度からはさらに 1,700 億円の公費を国保財源に投入することとしました。

本町における医療費の動向であります。平成 25 年度は被保険者 1 人当たりの医療費が前年度比 92 パーセントと減少し、平成 26 年度もほぼ同額でありました。しかし、平成 27 年度は 9 月診療分以降は高額な状態が続いており、1 人当たりの医療費も増加する見込みであります。

このような状況や、本町の昨今の経済状況に配慮し、平成 28 年度から 2 か年間の第 6 期国保財政計画を策定し、国民健康保険給付費支払準備基金から 1,500 万円ずつ取り崩し、計画的に繰り入れることで、税負担の軽減と安定した財政運営を図ることとしました。

診療施設勘定では、診療所は本町唯一の医療機関でありますので、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、医師 4 名体制の早期回復を図ります。また、人口減少等により診療収入が減少していることから、今年度は当初予算から一般会計より繰り入れをすることで経営の安定を図ります。

なお、医師 4 人体制に向けた医師確保の状況ではありますが、県のドクターバンクや全国自治体病院協議会に対し医師の斡旋を依頼するとともに、医療専門雑誌やインターネット広告を活用した求人活動にも取り組んでおりますが、いままで数件の問い合わせはあったものの具体的な応募までにはいたっておりません。

今後は、これらの取り組みを引き続き積極的に実施していくとともに、先生方の負担を少しでも軽減できるよう、福島県から短期間や週何日間かの医師の派遣していただくことも視野に入れながら進めてまいります。

以上のようなことを基本に、平成 28 年度の予算編成を行ったところであります。

その予算の概要であります。事業勘定では、積算の基礎となります。療養給付費につきましては、平成 27 年 12 月診療分までの動向を勘案し積算いたしました。

療養給付費等をもとに、歳入では、国、県、支払基金交付金をそれぞれの負担割合に応じて計上したほか、平成 28 年度を初年度とした、第 6 期国保財政 2 カ年計画に基づき、保険給付費支払準備基金から 1,500 万円を繰り入れて調整したところであります。

次に、診療施設勘定についてであります。歳入では、平成 27 年度中の実績をもとに計上したところであります。

歳出につきましても、実績をもとに施設運営経費や医薬品購入費など医業に係る経費を計上したほか、医師・看護師・技師・事務の人件費所要額を計上しております。また、西会津診療所の内視鏡洗浄装置などの医療用機器の購入費も計上しております。

それでは、予算の説明を申し上げます。予算書の 29 ページをご覧ください。

平成 28 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 156 万 2 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,178 万 1 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書 197 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 億 9,609 万 1 千円は、医療給付費から国、県からの負担金などの歳入を差し引き算出したところであります。なお、平成 28 年度の国保税率につきましては、平成 27 年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成 28 年 6 月の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,396 万 5 千円は、退職医療該当者分の保険料であります。

198 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 5,116 万 2 千円は、療養給付費等に係る国の 32 パーセントの定率負担金であります。2 目高額医療費共同事業負担金 639 万 7

千円は、1件あたり80万円以上のレセプトに係る国の負担分であります。3目特定健康診査等負担金182万6千円ではありますが、特定健康診査等にかかる国の負担分であります。2項1目財政調整交付金5,048万6千円は、医療費にかかる普通調整交付金と奥川、新郷出張診療や保健事業等に対する特別調整交付金であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金6,336万3千円は、退職被保険者の療養給付費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金1億4,376万7千円は、各医療保険者の前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものであります。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金639万7千円、2目特定健康診査等負担金182万6千円は、国庫負担金と同様に県の負担金であります。

200ページをご覧ください。

2項1目県財政調整交付金5,657万2千円は、医療費や各種事業の県負担分であります。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金2,552万8千円は、80万円以上の高額医療費に対するものであります。2目保険財政共同安定化事業交付金1億8,854万1千円は、市町村国保の財政のさらなる安定化のため、平成27年度から全ての医療費に拡大されております。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金8,041万2千円は、人件費等のほか、特定健診等に係る費用の自己負担分や子育て医療費サポート事業の医療費及び保険税軽減分の保険基盤安定繰入金などであります。2項1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金1,500万円は、被保険者の負担軽減の財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れするものであります。

次に、203ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費3,176万9千円は、職員の人件費及び事務費等であります。

204ページをご覧ください。

2項1目賦課徴収費315万6千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

206ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費4億3,320万円は、平成27年の医療費が増加していることを勘案し、月額3,610万円と見込み所要額を計上いたしました。2目退職被保険者等療養給付費4,800万円は、平成27年度と同額で計上しております。

207ページをご覧ください。

2項1目一般被保険者高額療養費6,000万円、2目退職被保険者等高額療養費720万円等は、平成27年の医療費動向を勘案してそれぞれ計上したところであります。

208ページをご覧ください。

4項1目出産育児一時金336万2千円は、国保加入者の出産8件分を計上しております。

5項1目葬祭費100万円は、20件分であります。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金1億939万9千円は、後期高齢者医療に対する支援金であります。

209ページをご覧ください。

一番下になりますが、6款介護納付金、1項1目介護納付金5,103万5千円は、国保に加入する介護保険第2号被保険者であります40歳から64歳の方の介護保険への負担分であります。

210ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金2,559万2千円は、80万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。2目保険財政共同安定化事業拠出金2億292万5千円は、医療費に係る共同事業の拠出金であります。国保連合会より示されるものであります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費888万9千円は、町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる経費などであります。2項1目保健衛生普及費244万円は、検診の受診率向上や要精検者の方の受診勧奨等、指導のための事業費であります。2目疾病予防費270万8千円は、医療費抑制、適正化のための事業費であります。

213ページをご覧ください

10款諸支出金、2項1目診療施設勘定繰出金350万円は、奥川・新郷診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰出しするものであります。2目一般会計繰出金130万円は、旧群岡中学校で行っております、ここにこ相談所に対する国保加入者分の負担であります。

以上が、事業勘定であります。

次に、223ページをご覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入2,631万1千円。2目社会保険診療報酬収入1,451万1千円。4目後期高齢者医療診療収入9,038万1千円。5目一部負担金収入2,331万1千円。6目その他の診療報酬収入370万1千円は、それぞれ平成27年度の収入見込に流行り病などによる増収分を見込み積算したものであります。2項その他の診療収入、1目諸検査等収入2,925万円は各種検診等の収入であります。

224ページをご覧ください。

2款訪問看護事業所収入、1項1目介護報酬収入1,105万1千円、2目介護予防報酬収入75万1千円、2項医療保険報酬収入17万3千円、3項一部負担金収入136万1千円は、訪問看護事業所の収入で、平成27年度の実績見込み等から積算しております。

3款使用料及び手数料、1項1目文書料191万円は、診断書料等の収入であります。2項1目診療施設手数料129万4千円は、医師住宅等の使用料収入であります。

226ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,386万8千円は過疎対策事業債の元利償還金に加え、診療所の経営安定のために、今年度は当初から一般会計より1,138万9千円を繰り入れするように計上しております。2項1目事業勘定繰入金350万円は、新郷及び奥川診療所の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

8款諸収入、1項1目414万円は、特別養護老人ホームさゆりの園診療業務受託収入であります。2目グループホーム医療連携業務受託収入216万円は、グループホームのぞみ

及び西会津しょうぶ園からの受託収入であります。2項1目雑入119万2千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

9款町債、1項1目過疎対策事業債3,290万円ではありますが、医療用機器整備と医師確保対策事業として過疎債を充当するものであります。

次に、228ページをご覧ください。歳出であります。

総務費、1項1目一般管理費2億1,810万9千円ではありますが、医師4名分のほか看護師、臨床検査技師、レントゲン技師、事務職員等の人件費を計上しております。また、医師確保のための広告料なども計上しております。

次に、231ページをご覧ください。

2項1目研究研修費94万6千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などあります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費1,188万7千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、備品購入費などあります。内視鏡洗浄装置や自動滅菌器などの購入費を計上しております。

232ページをご覧ください。

2目医療用消耗機材費1,466万8千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等各種検査等の委託料であります。3目医薬品衛生材料費1,350万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

233ページをご覧ください。

4款公債費、1項1目元金2,062万2千円、2目利子185万7千円は、地方債償還金であります。

次に、予算書に戻っていただき37ページをご覧ください。

第2表地方債。

医師確保対策分並びに医療用機械整備分に係る地方債であります。起債の目的は、過疎対策事業債、限度額は3,290万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る2月20日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に、議案第30号、平成28年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

平成28年度は、昨年度策定しました第6期介護保険事業計画の中間年度であることから、平成27年度の実績に基づいた予算編成となっております。

65歳以上の第1号被保険者数は、2,963人と、平成27年度と比較し27人の減、また、要介護認定者数であります。655人と昨年度より73人増加しております。そのうち介護サービスを利用されている方は、535人と4人の増加であり、介護認定を受けてもサービスを利用されない方が増えています。これは、いまはサービスを利用しなくてもいいが、いつでもサービスが利用できるように準備をしておこうという人が増えていることが伺え

ます。

また、地域密着型サービスの内、グループホームが介護員の不足等により1ユニット開所していないことや、介護老人保健施設の入所者が減っていることで、保険給付費の総額は、計画よりも少なく推移しております。

この保険給付費等をもとに、歳入では、国、県、町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれの負担割合、ルール分に応じて計上しました。また、地域支援事業についてであります。要支援1、2の対象者への通所介護、デイサービスと訪問介護、ホームヘルプのサービスが、平成29年度から介護予防給付から地域支援事業に移行することになり、平成28年度中に地域での介護予防事業の構築を進めていくこととしております。

その結果、歳入歳出予算の総額は11億199万4千円となり、前年度と比較して2,885万7千円、率にして2.55パーセントの減額になったところであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。予算書の38ページをご覧ください。

平成28年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億199万4千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の243ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料1億6,991万8千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、昨年定めました保険料率で算定しております。

2款使用料及び手数料、1項1目民生手数料91万8千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料であります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1億7,893万2千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2項1目調整交付金1億1,214万6千円は、後期高齢者の加入割合や高齢者の所得状況によって交付される介護給付費財政調整交付金であります。2目地域支援事業交付金543万4千円、及び244ページの3目地域支援事業交付金1,129万9千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2億8,289万2千円は、介護給付費に対して40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。2目地域支援事業支援交付金630万3千円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億4,942万3千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。2項1目地域支援事業交付金271万7千円と、2目、同じく地域支援事業交付金564万9千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る県補助金で

あります。

246 ページをご覧ください。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 1 億 2,629 万 1 千円は、介護給付費に係る町負担分 12.5 パーセントであります。2 目地域支援事業繰入金 271 万 7 千円、及び 3 目地域支援事業交付金 564 万 9 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。4 目低所得者保険料軽減繰入金 206 万 8 千円は、介護保険料の第 1 段階にいる方の保険料を軽減するために、国、県、町で繰り入れするものであります。5 目その他一般会計繰入金 3,926 万 3 千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。

次に、248 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,820 万円は、職員の人件費と事務費等であります。

249 ページをご覧ください。

3 項 1 目介護認定審査会費 406 万 8 千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。2 目認定調査等費 630 万 4 千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経費であります。

251 ページをご覧ください。

ここからが各介護サービスに対する給付費の額であります。平成 28 年度分は、平成 27 年度の実績を基に計上しております。

2 款保険給付費、1 項 1 目 居宅介護サービス給付費 4 億 219 万 8 千円、2 目地域密着型介護サービス給付費 9,779 万 2 千円、3 目施設介護サービス給付費 3 億 8,352 万 3 千円、4 目居宅介護福祉用具購入費 77 万 1 千円、5 目居宅介護住宅改修費 43 万 1 千円、6 目居宅介護サービス計画給付費 4,379 万 8 千円。これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定者にかかる介護サービス給付費であります。居宅介護サービス給付費が伸び、施設介護サービス給付費が減少しております。

252 ページをご覧ください。

2 項 1 目介護予防サービス給付費 1,553 万 4 千円、2 目地域密着型介護予防サービス給付費 141 万 2 千円、3 目介護予防福祉用具購入費 17 万 3 千円、4 目介護予防住宅改修費 37 万 9 千円、5 目介護予防サービス計画給付費 137 万 7 千円。これらは要支援 1、2 の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3 項 1 目審査支払手数料 88 万 4 千円は、介護給付等請求の審査手数料であります。

253 ページをご覧ください。

4 項 1 目高額介護サービス費 2,061 万 9 千円は、1 割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 153 万 9 千円は、自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 3,986 万 3 千円は、低所得者の施設サービス利用にかかる、食事・居住費等に対する軽減分であります。

254 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業であります。平成 28 年度から今までの要支援者のデイサービス、ホームヘルプサービスについて新しい総合事業として位置付けたことなどにより、項や目を



変更するとともに各費用を見直しております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費 1,154万2千円は、要支援1、2の方へのミニデイサービス事業等の委託料や、みなしのデイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

255ページをご覧ください。

2目介護予防ケアマネジメント事業費 276万5千円は、要支援の方等が、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。2項1目一般介護予防事業費 830万2千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防にかかる事業費であります。

256ページをご覧ください。

3項1目総合相談事業費 499万2千円、2目権利擁護事業費 299万5千円、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 199万7千円は、地域包括支援センターへの委託業務等であります。4目任意事業費 797万8千円は、在宅介護者リフレッシュサービス事業や在宅高齢者等福祉サービス費などのほか、グループホーム入所者で低所得者に対する家賃助成事業費などを計上しております。

258ページをご覧ください。

5目生活支援体制整備事業費 328万1千円は、高齢になっても介護が必要になっても住みなれた地域で暮らすことができるよう支援する組織づくりや、生活支援コーディネーター委託料などであります。6目認知症総合支援事業費 680万2千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などであります。7目地域ケア会議推進事業 127万2千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などあります。

260ページをご覧ください。

5款介護予防支援事業費、1項1目介護予防支援事業費 31万1千円は、介護予防にかかる経費で、一般会計で負担していた事業分ではありますが、地域支援事業が拡大されたことにより減額になっております。

261ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金 40万円は、第1号被保険者の資格喪失による過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第30号、平成28年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。(12時04分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第31号及び議案第32号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第31号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算をご説明いたします。

予算の説明に入る前に、本事業の概要を説明いたします。

本会計では、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設、合計10施設の管理運営を行

っております。平成 27 年 12 月現在の給水件数は 700 件であり、昨年度より 18 件減少しております。本会計は、過疎化の影響から給水件数が年々減少の傾向にあり、それに伴い使用料等は減少しております。施設の老朽化も進んでおりまして、一般会計への依存度が高くなっているところがございます。

それでは、予算書を説明いたします。予算書の 43 ページをご覧くださいと思います。平成 28 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,834 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の 270 ページをご覧くださいと思います。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料は 2,572 万円の計上です。前年度より 68 万円の減額となりました。2 項 1 目水道施設等手数料は 1 万 2 千円の計上です。消火演習立会手数料と給水装置工事設計審査手数料でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 4,151 万 5 千円の計上です。歳入歳出を調整いたしまして不足する財源を一般会計から繰り入れをしております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

271 ページをご覧くださいと思います。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入は 60 万円の計上です。受託工事が生じた場合に対処するための費用でございます。3 項 1 目弁償金は 1 千円の計上です。

272 ページをご覧くださいと思います。こちらは歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費は 3,639 万 6 千円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費で、職員の人件費のほか、11 節需用費の光熱水費で 372 万円、修繕料で 586 万 8 千円、12 節役務費の水質検査手数料で 898 万 8 千円、15 節の工事請負費で 360 万円が主なものとなっています。

274 ページをご覧くださいと思います。

2 款公債費、1 項 1 目元金は 2,409 万 7 千円の計上です。過年度事業の地方債償還にかかる元金です。1 項 2 目利子は 775 万 6 千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

以上で簡易水道等事業特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 32 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明の前に、水道事業の概要を説明いたします。

本事業の給水区域は、安座、塩喰地区を除く野沢地区、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区、縄沢、牛尾、山口、出ヶ原、上野尻、下野尻、端村の 36 自治区であり、平成 27 年 12 月現在の給水件数は 1,701 件となっております。人口としましては、3,747 人、区

域内人口の約 85 パーセントの方の給水をまかなっていることとなります。

下水道の加入に合わせ、新たに給水を申し込む方もおりますが、過疎化による人口の減少から給水人口や給水量は、年々、減少の傾向にあります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進んでおり、維持管理経費は増加の傾向にあります。このため、元金と利子を含めた企業債償還金の約 80 パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れをしていただき、財政の健全化に向けた取り組みをしているところでございます。本年度の繰入金は、収益的収支予算で 4,068 万 9 千円、資本的収支予算で 5,271 万 1 千円、合計 9,340 万円となっております。

また、本年度より老朽管更新に取り組み、安全安心な水道水の供給に努めてまいります。それでは予算書を説明いたします。予算書の 46 ページをご覧くださいと思います。総則。

第 1 条、平成 28 年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水件数 1,670 件。年間総給水量 47 万立方メートル。一日平均給水量 1,288 立方メートル。主要な建設改良事業、施設改良事業費 1,032 万 4 千円。

収益的収入及び支出。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款水道事業収益は 1 億 5,246 万円。内訳は、第 1 項営業収益 1 億 181 万 9 千円、第 2 項営業外収益 5,064 万 1 千円。

支出。

第 1 款水道事業費 1 億 5,246 万円。内訳は、第 1 項営業費用 1 億 1,612 万 3 千円、第 2 項営業外費用 3,583 万 7 千円、第 3 項予備費 50 万円。

資本的収入及び支出。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,419 万 8 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 306 万 2 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,860 万円、及び当年度分損益勘定留保資金 253 万 6 千円で補てんするものとする。

47 ページをご覧くださいと思います。

収入。

第 1 款資本的収入 5,271 万 1 千円。内訳は、第 1 項補助金です。

支出。

第 1 款資本的支出 9,690 万 9 千円。内訳は、第 1 項建設改良費 1,032 万 4 千円、第 2 項企業債償還金 8,658 万 5 千円です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 5 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 978 万 5 千円です。

他会計からの補助金。

第6条営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,340万円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、平成28年度西会津町水道事業会計予算実施計画にてご説明をいたします。事項別明細書の282ページをご覧くださいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、1項1目給水収益は1億75万円の計上です。給水人口の減少によりまして、昨年度比15万円の減で計上しております。2目受託工事収益は100万円の計上です。給水装置工事受託金でございます。3目その他の営業収益は6万9千円の計上です。給水装置工事の設計審査手数料が主なものでございます。2項1目受取利息及び配当金は14万円の計上です。定期預金が満期になり、その受取利息が主なものでございます。2目他会計補助金4,068万9千円の計上です。一般会計からの補助金でございます。3目消費税及び地方消費税還付金は1千円の計上です。4目雑収益は1千円の計上です。施設破損の弁償金があった際に対応できるため、存目をしたものでございます。5目長期前受金戻入は981万円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上してございます。

283ページをご覧くださいと思います。支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費は、3,236万5千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費でございます。委託職員及び臨時職員の賃金503万9千円、浄水施設等の修繕費665万4千円、動力費1,261万2千円、薬品費280万9千円、材料費170万円が主なものでございます。2目配水及び給水費は1,013万円の計上です。浄水施設から送水をするための経費でございます。漏水調査等の委託料が205万円、水質検査などの手数料が173万5千円、配水施設や給水管の修繕費623万円などが主なものでございます。3目受託工事費は100万円の計上です。給水装置受託工事に対処するためのものでございます。4目総係費973万8千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費を計上したほか、メーター検針委託料129万6千円が主なものでございます。

285ページをご覧くださいと思います。

5目減価償却費6,264万円の計上です。建物が1,177万1千円、構築物で4,205万1千円が主なものでございます。6目資産減耗費は、20万円の計上です。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、3,028万7千円の計上です。2目消費税及び地方消費税は、前年同様550万円を計上しております。3目雑支出は、5万円の計上です。3項1目予備費は、不測の事態に備え50万円を計上しております。

287ページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出の、まず収入でございます。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金は5,271万1千円の計上です。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に支出は、1 款資本的支出、1 項 1 目固定資産購入費は 32 万 4 千円の計上です。量水器の購入費でございます。2 目配水管布設費は 1 千万円の計上です。老朽管更新の工事に要する費用でございます。2 項 1 目企業債償還金は 8,658 万 5 千円の計上でございます。

以上で水道事業会計の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 33 号の説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 33 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明いたします。

本案につきましては、本町財産区が平成 22 年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成 23 年度から町議会にご提案しているものであります。

予算の主な内容であります。同財産区に係る管理会経費と除間伐等の財産管理費などです。

それでは、予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 28 年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、4 万 6 千円です。これは本町財産区の区民に対する土地貸付収入 24 件分です。2 項 1 目不動産売払収入 2 千円は、土地及び立木に係る売払収入について、それぞれ存目を計上するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目貸地調査手数料 2 千円は、土地の貸付を希望する場合の調査手数料 1 件分です。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 25 万 3 千円は、前年度からの繰越金です。

6 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目区預金利子 1 千円及び 2 項 1 目雑入 1 千円は、それぞれ存目の計上です。

次に、7 ページをご覧ください。歳出です。

1 款管理会費、1 項 1 目管理会費 8 万 3 千円です。本町財産区管理会に係る委員報酬と非常勤職員公務災害の負担金です。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 6 千円は、交際費及び公金事務取扱手数料です。1 項 2 目財産管理費 5 万 9 千円は、除間伐等に係る作業賃金及び消耗品、郵便料です。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は、15 万 7 千円の計上です。

これで、平成 28 年度西会津町・本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第 22 号の平成 28 年度西会津町一般会計予算から、議案第 33 号の平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算についての説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。(13時20分)

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月16日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第13号）

平成28年3月16日 午前10時開議

開 議

- |       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1  | 議案第22号 | 平成28年度西会津町一般会計予算           |
| 日程第2  | 議案第23号 | 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算   |
| 日程第3  | 議案第24号 | 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算   |
| 日程第4  | 議案第25号 | 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計予算    |
| 日程第5  | 議案第26号 | 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6  | 議案第27号 | 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算   |
| 日程第7  | 議案第28号 | 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算    |
| 日程第8  | 議案第29号 | 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算     |
| 日程第9  | 議案第30号 | 平成28年度西会津町介護保険特別会計予算       |
| 日程第10 | 議案第31号 | 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算    |
| 日程第11 | 議案第32号 | 平成28年度西会津町水道事業会計予算         |
| 日程第12 | 議案第33号 | 平成28年度西会津町本町財産区特別会計予算      |

散 会



○議長 おはようございます。平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会会長、佐藤忠正君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

皆さんに申し上げます。議案第 22 号から議案第 33 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。

特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行いますが、会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計予算の総括質疑は、予算にかかる編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 1 点だけお尋ねしますが、新年度、町では防災対策として、本町の防災力の向上、そしてそれを推進するため、町職員による職員消防隊の設置をすることとしておりますが、この組織体制や、それに伴って予算措置が伴うと思っておりますが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

消防組織の見直しということでございます。消防組織の見直しにつきましては、今年度、現在まで消防関係団体、消防団、消防署の方と町と、幾度となく協議を重ねてまいりました。そのなかで、議員おただしのおり、町消防、仮称でございますけれども、消防隊ということで、町長が提案理由のご説明で申し上げましたように、28 年度設置していきたいということでございます。

現在まで、その打ち合わせてきた内容でございますけれども、消防団のその組織の人数の問題、まず現状に、実態にあった定数の問題、それと、班の統廃合の問題、それと、申し上げました町職員消防隊のことでございます。

おただしの町の消防隊につきましては、現在協議を進めているところでございますけれども、まず組織の位置付けという部分がございます。その位置付けにつきましては、専門的な用語になりますけれども、機能別団員、あとは自主防災組織というような組織形態がございます。機能別団員というのは、その条例で位置付けまして、消防団の組織の中に入るといようなことでございます。それで、現在その人数的な部分では、10 名程度職員を予定しておりますけれども、これも庁内各課等で協議で考えているところでございます。

その活動内容でございますけれども、現段階で想定しておりますのが、初期消火の部分、これは訓練等が必要になりますけれども、初期消火の部分。それと現場での交通整備ですとか、あと情報の収集的な部分を考えてございます。

それと、その予算につきましては、今次の当初予算で被服費ですか、略帽、長靴、活動服、アポロキャップ等を盛り込んでおまして、予算としては約34万ほど見込んでいます。あとはその車両でございますけれども、消防自動車の、特に必要とかという定めはございませんけれども、その公用車を使用したり、あとはいまの消防組織の見直しの中で、統廃合したときに出る車両を活用というふうに、現在のところ考えてございます。

今後は、また庁内各課にわたると思しますので、庁内による内部での検討、それと消防団との最終的な協議を経て設置をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で、何点かお尋ねしたいと思います。

今年是一般質問でも申し上げましたように、地方創生に向けて具体的な取り組みが活発化するものと考えます。そこで、そのなかで将来人口、人口ビジョンも見据えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町総合計画との整合性を図りながら、地方を活性化し、中央から地方への人の流れをつくり、生き残りをかけて各種政策、施策を実行していかねばならないものと考えます。

そのなかで、本当にこれらをやれる体制があるのか、中身のあるものになるのか、実効性があるのか、大変心配し、危惧するところであります。毎年、当初予算編成にあたって、概要説明、考え方を説明いただいております。限られた財源を効果的に活用するため、ゼロベースで事業を見直し、事業の廃止、統合を図る。また、シーリング、PCDA、スクラップアンドビルド、選択と集中などという、何かわかったようなわからないような抽象的な文言で説明をされます。本当に前年踏襲プラスアルファでなくて、本当にゼロベースで積み上げたものは、この当初予算になっているのか。当然、新しい事業、施策はいくつかあります。しかし、甚だ失礼な言い方をすれば、あまりインパクトがない。言い換えれば、広く浅く、あまり当たり障りのない、決して悪いものではないけれども、ぱっとしないという、評価されにくい事業が多いように感じる。これで本当に地方創生の戦国時代、勝ち残って、生き残っていけるのだろうか、大変心配します。

当然、一般質問で言いましたけれども、スタンダードなベーシックな政策というのはやっていかなければいけない。それと、場当たりの対応とは言いませんが、そういう政策だけでなく、将来をじっくりと見据えた先進的な事業、この先進的なというのは、一般質問でも言いましたけれども、ほかではやっていない、他町村に先駆けてやるようなこと、それが生き残りをかけた政策になるのではないかと、そう思うのですが、そのご見解をお伺いいたします。

また、新しい政策事業に関しましては、一般質問等で十分ご説明いただきましたので、これもいつも聞くかもしれませんが、スクラップアンドビルドというのであれば、どんな事業が縮小、あるいは廃止となったのか、その理由も含めてお伺いしたいと。

昨今、行政の仕事は多種多様なニーズに対応するために、ひと頃よりも、相当なボリュームがあるように私は思っております。仕事量が飽和状態とは言いませんけれども、新しいことをいくつかやろうと思えば、それに見合った数、やっぱり見直し、縮小、廃止、削り落していかなければならないと私は考えております。そうしないと、どの仕事も中途半端な状態になるのが一番怖いと。そういう思いでお尋ねをいたします。

次に、この、いわゆる困難な時代に立ち向かえる体制、やれる体制になっているのか、それをお伺いいたします。

先日のテレビで私、見ておりましたら、卓球の世界選手権、福原愛キャプテン、彼女も27歳で、もう立派なキャプテンになったなと思っておりましたけれども、インタビューの中で、大変心に残ったのが、キャプテンとして、みんなの心の温度が一緒になれるように努力したと。心の温度が一緒になれる、これいい言葉だなと私、思いました。

いろいろ政策事業、これ執行する上で一番大切なのは、やっぱりこのあたりではないかなと思います。本当に職員全員が、課内の中全員が、同じ気持ちで、同じ思いで、同じ方向を向いて仕事に打ち込める体制になっているのか、上を向いて仕事をしたり、下ばかりみて仕事をしたりしては決していい仕事はできない。町民を向いて、町民の目線に立って、本当に仕事ができる体制になっているのか。そういう体制づくりのために、どんな努力をしたのかお伺いいたします。

それと、これも毎回お尋ねするかもしれませんが、11番議員もよく言いますけれども、町民が主役のまちづくりに関しまして、町民参画が進んでいるのか、まちづくり基本条例では、いの一番にまちづくりの主役は町民の皆さんですよと謳われていると、しかしながら、このまちづくり基本条例の趣旨が、年々遠ざかっていっているような気がして仕方がない。各種の町民説明会にもなかなか人が集まらない。各種審議会、委員を募集しても、これもまた集まらない。あげくの果てに一本釣りで委員を集めると、そんなこともあったのではないのか。

先日の過疎地域自立促進計画等の大切な計画を作るうえでも、意見公募、パブリックコメントが1件も出てこない。本当にこんなことでいいんだろうかと、大変心配しております。本当の意味で町民が主役のまちづくりができるために、何か努力をされたのか、その点もお伺いいたします。

次に、各種補助金についてお尋ねをいたします。補助金のなかで、私は、いわゆる団体育成の補助金の分野についてお尋ねします。これも昨年言ったかもしれませんが。小泉内閣の三位一体改革の中で、10年以上前です。本町が本当に財政が厳しかった時代にカットされてしまった、あるいは減額されてしまった団体育成の補助金が相当数あると思います。

その団体は、その後大変厳しい状況の中で組織運営をしてこられた。しかし、今は当時と違います。すべての会計で黒字、財政の健全化指数も年々よくなっていると、26年も決算ベースで11億円以上もの財政調整基金がある。決して豊かな財政とは私申し上げませんが、当時と比べれば、相当余裕があるのではないかという思いをしております。10年スパン、10年一区切りとするのであれば、これらを見直すことも必要なのではないかと思います。昨年、商工会も団体育成補助金が500万円にアップされたと、いろいろカットされているなかでありますけれども、大変うれしいことでありました。そのほかに、こういった

ように各種団体組織にも補助金がアップされるようなケースはあったのか。あるいは要請があるような団体があるのか、そうしてもらえば検討していただけるのか、お尋ねします。

また、その三位一体改革などで、まったくゼロにカットされてしまった補助金、なかなかカットされてしまうと復活させるのは大変難しいのは私承知しておりますが、それも復活してもらうには、要請があれば検討してもらえるのか、その点もお尋ねをいたします。

次に、西会津高校の活性化対策についてお尋ねします。先日の補正予算の中でも少しお話しましたが、この本町にある西会津高校、この町にはなくてはならない、必ず残していかなければいけない高等学校だと私も認識しております。平成25年から始まった、この新たな支援策、当時は各種対策に要する事業費、総額で、予算ベースで約1千万に及ぶ規模で始まったものであります。今年は実績に合わせて、738万ほど、全部合わせてなっているというところであります。初年度、この活性化対策、各種事業を審議する際に私は申し上げたのは、今年定員を半数以下に割ってしまえば、分校化になってしまう。大変なことだということで、これはあくまで緊急避難的にやった措置であるというように私は認識しております。それでも、県立高校である以上、本町のような過疎、中山間地域に1つしかない高等学校は、学習環境を確保するために必ず残してもらうと、そのために定員を少しでも少なくしてもらうというような県教委への働きかけ、折衝が大切だということを言いました。何よりも学生にとって魅力的な学校になってもらうのが、そういう学校に努力することが最重要だと申し上げました。

今年の西中生の卒業生、55人中35人が他町村の学校へ進学をしております。はたして、今、この支援策が効果を出しているのか、功を奏しているのか、この支援策が当たり前だ、永久に続くものだと思うならば、この効果は私は半減するのではないかなと考えます。県教育委員会も高校再編等の計画、震災後、止まっていたと聞いておりますけれども、本件のような特殊事情があるところは、一律に再編するというのではなくて、それを考慮して再編計画をつくってほしいと、県教委も文科省に働きかけてもらっていると、要望書なんか私も私、拝見しました。その辺はどうなっているのか、県教委の高校再編計画等、わかれば教えていただきたいと。それとこの支援策の行く末、今後どうするのか。お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

次に、今冬は最近にない雪が少ない冬でありまして、われわれ生活者、生活する上では大変除雪に関わる労力がなくて、大変よかったという声が多く聞かれます。反面、除雪に関わってきた方々、除雪業者には、ある意味大変な冬だったということもいわれます。そこで除雪関連の業者、今年は雪が少雪だったがゆえに問題はなかったのか。来年度以降、次年度以降も同じような体制でしっかりと除雪体制を組めるのか、そのために何か対応されたのかお尋ねします。

あと、最後になりますけれども、今年は石油等の燃料費が随分安くなってきております。各課、各事業に及びますけれども、燃料代、光熱水費が減額されているようであります。これ総額で、昨年度比べればどのくらい燃料費、光熱水費、安くなったのかなということでお尋ねします。

それに関連して、小学校の木質ボイラー、これは灯油、燃料が、石油が安くなれば、木質燃料との採算ラインがあると思います。灯油が安くなれば、やっぱり灯油を使っていっ

たほうが予算的には随分楽になると思うんですが、これはやっぱり環境等を考慮して、いくら灯油が安くなっても木質燃料を使っていかなければならないのか、いこうとしているのか、その点をお尋ねいたします。

以上です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず1点目の地方創生について、具体的取り組みができる体制、実効性は大丈夫かというご質問でございますが、地方創生につきましては、28年度、事業がスタートすることございまして、町といたしましては、やっぱり町の活性化、人口減少に歯止めをかける、やっぱり、しっかり取り組んでいかなければならない事業だと思っております。

その中で、いま、考えられる事業を、平成28年度に予算計上をし、その後、29年度以降、事業内容を精査したうえで、新たな事業等についても予算計上し取り組んでいくと、そういった考えでございます。

取り組みができる体制、実効性はどうかということでございますが、いまスタートしたばかりでございます。かなり各課、現在の事業、それから新たな取り組みということで、かなり事務量については膨大な量になってございます。そのなかで、町として、当然、出だしの部分は当然関わってやっていかなければいけないと思っておりますけれども、それが、例えば観光交流協会ですとか、その他の団体にうまく移行できるような形で、できるだけそういった外部の団体にやっていただけるような仕組みづくり、そこらをおいま、一生懸命考えているところでございます。とにかく、やらなければいけない事業は、町が一生懸命やっただうえで、それを外部団体のほうにうまく移行するようなことで考えてございます。

それから、限られた財源をゼロベースで積み上げて予算編成をしているのかと、去年も同様のご質問ございました。まず今年度、28年度の当初予算でございますが、基本的に、財政調整基金、昨年度より1億7,500万円プラスで取り崩しをしております。それからさらに、庁舎整備基金、昨年当初で、一応5千万、積み立てをしております。2つ合わせますと、約3億円の一般財源を27年度と比較して、28年度は投入したうえで、町の活性化のために必要な事業ということで予算編成をしたところでございます。

それで、事業の見直し、当然その予算編成の際に各課から要求がございます。そのなかで、見直しすべきもの、縮小すべきもの等々を踏まえまして、各課で積算をし、最終的には町長査定を経て、予算としてまとまるわけでございますけれども、表立ってと申しますか、大きく見直し、廃止した事業はございません。ある程度の縮小したものとか、そういうものはございますけれども、大きくそういった廃止をしたとかいう事業はございません。これにつきましては、平成28年度、全庁的に事務事業の見直し、取り組みをするということで、いま、作業を進めてございますので、来年度の29年度の予算編成の際には、事務事業の見直しを踏まえた新たな予算編成をするということで考えてございます。

それから、次のご質問であります。職員全員が同じ方向を向いて仕事をしているのかというご質問でございますが、基本はそのとおりでございます。ですから、町長はじめ、各課の課長については、全職員とよく話をし、それで、うちの課は町がよくなるために、どのような仕事をみんなで頑張るってやっていこうという話は、当然してございます。全員

協議会でご説明いたしました、人事評価制度、27年度、試行期間で、28年度から本格導入ということでございまして、人事評価制度は、必ず課の課長と職員が1対1で面談を行います。最低2回面談をします、そういった機会も踏まえながら、課長と各職員との意思疎通を図りながら、それぞれの課の目標、それから取り組んでいくべき姿勢、これを確認しながら、1年間仕事をしていくということでございますので、より徹底は図られると考えてございます。

それから、団体育成補助金の見直しでございますが、平成28年度当初予算で、団体育成補助金を含めまして、補助金は合計で57件、総額で8,472万7千円の予算を計上してございます。当然その、例えば事業費補助金、例えば農業機械を購入する際の補助金ですとか、そういったものについては、前年度は何百万円あったけれども、今年度は200万円落ちたとか、そういった部分はございますけれども、基本的には、そういったものを除きますと、団体育成補助金は、前年度同額、もしくは上がった団体もあるということでございます。

団体育成補助金につきましては、当然、町として育成すべき団体ですとか、そのような町の活性化に資する団体については、当然、補助していくという考えでございますので、先ほどお話がありました、以前、廃止された補助金についても復活があるのかというお話ですけれども、それにつきましては、その状況、団体の活動等を踏まえまして、町として適正に判断していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、燃料費、光熱費はどのくらい安くなったのかというお話でございますが、まずガソリン、軽油はかなり安くなってございまして、ガソリンは昨年度の当初予算編成時と比べて、リッター20円安くなってございます。それから、灯油につきましても、やっぱり20円程度安くなっているということで、当然、当初予算の燃料費の積算には反映させてございまして、一般会計で申しますと、全課合わせまして、合計額で569万円の燃料費の減額ということでございます。

私のほうからは以上です。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まちづくり基本条例についてのご質問がありました、その件についてお答えしたいと思います。

町では、平成20年4月から、まちづくり基本条例を制定しまして、まちづくりの主役は町民であると、また町民の参画のもとにまちづくりを進めるというような、そういった趣旨のもとにさまざまな事業に取り組んできたところでございます。

本年度、平成27年度におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この計画の策定にあたりまして、町民会議を設置しまして、各種、各層から若い方々中心に、委員の方21人ほど参加いただきまして、それぞれの団体、考え方、そういったものを持ち寄って、今回の総合戦略を計画を立てさせていただいたというようなことでございます。こういったことも、それぞれまちづくりに町民の皆さんの参加のもとに進めてきたというようなことでございます。

現在も雪対策の基本計画もつくっておりますが、これも関係する団体、また町民の方々にも参加いただきまして、28年度中にはそういった計画もつくりたいということで、そういったことで町民の参加による計画づくり、まちづくりを目指しているところでござい

す。

委員会の公募につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、なかなか公募しても、以前のように複数の方は応募はありませんけれども、それぞれその分野に興味のある方などは、その委員会では1名ほどでも参加をいただくというような、そういった状況でありますので、その委員会についても町民の参加は、意識のある方については参加していただいているのかなと思っております。

また、懇談会につきましても、今年度、野沢町内を中心に懇談会を開催させていただきましたけれども、参加人数についても20人から40人ほどということで、多くの方に地域の課題なり、町の業務なりについて、いろいろな質問を受けたり、提案などを受けたりというような状況でありますので、こういったことをとおして、やっぱり多くの方に参加していただいて、まちづくりに協力して、参画していただくような取り組みは継続していきたいなというふうに思っております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、今冬、大変降雪、積雪が少なく、そういった中での除雪関連の事業者の継続性に関するご質問にお答えをしたいと思います。

今回、除雪につきましては、基本的に直営の除雪と、あと業者の方にやっただいて委託の除雪ということがございます。直営は直接町が雇ってやっていますので、そちらのほうには問題ございません。一方、委託につきましては、業者の方に、基本的には車両をご用意いただいて、その中で雪が降れば除雪をしていただくという体制でやっております。確かに今年については、かなり雪が少なかったということから、例年から比べると、その除雪に関するお金、いわゆる委託料については、かなり少ない金額になる予定でございます。

ただ、業者につきましては、基本的にまったく雪が降らない中でも、機械なり、また人員なりを確保しなければならないということから、この委託料のなかには、実は待機料というものも含まれております。これによりまして、機械の損料、保険料、また人員の確保については、最低限補償できるお金が用意されておまして、そこにプラス稼働すれば、今度は稼働の金額ということで、従いまして、来年度以降の継続につきましても、例年よりは確かに入ってくるお金は少なかったかもしれませんが、継続性については問題はないというふうに認識をしております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 西会津高校支援のご質問にお答えいたします。

まず西会津高校に対して、町からの支援、かなり多額にのぼっておりますけれども、この効果についてどのように考えておられるかということですが、これは本当に、おかげさまで、非常に効果があるなというふうに感じています。支援の内容としては、西会津高校に通学している生徒に対する交通費の支援、これは西会津町以外から来る生徒に対しては、非常に大きな効果があるなというふうに感じています。

それから生徒活動への支援、これは部活動等で子どもたちが東北大会だとか、全国大会に行くときに、やっぱり大きな予算が必要になります。町からの支援があるために、本当に子どもたちは一生懸命練習をして、大きな大会に出場して実績をあげております。

それから、進路指導に対するの支援、これも、今年度も大学進学者を含めて、会津地区内の大きな会社への就職も子どもたちははたしているようです。それから就学支援、大学等に進学した子どもたちに対する支援。これも子どもたちにとっては、やっぱり学ぶチャンスを活かすために非常に大事なものだというふうに思っています。大学等を卒業したあとは、また西会津町に戻ってきていただいて、西会津町のために尽くしていただければありがたいなというふうに思っています。

それから、西会津高校の存続のためのいろいろな県に対する要望ということですが、これはここ何年か町長とともに県の教育長のところに出向きまして、直接、西会津高校の実情、それからいろんな活動状況なんかも説明しながら、こういうふうな中山間地における高校の存続、これについては、全県的な視野で、ぜひお願いしたいと。中山間地にある高校が、万が一なくなるようなことがあれば、高校に進学したくとも、さまざまな理由で進学できない子どもが出てきます。そういうことは絶対にないようにしていただきたい。それには、新たに始まると聞いておりますけれども、県の審議会で、十分にご審議をしていただきたいというふうに要望してまいりました。

それから、西会津高校自身の自助努力、これも非常に大事だというふうに思っています。西会津高校は町や、あるいはほかの方々と一緒に、西会津町の魅力を発信するために、いろんなことに取り組んでいます。今年は魅力発信隊なんていうものを校内につくりまして、西会津町にあるものを活かして、そしてそれをベースにして、西会津町の新しいものをつくりだして、それを多く人にお知らせしながら、町の発展にも、それから町のPRにも寄与したいということで進めています。これは非常に大きな効果が今後期待されるものだというふうに思っています。

それから、地元の中学校からの進学についてですが、確かに西会津高校の入学生の半数までは、現在いっていません。今年度はそれでも、昨年よりは西会津中学校からの進学者は多くなってきています。なぜそういうふうなことになってきているのか、西会津高校と西会津中学校の交流、今年は大きなもので2つ進めました。1つは西会津中学校の生徒たちが全員、3年生だけですけれども、西会津高校に行って、西会津高校で普段行われている授業に参加してもらって、西会津高校の授業の様子をまず体験してもらったと。それからもう1つは、中学校と一緒に、芸術鑑賞ですね。中学校の多目的ホールでやらせてもらいました。西会津高校の生徒の鑑賞態度は非常によかったと、そういうのも中学生にとっていい印象につながっているんじゃないかなというふうに感じています。

それから、おかげさまでこのような支援があって、昨年度は定員の過半数を僅かですけれども超えることができました。ただ残念なことは、途中で退学した生徒もいたと。退学する生徒はできるだけゼロに近づけていただきたいと。今年度の状況については、2期選抜の合格発表がされましたけれども、39名の合格者を確保したと。今日も3期選抜の願書の提出日になっていますが、動向を注視していきたいというふうに思います。

さまざまなことを考えまして、西会津高校は西会津町にやっぱりなくてはならない高校だと思います。ですから、財政が厳しい中であっても、私は支援をいただけるのであれば、しっかりとさせていただければありがたいなというふうに思っています。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。



○学校教育課長　それでは、西会津小学校のボイラー、木質チップの採算ラインにつきましてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、西会津小学校の暖房につきましては、木質チップを利用したボイラーと、あと灯油を利用したボイラー、その2つを利用しております。そのボイラー、1度温度を上げるといふ燃費の部分でいきますと、チップのボイラーを利用する場合には、トン1万8千円。それで灯油ボイラーについては、その同じく利用するにして、66円以下であれば採算が取れるというような状況になっております。

現在の灯油の単価であります、ご承知のとおり非常に安いということもありまして、では、まったく使わないのかということになりますと、木質チップはすでに導入してございますので、朝方の寒い時点で、木質チップと灯油ボイラーを一緒に焚く、ある程度焚き上がりましたら、あとは必要な部分については灯油ボイラーを使うということで、できるだけ効率的にボイラー、暖房を取るような形で進めております。

以上です。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　いろいろご答弁いただきましたけれども、まず役場の組織内部の体制について、総務課長は、みんな同じ方向を向いて当然やっているとご答弁するしかない。それで、そんな中、総務課長の、そこまで言うつもりはなかったんですが、ご答弁でありましたけれども、人事評価制度の中で、私は全員協議会のなかで、それは当然やっていかなければならないと、ただ、人事評価というのは、評価する側も、しっかりとどう評価されているのかとらえていく必要があるのではないかと、町長は、町長のみならず副町長、教育長も各課長も、しっかりとその辺のコミュニケーションを取るには、自分はどういうふうなとらえ方をされているのかというのを掴むことも必要ではないかというふう話をさせてもらいました。

よく副町長は、報・連・相の徹底、あるいは風通しのいい組織づくりをしてきたということですが、これからこの人事評価制度の中で、今年は、来年度から本格的にやるということですが、中身を見てみると、例えば再三一般質問等で問題になっております横町館跡に関して、おそらくそれは教育委員会、生涯学習課ばかりの責任ではないと思います。教育長が謝りましたけれども、私はそこばかりの責任ではないと思う。予算編成するとき、副町長、当時、総務課長、いまの総務課長もそうですけれども、まったく知らなかった、関知していなかったという話であります。私は116名の役場の職員いる中で、全員が気が付かなかったということはないと思うんです。どなたかは旧西会津小学校いじるときは、文化財の兼ね合いがあるから、県に問い合わせたほうがいいんじゃないんですかと思った人が、おそらく少なからずいたと思う。ただ残念ながら、総務課長、町長、副町長の耳には届かなかった。というのが、私はそう思っているんです。知らなかったというのはしょうがない。だから、実態は報・連・相の徹底、風通しのいい組織づくりをしてきたというけれども、本当にこれから生き残りをかけて地方創生に向かっていくうえで、本当にご答弁のとおり解釈していいのかなという思いでありますから、その辺をもう一度、それは副町長にお尋ねしたいと思うんです。町長、副町長、知らなかったのはしょうがないと、本当に組織、全部掌握しているのか、各課長は課内の体制を全部掌握しているのか

というのは、私、大変疑問でありますので、これから人事評価する上でも、私は副町長、各課長あたりもしっかりと、自ら評価されるべきだと思いますから、その辺をお尋ねします。

あと、まちづくり基本条例についてでありますけれども、企画情報課長からご答弁いただきましたけれども、私は現状は知っております。ただ、もう平成20年につくって、町長も一緒に、私も一緒になって、議員当時、議員になる前から、まちづくり基本条例、これは魂の、ただつくっただけではだめだと、魂のこもったものにしなければいけないという思いで、2年数カ月かけてつくったわけです。そして今のこの体たらくとは言いませぬけれども、現状をみると、大変寂しい、だから今こそもう一度初心に返ってではありませんけれども、もう一回、しっかりと見つめ直してもらいたいような何らかの対応、アクションがあってもいいと思うんです。

いま言っているように、いろんなまちづくり基本条例で則ってやっています。確かにやっています。ただ、委員会の公募にしても、パブリックコメントにしても、何かその、いわゆるプロセス、既成事実づくりのためにやっているような感じがして私はしょうがない。だから、再度見直してもらいたいように、何らかのアクションをしてほしいという思いでお尋ねしました。それをもう一回ご答弁ください。

あと、西会津高校の活性化に関しましては、教育長からご答弁いただきましたが、県の対応が全然進んでいないのか、高校再編計画、震災で中断していたものが、私はそこから手を付けていかないと、いくら町立高等学校のような感じてわれわれ対応するのはいいですけれども、実態は県立高校でありますから、その町長と一緒に、その県教委との折衝というのは、私、大変重きを置いて重要視しているんです。それをやっぱり早く進めていかないと、先ほど言ったように、本町以外に行っている高校生がいっぱいいるわけです。その方々も長く続けば不満が出かねない。私も就学資金、使いたいんだけど、西会津高校じゃないから使えない、そういう方が出て、導入当初からそういうのも想定されましたけれども、そんなことがあっては私は可哀そうだと思うんです。ですから、本町の高校生は、例えば西会津高校に行っても、若松、喜多方、行っても、やっぱり同じようなサポートを私はすべきだなという思いがありますので、まずその県とのやり取りをしっかりと進めていただくということを、もう一度お願いしたいんですが、その点を合わせてご答弁ください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、多賀議員の最初のご質問にお答えをしたいと思います。

まず人事評価のほうから入りましたので、その点についてお答えしたいと思いますけれども、先ほど職員に対する人事評価の関係については、総務課長が答えたとおりでございます。その前段に、まず町長が、今年の方針はこういう形でやっていきますよというところをしっかりと打ち出していきます。それに基づいて、われわれ、それから課長に落とす。課長がそれを踏まえて各課の今年の目標を立てていくということでもありますので、そういった意味では、町長を、いわゆるトップにして、同じ方向を向いていくと、同じ方向を向いていくのは当然の話でありますので、そういうことでいま、町の行政は進んでいるということでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、報・連・相の関係でございます。これにつきましては、議員がおただしのよ  
うに、われわれとしては、月2回、政策調整会議ということで、いろんな情報交換を含め  
て政策審議をしております。そのなかでも毎回のよう、そういった報・連・相、いろ  
んなものがあれば、すぐにあげてほしいと。特に悪い情報といいますか、悪いことはもう  
待ったなしにあげてくださいよと、いい情報はあとからでもいいわけですけれども、そう  
いった悪い情報というのは、初期対応が、初動対応が一つ間違うと、大きな問題になっ  
てきますので、まずはそこは徹底してほしいということで、常日頃から言っているつもりで  
あります。

ただし、議員がおただしのよ、いろんな部分で欠落していくという部分はございま  
した。これは率直にわれわれとして反省すべき点であるというふうに感じております。そ  
ういったところについては、そういったことが二度と起きないように、さらに報・連・相、  
徹底してまいりたいというふうに感じております。

それから、再度人事評価の關係に、ちょっと戻らせていただきたいと思いますが、この  
人事評価をするにあたって、じゃあどんな職員像を求めるのかということでございます。  
これはかつて3番の秦議員にも申し上げたところでございますけれども、1つは、町民の  
皆さんの視点に立って、町民とともに考え行動する職員を育成する。それから、2点目  
には、広い視野で総合的に判断、行動できる職員。そして3つ目には、常に問題意識を持ち、  
業務の改善に取り組む職員と、これらを、この人事評価を導入することによって、こう  
いった職員をさらに育成していきたいということでございますので、28年度から、これが本  
格導入いたしますので、そういった視点で、町民の皆さんの視点に立って、われわれ頑張  
っていききたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まちづくり基本条例についての再質問でありますけれども、当然これ、  
町民が主役であるという、そういった原点については、今までやってきた継続的なそう  
いうプロセスなり、作業なりは、地道であっても継続して進めていくというのは必要なか  
なと思っております。

また、制定当時と比べれば、当然意識が薄れているんじゃないかというようなお話であ  
りましたが、そういった面も含めまして、こういった制度があるということ、例えば、  
制度というか、制定されているということ、これを再度認識を深めるという意味でも、ケー  
ブルテレビなり、広報紙なりで、またこういう内容的なものを情報提供するなりして、そ  
ういった形で町民の方々の意識を高めていくという作業も必要なかなというふうにお  
思っております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 中山間地にある高校の存続について、県への要望と県の対応についてとい  
うことですが、県の教育長に町長と一緒に要望したときに、現行の制度が生きている間  
であっても柔軟に対応していくと、それぞれの地区になくしてはならない高校の存続につ  
いては、柔軟に対応していくというような答えをもらっています。

そしてさらに、県立学校である西会津高校に対する、西会津町の本当にその多額の支援、  
これにつきましては、教育長も十分に感謝をしている。できれば県で対応すべきところな

んだけれども、本当にありがたいことだと。

それから、その内容については、教育次長も、それから実務を担当する課長も十分に知っておりますので、今後も西会津町の状況、それから広く、中山間地の高校の状況について、県に対する要望は続けていきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長から、課内、職員の体制についてお話いただきました。私もそうであるべきだと思いますし、ぜひそうしていただきたい。そのためには、本当に頭でっかちにならないで、本当に職員とフランクに話ができる体制づくりというのは、やっぱり大切だと思います。そういうところにしっかり気配りをさせていただいて、いろんな情報を集めて、集まってくるような組織体制にしていくことが一番だと思います。それに十分努力をしていただきたいと思えます。

あと、まちづくり基本条例に関しましては、私は何かテコ入れという言い方、適当かどうかわかりませんが、何か私も具体的にどうすればいいというのは、ちょっと思い浮かびませんが、やっぱりあのときのつくった思いもありますし、何かそういう再確認できるような、これは催し物というか、アクションを今年あたりは必要じゃないかと、本当にあれに則ってすべてやっているのは十分承知しておりますが、先ほど言いましたように、プロセスを踏んでいる、既成事実づくりで全部進めてきたというようなふうになっているのは私だけではないと思うんです。そう思われないようなことになれば、このまちづくりは、本当にこれからもっとよくなってくると思えます。その辺をお願いしておきます。

あと最後に、西会津高校の活性化、存続に向けた取り組みについて、教育長から再度ご答弁いただきましたけれども、それはわれわれ、実際、西会津高校の活性化の会議になんかいても、われわれにも何か責任があるような感じがしております。それは、いわゆる入学者41名確保するために、何か血眼になっているような気がして仕方がない。それで、その年、41名確保できれば、もう次の年の41名確保に向けた、目がそっちのほうにいつているような、私も含めてですけれども、反省も含めて、そういうふうな気がしてならなかった。私は、最初に言いたい学校にならなければいけない、いい学校というのは、余談になりますけれども、私らは学園ドラマ全盛のころに若いころ育ってきましたから、多少へましたり、失敗したり、むちゃやったり、やんちゃやったりしても、みんなで卒業しましょう、今の節だと、そういうのがいい学校だと思ってきた。ですから、入学者はどんなことがあっても一緒に卒業させてやりたいと、そこに私はあまり目をやっていたなと、だから、一頃は入学者、半数以上確保できたけれども、夏休みにはもう10人も退学してしまっているというような実情があったわけですから、私そんな学校では、決していい学校にはなり得ないと思えます。

われわれの対応も含めて、しっかりとその辺は、入学者、4月の入学者41人だけに目を向けるんじゃないで、それはやっぱり日々の対応もわれわれしっかりしていかなければならないと、西会津高校のなかでも、それぞれ努力はしているようではありますが、そんなことも考えておりますので、3回目ですから、最後、教育長の思いを聞かせてください。

以上です。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

私も多賀議員さんとまったく同じです。高校に入学してきた生徒は、やっぱり全員卒業できるような、そういうような教育活動をそれぞれの高校はしていかなければならない。それはなぜかといいますと、さまざまな課題を抱えて高校に入ってくる生徒、現在いっぱいいます。しかし、その最後の砦といったら言葉、大げさかもしれませんが、社会に出ていく前の最後の学ぶ期間という、これは高校です。いまの社会では。大学まで進学する生徒は別です。ですからそこで、基本的なことをもう一回きちんと、生徒一人ひとりに身に付けさせて、そしてその社会に出て、しっかりと歩いていけるような、そういうふうな子どもをつくる。それが高校に課せられた私は大きな使命だと思います。

ですから、退学者ゼロを目指して、ぜひ高校には頑張ってくださいたいと。そのためには、いきいきと毎日活動できるような、そういうような学校にしていくこと。そして、あと地域から、その存在がやっぱり認められる。西会津町にはなくてはならない西会津高校なんだ。子どもたちもそれを実感できる。そういうふうな学校づくりをしていくということが私は大事なのかなというふうに思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一般会計を見て、2点ほどお伺いをします。

一般会計のなかに、予算のなかで感じるの、委託料の多いことです。確かに委託料というと、専門性が多い除雪等はまったくこれはやむを得ないと思いますが、新規事業であっても、全部とは申しませんが委託が結構あります。それで、またそれを委託して、計画書なりが立派にできたのに、あまり利用されていないように感じられます。また、委託料は今後もこのような推移が続くのでしょうか。

それともう1点なんです、借地料と土地借上料というのも結構多いです。確かに高度経済成長の時代に借りていたのかもしれませんが、いま、不動産価格も下がっていますし、固定資産税も下がっている折なので、見直し等については検討されているのでしょうか、その点、2つお聞きしたい。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まずはじめに委託料についてのご質問でございますが、一般会計に、平成28年度の一般会計の総額で、委託料は9億3,862万1千円でございます。昨年度、平成27年度と比較しますと、3,177万3千円の減ということでございます。委託料の中身でございますが、例えば、施設の指定管理の委託料、温泉健康保養センターであったり、さゆり公園であったり、あとは保育所であったり、さまざまな指定管理の委託料でございますけれども、振興公社、福祉会、社会福祉協議会、あとケーブルネット等でございますが、それを合わせますと、合計で3億6千万ほど、その内訳として入ってございます。あとそのほか大きな委託料としましては、町民バスの運行委託料ですとか、そういったものが大半を占めてございまして、例えば計画策定委託料ですとか、そういったものについては、全体の中からは占める割合はさほど大きくないということでございまして、その年度、年度、各事業によりまして、そういった委託、例えば計画委託料とか、それは年度、年度で発生するものでございまして、委託料は基本的には施設管理委託料ですとか、そういったものが大部分

を占めるということでございます。

それから、借地等の借上料でございますが、これにつきましては、まず一般会計で申し上げますと、平成 28 年度、土地の借上料の総額が 324 万 3 千円でございます。昨年度当初と比較しますと、6 万 5 千円の減ということございまして、そのうち額の大きなものを申し上げますと、役場の駐車場の借上料、これが全体で 98 万 6 千円と、これが一番大きな借上料でございますけれども、そのほか、保育所、群岡と芝草の保育所の借上料で約 50 万円。それから、あと大きいところだと、町営駐車場、本町、原町で 57 万円ほどと、あらかた大きい部分で、あとは本当に面積の小さな、少ない借上料が主でございます。

この借地料につきましては、当然、借りている方と町の契約によりまして借地料を納めているわけでございますけれども、土地の評価額が、今、下落傾向でございますけれども、西会津町の場合、都市部と違いまして、下落率がそんなに大きくないものですから、今のところ、借地料を減額するというようなことは、今時点では考えてございません。かなり下落すれば、それは所有者さまとの話し合いで契約変更で、借地料を下げていただくというようなことになるかと思えます。

そさから、あとは土地以外の借り上げでございますが、これは施設等の借り上げということでございまして、28 年度当初予算額で、施設等の借上料が 189 万 6 千円ということでございます。このうち、あらかたが地域おこし協力隊の住宅の借上料、それが 130 万円ほど、それからあと、選挙の期日前投票の建物、リースで借りるわけですがけれども、今年度は参院選がございまして、43 万 2 千円ほどということでございまして、あと議会で行きますと、議会報告会の会場借上料、それ等が 3 万 6 千円ということで、全体では 189 万 6 千円ということでございます。あと、本当に通年借りているような施設の借り上げというのは、ほとんどございません。その年度、年度のあれによってということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 普通、貸し借りする場合には、賃貸借契約書を結んだと思いますが、一番大きな、せめて大きな借地についても、契約書に借地期間が切れれば、改定というのがあるんですけども、そういったときに話し合いを設けて、ある程度減額なり、増額かわかりませんが、そういった方向に進めるべきではないかと思えますが、その考えをお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 土地の貸借の契約は、当然、先ほど申し上げましたとおり結んでございまして、何年間というのは基本でございますけれども、ただそれが、契約期間が終わっても、双方の申出がなければ、自動継続するというような契約の内容でございます。いま、一番大きな役場の駐車場の契約、ちょっと何年までというのは、ちょっといま、手元に資料ございませんが、当然、貸している方から、もっと上げてくれないかというような話があれば、当然、町としても検討しますし、逆に、町として、いま、地価下がっていますから、下げただけないかという話も当然できますので、そこら辺は状況に応じて、更新の際に、自動更新でありますけれども、3 か月前に申出をすれば協議をするという内容になってございますので、それは、その場その場で、そういう事例があれば、当然対処していくということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私もいくつか質問させていただきます。

まず、歳入のなかで総額が、今回、当初予算としては63億9,700万円ということであり、そのうち自主財源が24.1パーセント、依存財源が75.9パーセントとなっています。これらの財源の確保についてであります。予算の概要の中に、予算編成においては、地方交付税など、依存財源の確保が不透明だというようなことで、いろいろ予算編成にはご苦労された形跡と申しますか、そういうことがうかがえることができるわけですが、それに合わせて、やはりそのような窮状と申しますか、大変なときであれば、やはり自主財源の確保というようなことも視野に入れて、積極的な取り組みというのが必要ではなかったのかなというふうに思います。

一般質問のときも申し上げましたけれども、やはりすぐできる、本当に誰にも迷惑をかけるまいと、どこまでになるかわからないですが、本当に自分たちのやる気だけで、それだけの覚悟ができるという、いろんな制度であり、条件的に恵まれているなかで、その辺の取り組みがいまいちではなかったのかなというように思うわけであり、

そのほか、いろんな徴収率のアップとか、あとはまた滞納されている方の未収金の回収と申しますか、そういうのは、町長先頭にしているいろいろやっておられるようでございます。ですから、町長ご本人も、その財源に対する思いというのはわかるわけですが、これらの、この確保の、自主財源に対する思いを、予算にどのように反映をされたというか、努力をされたのかなということをお聞きをしたいと思います。

それから、2つ目として、以前にも町長に私が、「住んでみたい 行ってみた町へ」というのはどんなものですかと聞いたことございます。そういうなかで、あのときは、手元に資料がないんだというようなことでもありました。それで、先般、小柴議員が質問したとき、いろいろ小柴議員は自分の思いをこう話をされた。町長の答弁では、そのとおりだという言葉しか返ってこなかった。本当にやはり、私個人的には、本当にこれ誠意を持ってお話されたのかなという部分を感じましたし、やはりまだまだ小柴議員が思っているものと町長の思いというのは、相当の考えの違いがあると思うんです。まして執行者である町長、自分がこうやるんだという方針があるわけですから、そこらをやはり明確にお知らせいただきたいと申します。

そういう中で、将来のビジョンというようなことも、この予算の概要のなか、そういうこともうたっておりますので、そういうのも含めてお知らせをいただければと。それをまた、どのような予算というか、いろんな事業に反映されているのかということでもあります。

次、ポケットパークや野沢駅通りの公園、今年予算化されて事業に取り掛かるということでございます。これにつきましても、当初の事業の進め方からすれば、やはり遅れ気味できているのが現状です。町、野沢町内全体を見渡して、どのような町にするんだという大きなビジョンというか、そういうのが私だけであるかどうかかわからないですが、見えてこないんです。本当であれば、以前、三留議員が一般質問で申し上げました、まちなかどうしますか、どういう構想を持っているんですかと言ったときも、やはりその地域の町内の方とか、そういう方々が一生懸命やらないとだめだみたいな、その協力が必要だというようなお話でありました。本来であれば、やはり町長がちゃんとした都市構想という形で

ビジョンを示して、そういうなかで、この場所には何を、この場所にはと、事業の進めるなかで、そのときは点をいくつもあちこちにつくってもいいと思います。最初からある程度構想を描いたなかで、点を整備をして、それをやがてつなげば、ちゃんとした都市づくりになるというようなことであればいいなと思ってはいたんですが、いまのところ、なんとなくあそこにちょこっと、野沢駅前というのは公園をつくる。あるいはポケットパークをつくる。単発的なふうにしかなれないんですか、それらの計画、どんなふうを考えておられるかと。

この都市構想に合わせて、本来であれば、いまの小学校の旧小学校の校舎が役場庁舎になると、これが遺跡の発掘のために、また2年間かかるわけです。それが遅れるということは、この役場庁舎の移転も遅れる。そして保育所の問題のときに、仮称ではありますが、町民文化センター的なものを建てようかというような話も出ているんです。そうすると、その辺もまた遅れるわけです。ですから、やはりちゃんと、これからでもちゃんとした構想を立てていただいて、そしてちゃんと形が見えて待つのは、多少我慢できると思うんです。それが何も、あくまでもつかみどころのないと言いますか、いつできるのかもわからないのは、そのうちできるだろうみたいなことでは、やっぱり野沢町内の方々だって、中心的なものがほしいという声もあるわけですから、そういうことを考えたときに、やはりそれらの構想も必要だろうと。

そしてそれに合わせて、いま、町の公民館、かなり傷んでいます。そして老朽化している。ということは、そのセンターが何年後にできるかによって、その整備計画といいますか、改修なり補修なり、これだってやっぱり必要になってくると思いますよ。やはりいろんなことが全部つながって1つの構想というものを立ててもらわないと、これやった、終わった、これやった、終わった。そうではやはり本当のまちづくりにはどうなのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的な方針ですので、私のほうからお話したいと思うんです。まず自主財源確保、この前は、自主財源といえば、西会津町には、やっぱり工場、あるいは町民の生活が安定して、そこから入る税金、これが高まって、ある意味では町税が、それが自主財源の大きな核になっているわけであります。

議員が言わんとすることの1つに、私はふるさと納税というの、立派な自主財源だというふうに思います。今回、予算の中で500万円、これが計上されておりますけれども、これで本当にふるさと納税といえるのかと、率直な考え方、私から申し上げれば、500万円の元手で5千万円をあげるなんていうことはできないだろうというふうに思います。ですから、これは極端な話でありますけれども、例えば5千万円かけて、半分を見返りにしても2,500万円はいただけると、これが自主財源を確保できると、そういう視点でもってものを考えていくということは、私は当然だと思います。ですから、今回500万円ということではありますが、これは年度途中で、やっぱりこの取り組みが高まってきたということであれば、この500万円範囲内で事業を行ってやれなんていうことでは私は決してないというふうに思います。ですから、まだ西会津町の場合に、何をこの返礼品として、どういうもので何をどうするかということまで、はっきりとした確立したものが、まだ定まっ



ていないというのが特徴です。ですから、チラシやその他のなかで、いろいろと西会津町ではこういう返礼品を出しますよというこのPRはしておりますけれども、そういうことが、まだまだ浸透していないということでもありますので、もっとその浸透する方法はいかにすべきかということも含めて、これから地方創生のなかで、やっぱりそういうものを位置付けていくことが必要だろうというふうに思います。

ですから、これから先ほど地方創生の話もありましたけれども、地方創生の町長の取り組み、今後どうするんだということでもあります。この議会が終わり、そして新しい新年度までにこの方針を出します。その方針というのは、チラシにも、町の広報にもありましたけれども、いざ地方創生と、これに向けた全庁的な心構えということについて、やっぱり全職員に、これから5年間で、いざ地方創生をどう心得として持っていくか、そしてこの5年間で、しっかりやるべきことは何なのかということで、それぞれの課がしっかりと目標を持って、立てながら、具体的に進めるプロセスをしっかりと持って対応していこうと、こういうことを私のほうから、各課、全職員に対して、町長の方針を述べたいというふうに思っております。これは4月1日から新しい年度が始まりますので、そのなかで、私はしっかりその方針を述べる気持ちでおったところでもあります。

さて、ふるさと納税については、そういうことで、しっかり、今回取り組みをするということ約束をさせていただきたいというふうにも思います。

税の徴収率の関係は、これは4、5年取り組んでまいりましたけれども、このなかで、やっぱり成果があがっているということでもありますので、これもまた気を引き締めて、税の徴収率、あるいは滞納、こういったことへの対策というものは、しっかり継続して取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、「住んでみたい 行ってみたいまちづくり」というのは、町長はどうその方針を持っているかということで、小柴敬議員から思いを語っていただきたいということでありましたが、その課題をやっぱり粒さに、私だったらこうしたいということ述べられましたので、まったくそのとおりでということでもあります。私は、あえて詳しくは言いませんけれども、基本的なことを申し上げますと、まず1つは、魅力ある町をどうつくっていくかということだと思えますね。やっぱり、西会津町で住んで、こう魅力を感じる町をどうつくっていくかと、それにはいろいろな事業があると思いますけれども。それともう1つは、もっといい町をつくらうと、こういう取り組みをする、そういう視点でもって全体が、このいろんな分野で、議会もそうでもありますけれども、今よりもっといい町をつくる、いまよりもっといい事業に対応しようと、こういう視点を持った、みんながそういう気持ちを持ったまちづくりを進めていきたいということです。

それから、やっぱり、何となく安心のできる。安心のできるような町をやっぱりつくっていく必要があるだろうというふうには思います。ここには災害に強いということもありますし、また住んでいて、優しさというのも安心の1つであります。そういったことを、みんなが共有できるような町をつくっていききたいなど、これが「住んでみたい 行ってみたい町」の大きな柱になるのではないかなと。これはいろんなところで、その分野というのは、この28年度の予算もそうでもありますけれども、町の中長期計画、長期計画の中でしっかり私は具体的なものが出ているのではないかなというふうに思いますので、改めてこの「住

んでみたい 行ってみたい町へ」あまりくどくど言うことなく、もっと素直に、町民の皆さんがずっと入っていけるような、そんな取り組みをやっぱりしていきたいというふうに思っております。

それから、ビジョンづくりでいろいろ言われましたけれども、これまで西会津町の長期的な基本構想というものを立ててまいりました。これも10年計画の後期に5年計画が入りまして、前期の5年、そして後期の5年にいよいよ入ってきました。この後期の5年間のなかでは、やっぱり一番必要なものについて、全て網羅されていると思います。これからの10年計画が、いよいよこれ、また新しい西会津町の10年計画をいよいよスタートさせていかなければならない、そういう計画づくりを、この5年間のなかでシフトしながら、ダブリながらも新しい視点でもってものを考えていく必要があるだろうと、したがって、新しいこれからの10年構想というものを策定をしていきたいというふうに思います。

確かにいろんな事情で、いまの役場の移転も若干遅れてしまいましたけれども、しかし、この遅れが全てにわたって遅れるということでは、私は決してないというふうに思います。ですから、それにはやっぱり財源との調整もありますし、そしてこのビジョンづくりでもそうでありますけれども、裏付けとなるようなものもしっかりある程度、これシフトしていかないと、ただ絵に描いた餅になってしまいますので、それと同時に裏付けとなる財政計画というものも立てていく必要があるだろうと。西会津町の財政計画の中では、もうすでにこれから10年先ぐらいの財政計画を実は立てております。どの辺が一番ピークになっているのか、あるいはそこから、そのあとの財務支出というのはどう変わっていくかと、こういうことをしっかり立てながら、新しい事業を、大型の事業を持ってきているわけがあります。

したがって、役場庁舎、これは事前に3年も前から、庁舎建設というものについて、やっていこうということで積み立てをしてきたわけですから、これに対する財源のある程度の措置というものはなされております。議員が申されたように、これからの大きな町の建物の計画はいったい何なのかといいますと、やっぱり町民文化センターだろうと、これには20億、ないしは30億ぐらいのやっぱり財政が必要になってくると。そういうことを想定しながら、これからの計画づくりを進めていきたい。したがって、今の役場庁舎ができれば、当然ここを壊さなければならないわけですから、壊したあとでないと建てることもできないわけです。これからそうした計画を年度つきに、しっかりと計画を持ってこれをしていきたいというふうに思っております。

それから、いろんなものが部分的だけで、まちづくりのビジョンになるかということ、決してそうではないというふうに思います。まず中心となるところの役場庁舎はいったいどこになるのか、新しい道路網はどういうふうに引いてくるのか、さらには、雪に強いまちなみをどう作るのかということも、これはきちっと想定して考えなければならないというふうに思います。ですから、これからの計画の中には、そういった街並み景観づくりというものもしっかり立てていく必要があるだろうということが1つ。

それからもう1つは、各地域において、高齢者であっても安心して住めるようなまちづくりを考えていきたいと。これはやっぱり、奥川であり、群岡であり、新郷であり、それぞれの地域において特色のあるようなものを、拠点となるものをやっぱりつくっていく必

要があるだろうというふうには考えておりますから、その地域にある特色を活かし、そして特徴的な拠点づくりを進めていきたいと。そこを拠点としながら、いろんな地域づくりを網羅していくと。こういうことを想定しながら、今後ビジョンづくりをしっかりとつってまいりたいなど、こんなふう考えているところであります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町長からご答弁いただきました。参考までに申し上げますと、ふるさと納税については、以前一般質問のときは、本当に日本全国で1、2番という取り組みをされているところをお話申し上げました。実は広野町さんにおいても、やはり返礼品をお米というようなことでやっておりまして、考えてみれば、本当に原発のすぐ隣の町で、2千万円余のふるさと納税があるんですね。だからやはり取り組み次第だというふうに思います。湯川村さんについても、今回の予算に2億5千万円近くですか、ふるさと納税でいただいたお金というか、そういう関連したもので2億5千万円、農業振興といますか、そういう関係に予算計上したというような報道もされています。ですから、やはりやってほかはいいい結果を出しています。先ほど町長の決意をご期待申し上げて、終わります。

あと、いまの町民文化センターの話で、おおよそ20億円くらいという根拠は、どこから出されたのかわかりませんが、とにかく計画的に、今までのような遅れといえますか、そういうことが挽回できるような、予算面であり、またいろんな計画執行面であり、進めてやっていただきたい。やはりいろいろ何かできるというのは、町民の皆さん希望を持ちますよ、町がよくなるんだということで。ですから、そこら辺も含めてやっていただきたいと思いますが、一言いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町民文化センターの20億円、30億円というのは、根拠があって、これだからここがどうのこうのと言ったわけではありません。ただ、最近の校舎、庁舎であれ、いろんなセンターであれ、その程度の金はかかるだろうという想定のもとにですから、あまりそこに力点を置いて言われると答弁に困ってきますので、そういうことについては、あまり重点を置いてもらっては困りますので、そここのところをご勘弁をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、町としては、将来的な青写真を、やっぱりちゃんと示すということが、やっぱり大事だろうというふうに私も思っています。ですから、これから新しいまちづくり、例えば、いま、道の駅の新しい農産物の販売施設ができますけれども、いろんなふうに想定したイメージ図というのがあるわけですね。だいたいそのイメージ図に合わせて建物ができてくるわけですから、できれば西会津町のイメージ図、こういったことを少し考えてみたいなどというふうに思っています。ですから当然、そういったイメージを全体的に持ちながら、そういったところにひとつ町民の皆さんも、ああこういうまちづくりになるのかということ、しっかり町としても示すことが必要だなというふうに思いますので、これをちょっと検討してみたいなどというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 先ほど長谷川議員がおっしゃいました、質問されました業務委託料、これ私もちょっと別な観点からお聞きしたいんですけれども、つまり、これほどの業務委託料は全

部本当に業務委託しなければならないような事業なんでしょうか。金額的にはそれほどはないとおっしゃいましたが、本当は限りある予算の中でやるわけですから、本当にこれが、この金、この事業が本当に業務委託に値するのかと、そういうことももう一度よく検算していただきたいと、そう思うんです。

もう1つは、いま、教育長も、議員の方も、退学者が、西会津高校は何人かいらっしゃる。ただ私は、皆川校長先生とお話したとき、渡部さん、退学者何人かおられますけれども、辞めたくて辞めていった方じゃないんです。涙流しながら私と話して、校長先生、申し訳ないけれども、俺は家庭の事情でこういうふうになりましたからと、そういう生徒が多いんです。ですから、私はこういう退学者は、日本全国どこにでもあるんです、これは。高校があればあるんです。ですから、この問題は議会で取り上げるような、私は問題ではない。これはそう思うんですけれども、県立高校でもあるんだし、それをどう思われますか。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行がありましたので、発言を許します。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 この話は、以前にもちょっと、いかがなものかということもありましたので、休議の中でお話するのであれば。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 委託料についてのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で9億3,800万円ほど予算に入っているということでございますが、基本的に、その予算に載っている委託料につきましては、町として必要なものは全て計上してございます。それと、あと町が直営でやるよりも、例えば振興公社であったり、福祉会であったり、そちらのほうに委託したほうが経費が安く済むというような、そういったメリットもございます。あとは専門的な知識がないとできない業務等々を載せてございまして、すべて9億3,800万円は、町として必要な経費ということで予算計上してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時36分)

○議長 再開します。(11時47分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 町の予算は、当初予算は64億円と、いままでにない予算計上であります。そのなかで、皆さんのやり取りのなかでもありましたが、総括の中で、一般予算の概要の総括のなかで書かれております。町は一般会計を組むにあたっては、地方交付税の依存財源の確保が不透明であることから、歳出は類似したものや重複の見直しや、また既存事業の評価検証も含めた事業の費用対効果を意識し、町民の目線に立った編成をしたとありますが、そのなかで、いまのやり取りのなかの話を聞かせてもらって、大きな見直しはなかったというお話であります。であれば、圧縮がなかったのか、膨らみがあったのか、その辺、大きな事業としての予算の項目もあがっておりますが、町として、この費用対効果を重点的に考えている項目というのは、町長の話のなかにもありましたが、各地区、集落の問題や、またまちなかの都市再生の話や、いろんな各施設、こども園のことから含めた大きな事業が含まれていると思っておりますが、そのなかで、町として、わが町として、これが重

点施策であるということがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 平成28年度予算で、これが町の重点施策だといえるものは何かというご質問にお答えをいたします。

予算の説明のなかでも申し上げましたが、平成28年度、何と言いましても、認定こども園整備と、それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業と、これが大きな町の重点事業でございます。認定こども園につきましては、事業費が7億1,370万円ほどということで、かなりの高額な事業費でございます。それから、まち・ひと・しごとにつきましても、新規事業として、森林活用型の新産業づくり計画の策定事業、これを新たに計上しましたし、そのほか、合宿所整備にかかるセミナーハウスの整備調査事業、それから、先ほど町長からもお話ありましたが、西会津高校にかかる農商工学連携地域活性化事業、i.club事業等々を新規事業として計上してございます。そのほか、拡充事業といたしましても、地域おこし協力隊の配置事業、これにつきましては、27年度まで4名でありましたのを、1名増員しまして、28年度からは5名と、さらには出産祝金、これも条例等でお話しましたが、第1子から20万の支給ということで、拡充を図りました。それから後継者対策事業につきましても、昨年度の予算より倍以上予算を付けまして、積極的に後継者対策にあたらうというようなことで、とにかく、町の活性化、さらには人口減少に歯止めをかけるための子育て支援や交流人口の拡大に資する事業について、重点的に予算計上したということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今縷々説明がありましたが、私はこれから皆さん、皆さんではなく、私たちも一緒に考えていかなければいけないのは、やはり地方創生の問題であり、取り組まなければならないものだと思います。そのなかで、本当に西会津町はこれだと、これならやれる、ここしかないというような、本当に目玉、私はそれが必要だと思います。

いろんな、立派な分厚い、そういう資料も作られておりますが、全国的にみれば、みな同じような課題、同じような中身のような気がします。それは少子高齢化とか、あとはいろんな人口問題、それから環境問題とか、いろいろ取り上げてありますが、どこを切っても金太郎飴のような提案内容なのかなと。私はこれから、5年スパンということでありますので、西会津町にしかない、特化した案というものを、やはりこれを明確に進めることが重要だと思います。

いま、総務課長の中でありましたが、これから交流人口という言葉のなかでは、国際芸術村、これは年間3,500人、これはすごい人口交流だと思います。そのなかで、窓口として、これから定住移住促進事業というものが設けられております。予算が780万円何がしということでありますが、やはりこういった特徴あるものに力を入れれば、700万円が1千万円、2千万円、3千万円となるような予想がされますが、その辺のこれからの見通し、人口交流に対してのそういう考えについては、どのように考えておられるか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず整理をして、1つは地方創生という捉え方で特化したということでありますけれども、これは明確に私は言っているんです。例えば、会津若松市のように、はじめか

らIT産業、これを持ってきて、このやるんだというようなところと、将来の人口ビジョンをしっかりと組み立てながら取り組むんだというところ、西会津はどちらかというところ、将来の人口ビジョンに対する地方創生という考え方をもって、実は取り組んでいるんです。ですから、地方創生だからこれだというだけではなくて、人口ビジョンというものを想定しながら、この5年間というのは、その基礎づくりなんだよというところに視点を置いてとらえています。

ですから、ただ5年間で、果たしてこれが功を奏して、西会津町の人口がぐんと伸びてくるかというところ、私はそういう極端なことの現象は起きないだろうと思っています。しかし2040年以降になったときに、あの西会津町の何にもしなければ、3千人台になってしまうという、この状態を、最悪の状態を脱するためには、この5年間という基礎づくりのなかで何をやるかということですから、そのところで、やっぱり理解を持っていただきたいなということです。ですから再々言いますけれども、西会津町でできるものの仕事づくり、いったい何なのか。はっきり言えば、木質バイオというような捉え方をまずしていこうじゃないかと。これは特化した1つのものだと思います。

それから、他にないものというのに、1つは子育て支援、昨日も北塩原村の村長さんといろいろ話し合い、実は昨日、若干意見交換しましたけれども、北塩原村は、3歳になってから30万円というようなことで、段階的にやりますということになったそうです。しかし議会のほうから、もっと早くやれという、こういう話をして、少し早めましょうかということになったんですけれども、西会津はそこにくるとすごいやなと、生まれたときから20万円だものな、ということですから、これは他にないんです。ですから特化したといえれば、子育て環境をどうつくるかということも、子育ての、いわゆる今の20万円の問題もそうありますけれども、第3子で50万円。さらにこの認定こども園というのを新しく作って、そこで一貫した体制をつくりあげる。いわゆるこの婚活から、そして妊娠、子育て、そして末は医療費の無料化、こういったことを一貫して、結婚するときからずっと一貫して対応しているというのは、私は西会津町方式だというふうには思っています。ですから、それをもっとPRしていこうということでもあります。

それから、いわゆる交流人口の拡大では、これはもうほかにはないもの、これは芸術村は他にありませんし、アートのまちづくりなんていうのはほかでやっていません。このところを、やっぱりしっかりと対応していこうと。そのために、あまりにも多く人口が来て、そして消防署のほうから指摘を受けている。もっとこれはちゃんとしなければだめだと、集会所施設のようにきちっとしないと、そういう多くの人を受け入れるということについては課題がありますよということですから、今回1,700万円くらい上げて、そして、そこにスプリンクラーを付けるとか、防火体制を整える。そして、あそこを若干の舗装をする、水回りもよくする、そして多くの人に来ていただけるような、まずそういったことを対応しようと、そして27年度では、あの教員宿舎を改良、改善して、10人くらい泊まれるような内容にしました。

ですから、拠点づくりというのは、まさにそういうことではないのかなというふうに思っていますので、それが、いわゆる特化したのは何だというならば、その3つはあげることができようというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまのなかでのそういう答弁は理解できます。そんな中で、もう1つ、そういう地方創生の町の特化したものというのは、やはりケーブルテレビだと思います。そんななかで、取り組みの内容がまだ薄いような気がします。町としての、やはり情報網、例えば昨年、上野村、行かせてもらったときには、1,200人の村人口で、約200数十名が入居をされたというところであります。その中身は何かと言うと、やはりケーブルテレビの敷設された内容であります。そのことは前にも申し上げましたが、不便な山間地で、普通はなかなか住みにくいところである地区であっても、それだけの方が、やはり住まわれた。その意味は、そこはキノコ栽培が盛んであったわけですが、60名。そのほかの方はほとんどネットの中での商売だそうであります。

いま言った町の本場のケーブルテレビ網が、本当に町の中で100パーセントに近いと、敷設されているわけでありますので、これからの老人、また若い人が住めるような町、そういうものが、これもこれからのまちづくりには大切であろうかと思えます。その辺のケーブルテレビの活用に対しての、今後の考えがありましたら。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ケーブルテレビのご質問についてでありますけれども、議員おだたしのように、本町のケーブルテレビについては、テレビ放送のほかに、インターネットというようなことで、これは全集落で容量の大きいネット環境が整っているということでありますので、こういったネット環境を活かして、山村地帯であっても、都会との仕事を持ってくるような、そういったテレワーク事業なんかもできるわけですし、そういった面では、まだまだ利用価値は高いのかなと思っております。

また昨年、情報化計画づくりまして、そういった情報計画のもとに、いろいろな高齢者から若者まで、それから産業振興まで、いろいろなそういう情報通信を使って、産業振興に結びつけようという、そういった計画もありますので、これからそういった計画のもとに、また、そういった施設を利用しながら、ケーブルテレビ施設を利用しながら、いろいろな町の活性化につながっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

暫時休議します。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1款、町税、ありませんか。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 町税に関して質問させていただきます。昨年に比べ、この町税が1千万余り、人口が減少するというような状態でありながら、1千万円ほど増税、税収が上がるという見込みをとられていますが、これの要因というものに対して、お聞きしたいと思えます。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 町税についてのご質問にお答えいたします。

町税、平成 28 年度当初予算で 5 億 7,559 万 1 千円を計上させていただきました。対前年度比、1,050 万 2 千円の増ということでございます。町税につきましては、予算ベースでは 1 千万円の増ということで見込ませていただきましたが、決算ベースでいきますと、先日ご議決いただきました補正予算で、平成 27 年度の見込みで、約 5 億 9 千万の見込みとなっております。決算ベースで比較しますと、やはりご指摘のとおり減になるというような状況でございます。それで、当初予算の増ということでございますので、ちょっと中身のほうをご説明させていただきたいと思っております。

まず個人町民税でございますが、487 万 5 千円の対前年比増ということでございますけれども、町民税の積算をする際に、前年度の決算見込額、あと所得割の見込み、あと見込徴収率、あとは議員おただしの人口の増減、それとあと見込伸長率などをもとに積算をさせていただいております。

まず 1 点目の要因で、農業所得でございますけれども、米価が下落しておりましたが、平成 27 年度におきましては、前々年、1 俵 1 万円で計算しておりましたが、平成 27 年度は 1 万 800 円ということで、若干の値上げりとなりました。また、給与所得につきましても、若干ではありますが、改善傾向にございまして、見込伸長率を 95 パーセントで見込ませていただきました。また、徴収率につきましても、ここ数年の決算状況を考慮いたしまして、最終的には 99 パーセント前後となっておりますことから、積算においても、ある程度固く見積りはいたしました。普通徴収で 97 パーセント、特別徴収で 98 パーセントで積算をいたしました。その結果、前年度と比較して 487 万 5 千円の増となりました。法人町民税でございますけれども、法人町民税は、平成 26 年 10 月の事業年度分から、税割の率が 12.3 パーセントから 9.7 パーセントとなっております。そのため、平成 27 年度の決算では、半数程度が 9.7 パーセントでの申告となりました。28 年度は全て税割においては、9.7 パーセントで計算しますので、その部分で若干減額になるというのが 1 点。

それと、あと町内の、これは企業の業績による税割でございますけれども、27 年度中も高額納税の企業さんが、設備投資等で税割が発生しなかったということもございまして、法人町民税については、200 万ほどの減となっておりますのでございます。

固定資産税について申し上げます。固定資産税、ここ数年、98 パーセント中盤で推移してございます。徴収率につきましては、98 パーセントで推移しております。積算におきましても、過大見積り避けるため、一般分については、今まで 96 パーセントでみておりましたけれども、実績等考慮しまして、96.5 パーセントと、0.5 パーセントほど見込徴収率を上げてございます。それが要点の第 1 点目でございます。

土地につきましては、平成 27 年度、評価替えの年でございましたので、ほとんど増減は 28 年度ございません。家屋につきましては、取り壊し家屋も結構、相当数、27 年度中ございまして、約 50 数件くらい、付属屋も含めましてですけれども、ございまして、ただし、新築住宅も付属屋も含め 30 件ほどございましたので、それが増になる要点の 1 点目でございます。

あと、償却資産につきましては、平成 27 年度中におきまして、企業で設備投資である程度増えましたことから、増額の要因の 1 つとなっております。

あと、国からの総務大臣配分については、例年ベースでの積算を見込んだところでござ



います。

それらをもとに積算した結果、固定資産税では 369 万 5 千円の対前年度比プラスということでございます。

続きまして、軽自動車税でありますけれども、これはすでにご存知のように、この平成 28 年の 4 月から新税率によりまして課税されることとなります。2 輪車、農耕用車等は 1.5 倍から 2 倍程度、あと軽の乗用車、貨物、軽トラック等、これにつきましては、27 年度登録の新車についても新しい税率ということになりますことから、416 万 1 千円ほどのプラスということでございます。

あと、たばこ税につきましては、これは例年人口減少、あと健康志向によりまして減っております、伸び率を 95 パーセントで見込みまして、28 万 4 千円の減額と、対前年減ということになってございます。

あと、入湯税につきましては、例年 50 万円から 60 万円の範囲で推移しておりますので、数年の平均値を取りまして計上させていただきました。

その結果、積算で総額 1 千万円程度の増ということでございます。

○議長 2 款、地方譲与税。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 昨年比較して 400 万円減ということではありますが、揮発油、価格が下がってはいるんですけども、それとの関係はあるのか、ないのか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 地方譲与税についてのご質問にお答えをいたします。

まず地方譲与税の中には、1 つとして地方揮発油譲与税、それからもう 1 つとして、自動車重量譲与税、それが合わさりまして、地方譲与税として町に交付されるものでございます。今回、前年度よりも 400 万円下がったということで、その要因は、この税率が下がったとかの関係はないのかというおただしでございますが、税率自体は変わってございません。

ガソリンの値段が下落したことによる影響というご質問でございますけれども、それについては影響はないということでございます。あくまでも税率は変わりございませんので、今回、計算につきましては、県の指針に基づいて算出した結果、前年度当初よりも 400 万円減額となったということでございます。

○議長 3 款、利子割交付金。

4 款、配当割交付金。

5 款、株式等譲渡所得割交付金。

6 款、地方消費税交付金。

7 款、自動車取得税交付金。

8 款、地方特例交付金。

9 款、地方交付税。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 普通地方交付税に関しましては、新しく始まる地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の影響が、何らかの影響があるのではないかということではありますが、特

別地方交付税、昨年並みに1億9千万円ということでありますけれども、26年度の決算では5億円もの金額がこの特交できたわけなんです。今年度、まだ全然その今年度の見込みは全然立っていないのか。あと、この部分についても、地方創生絡みの影響等はあるのか。今年は雪も少なく、あんまり災害もなかったようですから、あまり多くは望めないと思いますが、その見込み含めてお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 特別地方交付税についてのご質問にお答えをいたします。

本年度の特別地方交付税につきましては、決定はされてございません。それから、地方創生絡みの経費について、特別交付税措置があるのかということですが、地方創生絡みにつきましては、普通地方交付税の基準財政需要額の中に、人口減少対策費ということで、今年度、27年度新たな項目がございまして、27年度の基準財政需要額の中に、1億4千万円ほど経費が算入されてございます。ただ、28年度、当然その品目はあるわけですが、1億4千万円、前年同額程度入るのかというのは不透明でございますので、国の財政計画で出口ベース、マイナス0.3パーセントという数字が示されてございますので、28年度の交付税の積算につきましては、人口対策費につきましては、前年の1億4千万円からいくらか落した形で積算をしております。

それから、特別地方交付税でございますが、先ほどまだ確定はしていないということございまして、昨年、平成26年度の決定額につきましては、5億812万8千円という過去最高の数字が交付されたわけでございます。それは除雪経費がかなりかかったとか、そういったもろもろの要因がございまして、5億800万円ほど交付されたわけですが、昨年度、特交の算定の中で、震災事由の部分が約9千万ほど入ってございましたので、実質的には約4億ということでございますので、その分は今年度はございませんので、そうしますと5億円は入ってこないのかなということでございます。それ以前については、だいたい3億円から4億円程度ということございまして、あとは、例えば日本国内で大きな災害があったとか、別の場所であったとかという場合は、特別交付税はそちらに優先的に交付されますので、そういった要因も若干関係はすると思っておりますけれども、今年度につきましては、3億円は間違いなくくるのかなと。ただ、去年同様、多くくるのかというとなかなか厳しい状況ということでございます。

○議長 10款、交通安全対策特別交付金。

11款、分担金及び負担金。

12款、使用料及び手数料。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 ケーブルテレビ使用料5,616万円、マイナスが6万2千円、この減ったことというのは、高齢者、または世帯が減ったのか、それとも町で示されている、70歳になったら無料と、そういうものが原因なのか。

もう1つは、インターネット使用料、これ2,974万7千円、増で118万1千円となっております。これは、ライト、レギュラーとか4種類がありますが、主にどのネットに契約ということになっておりますか、その増額についてもお尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ケーブルテレビ使用料についてお答えしたいと思います。

まず加入状況でありますけれども、この1月末現在ですけれども、一般家庭で2,727件、それから事業所で106件、それから公共施設で107件ということで、合わせまして2,940件ということで、対前年の1月末と比べますと、16件の増となっております。加入者は増えているわけですけれども、じゃあ使用料がなぜ減っているのかということでもありますけれども、議員おただしのように、減免者数でありますけれども、対前年と比較しますと、46件ほど減免者の方が増えたということで、そういった使用料の減免されている方が増えているということで、使用料については減というようなことでございます。

それからあと、インターネットの加入状況ですけれども、現在、ライト、レギュラー、スタンダード、アドバンス、プレミアムということで、5つの区分をしているわけですけれども、全部合わせまして969件ということで、対前年より37件増えております。一番多く入っておりますのが、スタンダード、10メガですけれども、これが392件というようなことで、一番多く入っていただいております。その次がライト、一番容量の小さいもの。その次がレギュラーといいまして、2メガですか。これが251件ほど入っております。ライトが256件で、レギュラーが251件、それからアドバンス、30メガですけれども、これが66件、それからプレミアムといいまして、事業所関係ですけれども、100メガ利用できる、これが4件ということで、合わせまして969件の加入状況となっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 12の2の1、ケーブルテレビ手数料に関しまして、ケーブルテレビは公設民営化というようなことで、いわゆるケーブルネットに委託しているわけであります。そのなかで、ケーブルネットの方々は、日々司会業、あるいは映像制作等の営業努力をして稼いでおられると、それでこれお尋ねしましたら、手数料、ダビングサービス、CMは、この町の手数料に入っている。その辺お尋ねしたんですが、私まだ理解できないので、このダビング手数料、あるいはCM手数料も、いわゆるケーブルネットの営業努力というものを相当加味されるのではないのかなという思いがあります。

あと、それとこの委託料との関係です。公設民営化といいながら、やっぱり営利企業で、儲けを出していかなければならない。儲けが出ないときに、この委託料で減らされてしまっっては、これどうにもならないなという思いでおりますが、その委託料との関係も合わせてお尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まず手数料についてですけれども、今回120万円の歳入をあげさせていただいたわけですけれども、これは前年同様の金額でございます。中身については、いまおっしゃったようにダビングサービスとコマーシャル手数料ということで、それぞれ60万円ずつあげさせていただきました。基本的にこの手数料については、これまでも町の収入として計上していたものについては、継続して28年度についてもあげさせていただいたということでございます。いま、ケーブルネットで、新たに自分たちの収益になるものということで、いろいろな営業努力をしているわけですけれども、そのなかで、司会業務とか、映像制作とか、それからパソコン等の修理に伴う手数料とか、こういったものは、いま、ケーブルネットのほうの単独の収益費というふうにあげさせていただいております。

ですから、新たに開拓したそういうサービスについては、ケーブルネットのほうの収益というふうにさせていただいておるところでございます。

それで、あと委託料につきましては、今回、7,100万円ほどあげさせていただきまされたけれども、基本的には、対前年と同じ委託料にあげさせていただきまして、現在、指定管理ということで、3年間契約しているわけですので、3年間同額の委託料で契約するというような考えで、今回計上させていただきました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 中身はわかりましたけれども、やっぱりその、新たに立ち上げた営業努力で稼げるようになった種目は、ケーブルネットの収入になるということは当然ですけども、私はこの、わかりやすくするには、やっぱりダビングサービスもCM手数料も、将来はケーブルネットの収入にしていくのがわかりやすい方法だと思います。

それで、先ほど委託料の話をしたのは、やっぱり彼らが一生懸命営業努力をして、仕事をみつけて、いわゆる稼いでくるというのは、やっぱり将来的に彼らの待遇改善なり、給料に跳ね返ってくるようなことがなければ、私、一生懸命になかなかないと思います。

ですから、3年間の委託料、見直しの際は、儲けは儲けとしてしっかりみていただけるようなシステムにすべきだという思いでお尋ねしたわけなんです。最低限かかりはかかりで委託料として払わなければいけない、それで彼らが稼いできたものは、しっかり彼らの営業努力でこれだけ利益が上がったと、そういう見られる、われわれが見てもわかりやすい方法に、3年間の指定管理の委託料決まっているということでもありますから、見直す際には、ぜひ考慮すべきと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 手数料の絡みですけども、今回、ダビングサービス、それからコマースサービス、これまで町の収入としていたものについては、継続して町の収入にあげさせていただいているわけですけども、結局これらが、もし民間に移行するとなれば、当然今度は消費税の問題も出てくるということでもありますので、そういった消費税をどう取り扱うかというのも今後の検討になるし、また当然、その収入の分が移行になれば、委託料のほうもそれに見合った形で減額するとか、そういった操作も出てきますので、これらも今後の3年の間で、いろいろ協議しながら詰めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13款、国庫支出金。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それではお尋ねしたいと思います。2項6目の教育国庫補助金のなかで、歴史文化基本構想補助金について、これ311万8千円ほどあるんですが、このなかで、まず本町にはいろいろ国庫の指定文化財をはじめ、いろんな史跡があるわけですが、そのなかで、樹木といいますか、例えば野沢町内にある普賢象桜というものがあるんですが、樹齢500年、推定500年なんていわれているわけですが、その桜についても、もう古木になって、ちょっとなかなか保存がこれから大変かなとは思いますが、その古桜といいますか、そういう小さな桜もその周辺に出ていますので、そういうところを、樹木に対する、樹木はスギとか、スギノキとか、大久保とか、鳥追観音にもコウヤマキとか、いろいろありま

すが、そういう樹木の保存、そういったものは、そういう構想のなかに入ってくるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

指定文化財になっております普賢象桜の件でございますが、以前、一般質問の中でもお答えいたしました。町の全体の文化財調査を12月に一斉にやったというようなことで、この桜についても当然確認はしてございます。それで、歴史文化基本構想の絡みでございますけれども、指定、未指定に関わらず、全ての文化財を取り込んでいこうという基本的な考え方がございますので、当然、桜に関してもその1つに入ってくるというふうに考えてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10ページのところでお尋ねをしたいんですが、この中で、農村漁村の振興交付金が昨年は8千万円ダウンということで、今回200万円あがっています。この要因は何かをお尋ねしておきたいと思えます。

それとまた、民生費の国保基金の2千万円下がってはいますけれども、こちら辺のところも要因を説明してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

農山漁村振興交付金、なぜこれだけ減額になったのかというふうなご質問でございますが、こちら旧農村漁村活性化プロジェクト支援交付金と申しまして、国の交付金の名前が変わったということから、こういう名前になっているんですが、こちら地域連携販売力強化施設の整備にかかる補助金が、前年度8,903万2千円ということで、こちらのほうが地域連携販売力強化施設の補助金という形になっております。今年度の200万円につきましては、ソフト事業ということで、新施設の販売PRという部分と、あと農林産物の振興ということで、その分の100万円プラス、合わせまして200万円の補助金ということとなっております。

以上でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 民生費の補助金の減額についてのおただしにお答えいたします。

これにつきましては、臨時福祉給付金の部分が、昨年度、臨時福祉給付金で1,749万9千円。それから、子育て世帯支援臨時給付金が440万円という金額がございましたので、それも今年度は404万円がございましたが、それが28年度はなくなったということがございます。

○議長 14款、県支出金。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 14款、14の3の教育費委託金、これゼロになっておりますけれども、やっていた事業、4つほどありますけれども、これ全部やらなくなってしまった。ほかに変わるような、いわゆるものが出されたのか、その辺を1点お尋ねします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

4つの事業がこれには含まれてございます。これまで国の委託事業としまして、10分の10で取り組んできたものでございます。現在の情報なんですけれども、制度改正がなされるといような情報が県のほうからございました。それで、そういった形がまだ明確に示されていない部分があったので、今回は計上はしてございません。

それで、今後、補助率ですとか、明確になりましたならば、補正等で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　そうすると、その明確にされれば、いままでやっていた地域支援推進事業だったり、放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業等の事業は、今後もやっていきたいということですか。それだけお尋ねします。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

歳出のほうには、これまでどおりの予算は計上させていただきました。それで財源につきまして、今後そういった見込みが明らかになりましたならば、補正等で対応していくということで、事業は継続していく考えでございます。

○議長　　15款、財産収入。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　　財産収入の中の15の2の1、不動産売却収入、土地売却収入、徳沢駅前の1区画を分譲予定しているということですが、残り11区画あるということですがけれども、私もたまたま通って、草刈りをしたり、看板立っている等の現状は把握しておりますけれども、あれで本当に売る気があるのかということ失礼ですけれども、売るための工夫は何かしているのか、その辺をお尋ねします。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　徳沢駅前の町有地の分譲についてお答えをいたします。

今まで全16区画のうち、5区画が分譲したということで、残り11区画売れ残っているということでございます。町といたしましても、地元の方に話をするなり、分譲に向けた努力は今後も継続して取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　町の大切な財産ですから、当然努力はしていかなければいけない。塩漬けになってしまつては困るので、早めにこう、いろんな分譲地ありますけれども、結論を出せるように努力をしていただきたい。

以上です。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　鋭意努力してまいりたいと思っております。

○議長　　16款、寄附金。

17款、繰入金。

18款、繰越金。

19 款、諸収入。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、21 ページのスポーツ振興くじ助成金、これが前年同様の金額であります。この使い道といいますか、助成金、使途は、5 千万。

失礼しました。新しいやつですね。その内容といいますか。

それと次のページの克雪体制支援調査費補助金、これの内容等、お聞きします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　スポーツ振興くじ助成金、いわゆる toto の助成金ということでございまして、こちら、いわゆる野球場、福島ホープス西会津球場のライト側に、薬局とか、福祉会の施設とかございますので、そちらのほうに防球ネットをやるために、このスポーツ振興くじ助成金を活用しまして整備したいということで、今年度、新たに計上している 2 千万円ということで計上しているものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　克雪体制支援調査費補助金についてのご質問にお答えしたいと思います。

この補助金は、いわゆる来年度、雪対策基本計画、この策定にかかる事業ということで、国土交通省の補助事業でございます。内容的には、委員会設置に伴う委員報酬、それから先進地研修などに伴う旅費、それから、専門的な調査分析などをしていただくコンサル費用というようなことで、今回 150 万円、国交省のほうの補助を受けて計画策定に図るといったような内容でございます。

雪対策計画につきましては、これまでも、町はこれだけの豪雪地帯でありますので、克雪に向けての様々な取り組みをしてきたわけですが、昭和 62 年度に克雪利雪まちづくり計画を立てまして、また、平成 13 年度には第 2 次計画ということで見直ししてきたところですが、いままでですと、どちらかというところと融雪溝の整備とか、あと小型ブルドーザーの導入とか、除雪機械の導入とか、そういったハード的な面が強かったわけですが、やはり最近は、どちらかというところと人口減少、高齢者が増えているとか、空き家が増えているとかというようなことで、いわゆる雪処理をどういう形で進めたらいいのかというような、そういったソフト的な課題を対応するということ、国交省のほうも、いわゆるそういった地域で、そういった除雪体制とか、組んでいったらいいのかとか、そういったことをいま指導しているところでもありますので、今回の計画にあたりましては、そういったハード面も検討しますが、ソフト面で、例えば雪処理の担い手の確保とか、空き家にかかる除排雪の管理はどうしたらいいのかとか、またあと、利雪的なもの、雪を利用してどんな産業を振興したらいいのかとか、そういったソフト面を今回の計画のなかでは検討していきたいということでありまして、その計画策定に伴う費用の一部を国交省の事業を活用するというようなことでございます。

○議長　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　ただいま、スポーツ振興くじ助成金、ちょっと勘違いありまして、失礼しました。ここ 2 千万円ですが、予算的には 5 千万円ともいわれておりますが、そこに充当するというのでよろしいですか、5 千万円のうちの 2 千万円だと。

それとあと、克雪につきましては、やはり一般的に、みんな大雪、この雪がなければと

というようなこともいろいろ聞かれるわけですから、まさに克雪が大きな課題かなと思いますので、よりよい調査をして、よりよい体制づくりをお願いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、スポーツ振興くじ助成金についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの2千万につきましては、歳出8款のほうに都市公園費ございますが、そちらの4,500万円のほうに充当するというので、防球ネットを整備するものであります。

それで先ほど、どれくらいの規模という部分を言っていまませんでしたので、規模的には、長さが180メートル、高さにつきましては、14メートルほどの高さの防球ネットをライト側、いわゆる1塁側のほうにお願いしたいということで計画をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 20款、町債。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 町債についてお聞きいたします。8億1千万円強ということですが、それぞれの借財についての特例措置、これについてそれぞれわかればお願いします。要するに交付金で充当できるとかというような部分でございますので、お願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 起債の借り入れの償還に対する交付税措置のご質問にお答えをいたします。

まず辺地対策事業債でございますが、償還額の80パーセントが交付税算入ということでございます。それから、次の過疎対策事業債につきましてもは、70パーセントが、元利償還金の70パーセントが交付税算入ということでございます。すみません、一般単独事業債は、ちょっと今、手元に資料ございませんので、後ほどお答えをしたいと思います。

災害復旧事業債につきましては、95パーセントが交付税算入、最後の臨時財政対策債につきましてもは、100パーセント交付税算入ということで、100パーセントでございます。一般単独事業債は後ほどお答えしたいと思います。(282ページに答弁)

○議長 続いて歳出に移ります。

1款、議会費。

2款、総務費。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それではお尋ねいたします。1項5目財産管理費の18節の備品管理費のなかで、空中撮影用無人航空機器購入費、金額的には28万1千円なんですが、これはどのようなものか、またどのような目的で購入するのか、お尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 2款総務費、1項5目の財産管理費の備品購入費のなかの、空中撮影用無人航空機器購入費についてお答えをいたします。

この機器につきましては、いわゆるドローンでございます。それで、使い道でございますが、まず1つ目としましては、28年度、横町館跡の調査がございます。その調査に必要な航空写真を撮らなくてはならないということで、業者に見積りを取ったところ、今30万円、航空撮影にかかるということでございまして、であれば、この機器を購入して、自



前で写真を撮れますので、撮ったほうが有利といたしますか、得だなということが1つでございます。

あと、この機器につきましては、さまざまな使い道がございまして、例えば観光用の素材を撮ったり、上空写真なり、動画も静止写真も撮れますし、そういった使い道もございまして、あと、例えば災害時、道路が寸断されて、その先の状況がどうなっているのかわからないという場合も飛ばせますので、そういった状況把握にも使えと、さまざまな使い道がございまして、価格的にも、この価格でございますので、町として1台整備したいということで、今回、予算計上をさせていただきました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま、目的についてはわかりましたが、ドローンの操作といたしますか、これについては役場職員で十分対応できるのかどうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

操作はもちろん役場職員がやるということで考えてございまして、資格とかそういったものはございませんので、ある程度操作の練習をすれば大丈夫だということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、ふるさと応援寄附金、先ほど話が出ていましたので、記念品で300万円計上されております。金額のどうかはこの際言いませんけれども、昨年その記念品は見直しをされてパンフレットをつくられました。昨年の実績は100万円程度だということでありましたが、そのいわゆる返礼品を変えてどういう反響があったのか、どういう返礼品が選ばれたのかということをお尋ねしておきます。

それと、ずっととびまして、44ページの地方創生費のなかの報奨金、まち・ひと・しごと創生総合戦略、町民会議委員の報奨金とありますが、これ戦略を策定するために昨年おつくりになった組織だと私認識をしておりますが、これから評価検証をしていきたいということなのでしょうけれども、実際に始まったばかりで、まだ本格的にはどうなるかわかりませんが、具体的にこの町民会議、どんな方向でやっつけようとしているのか、今年、例えば1年くらい経過して評価検証するということであれば、何となくわかりますが、事業を進めながらいろんなこう評価をしていくのか、この町民会議のあり方を教えてください。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 ふるさと応援寄附金の返礼品についてお答えいたします。

27年度、今年度見直しを行いまして、現在まで120万円程度のご寄附をいただいております。その返礼品につきましては、4段階の区分を設けましてお返しをしているわけでございますけれども、やはり食べ物といたしますか、野菜ですとかお米、ございました。それが主たる返礼になってございます。あと、宿泊もございまして、1件ありまして、それは1件の方にロータスの宿泊の申し込みをいただいたというような状況でございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まち・ひと・しごと創生町民会議のご質問にお答えしたいと思います。

確かにこの町民会議につきましては、昨年、27年度に今の総合戦略を立てる際に、委員の方21名に参加していただいて、総合戦略の内容等について検討していただきまして、製

本となったわけですが、来年度につきましては、議員おただしのように、確かにまだ事業が始まったばかりですので、評価検証の部分というのはないんじゃないかというようなお話なわけですが、いわゆる、また次の29年度の事業計画等について、いろいろとご意見を伺うような、そういった会議を持ちたいというふうに考えております。

それと合わせまして、現在、総合戦略に入っている事業のなかでも、それぞれまだいろいろと検討を加えなければいけない部分もあるんじゃないかということで、そういった磨き上げ、ブラッシュアップの部分、そういったことも踏まえて、来年度、今、3回程度の会議等を開くような予定でやっております。

なお、アドバイザーについては、昨年度アドバイザーをしていただきました東京大学講師の小川先生をお願いするようなことで、会議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私あえて、ふるさと納税ではなくて、ふるさと応援寄附金の返戻金とお尋ねしたのは、応援寄附金だと、総務課担当になるというような話を聞いておりますので、私以前から申し上げております。中身はわかりました。まずこのふるさと応援寄附金を集めるには、いわゆるインターネットで皆さんが、全国の方が注目されている分野でありますから、まずそのポータルサイトに載せるのが、同じ土俵に載せるのが、最短とは言いませんけれども、最低限の近道ではないかなという思いであります。確かにそのランニングコストはいくらかかかると聞いておりますけれども、そのかかるお金に比べたら、効果のほうは数倍、数十倍の効果があると、そしてその同じ土俵のポータルサイトに載れば、よその返礼品と比較検討が自らもしやすいんじゃないかと、いろんなところを見られるから、そんな思いがありますので、そういういわゆる、最低限そのインターネットで見られるポータルサイトへの掲示、そういうことは、総務課長、ご検討できませんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

ポータルサイト、効果があるのではないかとご質問でございますが、そこら辺、効果のあるやり方ということで、町としましても検討いたしまして、当然予算措置も必要になるわけでございますけれども、そういった総合的に判断して、ふるさと納税の取り組みを推進していきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 先ほどの答弁を許します。(280ページの答弁)

総務課長、新田新也君。

○総務課長 先ほどの小柴議員のご質問の中で、20款1項3目一般単独事業債、自然災害防止事業でございますが、その交付税算入についてお答えをいたします。

交付税算入につきましては、各市町村の財政力指数に応じて、28.5から57パーセントの間で算入されるということでございます。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは2点ほどお聞きをいたします。

まず第1点目ですが、1の3、30ページ、電算管理システム、これが1,800万円ほどま

ず1つ大きくなっております。これの要因についてひとつお聞きしたい。

それから、次ですが、2款の1項10目、ふるさと振興費、これ本来、これからまち・ひと・しごととか、交流人口増加させるというような意味合いでもっていけば、1億600万円減額というふうになっておりますが、これらの大きな原因というものは、要因、そういったものについてお伺いをいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 まず1点目の電算管理費についてのご質問ですけれども、町では事務事業の執行にあたりましては、パソコン等、そういう情報機器を使っているわけですけれども、いわゆる総合行政情報システムというのを導入して、いま、事務事業にあたっているわけですけれども、現在、基幹系といわれる税とか、住民基本台帳とか、いわゆる国保とか、そういった基幹系のネットワークと、それから別に情報系ということで、いわゆるインターネットとか、それから職員が使っているグループウェアとか、あとは財務処理とか、いわゆる全ての職員が見られるようなシステムがあるわけですけれども、そちらが情報系と言っているわけですけれども、こちらが、導入してから今年で6年目で、来年が7年目ということで、6年目の今年から、いわゆる再リースというような形にしております。来年7年目を迎えるものですから、今年もそうなんですけれども、かなり経年劣化してしまっていて、故障がちでありますので、来年ちょっと見直しをしまして、いわゆる新しい情報系のシステムに更新しようということですので、それに伴う増額ということで計上させていただいたということです。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしいたと思います。

ふるさと振興費は、なぜ約1億600万円ほど減額になっているのかということでございますが、一番大きな要因は、昨年6月にさゆり公園、都市公園ということで条例をご議決いただきまして、都市公園となりました。その関係から、これまでふるさと振興費にあげておりましたさゆり公園の委託料並びに、今回、長寿命化で改修する部分等につきまして、8款の都市公園費のほうにいったということが一番大きな要因となっております、ここで約8千万円程度というような部分となっております。

あと、その大きな要因のほかに、27年度は太陽光発電、よりっせに付けた部分の太陽光発電の工事費等が入っております、それが約2,500万円ということで、概ねその部分が大きく減ったというのが大きな要因でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、そのほかの事業については継続して今後もやっていくということよろしいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その他、地方創生絡みの部分につきましては、前年と同様の額、並びに若干大きくなっている部分もございますし、そういう形で強化しながら体制を組んでいきたいと考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど伺います。

まず定住交流促進事業ということで、783万7千円あがっております。そのなかで、いろんな事業、国際芸術村が窓口になって展開されるということで、目的は交流人口と定住促進であるということで、大変これはいい企画だと思います。そんななかで、昨年度はどのくらいの実績があったのかとか、いろんな会員数とか、目標数値があるようですが、今後の目指す目標数値とか、具体的に示されるものがあれば伺いたいと思います。

もう1点、デマンドバス運行事業についてお尋ねします。これは8,337万6千円、前年度比に比べると650万円何がしが減額されていますが、これは安定したなかでの、デマンドバスのなかで、現在どのような形で減額になったのか、路線の変更があったのか、また人件費の削減があったのか、その点伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 定住交流促進事業についてご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、町の重要施策の審議等でも申し上げましたが、27年度から取り組んでいるところでございまして、まず移住定住総合支援センター業務につきましては、これまで相談件数は20件ございまして、そのうち実際に移住した方は3組で5名の方、移住いたしました。

この定住促進事業のなかには、こちらと同じく、今年度から設立に向けまして取り組んでおりますふるさと町民クラブの運營業務もこの事業の中に入っております、こちら27年度の分につきましては、アンケート兼会員申込書を作成しまして、会員の予備登録という形でしたんですが、その方については、だいたい57名ほど予備登録があったと。今後その設立しましたならば、その方々が正会員になっていただくような形で取り組んでいきたいと考えております。

また、この定住移住促進事業には、西会津の暮らし体験ツアーということで、年3回、人数は少ないんですが、3組6名程度の方々を対象に、西会津のいい食とか、文化とか、自然という部分を体験していただくという部分で、夏、秋、冬という形で3回開催している部分は含まれております。今年度も実績がございまして、各回とも満席になるくらい好評なことでもございました。

こちらの28年度の目標といたしましては、今回の重要政策、KPIといわれる部分では、10件といたしておりますが、28年度も20件以上を目指して頑張っていきたいということと、ふるさと町民クラブについては、会員数はKPIは50件とっておりますが、目標値は100件、100件以上を目指して取り組んでいきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 デマンドバス運行事業についてお答えいたします。

デマンドバス運行事業、平成28年度、27年度と対比しまして、655万8千円の減という要因でございます。1つは、バス購入、平成27年度、バスを購入いたしまして、28年度はないというのが1点と、あとは燃料費、多量の燃料を使いますので、燃料費価格の減によるものであります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 定住交流の促進については、いま、概ね理解しましたが、いまそのなかで、

窓口が国際芸術村だということですが、何人ぐらいの方が対応というか、その2つの事業、ふるさと町民クラブ運營業務、西会津の暮らし体験ツアーと、これ何人ぐらいで対応されていらっしゃるでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずは定住移住総合支援センターにつきましては、まず町で地域おこし協力隊ということで、移住定住の専門分野の方がいらっしゃいます。その方がまず担当しているという部分と、こちら、まち・ひと・しごとの関係で、人件費もいただいておりますので、その方も1名いらっしゃいます。あと、ふるさと町民クラブについても、同じく1名の方という都合で、移住定住総合支援センターについては、概ねだいたい3名くらいの体制でやっていますと。ただし、その方々が休みの場合は、芸術村のスタッフも対応できるような形で運営していきたいと考えております。

あと、西会津の暮らし体験ツアー事業につきましては、こちらは全て事業費の内訳は委託料となっております、町職員が1名つきまして、旅行業を持っております振興公社に事業を委託いたしまして、町と振興公社が一緒になって、移住定住される方のPRというか、ツアーを運営しているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そのような現在の体制で取り組むということではありますが、ぜひこういう事業に対しては、もっともっと、この事業イコール、私はもっともっとそういう成果が、この費用に対してのあるのではないかと思います。ネット関係でPRされているのか、それともいろんな実際、営業というか、出かけて声をかけて会員数を増やしていらっしゃるのか、その点わかりませんが、ぜひそういう活動をこれから活発にやっていただいて、これを成果があがるようなことを期待します。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私は35ページが一番上、全国水源の里連絡協議会負担金、予算的には2万円です。これはどのような団体で、どのような活動をされているのか。あとよく耳にすることが、全国名水100選とか何かありますけれども、そういうものとの関わりはどうかのお伺いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 水源の里連絡協議会についてのご質問でありますけれども、いわゆる水源でありますから、川を1つの素材にしまして、上流と下流を結ぶような形で、そういった、例えば上流の自治体あたりの水源を守るような、そういった運動をしようというようなことで、そういった全国の自治体が協議会をつくって、そういった水源の里を守るような活動に結び付けるようなことをやっております。

昨年度などをみましても、岡山県で先進地研修なんかあったわけですがけれども、そちらは森林資源を活かして、木質バイオマス関係のいろいろな事業をやって、地域の活性化に結び付けたり、また産業起こしをやったりとか、そういったことを実際にやっている自治体なんかを見ながら、それぞれ全国の自治体がそれを参考にして、水源の里を守っていこ

うとか、あとは、地域の活性化に結び付けようとか、また産業の振興に結び付けようとか、そういった研修などを通して、いろいろ協議会の中で活動をしていると、そういった状況でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 そういう水源を守るということではありますが、例えば、この協議会、全国組織であるわけですから、そこにいくらかの、例えば基金みたいなものがあって、そういう上流の水源地域というか、自治体を守るべく、何か事業等は、例えば申請をしたらもらえとか何かとか、そういうメリットというか、そういうのはどうなんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 全国水源里づくり協議会、私も初めて昨年参加させていただきました。ここは岡山県の、全国で一番進んでいるということで、具体的な、真庭市、ここが全国で一番の、非常に、いわゆる木質バイオマスを活用して、発電所、それから集成材、こういったことの一連の、いわゆる取り組みを实はしているわけです。そういった先進地のところで、全国ですから、何千人も集まるわけです。ですから、そういったことの事例を発表したり、そしていわゆる国から来て、いわゆる今後取り組む場合の国の姿勢や、あるいは協議会のこれからの活動内容とかということで、それぞれの先進地の方々が事例発表などをしながら、森林と、いわゆる結局は水をどう活用するか、森をどう活用するかという、そういう取り組みをしているところであります。

改めて水源の必要性、いわゆる森林の必要性、活用の姿勢、それから水源との関係、こういったことの、1つの大きな取り組みの一環として、西会津も少しずつそういったことが具現化しようというような取り組みの1つの発端になったということでもあります。

○議長 3款、民生費。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 民生費の総括表の12ページに出ていますが、後継者対策事業、これ53ページの1項1目、区分13の企画運営委託料でいいと思うんですが、この本企画の内容と、この方向性を教えていただきたいんですが。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3款民生費の中の後継者対策事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの後継者対策事業と申しますが、これは簡単にお話しますと婚活事業でございます。今回、予算も大幅に増額いたしまして、これまで男女各10人くらいで地元で、ちょっと細かくというか、あまり大々的にPRもせずに実施していたものを、人数も多くいたしまして、2回開催したいと考えておるところでございます。

今回は、やはりいままでの実績等もあるんですが、なかなか男性がその婚活のなかで、女性と話せないという部分もございますので、男性を対象とした研修会という部分を開催したり、あと身だしなみとか、そういうような部分も合わせまして実施したいと考えております。具体的な方法につきましては、まだこれから、これは一応委託事業で考えておりますが、候補者につきましては、提案方式を採用するなどしまして、ちょっといろんな方々の意見を聞きまして、委託業者を決定していきたいと考えているところでございます。

一応方法としては、いろいろと、これだけのお金も使うわけですから、もし地元でやる場合には、地元の飲食店さんの協力を得るとか、いろんな形で事業を構築していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 婚活ということなので、私も自分の知り合いにも同じような境遇の方々いまして、そうじゃないかなと思ひて聞いていたんですが、対象者に対して、本当に出会いの場を提供し、なおかつ西会津に定住してもらう上で、非常にすばらしい企画だと思ひます。いま、お話にもありましたが、10人くらいでやっていたということですが、私はこれ非常にすばらしい企画だと思ひますね。そのすばらしい企画ですが、対象者となる方々、結局、理解してもらうには、やっぱり継続性ですね。やったりやらなかったりとか、例えば2回やったら次の年1回だったり、そういうのはちょっとどうかなと思ひるので、やっぱり継続性が必要じゃないかなと。

あと、いままでと同じではなくて、やっぱり広報力、宣伝、結局ホームページとかインターネット、もしくは、例えばチラシも見たことあるんですが、ああいうのを、例えば広く知ってもらうために新規開拓していくような考え等はあると思いますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

一応広報活動につきましても、やはりWebなり、今回はラジオ、FMのほうに来年度はPRしていきたいと考えておりますし、今回、いままで男性を町内に住所がある方という部分だけでこだわっていたんですが、その部分をちょっと緩和いたしまして、町出身者並びにこちらのほうの会社に通勤されている方という部分も考えながら、対象者も拡大しながら実施していきたいと考えております。実施にあたりましては、それなりのPRという部分も進めていきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 わかりました。委託業務ということですので、たぶん業者さんがやるのかなとは思ひますが、やっぱりこちらのほうも、ないとは思ひますが、丸投げするんじゃないかと、やっぱり役場の皆さんもすばらしい考えを持った方いらっしゃると思いますので、そういうところをどうか提示して、ぜひすばらしい結果を残していただきたいと思ひます。

あと、年齢等も考慮されたほうがいいと思ひます。以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 年齢制限等という部分につきましては、一応、今回、また3月に婚活を実施するんですが、その部分については、一応50歳という形まで、これまで40歳ぐらいまでという部分にしていたんですが、それをちょっと上げさせていただきまして、50歳までというような形でさせていただきたいと思ひております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 認定こども園についてお尋ねします。全員協議会でも何度か説明いただきました。そのなかで、これは町としての大事業であるということでありまして、7億1,371万9千円ということで、これは材料を各町民の方に寄附をいただいたということでありまして。そんな中で、まだその材料が30数名の方からいただけたけれども、全て使用できない

という説明をいただきましたが、約使用する材料代として、確か4,300万円くらいが残っているということですが、その4,300万円の材料をどのような形、また地元材で使われるのか、新しく製品ができたものを使用されるのか、その材料の用途について伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、認定こども園の材料についてのおただしにお答えをいたします。

まず材料につきましては、今年度から準備はじめていまして、いまほど議員おっしゃいましたように、今年度については町内の方の寄附をお願いしてやっているとございます。30名からの応募がありましたが、実際13名の方からの寄附をいただいたということで、現在、伐採を終わりにして、製材のほうに入っているところ、伐採ももう少し残っていますが、製材に入ってきている部分もございます。

今年度3,450万6千円という金額でやりまして、製材等がまだできないので繰り越しということでやっております。来年度の事業費として、材料代として5,340万6千円ほど計上しております。これにつきましては、地元の木も当然、地元でいい木があれば当然それを使うということもありますし、あと会津管内の木を使うたりとかというような形で、地元だけで、なるべく地元産材を活用したいというふうには考えておりますが、地元で調達できない場合については、会津管内まで広げながら集めていきたいというふうに考えております。なお、その製材等についても地元の業者さんをお願いしながらやっていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの5千万円何がしは、この7億1千万円の中に含まれているということですよ。それで、小学校の建築のときもご寄附をいただいてやられた経緯があるわけですよ。今回また、そういうなかで、使用できなかったということは、せっかく育てた、60年、80年かもしれない、そういう方々の厚意が身を結ばなかったということが、何かこう残念だと、寂しいなという思いがします。

そんななかで、やはり前回、小学校の建設のときは、そういうことがあったことから、やはり伐採をする際には、その木を見立てて、本当に使えるのかと、曲がっていないかということであれば、私はそういうことの話で、もっと使えたのかなと思います。そういう中での、やはり町民の思いを、やはり建築するときは汲んでいただけなかったかなと思いますが、その点はどうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 町民の皆さんからのご寄附に対する考え方ということでございますが、先ほど言いましたように、30名からの申し込みがありましたが、実際13名の方のものしかこう受け入れることができなかったということでございますが、これにつきましては、その30カ所全てを森林組合の方、それから製材業者の方、それから設計者の方、それから町と、4者で全ての場所を、杉の木を、現場と杉の木の状況を見まして、実際に使えるのかなのか、その小学校のときも、伐採したけれども、使えなかったというのも結構あったと聞いておりますので、そういうことのないように、現地に行って、その木の素性を見たり、



そういったものを見て、使えるものがあるのかないのかということを確認しながらやったところでございます。

その結果、13名の方の寄附を受けるというようなことになりましたので、今回、寄附したいという気持ちに応えられなかった方、何人もおいでになるんですが、それについてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 4款、衛生費。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 保健衛生費のなかで、総括の13ページのなかで、広域の斎場負担金、約6,500万円ほど計上されていますが、斎場の総額はいくらかで完成するのでしょうか。それと、あと西会津町の負担はこれで済むのでしょうか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

新斎場の総額ということでございますが、いまちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 保健衛生費の中で、各種予防接種の委託料ありますけれども、本町は健康には十分気を付けて、健康で長生きできる町を目指しておりますけれども、この予防接種の受診率、健診は100パーセント目指しておりますけれども、受診率は実際どのくらい本町では、いろんな予防接種受けられているのか。

あと、子どもに関わる予防接種に関しましては、いわゆる副作用の心配があるために受けられないという方もいるようでありますけれども、本町でそういう副作用等の事故はなかったのか、その点お尋ねします。(290ページに答弁)

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(14時21分)

○議長 再開します。(14時45分)

町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

斎場の建設費ということでございます。斎場の建設費につきましては、総額14億8,650万7千円となります。それで、町の持ち出しということでございますけれども、1億3,411万4千円となります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そうすると、総額で1億円ちょっとがあるということですが、今回、何十年ぶりにつくり変えられたわけですが、今後についてなんですが、斎場のみの今後の維持管理というのは、そういう情報はあるのでしょうか。

整理します。今回、斎場負担金ということですが、今年度、来年度だけなのでしょうか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

斎場の建設の町負担ということでございますが、平成28年、来年度、29年、30年と3か年にわたって新築工事の負担金を計上しております。維持管理と申しますか、毎年の経費につきましては、それぞれ予算化しております。

失礼しました。建物につきましては、28年、29年、で、30年はその外構工事ということで、総額で1億3,400万ということでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 予防接種の委託料についてのご質問にお答えをいたします。

まずこの予防接種であります、この予算の1,079万2千円につきましては、子ども用のヒブワクチンですとか、BCG、3種混合とかという11種類の予防接種、それから高齢者の肺炎球菌というような形で、12種類の予防接種の予算を計上しているものであります。子どもの予防接種の受診率ということですが、ちょっとヒブワクチンで言いますと、生後2カ月から、7カ月までに開始をして、4週から8週の間隔で3回接種、それから、その後、追加接種を1年後に接種するというような形で、各予防接種の種類によって、本当に何段階にもなっております、個人での接種をしたかどうかの確認はしておりますが、全体の接種率という部分では、ちょっと出していないところであります。ただ、個人管理をしておりますので、なるべく接種していただくような勧奨をしているというところでございます。

なお、副作用については、私の知る限りでは副作用があったというような部分は聞いておりません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。これは、私もよくわかりませんが、いわゆる副作用を心配して受けさせないという保護者も実際にいらっしゃるようですが、それはそれで特段問題はないのか、それは個人責任の問題であって、健康には特別異常ない状態なのか、その点を確認します。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほど言いましたように、なるべく接種をしていただくようにということで、お話をしておりますが、やはりご家族の両親の考え方ですとか、そういったことで接種されない方もなかにはおいでになります、町としましては、なるべく接種してくださいよということで、勧奨はいたしますが、拒否される場合については、それは本人の責任のなかでという形になるということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この清掃費の中で、クリーン推進報奨金とありますけれども、西会津にはクリーン推進員さんは何人位いらっしゃるのでしょうか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

現在、町でクリーン推進員、120名でございます。

○議長 5款、労働費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 労働費の労働諸費のなかの、原子力災害対応雇用支援事業委託料とありますけれども、これは27年度まで、県の緊急雇用でやっていた事業で、予算的には半分くらいの金額になってしまったなというふうになっておりますけれども、これ具体的に、この原子

力災害対応雇用支援事業というのは、どういうことに使われるような計画があるのか、それを教えてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5 款の原子力災害対応雇用支援事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、確かに議員ご質問のとおり、緊急雇用創出基金事業、震災対応事業の後継事業ということで創設されたものなのですが、こちらの場合は、平成 28 年度以降なのですが、避難指示解除区域や、東電の就労不能損害にかかる賠償金の終了という部分を契機といたしまして、県外からの避難者へ長期非就労状態にあった方々が急に増えるのではないだろうかという部分を予想されるということでございます。

こうした状況を、雇用状況が安定するまでの準備期間に限りまして、次の雇用までの一時的な雇用を確保するために創設されたということでございます。いわゆる避難区域は解除になった部分での、なかなか雇用が確保できないという部分から、創設された事業でございまして、事業期間につきましては、平成 28 年度の 1 年間ということになっております。実施の対象区域につきましては、福島県全域ということになっております。対象者につきましては、福島県の被災求職者というような部分で、こちらのほうは緊急雇用創出基金と特に変わらないという部分になっております。

要件といたしましては、福島県に所在する事業所に雇用されていた者。あと福島県に居住していた者という部分で、かつ過去 1 年間、県内の震災等対応雇用支援事業以外の仕事についていない者ということで、いままで緊急雇用勤めていた方はいいんですけども、それ以外の仕事をやっていた方については、対応外というような形になるのかなと考えております。

こちらのほうの実施要件につきましては、企業、NPO 等によって、今までどおり委託事業という部分が該当になるということでございます。

実施要件なのですが、やはり自治体等が実施する原子力災害の由来事業というような部分、あとは安定雇用に向けて、人材育成事業を実施すること。あと、新規雇用者の割合については、2 分の 1 以上は新規雇用者を雇いなさいよという部分になっております。なお、雇用期間については 1 年以内だよという形になっております。

今回、町といたしましては、これまで 3 事業、5 人の雇用確保をするために、県を通して国ほうに要望してまいりました。まず 1 つ目といたしましては、地域資源を使って交流人口で、元気な町になろう事業ということで、こちらのほうで委託予定先は振興公社で 3 名の方、あと西会津まちなか観光 PR 事業ということで、こちらのほうは、ふるさと自慢館で 1 名。あと観光物産復興 PR 事業ということで、こちらは丞神デナー、いわゆる超機密プロジェクトのほうに 1 名ということで、3 事業で 5 名の方々を要望しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、この事業の実施につきましては、なかなか今までの風評払拭だけではだめだということで、原子力災害からどう自立していくんだというのを中心にやっておりますので、なかなか採択要件は厳しいということでございますが、まだ国の方からゴーサインというとかはまで出ておりませんので、まだ今後の状況は予断を許さな

い状況なんです、現在のところまだ、何の交付決定とかと、採択という部分は連絡が来ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 話をうかがっていると、今までの緊急雇用よりも使い勝手が悪い、大変ハードルの高いことなのかなという思いがありますけれども、ただいま5名を採用したいということではありますが、1つ気になったのは、ふるさと自慢館の委託も1名みているということではありますが、あそこは今年度、リニューアルして、商工会が別なところに全館委託をするということを私聞いておりますが、そうなれば、当然この原子力災害等の事業にははまらなくなるということだと思っております、そんなことの対応はどうかと思いますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ただいま原子力災害事業、要望しておりますけれども、途中でもテナントに出して変わるという部分であれば、事業を中止するという事で、取り下げることでも可能でございますので、それは柔軟な対応ができるかなと思います。

○議長 6款、農林水産業費。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、79ページの1番上ですが、農業経営者海外派遣研修事業補助金があります。これの研修に行かれる方の行先とか、日数、あるいはこれで何名くらいなのか、たぶん1名くらいだとは思いますが、あとここ近年の海外研修の実績と伺いますか、がありましたら、私個人としては、海外研修、適任者がおられれば、1人といわず2人でも、やっぱり積極的にこういう研修をしてもらって、地域農業の活性化に寄与していただければというふうに考えております。

そしてその下の、その欄の一番下、機構集積協力金、これは農地を集積する場合の中間管理機構の謝礼と伺いますか、それに対する補助というか、そういうものかなと思います。平成27年度の、今までの実績と伺いますか、どの程度、土地の集積がなされたか、その辺をお聞きしたいと思います。

そしてあと、その裏のページですが、13節、委託料で、地籍調査測量業務委託料、これ238万円になっています。今までもいろいろな地域で、地籍調査をやってこられたんですが、今回はどこをやられるのか、また今後、ずっとこう続くのかなという感じがするわけですが、今後の計画というか、見通しについてお聞きをしたいと思います。

あと確認ですが、この総括表のなかの、地籍調査、農林水産業費のずっと下から、農林水産業費だと下から3番目で、地籍調査事業ということで、252万4千円になっています。ここちょっと数字と違うのかなと思うんですが、この違いは何なのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、何点かおただしの件につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思いますが、まずは、海外研修の部分でございますが、農業経営者海外派遣研修事業につきましては、国際農友界の福島県支部主催で実施するものでございまして、こ

これは研修費用としまして示されるのは、概ね毎回 48 万円程度でございます。この 48 万円の 2 分の 1 が自己負担ということでありまして、その自己負担の 2 分の 1、12 万円を町が助成するというような仕組みになっております。でありますので、今回、予算計上させていただいているのは、1 名分ということでございます。

なお、この農友会の研修の具体的な内容につきましては、まだ今の時点では発表されておりませんが、今年度の実績で申し上げますと、1 月にアメリカ合衆国のほうに 10 日間程度というような、前後も含めると、そのぐらいの日数で行くような形になると思われま

す。なお、最近の実績でございますが、いまほど申し上げましたとおり、27 年度で 1 名。それから、昨年度、26 年度 1 名。その前になりますと、ちょっと遡りますが、平成 15 年に 1 名というのが直近、10 何年かの間の実績でございます。

それから、地籍調査の件を先にちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、地籍調査につきましては、西会津町で現在完了しておりますのは、上小島地区だけでございまして、いま取り組んでおりますのは、上野尻地区になっております。上野尻も、いま、第 1 地区から第 5 地区ということで、大きな区分けをしながら進めておりますが、いま、この計上しておりますのは、その一番最後の地区になります上野尻の第 5 地区というところで事業を進めているところでありまして、この総括表の金額の部分と、この予算書の部分では、予算書は委託料だけの金額になっております。このほかに、調査にかかる様々な消耗品等、普通旅費等々の経費のほかに、8 の報奨金のほうでも、地籍調査推進委員の報奨金ということで計上されておりますので、こういった部分、細かい経費を足しますと、この総括表の数字になるということでございます。

それから、機構集積の関係であります。今年度につきましては、今年度の実績が、まず今年度は、議会の際にもたびたびご報告させていただいておりますが、1 地区で法人化まで進んだような事業がありまして、牛尾のライスセンターなんですけれども、そこが法人化まで進んだという関係もありまして、ここの機構の集積の協力金についても、大幅にそういう地区をあげて集積した場合には交付される事業に該当するというので、大きな実績が出ております。

今年度につきましてはその、いま言います地域で集積している部分について、5 町 6 反、560 アールくらいの集積ができて、その分として 156 万 8 千円ほどになっております。そのほかに個人個人でその集積に協力したということで、耕作者の集積協力金という部分がございますが、この部分で、同じく出し手の方にいく部分になります。これが 150 万円ほどというような実績になっております。

以上であります。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど申し上げました地籍調査の今後の見通しと申しますか、なかなかこれは私もいろんな話を聞いてみると、とにかく時間のかかることであり、金のかかることであるから、これからどんなふうに町のほうで考えておられるのかということ、それをやることによって、本当は一番、自分の土地なりが明確になって、一番いいことなんです。なかなか気の遠くなるような話かなとは思っているんですが、将来に向けてどのような考

えおられるか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 失礼いたしました。おただしの地籍調査につきましては、ご指摘のとおり、かなり時間とお金もかかる事業になっております。また、これが、実は全国で取り組んでいる事業でありまして、国のほうの予算の枠がございまして、町でこの部分をやりたいからこうだというふうなことで事業要求してきまして、年度によっては、本当に僅かしか割り当ての内示がこないというような実態になっております。

本町におきましては、300平方キロの広大な町土の中で、先ほどお答えしましたとおり、実績になっておりますのは、上小島地区、それから、いまやっております上野尻ということで、しかも住宅周辺しか進めておりません。そういうことで、まともにこうやっていますと、もう何十年、場合によっては100年以上かかるんじゃないかというようにいわれておりますが、この事業の進捗につきましては、国の割当内示の関係もありますけれども、町としましては、上野尻地区を進めて、整理がつかましたらば、一旦ちょっと事業を休止して、全体的な計画を見直してみようというような、いまのところは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7款、商工費。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど、にしあいづ観光交流協会育成補助事業金、これがいままでない、650万円あがっております。それから、周遊観光促進事業、これが315万円、このいわゆる越後街道という説明の中での事業かなと思いますが、この交流協会育成補助というのは、どこからどこまで、またどういう方と交流をされるのか。また周遊観光というのは、例えば今までのポールとか、案内板とか、そういうものなのか、その他の関わる事業なのかを教えてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7款商工費の中の、まず、にしあいづ観光交流協会の育成補助金ということで650万円の内容についてということでございますが、こちらのほうは、前年度比と変わらず同じ650万円ということで、同じ額を計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、観光交流協会が事業主体、事業を行うために、まずグリーンツーリズム部会、並びに大山まつりをやっております霊地観光部会、あと物産関係の物産振興部会、あとは観光振興部会というような部分で、4つの部会、並びに観光クルーの選考という部分の、特別の部分も満たした形で、650万円という形の補助金を計上させて支出しているということでございます。

なお、観光交流協会でございますので、着地型観光とか、さまざまな、あとは町で交流している各鶴見区なり、埼玉県三郷市の方々とモニターツアーの受け入れなども、町との交流人口の拡大の一環として一緒に取り組んでいるという部分でございます。

続きまして、周遊観光促進事業でございますが、こちらは歳入ほうでありましたが、県の観光づくり推進事業に基づきまして実施するものでありまして、旧越後街道を活用した誘客、あと観光ガイドの育成、あとは首都圏等に広告PRを出したいということで、都合315万円ほど計上させていただいているということでございます。越後街道につきまして

は、旧街道発掘とか、ツアー関係も連携して実施したいということで考えておりますので、周遊観光ということで、阿賀町との連携も含めながら考えているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私、86ページの真ん中の委託料ですが、ブランディング戦略策定事前調査委託料54万円、これは今年の新しい事業のようではありますが、内容についてご説明願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 商工費の中の町ブランディング戦略策定事前調査事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうなんですけど、昨年12月に策定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の基本目標のうち、地域力を活かし、人に選ばれるの中に、町をブランディングするための取り組みという部分もまず1つ盛り込まれている部分があるんですけど、またもう1つございまして、昨年12月に企業さんを訪問させていただきました。そうしましたら、どうしても人がなかなか集まらないというふうな意見がございまして、その理由の1つとして、町のイメージがちょっと悪いよというようなことを言われました。その中で、一番何がイメージが悪いんですかとお聞きしましたら、いわゆる49号の車が止まったスタック、雪が多いというイメージ、あとサルとクマとかというようなイメージの、負のイメージが強くて、なかなか子育てが充実しているとか、そういうすばらしいことをやったとしても、そのイメージが先行してしましまして、なかなかいいイメージがないんだよと、だから人が来ないんじゃないのなんていうふうな部分の話もいろいろありましたことから、町のイメージをちょっと変えようとするために、ブランディング戦略というものを策定する前段の取り組みを、ちょっと実施したいなと、少額ではございますが、実施したいと考えているところでございます。

どのような内容のことをやるのかという部分なんですけど、私どもがなかなか気が付かないような地域資源を新たに発掘したりとか、あとは東京都におきまして、首都圏在住者の西会津の出身者とか、あとはKura-cafe(クラカフェ)のお客さんとか、あと西会津町、こちらにいる方のアンケートを取りながら、インタビューを取りながら、そういう負のイメージをどううまく解消できるかという部分をまとめて、事前調査でどういうイメージが西会津町が持たれているんだというのをちょっと調査するというような事業でございます。

○議長 8款、土木費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 簡単にお尋ねしますが、除雪にかかる費用なんですけど、除雪賃金、除雪委託料、ともに昨年度よりもアップして計上されておりますけれども、その要因は何なのか。同じ規模でやるのであれば、私、昨年よりも燃料代も、先ほど来言っているように燃料代が安くなったとか減額要素はあるにしても、これアップになる要素はどういうところにあるのか、その1点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪に関するご質問にお答えしたいと思います。

確かにこれを見ますと、町道の除雪の賃金、また除雪の委託料ということで、僅かでは

ございますが、若干増額というふうにいたします。この要因でございますが、油代とかそちらの方ではなく、むしろ除雪に対しまして、除雪の期間におきまして、いま、うちの方では12月の15日から3月の15日という期間を区切ってやらせていただいております。一方、国、県におきましては、以前は12月15日からということでやっておったんですが、もう既に12月1日からの体制になっているということから、それらの体制を、ある程度留めておく必要があるのではないかとということで、むしろ期間の延長を狙った形での、今回、予算を計上させていただきました。なお、実際の運用におきましては、また来年度、国、県のほうでいろいろ動向が出てまいりますので、それに合わせながらやっていきたいというふうを考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 都市再生整備計画事業の中で、9億1千万ほどあがっております。これは野沢駅通り公園整備、荒町ポケットパーク、2つがあがっておりますが、野沢駅通り公園整備、道路、また公園、いろんなトイレとか、そういう説明はいただいておりますが、原町ポケットパーク、今後の整備に対しては、どのくらいまでの整備をされるのか伺います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 原町ポケットパークについてのおただしですが、現在まだ実施設計には入っておりませんので、具体的にどういった設備、内容になるのかというのは、ちょっと今後地元の方々との検討委員会などをつくりながら、そういった公園設計をしようかなというふうを考えているわけですが、基本的には、駐車場とか、トイレとか、あとは簡単な東屋とか、その程度のものを含めまして、だいたい今回、予算額に3,400万円というのを計上させていただいたということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの話では、まだ見通しが見つからないというようなニュアンスもありますが、当初予算で計上されたことは、あと何カ月後には、1年以内では、評価しなければいけないと思いますが、その進捗状況というか、これから地元の方と話をされて、具体的に煮詰めていくと、そういう段階の解釈でいいんですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再質問ですが、この間、補正予算の繰越明許費の中でも、今回、野沢再生事業、繰り越ささせていただいたわけですが、ここにまだ土地購入費、それから工作物保障費、それから実施設計委託料、これらを繰越明許ということで、平成28年度に繰り越させていただいておりますので、28年度にこれらの事業を実施していくということで、新年度早々には、そういった検討会議を開いて、具体的な実績などを立てていきたいというふう考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私からは、93ページの工事請負費であります。3億5,295万円ということで、この町道の改良舗装、この総括表のあれで見ましても、前年度比で1億2,647万5千円ということで、かなり突出した予算化されております。実を言いますと、今年もそうですが、去年も、やはり町内の建設業の方々が仕事が少ないような話が聞こえているんですね。だから、ましてその雪が少なかった今年にすれば、まさにダブルパンチなのかなというよう



な感じで、私は受け止めたんですが、ここにきて、一挙に、これは1つの計画の中でやったといえばそうでしょうけれども、かなり突出した金額が計上されているということで、その辺の計画というか、どういうことでこういうふうになったのかということ、もし、お知らせをいただければと思います。

それから、96ページの工事請負費、15節です。上のほうですね。さゆり公園の施設改修工事8,598万円になっています。これについては、予算が通って、4月から、できれば早く通ったあと、早くやってほしいなというふうに思います。というのは、もういろいろ今議会でもいろいろ話出ていました。ホープスが7月に来るとか、いろいろ誘客の問題、さゆり公園を中心にして、芸術村とか、ここと一緒にイメージアップを図ろうというようなことの話もありますので、なるべく早くやっていただいていたほしいと思っておりますが、おおよそ、いまここですぐ完成見込みなんていうのは無理なのかもしれないけれども、どんなものですか、考えがあれば伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、私からは町道改良舗装事業の今回の大きな核になったという内容と、あと内訳についてご説明を申し上げたいと思います。

基本的に町としましては、できるだけ町道の改良舗装は進めていきたいということでやっております、実際その財源といたしましては、国の交付金、社会資本総合整備の交付金がございます、それを活用し、残りの残についての起債を充当する形で進めております。今回、ひとつの大きな要因は、野沢柴崎線、ここににつきまして、ご存知のように橋立3号橋、本年度から進めております、平成28年度には完成させると、それとともに、橋梁の前後についてかなりありますので、その土木工事、これをやることによって、何とかその部分だけでも完成をさせたいということから、今回、野沢柴崎線のほうに重点的に金額を投入いたしました関係上、これで増額になったというのが主な要因でございます。

そのほか、ここに載っていますように、小学校線なり、小山松峯線、上小島芝草線、森野下小島線ということで、これらについても、その中で、国からの割当内示がきまないと、はっきりした金額はわからないわけですが、その中で、これらを優先的に進めていきたいということで計画してきたところでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 都市計画費の中の都市公園費の中で、工事請負費の部分で8,598万1千円のまず内訳でございますが、まず、さゆり公園の長寿命化ということで、屋内プールの濾過装置、ボイラー等の交換で、4,205万7千円。あと、さゆり公園の防球ネットの工事で4,390万4千円と合わせまして、8,598万1千円という形になっております。

その中で、まず例をあげられました防球ネットの工事でございますが、高さ、先ほども申し上げましたが14メートルの高さを立てなければならないということで、まず設計管理を行いまして、ボーリング調査もちょっと実施したいなと考えておりますので、なかなかホープスが公式戦をやる7月までには、ちょっと厳しいのかなという部分は考えております。一応年度内には、できるだけ降雪前には実施していきたいとは考えておりますが、そういう形で、ちょっと完成の見込みは降雪前か、年度内かというような部分になるかどうかとは思っています。

あと、屋内プールの濾過装置につきましても、やはりいま、これから設計行いましてやるということでございますので、こちらもなかなか閑散期の部分に向けて実施したいと考えておりますので、そうすると工期は年度内はかかるのかなということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 款、消防費。

10 款、教育費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 10 款の教育総務費の事務局費、104 ページでお聞きしたいと思います。教育相談員の謝礼についてなんですけれども、いま現在、小中学校で不登校児の説明は、昨日の説明で受けましたので、人数の把握はできました。また、その際の教育相談員の相談件数の説明も受けましたが、あの人数の相談を 1 人の相談員が対応していて、相談員の負担は大変なものじゃないかなと思われたんですね。謝礼の増額とか、例えば人員の増加等、考えていないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、教育相談員のご質問につきましてお答えいたします。

教育相談員につきましては、町の設置要綱に基づきまして設置をしております。その職務であります、週 2 回、1 日当たり 7 時間の勤務ということで、昨日、委員会のなかでもご説明申し上げましたとおり、いじめとか、あと不登校についての児童生徒及び保護者からの相談等を承っております。件数等はちょっとあれなんですけれども、最近の不登校の事案につきましては、家庭内の問題も多々見受けられます。そういったことから、教育委員会といたしましては、町健康福祉課、あと健康福祉課の保健師さん、あと児童相談所、あと学校等とチームを組みまして、そのケースごとに解決に向けて対応を行っているというところでございます。

また、県からも同じような形でケースワーカーさんを派遣していただいております、そちらの方も同じような形で児童生徒のそういった困りごとに対しての対応もしていただいているということで、教育相談員 1 名だけではございますが、その方だけの負担にならないような形で、関係機関がタイアップして対応していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 現在の対応について、理解しました。ですが、いまお話あったとおり、不登校児童に対しての対応というのは、これ今後も考えられる問題だと思います。やっぱり子どもたちと一緒に育ってきて思うんですけれども、やっぱり問題というのは早いうちに解決したほうがいいと思うんです。結局、中学校や、大きくなってからはなかなか、いままで長く続いた問題をどうしようと思ったときにはもう遅いわけですから、今その人員に関してはよくわかりました。県のケースワーカー等も対応はわかりましたが、この不登校になる前の早期対応について、今後の町の考え等を最後にお聞かせください。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 不登校に限らず、これまでもご答弁、いろんな場面でご答弁申し上げましてまいりましたが、保育所と小学校が連携を取り合いながら、その中で、早めに議員が

いま申し上げられましたような問題点については、個々の部分で、一つ一つ解決していくと、そういった形をつくって進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この教育費なんですけれども、将来一貫校になりました場合、小学校、中学校、いろんな面で校長先生が1人とか、体育祭が1回とか、そういうふうに、この予算編成というのががらっと変わってしまうんでしょうか。大きな話をしているんですけども。

○議長 いま、予算についてやっていますから、これにもとづいた質問にしてください。その中身を聞くのはいいですけども、まだ一貫教育をやっているわけではないから、その辺踏まえてもう一度お願いします。

○渡部憲 小学校費の金額だけは、この金額は変わりますか。

○議長 だから、まだそこまでいっていいなわけで、だから、いまのこの28年度の予算に対する質疑だから。

1番、三留満君。

○三留満 私、一般質問の中でちょっとお伺いしたときに、小学校の子どもたち夏休みに、町としては、教育委員会としては、いろんな取り組みをされているということをお聞きしました。それで、あのときはそんなに詳細はお伺いしませんでしたので、今回ちょっとお聞きしたいんですが、まず、その対象はどのような子どもたちを対象にしているのか。それから、人数、また日数、またそこに関わっている方はどのような、学校の先生だけなのか、いろんな方がボランティアとして加わっているのか。そしてこの中で、予算の中ではどこからこれが出されているのか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 夏休みの期間における、さゆり公園のプールを活用した事業ということによろしいでしょうか。

それではお答えいたします。

この予算書でまいりますと、111ページの委託料の一番下段に、さゆり公園のプール管理委託料というのがございます。こちらが45万円という金額でございますが、こちらは、平成27年度の実績の数をあげております。この前の一般質問の答弁で申し上げました今年度の拡充といいますか、日数の増につきましては、公社といいますか、施設管理者等のほうと調整がついた段階で、また新たに補正予算を組んで進めていきたいというふうに考えております。

なお、その夏休みの期間中の実習方法であります、27年度に実施しましたように、学習会と、あとプールの活動という、その2つの方法で小学1年生から小学6年生までを対象に進めていきたいと考えております。あと、プールにつきましては、先生が付き、あとPTAの保護者の方のご協力をいただきながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私は、あまりプールということにこだわった質問をしたつもりはなかったんで

すが、要は、子どもたちの過ごし方そのものの、もう少し広い意味でいろんな時間をとってやっておられると伺ったものですから、そこの付近のちょっと内容をお聞きしたかったわけです。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今年度実施した、その夏休み期間中の授業というのが、先ほど申しあげましたように、学習会とプールをタイアップした授業という部分でございまして、そこの拡充ということを考えてございます。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私、保健体育費の中で、市町村対抗競技、3種目ありますけれども、これから強化策を取って強化していくんだというようなことでご説明いただきました。駅伝に関しましては、十分私も了解しましたので、野球とソフトに関して、どういう形で強化策を取っていくのか、あと、今年度、予算措置、対前年に比べて、どれだけになったのか、手厚くなったのか、その点をお尋ねします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 市町村対抗の関係で、野球とソフトと、お答えしたいと思います。

まずその強化策関係でございます。野球につきましては、新年度になってから実行委員会、正式に開きまして、事業計画はそこで決まるわけでございますけれども、現在の想定している内容を申し上げたいと思います。

まずは勝てるチーム、常時1回戦を突破できるようなチームというようなことを目指しつつ、具体的に、いま想定しておりますのは、1年を通した練習をしていこうと。シーズン中、シーズンオフ、特にシーズンオフの取り組み。例えばですけれども、室内での筋力トレーニング、それからシャトルコックなんかを使ったバッティング練習という、さまざま室内でできる工夫。それが1つでございます。

あとは、シーズン中ということになるかと思いますが、打撃力の強化と。やはり1点でも多く取るということが勝ちにつながるという実態から考えまして、打撃力の強化について強力にやってまいりたいと。

あと3点目は、怪我防止のボディケア、メンテナンスというようなことで、やっぱり専門のトレーナーといますか、そういった方をお願いできるのであれば、そういった方もお願いして、怪我をなるべく少なくなるように、やはり選手がそんなに多いチームではございませんので、選手一人ひとりを大切にするような、そういった取り組みを想定してございますので、実行委員会のなかで、よく検討してまいりたいと。

あと実際、1月だか、2月だか、いわゆる自主トレを昨年の市町村対抗の野球に出た選手は積極的に始めております。まさに通年を通したトレーニングに、もう自主的に入っているというような事実もございますので、ご紹介申し上げたいと思います。

あとソフトボールに関しましては、本年度、残念ながら出場できなかったというようなことで、実質、平成28年度が2回目の出場というふうなことになります。関係者から心強いとか、力強いお話がありまして、今年は絶対出るというような意思表示がなされた

ところでございます。こちらにつきましては、まだ2回目と、実質1回しか出ておりませんので、実績ですとか、これからの動向を踏まえながら支援等はみえてくるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと予算的にですけれども、昨年と補助金を比較しますと、プラスで18万3千円というような、単純比較で言えばなっております、総額で、体協の本体の補助金も含めますけれども、441万5千円と。この金額、微増のようではございますけれども、中の調整をして積極的な取り組みができるようなことで考えてございますし、あとこちらの体育の中ではなくても、さゆり公園のほうで備品なんかも計上いただいているというような部分も合わせまして進めてまいりたいと、練習等、強化策を展開してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。予算措置の中では、例えば私は、野球の市町村対抗に関してはなんぼ（いくら）、ソフトの市町村対抗競技に関してはなんぼ（いくら）というのをしっかり、私は示していただいた中で取り組むところが私は必要だなという思いがあります。いま、生涯学習課長言ったように、群岡にあった、いわゆるトレーニング器具をさゆり体育館に持ってきて自主トレをやっているのは私も承知しておりますが、そればかりでは、なかなか強く、体力づくりには当然なりますけれども、私はその、いわゆるチームづくりの工夫というのにも必要だと思います。

野球、ソフトに関連するところであれば、例えば冠大会をつくって、本町では野球に関してはそうチームは多くありませんけれども、例えば市町村の代表選考大会というような形で予選会をやって、代表チームを決める。野球、ソフトもそうなんですけれども、そこに、いわゆる補強するようなチームづくりというの、私はいいのかなという思いであります。

そういう強いチームをつくるには、私は練習もさることながら、いかに練習試合等の実戦を踏めるかというようなこともありますので、その辺の予算措置も含めて再度お尋ねします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 チームづくりの工夫、冠大会等の提案といいますか、そういったお話にお答えしたいと思います。

現在は、チーム数もそう多くない実態から、選抜というようなことで、オールスターでまさにいっているということでございます。その予選会等々につきましては、やはり実行委員会の中できちっと関係者と協議というものも、当然必要かなと思いますので、そういった必要だというような、もし判断がなされれば、そういったことも可能でしょうし、よく実行委員会の中で検討してまいりたいなと思います。

○議長 11款、災害復旧費。

12款、公債費。

13款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから議案第22号、平成28年度西会津町一般会計予算についての討論を行います。

(「議長」の声あり)

○議長 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 12番、荒海清隆でございます。私は、今次の平成28年度当初予算案に反対の立場で討論をさせていただきます。

理由としてであります、一般質問でも申し上げましたが、役場庁舎移転計画の2年間の遅れについてであります。この経緯の中において、遅れた原因の説明責任がなされていないこと、そして、責任の所在が明らかにできないことであります。それに加えて、プールの取り壊しの件では、文化財保護委員との意思疎通の欠如であります。

これらは町民の皆さまに明らかにしなければならないところです。このような隠ぺい体質は、町民にとって誠に不幸であり、私も残念でなりません。大変いい、立派な新規事業もありますが、今後このようなことがないよう、反省されることを願い、反対の討論いたします。議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は、平成28年度の一般会計予算の賛成の立場で、賛成討論を行います。

ただいま荒海議員より反対の理由ありましたが、いろいろ試掘調査についても、なかなかうまくことが運ばなかったとか、手順がちょっと違ったりして、なかなかこう進まなかったわけではあります、しかしながら、一般会計予算においては、別に反対する理由はないのではないのかというふうに思います。また、役場庁舎移転に関しても、これから例えば、新しい庁舎を建設するんだというようなことになれば、大変なわけではあります。

そういうようなことで、まだまだこの西会津町にはもっとやらなければならない、もっと子育て支援なり、教育の充実、また、現実的に42パーセントを超えている高齢者のために、やはりもっとソフト面でやらなければならないことがたくさんあると思います。また無駄な金を使うような、そういうことも避けていかなければならないと思います。いま、保育所問題についても、保育所の、認定こども園についても、財政的にやれるから、いま、なんとかそういうやれるというか、これがお金がなくなって、やっぱり財政的に大変になると、これはやれないわけではあります。財政状況なり、長期的な財政の見通し、そういう中で、いろんなことをやっている、そういうことで、いま、何とか認定こども園もできる。またこれからも、仮称の町民センターですか、そういうことについても、やはりこれから考えていかなければならないし、財政負担もいろいろあると思います。その中で、やはり財政的な、長期的なものも含めて、財政も、われわれ議員も一生懸命考えてやらなければ、この人口減少、そういったものに一生懸命町とともにやっていく部分はやっていく、言うところは言う、そういうようなことで、これからやっていければいいのではないかというふうに思います。

そういうことで、私は、今年度の、28年度の一般会計予算には賛成でありますので、どうか議員各位のご賛同をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(「起立 11 名」)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 22 号、平成 28 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 23 号、平成 28 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この分譲に関しましては、いろいろ情報の発信に努力しながら分譲に努めているというようなことでありましたが、昨年来、同僚議員からも、いわゆる造成というか整地をして、きれいにしておくことも必要ではないか、あるいは細分化をしながら、その小さい需要の対応もしなければいけないのではないかという意見が出されていると思いますが、その辺の検討はされたのでしょうか、1 点お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 工業団地の整地、いま、残土の部分ということでのご質問にお答えしたいと思います。

確かに整地されていないという部分で、なかなか分譲を PR するにも、確かにちょっとあまり見栄えはよくないというのが確かに現状ではございます。いま現在、昨年度に、26 年度に策定しました企業誘致プランに基づきまして、庁内でワーキンググループをつくっておきまして、いま現在、その工業団地のあり方という部分も、いま現在、ちょっと検討しているところでございます。

それを踏まえながら、今後、あそこの工業団地のあり方という部分も検討していかなければならないのかなという部分とですね。ただ、情報の発信と PR ということだけでも仕方がございませんので、今後、県の企業立地課と、あと東京事務所の情報を入れまして、今度は外から打って出るということで、企業訪問をちょっと、あてのあるところを訪問していきたいという部分で考えているところでございます。

したがいまして、現在のところその部分については、まだ現状という部分にはなっておりますが、今後ちょっとしっかりした形で方向性を示していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ワーキンググループの中で検討されるということではありますが、だいたいいつごろまでに方向性が示されるのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 一応、やはり来年度、29 年度の予算の部分には、反映をさせていかなければいけないという部分もございますので、早急には決めていきたいと思いますが、年内

中には決めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 これでは質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、平成 28 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 28 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 24 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 28 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 25 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 26 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 27 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 28 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第28号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第28号、平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
日程第8、議案第29号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第29号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第29号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
日程第9、議案第30号、平成28年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第30号、平成28年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第30号、平成28年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
日程第10、議案第31号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第32号、平成28年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。  
13番、清野佐一君。

○清野佐一 1点だけ質問させていただきます。28年度から石綿管の更新が始まるわけですが、それらのだいたいメーター数といいますか、どのくらいを予定されているのかお伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 老朽管の、いわゆる石綿管の更新ということでございまして、平成28年度から今回取り組むということで、今回1千万円ほど金額を計上させていただいております。今回、平成28年度は初年度でありますことから、ちょっと測量設計関係、ございしますので、それらをやった上で更新をしていくということで進めていく予定でございます。

したがって、ちょっと何メートルまでできるかというのは、現段階ではちょっとつかんでいない段階ですので、ちょっとメーターは申し上げられませんが、やはり初年度ありますことから、まずやってみて、どのくらい進めることができるか、特に新たに引くのと違ひまして、更新の場合は、現在ある管を生かしながら仮設をつくり、その新しい管ができれば、それにつなげるという、ちょっと複雑な手続きをしながら進めていかなければならない部分がございますので、それらを含めながら、28年度に実施をしながら、しっかりと検証していきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第32号、平成28年度西会津町水道事業会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成28年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第33号、平成28年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

す。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(16時05分)

平成28年第1回西会津町議会定例会会議録

平成28年3月17日(木)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長補佐	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第14号）

平成28年3月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第36号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第3 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 日程第4 意見書案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書
- 日程第5 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第6 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第7 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第8 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第9 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。平成 28 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員長、佐藤忠正君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。議案書並びに辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）をご覧いただきたいと思っております。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき策定しているところでありまして、辺地対策事業債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが条件となります。

現計画につきましては、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする計画であります。平成 27 年度事業として予定しておりました事業の内容に変更が生じたので、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、辺地に係る公共施設の総合整備計画(変更)をご覧いただきたいと思っております。

今次の変更であります。新郷辺地 1 地区に係る総合計画の変更でございます。その内容であります。3 ページをご覧いただきたいと思っております。

施設名、町道漆窪線。事業費について 4 千万円から 3,666 万 4 千円に、内辺地債充当額 1,400 万円を 2,520 万円に変更するものであります。これは事業費の減少及び国庫補助金の減少に伴う辺地債の増額による変更を行うものであります。

以上で辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の説明を終わります。

本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 変更でありますから、これは致し方ないことかと思っておりますが、本町では、過疎債を使ったり、辺地債、辺地対策事業債、使ったりしているわけですが、その辺のいろいろ、こう使い分けをされている中で、比率にしたらどの程度の比率になっているか。辺地のほうは率がいいというか、そういうことがあって、いいかなと思うんですけども、また、辺地という 1 つのくくりがあって、なかなか全てというわけにはいかないはずで

ですから、その辺の比率の具合、だいたいどの程度やられているのか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず今、ご質問にありました過疎対策事業債、それから辺地対策事業債、それぞれ有利な起債でございまして、過疎債につきましては、元利償還金の7割が交付税算入、辺地債につきましては、元利償還金の8割が交付税算入ということでございまして、その比率はということでございますが、町が各種事業をやる上で、借り入れする、例えば過疎債ですと、通年ベースでいきますと、約4億円程度。それから辺地債ですと、約3千万円程度ということで、当然その国から県に配分され、県が各要望市町村に配分するわけでございますけれども、その枠の関係がございまして、だいたい今申し上げたとおり、西会津町ですと過疎債が4億円、それから辺地債が3千万円ということでございまして、約10分の1、過疎債を10とすれば、その10分の1程度が辺地債の借入額ということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 この辺地にかかる問題というのは、このいろんな事業があるわけですが、道路の整備だとか、消防設備だとかありますけれども、これはやっぱり抜本的な対応策、今後練っていくしかないのかなと私は思います。そんななかで、総合計画の前期計画の中には、いわゆる集落の再編等の計画もあったわけなんですけど、その後期計画にはそれが出てこないということで、これから道路整備する、あるいは消防設備を充実させていく、これは大変重要なことではありますが、どんどんここに書いてありますけれども、消防団員等が年々少なくなってきていると。やっぱりこの辺地のエリアの抜本的な対策というのは、これから計画的にやっていかなければいけないと思うんですが、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 いま、集落の再編という意味のおただしかなと思うわけですが、これは当然、その地区の方々のいろいろな話し合いとか、そういったのも今後そういう面では必要なかなというふうに思います。

今回、こういった事業計画のなどをあげて、それぞれの地域の生活水準をあげたりとか、利便性を高めたりとか、そういったのがこの辺地計画とか、過疎計画においては、その趣旨のもとにこういった道路とか、いろいろな施設整備をするわけですが、その集落の再編となりますと、当然これはその地域に住んでいる方々の生活圏の問題もあるわけですので、そういった面で、十分そういった地区の方々の話をしながら、今後どういう形がいいのかというのは検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 当然そのとおりではありますが、やっぱりそれは、喫緊の課題というよりも、すぐに結論が出ることではないと思いますけれども、やっぱり長いスパンである程度計画的にそれは話し合いを進めていく場所があってもいいのかなと、私は思いますので、今後そういう計画をつくるおつもりがあるかないかだけ、お尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。



○企画情報課長 再質問にお答えしたいと思います。

計画となると、どういった形がいいのかとか、そういった内容等を十分検討しなければいけないと思いますけれども、やはりそういった集落の方々との話し合いの場というのは、今後いろいろ懇談会などを持ちながら、そういった意向などを確認しながら、聞きながら、それがどういう形の集落再編につながるのかどうかも含めまして、そういったのを計画に載せたほうがいいのか、そういうのも含めて、いろいろ地域の方々との協議の場をもっていききたいというふうには思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今ほどの集落の再編成というようなことが出ましたが、私が歩いている感じの受け止め方は、やはり今、その地域に残っておられる方は、それなりの覚悟と申しますか、意志を持ってその地に留まっておられる方が大部分であります。たぶん私は1人になってもここにいるよという方だと、そのくらいの方がたくさんおられます。私やはり、そういうものを今後進めていこうとするならば、まず受け皿づくり、例えば町内に、そういう高齢者の方々が住めるような、中心部に集約するような、そういう方々が住めるような環境を整備して、はじめてそういう話は進めることになっておりましたが、やはり、現段階において、そういう受け皿ができていないままに、そういう話だけが進んでいくというのは、なかなか地域住民の同意は得られないのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 これ質疑だから、一般質問になってしまっているから。

○三留満 そのことについて考えはありますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

今回の辺地計画の中でも、そういった過疎、辺地の地域にも、いろいろな施設を整備することによって、暮らしやすい生活環境、それを整備しようというのが、この趣旨でありますので、そういった今、議員さんがおっしゃった内容等につきましては、今後十分、集落の方々とお話し合いをしながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この公共的施設の整備計画のところ、小型動力ポンプ200万円とありますけれども、これは搭載車は別の値段なんですか。

○議長 町民税務課長補佐、五十嵐博文君。

○町民税務課長補佐 お答えいたします。

計画の中で、消防施設小型動力ポンプとありますけれども、可搬のポンプで、自動車ではございません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

資料配付のため暫時休議します。(10時14分)

○議長 再開します。(10時15分)

日程第 2、議案第 36 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 36 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年 6 月 30 日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、奥川、梨平在住の長谷川成博さんを適格者として認め、推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

長谷川さんについてご紹介申し上げますと、昭和 27 年 12 月、奥川、梨平の生まれで、県立会津農林高等学校を卒業後、昭和 46 年 11 月にヤマサ樹脂工業株式会社に勤務された後、株式会社ヤマサ福島取締役、有限会社ソニック電子取締役工場長を経て、株式会社飯豊建設に勤務され、平成 26 年 7 月に退社されました。

また、平成 13 年 12 月から西会津町民生・児童委員を務められているほか、西会津町社会福祉協議会理事、西会津町森林組合理事などを務められており、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。

任期につきましては、3 年であります。

以上、略歴等につきましてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川成博さんを入権擁護委員として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 36 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者と認めることに決しました。

日程第 3、陳情第 1 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 総務常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

記。受理番号、陳情第 1 号。

付託年月日、平成 28 年 3 月 4 日。

件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上でございます。

○議長 これから陳情第 1 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 1 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、意見書案第 1 号、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 意見書案第 1 号を申し上げます。

提出者は記載のとおり、総務常任委員会総員 6 名でございます。

公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、内閣総理大臣、安倍信三様。文部科学大臣、馳浩様。財務大臣、麻生太郎様でございます。

公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書。

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応や、子どもたちが主体となるゆたかな学びの推進が求められている。特に東日本大震災、原子力災害の発生以降、新生ふくしまを目指し、学校、保護者、地域、そして子どもたちが復興再生に向け邁進している。

10月26日に財政制度等審議会は、現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らせるとする教職員定数のベースラインを公表した。本案に対し、中央教育審議会は、異例の緊急提言を行い、教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実確保すべきであるとの見解を明らかにした。

現在、公立小中学校では、授業だけではなく、生活指導、進路指導など、さまざまな個別指導を行い、その比重は増している。また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化している。保護者からのきめ細かな指導を求める要望も大きくなっている。今後も子どもたち一人ひとりに対応した教育を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要である。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

記。

1つ、子どもたちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるために、公立小中学校の教職員数を充実・確保すること。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって意見書案第1号、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第5、総務常任委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続

審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

町側より、条例と補正予算の専決及び臨時議会の開催について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 3月議会定例会の閉会にあたり、平成27年度中における議会臨時会の開催並びに西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてお願いを申し上げます。

まず第1点目の議会臨時会のお願いであります。本年1月20日に、国の平成27年度補正予算が成立し、それに伴い、地方創生加速化交付金事業が創設されたところであります。

本町におきましても、現在、3つの事業について要望しているところであります。その交付決定が本日以降となる見込みであります。また、特別地方交付税及び各種交付金等の決定につきましても、本日以降となる見込みであります。これらにかかる補正予算の調製が必要となりますことから、議会臨時会の開催をお願いするものであります。

次に、第2点目の西会津町税条例の一部を改正する条例の専決についてであります。平成28年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が今国会で成立する見通しであることから、町税条例の改正が必要となるものであります。

改正内容であります。上位法である地方税法が改正されることにより、町たばこ税に関する経過措置について一部改正が必要となるものであります。これらの諸手続きが、本年3月31日付けとなる予定であることから、議会を招集する時間的余裕がございませんので、地方自治法第179条第1項規定により、専決処分をいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会定例会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、3月予算議会にあたって、慎重なるご審議を賜り、条例の改正、補正予算、平成28年度一般会計及び特別会計予算、人事案件など、すべての議案に対しまして、原案のとおりご議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

特に今議会は、年間の予算等を決める極めて重要な定例会でありました。また本年度から本格的に実施してまいります地方創生まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、本町の総合計画、後期5カ年の初年度ともなり、これまで以上に三役をはじめ、先頭に、職員一同気を引き締めて各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

本議会で賜りました町政各般にわたるご意見、ご要望につきましては、町政執行にあたり適切に対処してまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、今議会でも申し上げましたように、本年度町制の重点事業としては、昨年の小学校建築に引き続き、認定こども園の建設が行われます。これが完成されれば、幼児、小学校、中学校が同一エリア内で一体型の教育環境が整うことになり、将来、本町を担う人材育成が大きく前進されたものと考えております。

また、町の基幹産業である農林業の振興に直結する道の駅農産物販売施設等も8月お盆前には開店できるよう鋭意進めてまいります。既に40万人を突破しておりますので、さらなる来客に努め、ひいては町内誘客と地域経済の活性化に大きく前進するよう取り組んでまいります。

もうじき、本格的な春となります。4月から新年度が始まり、躍動の季節となります。「みんなの声が響くまち にしあいつ」の政策が全町内に行きわたるよう、全力を傾注してまいります。

結びに、議員各位におかれましては、これからも議会活動に専念され、もっといい町へ、そして議会進展のために、ますますのご活躍をご期待申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

この際であります。皆さまに申し上げます。昨日、元西会津町長、山口博續氏をご逝去されました。誠に慚愧の極みであります。心からご冥福をお祈り申し上げます。

山口博續元町長にいたしましては、昭和60年の町長選で初当選され、以来6期、24年にわたり町勢進展にその手腕を発揮されてこられました。特に町政にいたっては、健康を最重点事業に掲げ、トータルケアのまちづくりを始め、さゆり公園の整備、温泉施設、老人福祉施設など、各種福祉施設の整備、さらにはケーブルテレビなど、多くの事業をなしとげてまいられました。また、役職においては、県町村会副会長、耶麻地方町村会長、全国有線テレビ協議会会長を歴任されてまいりました。その功績が認められ、平成22年、旭日小綬章を受けられたところでもあります。改めて哀悼の意を表します。

なお、葬儀につきましては、山口家、西会津町との合同葬儀を4月14日、さゆり公園体育館において執り行うよう、現在進めているところでございます。

以上、申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

はじめに、町政発展のため長年にわたりご尽力されました山口博續元西会津町長が、昨日ご逝去されました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、今期定例会は、去る3月4日以来、本日まで14日間にわたり、平成28年度当初予算をはじめ条例制定、計画策定、補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を控え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されまし

たことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は信頼と協働を基本として相互信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による議会報告会を5月に開催する予定であります。議会といたしましては町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思っております。

例年になく春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げます。

これをもって、平成28年第1回西会津町議会定例会を閉会します。(10時43分)



以上会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月17日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員